

2016年3月

災害後の人々の移動とアソシエーションの
人類学・社会学的研究

辰巳頼子編

文部科学省科学研究費報告書

2012年度～2015年度

基盤研究(c)

目次

はじめに（辰巳頼子）

Chapter 1

原発事故に伴う長期避難と避難者受け入れをめぐる課題（高木竜輔） 1

Chapter 2

広域避難の現状と長期的な支援体制の模索（原口弥生） 21

Chapter 3

ひきつづく課題、「支援」の困難と可能性—福島第一原発事故から東京への母子避難者の
三年間（辰巳頼子） 35

Chapter 4

東日本大震災の NGO 支援活動選択—地震・津波被災者が原発事故ディアスポラカー
（鈴木直喜） 59

Chapter 5

支援の現場を内側から見る—福島第一原子力発電所事故の避難者支援を事例に
（福武慎太郎） 87

Chapter 6

いわき市における幼い子供がいる市民の為の放射線測定の取り組み（布施雅彦） ... 111

Chapter 7

公衆衛生学的リスクコミュニケーションアプローチによる移動選択の支援の可能性と
限界（豊川智之） 153

Chapter 8

非自発的な移動現象としての避難行動—中国北京の SARS 感染拡大時における日本人留
学生のケースから（浜本篤史） 171

Chapter 9

コソボ出身国内避難民問題の恒久的解決と財産権の回復（斎藤一正） 202

はじめに

この研究会は、東日本大震災をうけて東京で開設された避難所での調査をきっかけに、その調査に参加したメンバーが中心となり発足したものである。この避難所には、避難指示をうけているわけではなく、東日本大震災後の福島第一原発事故による危険性を自身で判断して避難してきた人々（当時は「自主避難者」と呼ばれていた）が多くいた。避難所閉所後の避難者について、継続的に調査する可能性を探るとともに、ある人間が避難という決断をし、その行為を続けるということ、さまざまな角度から研究することを構想し、研究会を発足することとした。

研究代表者である私は、環境の悪化や災害からの避難を研究してきたわけではない。自発的移動と非自発的移動の境界にあるような人々の移動について研究してきた。そこで、この研究会には、災害、避難の問題に詳しいメンバーに加わっていただいた。しかし、そもそもの出発点は、避難という現象を通すとよりはっきりとみえてくるような、より普遍的なテーマへとつながるような着想、論点を発見していくことであった。そのため、疫学研究や（広い意味での）開発学などの、必ずしも避難と関わらないようにみえる分野のメンバーにも加わっていただいた。

研究会で私たちが行った議論に枠組みを与えると、避難論と支援論ということになる。避難とはそもそもどういう行為を指しているのか、人々はどのようなリスクの判断を下しているのか、避難はどのように続くのか。そして、それを支援する側には、どのような選択肢がありうるのか。避難者同士、または避難者と支援者、支援者同士は、どのようなつながりを持ちうるのか。これらが検討課題となった。ここでいう支援とは、なんらかの支援活動に関わるということのみを指すわけではない。そもそも避難者を支えるには様々な方法がある。隣

人が避難者であるということも可能性としてある。そこから、研究成果を読んでもらいたい読者としては、東日本大震災にかかわる支援に興味を持つような大学生、ボランティアを志すような一般の読者を想定して、そういった人々に、避難の問題に興味を持ち、広い意味での支援の可能性について考えを巡らせることができるような内容にしていきたいという議論になった。

結果として本報告書に掲載できたのは、研究会が全体として目指したものの中間報告的なものにすぎない。報告書としてまとめたうえで、この報告書を大学生やボランティアを志すような一般の読者のためのガイドとして用いることができるような工夫をしていけないかなど、今後の展開を模索していきたいと考えている。

とはいえ、報告書の原稿には、研究会の議論を通して得られた、幾つかの論点が明らかになった。避難論の分野に関しては、長期化する避難をめぐる課題である。本報告書のなかでは、Chapter2 と 3 では、避難生活が長引くなか、茨城県と東京都への避難者がどのように避難生活を送っているのか、今後の見通しはどのようにたてられうるのかを問い、Chapter1 は、長期避難者自身がどのような展望を持っているか、とともに避難者を受け入れる側の人々の意識についても、その複雑さをアンケート結果から明らかにしている。

つづいて、支援とは何か、という根源的な問いを問うような、支援論の分野である。Chapter4 と 5 では、避難を支援する NGO や市民団体が抱える課題についての論考である。Chapter4 は、なぜ国際協力 NGO が原発事故をめぐる支援に関して、(津波支援と比べ) 積極的ではなかったのかについて論じている。Chapter5 は、福島第一原発事故後の数ヶ月という避難の初期の時期の避難所における支援の諸相を、「不満と怒りが交差し合う場所」特殊な空間として描いている。

さらに、Chapter6 と 7 は、リスクをめぐるコミュニケーションについて論じており、これも福島第一原発事故からの避難を考える上で非常に重要なものである。Chapter6 は、いわき市に居住する筆者が、行政、学校、NGO、市民団体、母親個人等々多くのカウンターパートに

相対しながら、「正しい測定」にこだわってなんとか各々とコミュニケーションを取ろうとした、その苦闘の記録である。Chapter7は、疫学でリスクをどうとらえようとしたときの限界と可能性を論じ、福島第一原発事故における「専門家」と「非専門家」のコミュニケーションがどのように可能なのか、論じている。

Chapter8と9は直接福島第一原発事故からの避難を扱った論考ではないが、避難の決断と継続をめぐる判断の困難さを語っている。Chapter8はSARS感染拡大時における日本人留学生の判断を論じており、環境が悪化していくときに何を重視した判断を行いうるかという問題が立ち現れている。Chapter9はコソボ出身国内避難民の統合および帰還の困難さを論じるが、それは避難者が現在も今後も抱えていくであろう選択肢とその困難を現している。

避難と支援の問題を中心にしながら考えてきたが、それを超えて、全体として問われているのは、災害と事故を経て、いかにして信頼を基盤とした社会を作り直していくのかという点である。おそらくそれは、自治、市民社会論といった課題と結びついていくだろう。成果を練り直しながら、新しく考えていきたい。

2016年3月

辰巳 頼子

Chapter 1

原発事故に伴う長期避難と避難者受け入れをめぐる課題

高木 竜輔

1. 問題の所在

2011年3月11日に発生した福島第一原子力発電所事故からはや5年が経過した。現時点では避難地域の解除が政府によって進められている。除染やインフラの復旧などが進み、2014年度には川内村と田村市都路地区で避難指示が解除され、2015年度には楡葉町で避難指示が解除された。他方で長期避難に対応すべく復興公営住宅の建設が各地で進められている。原発事故に対する復興施策は一定程度進んでいるようにも思われる。

とはいえ、5年以上の長期にわたる避難を強いられると、住民の帰還はそう簡単ではない。2012年3月に帰町宣言した広野町でさえ、避難指示解除から4年がたとうとするタイミングで住民の帰町は半数に満たない。

このように、町民の帰還は相当の時間がかかるのである。その背景には、避難先で生活を再建すると、そこから避難元で生活を再開することには多くのクリアしなければならない条件があるからだ。つまり、町民が元の地域にもとめるためにはさまざまな条件がある。子どもの教育の問題、親の介護の問題、仕事の再開など、さまざまな条件がクリアになってこそ町民は戻れる。単身者は比較的帰町が容易であるが、家族を抱えるとさらに帰町は難しくなる。高木（2015c）でも明らかにしたように、役場も含めた全域が避難を余儀なくされた地域の復興は、住民の帰還の

地域社会の機能との相互作用のなかでゆっくりと進むのである。

さらに、長期避難に伴い避難先での住宅再建が一定程度進んでいることも指摘しておこう。復興庁の2015年度の調査においても、大熊町や双葉町などにおいて住宅購入が進んでいることが明らかになっている。とはいえ、これが必ずしも帰還の断念を意味するものではない。他地区での住宅は再建したが、長期避難の先に元の地域にもとることを考えている住民も一定程度いるのである。

何がしたいのかというと、政府の帰還政策が進む中で人々の将来選択は「帰還—移住」という単純なカタチで理解できない、ということである。そこにはさまざまなパターンが考えられる。両端に「すぐ帰る」「戻らない」という選択肢があるならば、その中間には「借り上げ住宅のまま避難元に仕事に行く」という人もいれば、「避難先に住宅を購入してそこから避難元に行く」という人もいるだろう。また「借り上げ住宅のまま避難先で仕事をする」という人もいるかもしれない。金井利之は避難先から避難元への仕事などの理由で通うことを「通い復興」と呼んでいる（高木, 2016）。このような通い復興が当面における避難者の行動パターンとして見られるだろう。

以上のことを考えると、政府の帰還政策が進められるなかで、避難者の置かれている立場は多様であれど、避難先での長期避難は当面続くということである。政府が避難指示を解除したとしても、すぐに避難者が戻るわけではない。その一定程度は移住という形で元の地域に戻らない選択をするかもしれないが、他方で一定程度は「通い復興」という形で避難先から避難元に通う生活パターンを継続する。

そう考えると、原発避難者の避難は政府の帰還政策とは関係無く続くのであり、そのことを踏まえた地域社会づくりが求められている。特にいわき市は原発避難者を多く受け入れている地域であり、そこにおける避難者と受け入れ住民との関係づくりは長期にわたる課題として検討していかなければならない。

本稿では、原発事故に伴う長期避難下において、避難者ならびに受け入れ住民それぞれの意識について明らかにする。政府により避難指示が

解除されても、すぐに元の地域に戻れないとするならば、避難先における生活をよりよくしていくことが求められる。しかし避難者と受け入れ住民との軋轢が生じているならば、両者を取り巻く状況をきちんと理解し、軋轢を緩和する方策をとる必要がある。本稿では具体的な施策まで提案できないが、少なくともその方向性については示したいと思う。

2章では原発事故・原発避難の経緯について整理し、避難者と受け入れ住民との軋轢をもたらす要因について紹介する。3章では受け入れ住民が避難者をどのように見ているのかについて、いわき市を対象に実施した質問紙調査のデータから明らかにする。4章では逆に、避難者が長期避難下においてどのような意識を持っているのかを明らかにしたい。ここでは2015年に檜葉町で実施した質問紙調査のデータを用いる。最後5章では、両者の分析を踏まえて考察を述べたい。

2. 原発事故に伴う長期避難

まずここでは、原発避難の経緯について整理しておこう。ここでは山本ほか(2015)の整理を参考にして本稿に関連する限りで経緯を確認しておきたい。

2-1. 原発事故の発生と広域避難(第一期)

2011年3月11日に発生した東日本大震災によって東北地方太平洋沿岸を中心に大津波が押し寄せ、福島県沿岸部に位置する福島第一原発の冷却機能が失われて水素爆発が発生した。そのことにより、政府は翌日に20キロ圏内に避難指示を、30キロ圏内に屋内退避指示を出し、双葉郡の住民を中心に着の身着のままの避難を余儀なくされた。同年4月22日には20キロ圏内が警戒区域に、30キロ圏内が緊急時避難準備区域に指定され¹、20キロ圏外でも線量が高い地域が計画的避難区域に定められた。双葉郡を中心として多くの自治体が住民だけでなく、役場機能も

他地域に移動を余儀なくされた。

このような政府指示による避難を強制避難というのに対して、避難指示が出されていない地域からも母子を中心として避難する動きが生じており、これを自主避難と呼ぶ²（山下ほか，2012）。原発避難者は、避難区域から福島県内の市町村へ、福島県内の市町村から関東圏へ、関東圏からも西日本へ、という玉突き状の移動が見られる。加えて生活再建の過程で避難者が新たな場所へと移動したり、また詳細な放射線量の発表によって新たな避難が生じるなど、避難者の移動の全容を把握することは非常に難しい。

なお、避難の長期化が予測されるなかで、避難元自治体からは住民が避難先でも住民票を移すことなく生活できるよう施策を求める声が上がった。それに対して総務省は2011年8月に原発避難者特例法を制定した。これは福島県浜通り地域の3市8町3村が対象であり、これらの地域からの避難者に対して受け入れ自治体は定められた行政サービスを提供することとなった（その手当てとして国は受け入れ自治体に対して避難者一人当たり4万2000円を交付することとなった）。

2-2. 避難区域の再編（第二期）と避難指示の解除（第三期）

2011年12月16日に政府は、福島第一原子力発電所が冷温停止状態になったと判断した。これがいわゆる「収束宣言」である。これを根拠として、事故対応は新たなステップに突入することとなった。

この段階での主要施策の一つが区域再編である。2012年から警戒区域・計画的避難区域を中心として避難区域の再編がおこなわれるようになる。これらの地域は線量によって避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域へと再編された。しかし区域再編は後から述べるように賠償基準ともリンクするために各自治体から抵抗の声が上がり、区域再編が完了したのは2013年8月であった。

もう一つの主要施策は賠償基準の設定である。当初政府は精神的賠償とは別に財物賠償（土地、家屋など）の基準を発表したが、この三分

の避難指示と賠償終期をリンクさせたために警戒区域、計画的避難区域の自治体から反発の声が上がった。特に三区区分が混在する浪江町、富岡町からの抵抗は非常に強く、この地域の区域再編は遅れた。

ここで取り上げていない除染によって汚染された地域を綺麗にし、除染やインフラの復旧が終わるまで避難をしてもらう。避難者には三区区分の設定によって避難の終期を明示し、その期間までで精神的賠償、財物賠償を支払う。そこにおいては原則として全ての避難区域に住民を戻ってもらうことを前提に施策が組み立てられており、このことを「帰還政策」として整理されている（山下ほか, 2013）。

ただ、政府の施策は時間の経過とともに少しずつ変化している。2013年12月には政府より新たな方針が示され、帰還困難区域に関しては事実上他地域への移住を促す施策が示された。また居住制限区域、避難指示解除準備区域の避難者においても他地区での住宅確保を希望する際には差額を支払う住宅確保損害が定められ、これをきっかけとしてこれらの地域からの避難者も他地区での住宅購入の動きが見られるようになった。

2014年からは次の段階、避難指示解除の段階へと突入する。2014年には田村市都路地区、川内村にて緊急時避難準備区域が解除された（川内村の居住制限区域は緊急時避難準備区域に再編）。さらに2015年には楡葉町にて避難指示が解除された。政府は避難指示解除を推し進めるために、すべての居住制限区域、緊急時避難準備区域に関して2017年3月末までの避難指示解除を目指すと発表した。

2-3. 避難者の流入と受け入れ住民との軋轢

原発事故に伴い多くの方々が長期にわたって避難を余儀なくされた。約15万人の避難者が全国各地に避難することになったが、このことを受け入れ地域からみれば、それだけの原発避難者を受け入れていることを意味する。

特に福島県いわき市は、浜通り地域の拠点都市であり避難地域からも

近いことから、多くの避難者が流入することになった。表 1 は震災直後から現在までの各避難地域からいわき市への避難者数の推移を示したものである。震災直後からいわき市への流入は進み、現在もその数は増えている。特に双葉郡 8 町村に関しては震災時人口の 3 分の 1 がいわき市にて避難していることが分かる。

また、地域によってもいわき市への集住に違いがみられる。2015 年 4 月時点でみると、檜葉町では町民の 75.3%がいわき市に避難しており、そのほか広野町（48.1%）、大熊町（37.6%）、富岡町（37.1%）、となっている。大熊町や富岡町は他地区に役場機能があるもののいわき市への避難者数が一番多くなっている。

さらにいうと、避難者の入れ替わりが一定程度存在し、現時点でも移動が落ち着いていないといえる。広野町は 2012 年 3 月末をピークとしていわき市への避難者数が減少している（ピーク時から約 1,300 人減少）。それに対して他の町村はいわき市への避難者の移動が続いている。

避難地区住民のいわき市への流入に関しては、(1)気候や避難地区への近さ、(2)仕事の都合、(3)住宅の都合、という二つの要因が主に考えられる。(1)に関しては、いわき市は避難地区と同じ浜通りにあり、夏は涼しく冬は雪が降らない。豪雪地帯である会津地方とは気候が異なるため、同じ気候を求めていわき市へ移動する動きが続いている。もちろん、避難元に近いという要因もある。

(2)に関しては、震災前からの仕事との関係で復興や廃炉に関連する仕事に従事するためにいわき市流入することが多いと思われる。筆者は浪江町役場から町民を対象に実施した質問紙調査のデータをお借りし、二次分析をおこなったことがある（高木, 2015a）。そこで明らかになったのは、いわき市にて避難している人において仕事をしている人の割合が高いという結果であった。同様の傾向は筆者らが 2012 年に檜葉町民を対象に実施した質問紙調査においても確認できた（高木・石丸, 2014）。

(3)については、旧警戒区域の避難者を中心として避難先、特にいわき市に住宅を求める動きがある。図 1 は復興庁の避難者意向調査から現在の居住形態に関するデータを抜き出したものである。これを見ると、

各地域とも持ち家の割合は増えている。地域別の持ち家割合のデータがないためこれ以上のことは正確には分からないが、避難元に近いいわき市にて住宅を求める動きが今なお存在すると思われる。

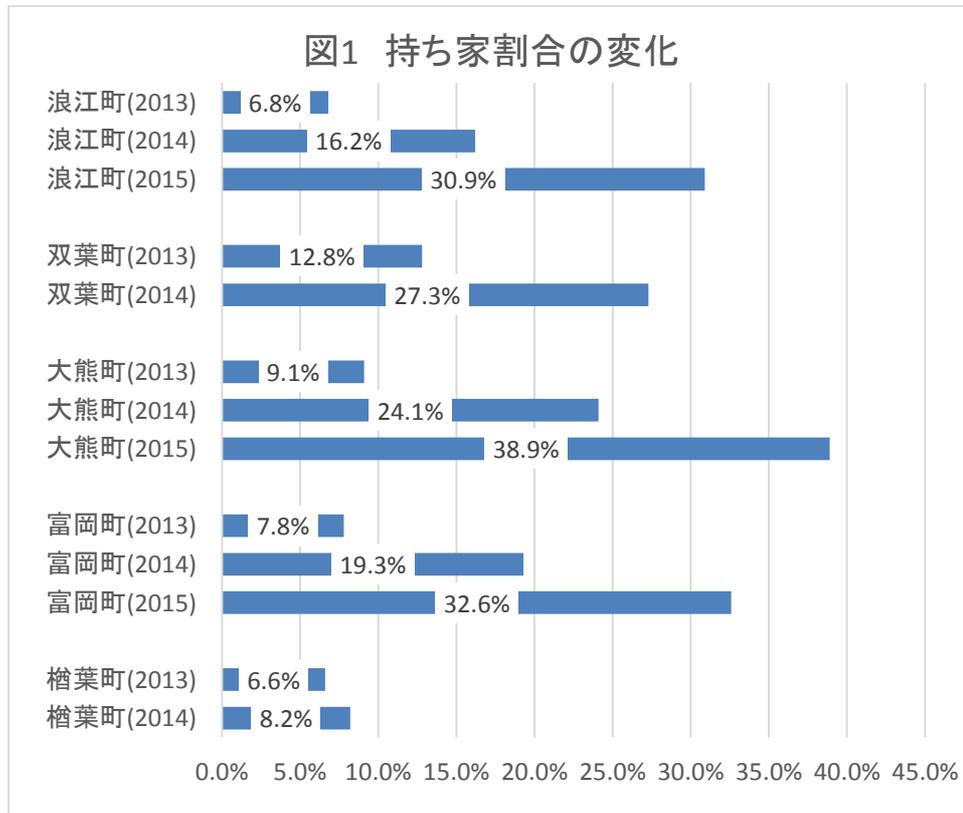
また、帰還困難区域の住民を中心として復興公営住宅への入居の建設が始まり、2015年度からは入居が始まっている。現時点において、福島県全体で4890戸の復興公営住宅の建設が予定されており、そのうち約3分の1にあたる1768戸がいわき市に建設される予定である。これは数回にわたる意向調査をもとに整備計画が建てられたもので、ここからも長期避難においていわき市を避難場所として求める声が高いことがわかる。

表1 原発避難者特例法に基づく他市町村からいわき市への避難者数

	震災時 人口	2011年		2012年		2013年		2014年		2015年
		7月28日	11月7日	3月31日	9月30日	4月1日	10月1日	4月1日	10月1日	4月1日
浪江町	20,905	1,526	1,757	1,864	2,049	2,173	2,266	2,356	2,536	2,625
		7.3	8.4	8.9	9.8	10.4	10.8	11.3	12.1	12.6
双葉町	6,932	658	1,090	1,070	1,340	1,464	1,611	1,761	1,828	1,872
		9.5	15.7	15.4	19.3	21.1	23.2	25.4	26.4	27.0
大熊町	11,515	1,446	2,639	2,581	3,311	3,756	3,891	4,072	4,183	4,325
		12.6	22.9	22.4	28.8	32.6	33.8	35.4	36.3	37.6
富岡町	16,001	3,442	5,097	4,699	5,184	5,538	5,596	5,686	5,761	5,933
		21.5	31.9	29.4	32.4	34.6	35.0	35.5	36.0	37.1
葛尾村	1,531	38	32	38	35	31	33	33	34	34
		2.5	2.1	2.5	2.3	2.0	2.2	2.2	2.2	2.2
川内村	2,820	339	322	332	314	378	346	300	271	237
		12.0	11.4	11.8	11.1	13.4	12.3	10.6	9.6	8.4
檜葉町	7,700	3,762	5,192	5,200	5,641	5,762	5,785	5,754	5,781	5,798
		48.9	67.4	67.5	73.3	74.8	75.1	74.7	75.1	75.3
広野町	5,418	3,145	3,821	3,991	3,892	3,762	3,466	3,164	2,965	2,606
		58.0	70.5	73.7	71.8	69.4	64.0	58.4	54.7	48.1
双葉郡計	72,822	14,356	19,950	19,775	21,766	22,864	22,983	23,126	23,359	23,430
		19.7	27.4	27.2	29.9	31.4	31.6	31.8	32.1	32.2
南相馬市	70,878	585	904	812	817	807	765	737	730	669
		0.8	1.3	1.1	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0	0.9
田村市	40,422	15	24	19	36	38	35	37	36	36
		0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
川俣町	15,569	1	2	2	4	4	3	2	2	2
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
飯舘村	6,209	11	12	14	12	18	17	12	9	10
		0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.2	0.1	0.2
合計	205,900	14,968	20,892	20,622	22,638	23,731	23,784	23,914	24,136	24,147

出典:いわき市役所

注:2011年に関してはいわき市が各町村へ問い合わせた数字を示したもの



出典：復興庁

このように多くの避難者が広域避難するなかで、避難者と受け入れ住民との間にさまざまな軋轢が生まれるようになった。特に象徴的に語られるのが、2012年末においていわき市の公共施設に被災者を中傷する落書きが見つかったことであろう³。それ以外にも仮設住宅へのいたずらなどが発生している。これらの背景には賠償額の格差などが指摘されている（川副, 2013）。この事態に対し原発避難者は、このような軋轢を前にして自分の出身地を言えなかったり、いわきでの息苦しさを感じている（山本ほか, 2015）。

2012年末に生じた落書き事件をきっかけに関係者の間でも両者の関係改善を目指す取り組みがなされている。避難者と受け入れ住民との交流事業がいわき市内でも行われるようになった。とはいえ、両者の間の火だねが完全に消えたかといえそうとは言えない。

このように、避難者と受け入れ住民との間の関係づくりは喫緊の課題である。後述するように原発避難者の避難が長期にわたって継続することを考えると、避難者にとってこのような軋轢の存在が避難生活において大きなストレスになると考えられるからである。そのための制度設計として今井は二重住民票制度を提起しているが（今井, 2014）、それ以外にも避難者の長期避難に向けてさまざまなしくみづくりが求められていると思われる。

ここではそのための準備作業として、(1)受け入れ住民が原発避難者のことをどのように見ているのか、(2)避難者が長期避難に伴ってどのような想いでいるのか、この二つの点をデータによって明らかにしたいと思う。

3. 原発避難者を受け入れる側の態度

まず、受け入れ住民が原発避難者のことをどのように見ているのか。この点について、いわき市民を対象として実施した質問紙調査の結果によって明らかにしたい。

3-1. 調査の概要

この調査は、復旧・復興ならびに原発事故に関するいわき市民の意識を明らかにする目的で 2014 年 1 月に実施した。調査実施主体はいわき明星大学人文学部現代社会学科である。調査の都合により、調査対象地を平地区、小名浜地区に限定した。その理由としては、本調査においてはいわき市民と避難者との軋轢の構造を明らかにすることが大きな課題となっており、その点で両地区は双葉郡からの避難者を多く受け入れている地域であるためである⁴。

いわき市平地区、小名浜地区の住民それぞれ 750 名の方、合計 1,500 名を選挙人名簿から系統抽出法にて抽出し、郵送法にて調査票を配布・

回収した（督促状は一回送付している）。その結果、681名の方より回答を得た（そのうち3票は無効票）。有効回収率は45.6%だった。調査の概要については高木（2015b）、菊池・高木（2015）を参照していただきたい。

3-2. 避難者に対する態度

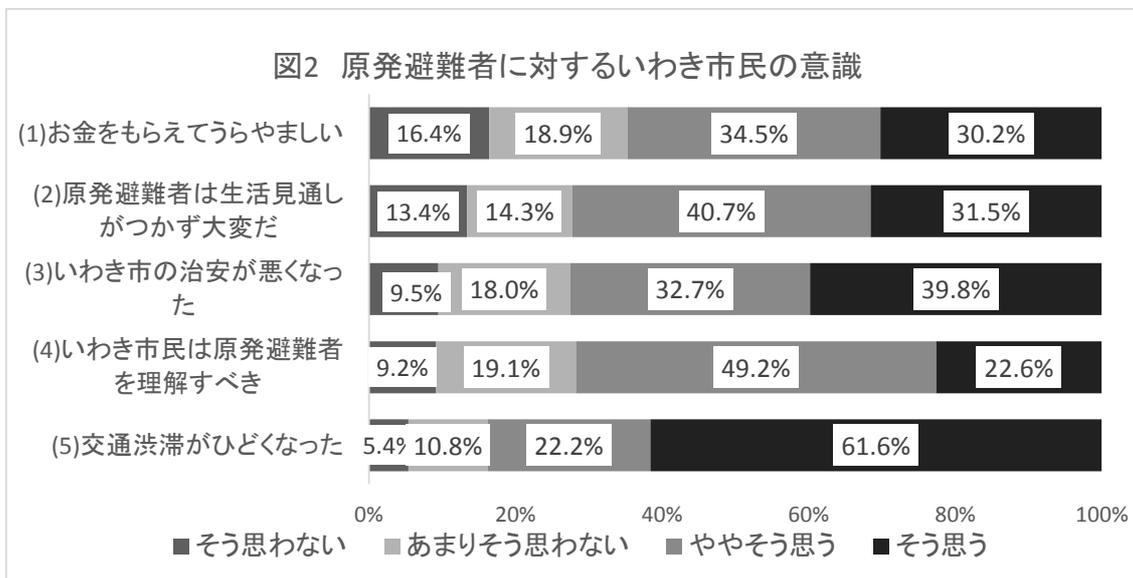
この調査では原発避難者に対する態度を測定するために5つの設問を設定し、それぞれについて「そう思う」から「そう思わない」まで4段階で尋ねた。5つの設問は以下の通りである。

- (1)原発事故で避難してきた人はたくさんお金がもらえてうらやましい
- (2)原発事故で避難してきた人は生活の見通しがつかず、大変だと思う
- (3)震災後、いわき市の治安は悪くなったような気がする
- (4)いわき市民は原発事故からの避難者の気持ちを理解することが必要だ
- (5)原発事故からの避難者が流入していわき市内の交通渋滞がひどくなった

設問の設定の仕方としては、(1)、(3)、(5)が原発避難者の流入によるネガティブな態度を測るための項目として、(2)と(4)が原発避難者の置かれた立場を理解しようとするポジティブな態度を測るための項目として設定している。図2はその結果である。

図2の結果については高木・菊池（2015）において説明しているが、ここではそこで述べたことの概略を整理しておきたい。

いわき市民は原発避難者に対して「お金がもらえてうらやましい」「いわき市の治安は悪くなった」「交通渋滞がひどくなった」といった項目に多くが「そう思う」「ややそう思う」と反応していることがわかる。特に交通渋滞については6割の人が「そう思う」と回答している。



これだけを見ると、いわき市民は原発避難者の流入を快く思っていないと読み取ることができる。

他方で「原発避難者は生活の見通しがつかず大変だ」「いわき市民は原発避難者を理解すべきだ」という回答割合についても7割程度のいわき市民が「そう思う」「ややそう思う」と回答していることが明らかになった。これらから言えることは、いわき市民は原発避難者の流入によって生活上の不便を感じつつも、原発避難者の置かれている立場については理解していることが明らかになった。

これらのことから、原発避難者に対して否定的な意見が多いものの、他方で多くのいわき市民が原発避難者の置かれた立場を理解していることが明らかとなった。調査前の想定では、原発避難者に対する否定的なまなざしは避難者に対する共感とは対立するものであり、一つの評価軸であると想定していた。しかしこの調査結果からは、両者が両立しうるものとして存在することが明らかになった。そこには、同じく原発事故によって苦しみを経験するが故に避難者の置かれている立場を理解しつつも、政府による避難指示の線引きが両者の間の分断をもたらすきっかけとなっていることが分かる。

次に、それらネガティブな態度、ポジティブな態度が何によって規定されるのかについて明らかにしたい。菊池・高木（2015）においては

クロス集計によって統計的に有意な説明変数を明らかにしている。それによると、総じてネガティブな項目については、性別、年齢、職業（専門職、事務・販売・サービス職）、世帯構成、世帯年収、賠償の不公平感、暮らし向きの変化において有意な結果が見て取れた。ポジティブな意識に関しては、年代、職業（農林漁業、管理職）賠償の不公平感、暮らし向きの変化、において有意な結果が見て取れた（菊池・高木，2015）。特に賠償の不公平感と暮らし向きの悪化については比較的明白な関係が見られ、賠償の不公平感を感じ、暮らし向きが悪化していると感じるほどネガティブな態度を強め、ポジティブな態度を弱めていることが明らかになった。

ここでは (3)と(5)の得点を合算してネガティブ態度得点を作成し、(2)と(4)の得点を合算してポジティブ態度得点を作成した。そしてそれぞれを被説明変数として重回帰分析を心みた。表 2 は分析において説明変数として投入した変数であり、表 3 はその結果である。

表2 分析に用いる変数

性別	0=女性、1=男性
年齢	実年齢を投入
教育年数	中学卒=9、高校卒=12、短大・高専卒=14、大学卒=16
世帯年収	1 200万円以下、2 200-400万円、3 400-600万円、 4 600-800万円、5 800-1200万円、6 1200万円以上
専門職ダミー	1=専門職
生産工程・保安職ダミー	1=生産工程・保安職
世帯の暮らし向きの変化	1=非常に苦しくなった、2=少し苦しくなった、3=震災前と同程度、4=収入が増えた
いわき市外への避難避難	1=いわき市外に避難、0=いわき市外に避難していない
震災による被害	1=全壊被害、2=半壊被害、3=一部損壊、4=被害はない。「わからない」は分析から除外
今後も原発を利用すべき	0=そう思わない、1=あまりそう思わない、2=どちらとも言えない、3=ややそう思う、4=そう思う
放射能の健康影響への不安	0=あてはまらない、1=あまりあてはまらない、2=ややあてはまる、3=あてはまる
賠償の不公平感	0=あてはまらない、1=あまりあてはまらない、2=ややあてはまる、3=あてはまる

ネガティブな態度については、性別、年齢、世帯年収、生産工程・保安職、賠償の不公平感において有意な結果が得られた。女性ほどネガティブな態度を持ちやすい傾向にあるが、これはネガティブな態度の構成要素において治安の問題が入っているためであると思われる。また若年層ほどこのような態度を持つことが明らかとなった。ただしネガティブな態度に対しては賠償の不公平感が大きく規定しており、不公平感を感じ

じるほどこのような態度を持つことが明らかとなった。

賠償の不公平感については、ポジティブな態度においても大きく規定しており、不公平感を感じていない人ほどこの態度を有する。それ以外では反原発意識もポジティブな態度を規定する有意な要因となっており、これはネガティブな態度においては影響していないことが分かった。

また、どちらの態度においても、暮らし向きの悪化や市外への避難経験、震災による被害経験などは有意な効果を持たなかった。特にクロス表による分析では有意な効果をもっていた暮らし向きの悪化については、ここでは有意な結果が得られなかった。

表3 避難者に対する態度の重回帰分析

	ネガティブな態度	ポジティブな態度
性別	-0.12 **	0.02
年齢	-0.18 **	0.16 **
教育年数	-0.03	0.07
世帯年収	0.09 *	-0.01
専門職ダミー	0.07	-0.05
生産工程・保安職ダミー	0.11 *	0.01
世帯の暮らし向きの変化	-0.05	-0.02
いわき市外への避難避難	0.03	0.05
震災による被害	0.07	-0.04
今後も原発を利用すべき	-0.03	-0.13 **
放射能の健康影響への不安	0.03	-0.01
賠償の不公平感	0.19 **	-0.26 **
R ²	0.13	0.10
N	551	548

* $p < 0.05$ ** $p < 0.01$

以上の結果をまとめておきたい。いわき市民の原発避難者に対する態度は、原発避難者の流入によって生活上の不便を感じつつも、原発避難者の置かれている立場については理解しているという、非常に両義的なものであることが分かった。ただ、両方の態度を大きく規定するのは賠償の不公平感であり、この感覚が解決しない限り問題が解決しないことが明らかとなった。

4. 長期避難に伴う原発避難者の心理

次に、原発避難者はこのような軋轢が生じている状況をどのように捉えているのだろうか。ここでは檜葉町民を対象に 2015 年に実施した質問紙調査の結果からそのことを考えてみたい。

4-1. 調査の概要

この調査は、避難指示解除後の檜葉町民の復興に対する意識を明らかにする目的で 2015 年 10 月に実施した。調査対象者は檜葉町に住民票のある 16 歳から 49 歳の方すべての方、2,542 人の方が対象である⁵。

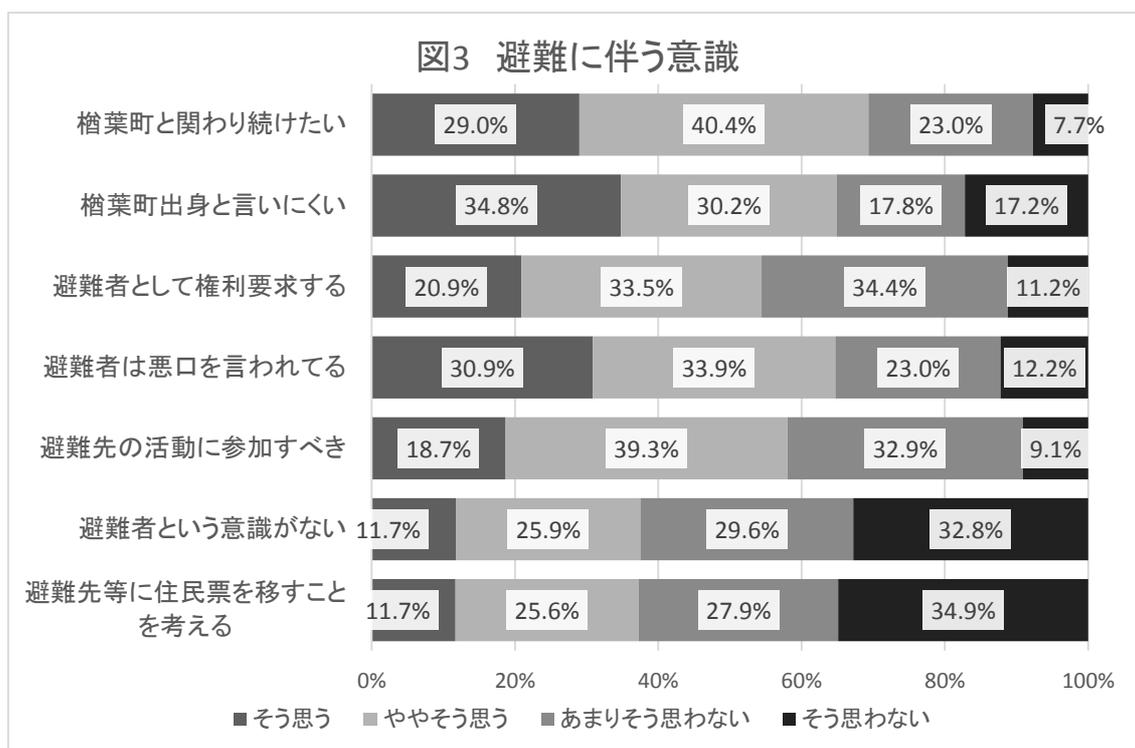
調査票は郵送にて配布回収し（督促状は一回送付）、821 名の方より回答を得た（そのうち 16 票が未達、13 票が無効）。有効回収率は 32.0%だった。

4-2. 避難に伴う意識

ここでは 7 つの項目を設定し、檜葉町民の避難に伴う意識を示した。具体的な設問は次の通りである。

- (1)長期間避難していても、檜葉町との関わりを持ち続けたい
- (2)避難先では、自分が檜葉町出身であることを言いにくい
- (3)避難者として要求すべきことは積極的に主張すべきだ
- (4)避難者は避難先の住民から悪口を言われているような気がする
- (5)避難者は避難先の地域活動に居住者として積極的に参加すべきである
- (6)現在、避難者であるという認識は持っていない
- (7)避難先に住民票を移すことを考えるようになった。

図3は以上7項目の結果を示したものである。それぞれについて見ていきたい。(1)に関しては、7割の住民がそう思うと回答しており、4年以上避難を強いられていても多くの住民が檜葉町と関わり続けたいと考えていることが明らかとなった。また(5)避難先の活動に参加すべきという、避難先への関わりについても約4割の町民がそうすべきと回答しており、長期避難のなかで避難先に関わることを大切だと思う町民の意識が明らかになった。避難者としての権利要求をすべきと考えている避難者も5割強ほど存在した。



他方で、(2)檜葉町出身と言にくい、(4)避難者は悪口を言われている、に関してそれぞれ6割強の人がそう感じていることが明らかになった。避難が長期化し、避難者と受け入れ住民との軋轢のなかで、多くの避難者が肩身の狭い思いをしていることが明らかとなった。また、長期避難のなかですでに避難者という意識が無い人は4割弱ほどおり、また避難先等に住民票を移すことを考えている方も同じく4割弱ほどいた。

以上の結果から言えるのは、檜葉町民は避難先の地域社会へ関わるべきだと感じつつ、避難者であるという立場を口には出せないという肩身の狭さを感じながら避難生活を送っていることが明らかとなった。

では、どのような人が肩身の狭い思いをしているのだろうか。ここでは(2)檜葉町出身とは言い出しにくいという項目に注目し、各種属性との関係について見てみよう。表4はその結果である。有意な結果が得られたのは性別、年齢、現在の居住地であり、居住形態においては有意な結果は得られなかった。

表4 各種属性別にみた「檜葉町出身と言いきい」という意見

		そう思う	ややそう 思う	あまりそう 思わない	そう思わ ない	N	有意 確率
性別	男性	29.9%	25.7%	21.0%	23.4%	334	**
	女性	38.1%	33.3%	15.7%	12.9%	459	
年齢	10代	18.8%	21.2%	29.4%	30.6%	85	**
	20代	31.9%	25.7%	22.0%	20.4%	191	
	30代	35.0%	39.7%	12.4%	12.8%	234	
	40代	42.0%	28.5%	15.3%	14.2%	274	
現在の 居住地	檜葉町	33.3%	22.2%	0.0%	44.4%	9	**
	いわき市	37.0%	30.8%	18.2%	14.0%	549	
	会津美里町	26.1%	39.1%	17.4%	17.4%	23	
	福島県内	40.7%	37.3%	5.1%	16.9%	59	
	福島県外	26.0%	25.3%	22.7%	26.0%	150	
	その他	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	3	
居住 形態	仮設住宅	34.1%	28.8%	16.7%	20.5%	132	n.s.
	借上げ住宅	36.9%	29.5%	17.6%	16.1%	336	
	自己負担借家	30.0%	28.6%	17.9%	23.6%	140	
	持ち家	36.9%	34.4%	18.5%	10.2%	157	
	その他	25.0%	32.1%	17.9%	25.0%	28	

* $p < 0.05$ ** $p < 0.01$ n.s. $p > 0.05$

性別についてみると、男性より女性の方がそのように感じている割合が高かった。近隣関係や子どもの教育などさまざまな機会において避難先の地域社会と関わるのが女性において多いことがこのような結果をもたらしたと解釈できる。年齢に関しては年齢が高いほどどのように感

じていることが明らかとなった。これも性別同様、避難先の地域社会との接触によって理解できるかもしれない。

避難先についていうと、福島県内ならびにいわき市においてそのように感じている割合が高いことが明らかとなった。福島県内というのは残余カテゴリーであるため、具体的に福島県内のどこであるのかはわからないが、非常に強い圧力を受けていることが分かる。一つの仮説としては、いわき市や会津美里町のように檜葉町の町民があまり多く避難していないことがそのような意識を高めている可能性はある。

居住形態については有意な差が見られなかった。特に特に避難していることが見えやすい仮説住宅においてはこのような意識が高く見られると思われたが、必ずしもそうではなかった。有意な差はないものの、むしろ借り上げ住宅や持ち家において若干そう感じる割合が高いようにも見える。これも、まわりに檜葉町民がいないことが孤独感を高めており、そのことが檜葉町出身とは言いにくいという意識を高めているかもしれない。紙幅の関係でこれ以上の分析はできないが、その点については今後の分析上の課題としたい。

5. 結論

以上、本稿では避難者と受け入れ住民との軋轢という問題状況下において、受け入れ住民と避難者がどのように感じているのかを二つの調査データから明らかにした。それぞれの調査結果に基づき、全体的な結論を述べておきたい。

受け入れ住民の避難者に対する態度においては賠償の不公平感が大きく寄与していることが明らかになった。これについてはなかなか解決策があるわけでは無いだろう。避難者に対する賠償を切ればいいという結論はあまりにも乱暴である。避難者は自らの判断で避難をしたわけではなく、強制されたなかで避難を余儀なくされた。そして自らの生活を奪われたことを考えるならば、きちんと賠償が支払われるべきである。他

方で軋轢を解消しようとするならば、周辺地域の住民に賠償を支払うというもう一つの方向があるが、帰還政策を進めている政府はそのような選択肢を採用しないだろう。つまり、当面避難者と受け入れ住民との軋轢に火だねは構造的に残ってしまうことになる。

反面、檜葉町のデータからは、原発避難者が避難先で肩身の狭い思いをしていることが明らかになった。特に避難先の地域社会との関わりが多く、回りに同じ町の出身者がいない人ほどそのように感じるようになってきた。図1で示したように、持ち家比率が高まりつつあり、反面で仮設住宅入居者が減少していくことと重ね合わせると、自らが避難地域出身であると言出しにくいと感じる人はますます増えると思われる。

他方で檜葉町民は、避難元とも避難先とも関わっていきたいという意識が高いことも明らかになった。軋轢を解消する一つのきっかけは、両者が顔の見える関係のなかで交流を作り上げていくことだと思われる。実際に、2015年末には双葉町民がいわき市沿岸部の災害公営住宅に出向き、交流イベントがおこなわれている。これは行政や支援団体の協力のなかで実施されたものだが、このようなコーディネートの上に交流イベントが行われ、お互いの立場を理解する機会をつくり、顔の見える関係を生み出すことが重要だと思われる。

ただ、避難者を受け入れることは、受け入れ地域においても相当の力量が求められていることもまた指摘しておく必要がある。これから復興公営住宅が各地に建設されるが、その入居者が長期の避難生活を快適に送れるためには、受け入れ地域の受容力が問われているといえよう。またソーシャルキャピタルと言い換えてもいいかもしれない。この点については今後の課題としたい。

また、避難先のコミュニティへの参加障壁を下げるために二重住民票制度が一定の役割を果たすと著者は考えている。これについては高木(2015a)に考察したことがあるが、避難元の住民票に加え、避難先の住民票を持つことが、避難先のコミュニティに参加する際の大きなきっかけになるのではないと思われる。そのことは、檜葉町の調査結果において避難元と避難先の両方とつながってほしいという調査結果と符号す

る。それを制度面から下支えできるのであれば、導入する意味はあるだろう。

注

- 1] 緊急時避難準備区域については2011年9月末で解除された。
- 2] もちろん、政府の避難指示基準をめぐる問題を考えたときに、「自主避難」と呼ぶことには問題点もある（関西大学院大学災害復興制度研究所編，2015）。
- 3] 「市施設に「被災者帰れ」3カ所に中傷落書き」『福島民友』2015年12月26日。
- 4] 平地区には約一万人、小名浜地区には約五千人の方が避難している。両地区で約一万五千人であり、これはいわき市全体への避難者数の約6割に当たる数字である。
- 5] 今回は調査設計の都合により50歳以上の町民が調査対象に含まれていない。その点を含めて調査結果を解釈する必要がある。

参考文献

- 今井照，2014，『自治体再建』ちくま新書。
- いわき明星大学現代社会学科，2015，『原発事故からの地域復興（Ⅲ）——檜葉町の方々からの証言記録調査』（2014年度社会調査実習報告書）。
- 川副早央里，2013，「原発避難者の受け入れを巡る状況」『環境と公害』42(4)，37-41。
- 菊池真弓・高木竜輔，2015，「原発事故に対するいわき市民の意識(2)」『いわき明星大学人文学部研究紀要』28，81-96。
- 高木竜輔，2015a，「避難生活の長期化とコミュニティ形成」『生活協同組合研究』No.470。
- 高木竜輔，2015b，「福島原発事故直後における避難生活と生活再建」OCU-GSB Working Paper No.201501，6-22。
- 高木竜輔，2015c，「原発事故に対するいわき市民の意識(1)」『いわき明星大学人文学部研究紀要』28，65-80。
- 高木竜輔，2015d，「復興施策と地域社会——広野町の商工業からみる課題」除本理史・渡辺淑彦編『原発災害はなぜ不均等な復興をもたらすのか』ミネルヴァ書房：145-165。
- 高木竜輔，2016，「原発避難者・原発避難地域から復興を問う」『財界ふくしま』3月号。

- 高木竜輔, 近刊, 「長期原発避難における福島県内避難者の生活再建——住宅と家族に注目して」長谷川公一・山本薫子編『原発震災と避難』有斐閣.
- 高木竜輔・石丸純一, 2014, 「原発事故に伴う檜葉町民の避難生活(1)」『いわき明星大学人文学部研究紀要』27, 22-39.
- 山本薫子・高木竜輔・佐藤彰彦・山下祐介, 2015, 『原発避難者の声を聞く』岩波ブックレット
- 山下祐介・開沼博編, 2012, 『「原発避難」論』明石書店.
- 山下祐介ほか, 2012, 「原発避難をめぐる諸相と社会的分断——広域避難者調査に基づく分析」『人間と環境』38(2): 10-21.
- 山下祐介・市村高志・佐藤彰彦, 2013, 『人間なき復興』明石書店.

Chapter 2

広域避難の現状と長期的な支援体制の模索

原口 弥生

1. はじめに

震災から5年が経過しようとしているなか、「被災者」「避難者」が置かれた状況、そして「被災者」「避難者」が震災・原発事故にどのように向きあっているのか、という両方の面で、実情は非常に多様化している。避難元・避難先・年齢・職業の有無・賠償手続・生活再建などは比較的分かりやすい分岐点であるが、他にも様々な要因が複雑に絡み合い、「被災者」「避難者」といっても一括りにはできない状況となっている（茨城大学地方政治論ゼミナール，2015）。

これまでの公害問題をみても、東日本大震災・福島原発事故への対応として長期的視点を持って対応しなければならないことは明白である。その中でも、被災者の生活再建・権利回復という点で、何が重要な問題かを見極めていく時期に入っているとみえる。平成25年度末（2014年）に実施した茨城県内への広域避難者アンケート結果をもとに実態把握を行い、それをもとに長期的視野を入れた被災者・避難者支援の枠組みについて政策提言を行う（注1）。

2. 研究目的

上記のような現状を踏まえ、本研究では以下の2点を研究目的として研究を行った。

本研究の目的は、第一に茨城県内で避難生活をおくる原子力災害の被災者が置かれた現状や抱える課題を把握し、それを社会に発信するとともに、県内各地で展開されている避難者支援・交流事業をより実効性のあるものとするための基礎データを提供することである。

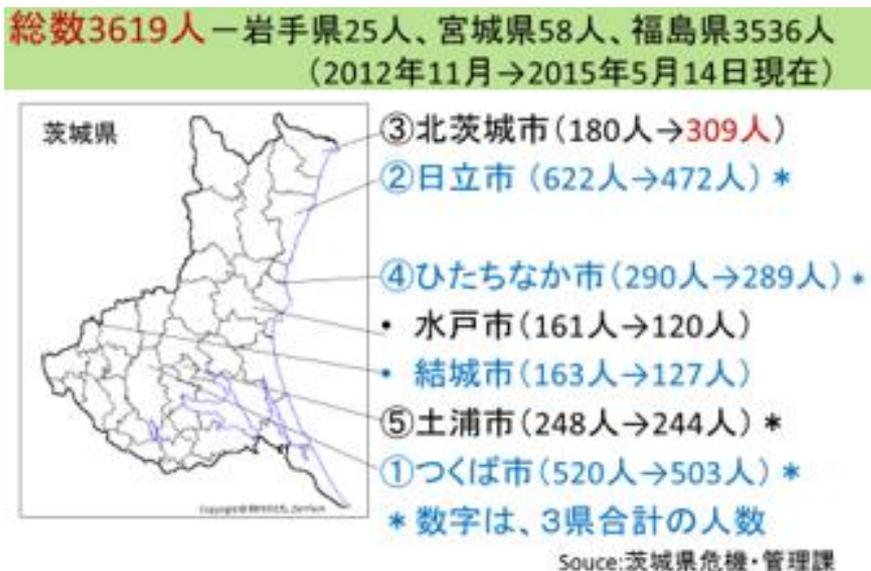
第二に、茨城県への避難者のなかでも、「高リスク避難者」の現状について把握するとともに、「高リスク避難者」をターゲットとして必要とされる避難者支援の枠組みについて実態に即した政策提言を目的とする。

3. 茨城県内への避難者アンケート結果概要

3-1. 茨城県内の避難者数とアンケート調査の概要

茨城県内への県外避難者数は、2015年5月14日現在で、茨城県が把握しているだけで総数3619人であり、内3536人が福島からである。茨城県内でもっとも県外避難者が多いのは、つくば市の503人、次に日立市の472人、北茨城市の309人である。県内では、北茨城市のみが唯一、広域避難者の流入が顕著に継続している（注2）。

〈図1〉茨城県への県外からの避難者



アンケート実施方法

- ・実施時期: 2014年2月末～3月
- ・送付対象者: 茨城県内にお住まいの福島・宮城・岩手出身の避難者宅に送付。
- ・実施主体 茨城大学人文学部市民共創教育研究センター
- ・協力: 茨城県災害対策本部、茨城県内各市町村、茨城県内への避難者・支援者ネットワーク「ふうあいねっと」

【表1】アンケート有効配布数・回答数・回収率

有効配布数*	1480票
有効回答数	452票
回収率**	30.5%

* 住所不明による差戻分を除く有効発信数。

** 1480に対する回収率(ただし、各市町村への差戻し分はカウントされてない。

アンケート調査の実施時期、送付対象者、実施主体、ならびにアンケート有効配布数（1480票）、回答数（452票）・回収率（30.5%）は、上記の〈表1〉の通りである。

調査実施にあたっては、茨城大学から県内各市町村にアンケート票一式を送付し、各市町村から県内で生活する広域避難者に郵送していただいた。

回答者の出身県は、97.6%が福島県で、宮城県が2.2%、岩手県が0.25%となっており、福島県出身者がほとんどである。

旧警戒区域出身者が68%と最も多く、茨城で生活される方の多くが長期にわたり、避難元の地域に戻ることができない方である。いわゆる自主避難の世帯が2割を占めている。

2012年4月以降行われた区域再編の結果、長期にわたり避難元に戻ることが出来ないと言われる「帰還困難区域」と、数年以内に避難解除が予想されている「避難指示解除準備区域」が並んで30%でもっとも多くなっ

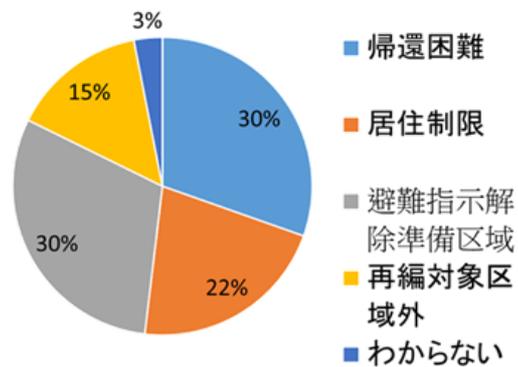
ている。次に「居住制限区域」の22%、「再編区域外」の15%となっている。

〈表2〉回答者の震災前の住所

N=450

	パーセント (%)
福島県	97.6
宮城県	2.2
岩手県	0.2
合計	100

〈図2〉区域再編後の区分け

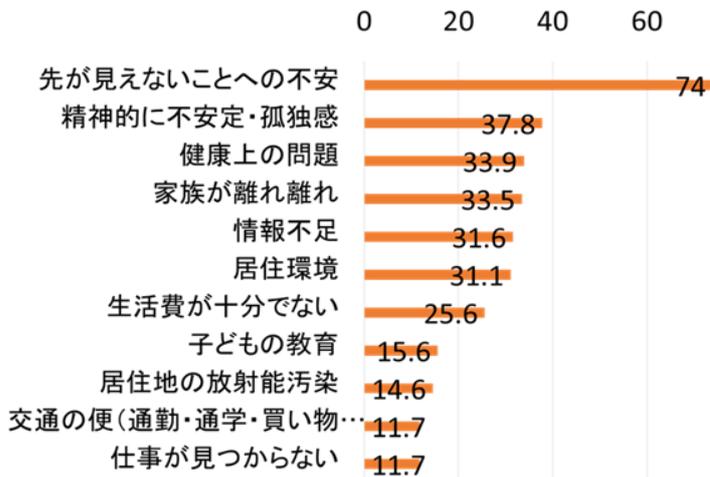


3-2. 孤立化の悪化と不安感

住み慣れた地元を離れ、かつ身寄りも知人も少ない県外で生活することは、震災から心理的に距離を置くことができる、という点もあるが、人間関係をあらためて作り直す必要があるという点では、心理的な不安感を高めることにもなる。

「現在お住まいの地域で、ご家族以外に話し相手や日常的な悩みを相談できる人」が「いる」が52%、「いない」が48%となっており、約半数の方が現在居住している地域で、家族以外の話し相手・相談相手がないという結果であった。生き生きと生活する上でも、辛いことがある状況においても「話し相手・相談相手」が身近にいるかは大きな違いをもたらす。

〈図3〉現在の生活で困っていること(%) 複数回答

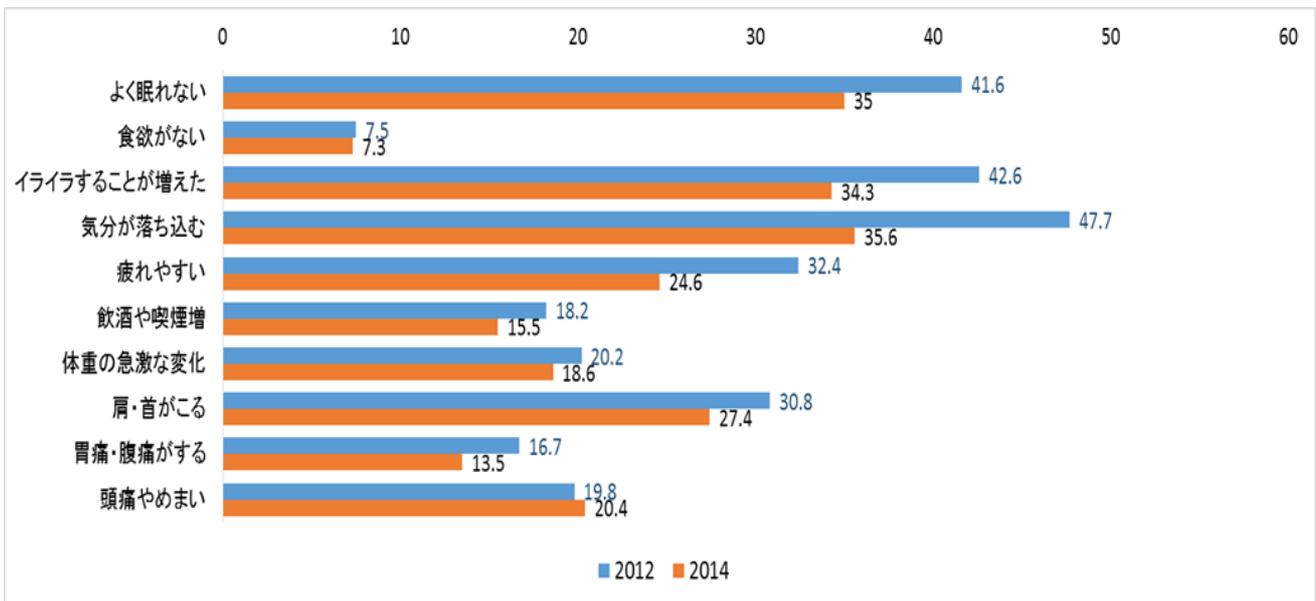


また、〈図3〉のとおり「現在の生活で困っていること」のなかでは、「将来への見通しに対する不安」がもっとも多く7割を超えた。

精神的不調により通院・治療する家族が

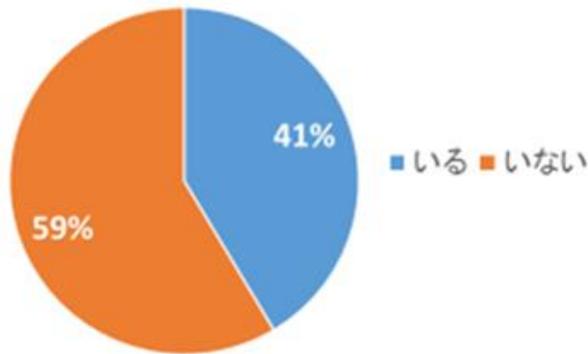
いる世帯の割合は41%に上っている。〈図5〉のとおり、精神的な不調による通院・治療の割合も、全体の4割の世帯に体調を崩した家族がいることが示されている。とくに、〈図6〉示されるように高齢者においてはその傾向が強く、新しい環境への適応が困難、かつ社会的な関わりのきっかけが若年層・就労層に比べて少ない高齢者に向けての、孤立防止という点での取り組みが求められている。とくに、高齢者に多く精神的不調の傾向がみられた。

〈図4〉精神面・体調不良の症状(%) 複数回答



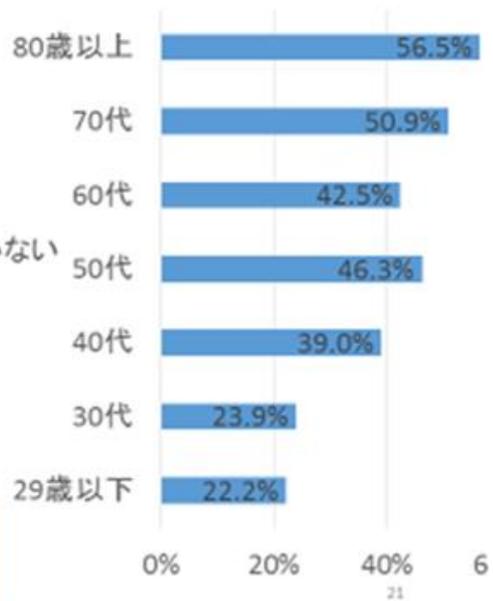
〈図5〉精神的不調による通院・治療（左）〈図6〉年齢別の精神的不調の割合（右）

ご家族のなかで、震災後の精神的な不調により、治療・通院されている方はいらっしゃいますか？



精神的不調による通院、治療が4割近くに上る。

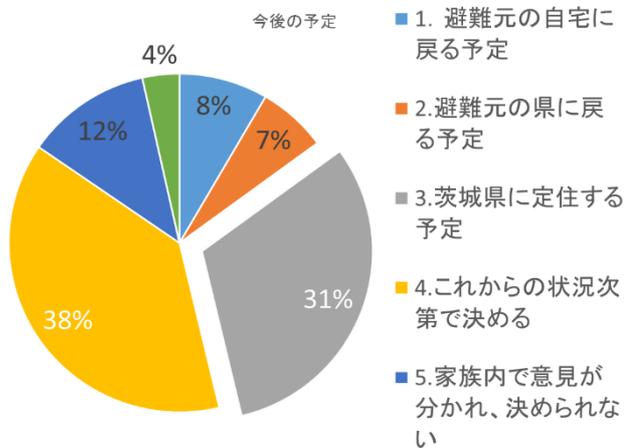
年齢別の精神的不調の割合



3 - 3 . 強まる茨城への定住傾向

〈図7〉今後の予定

N=447

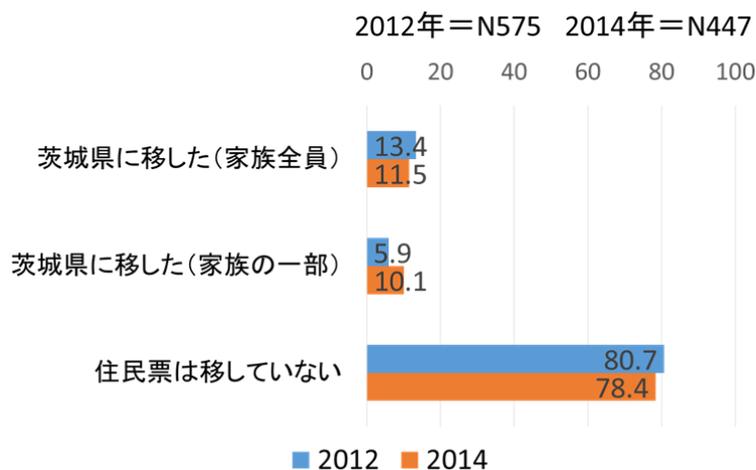


茨城県への定住志向は強まっており、「茨城県での定住」を希望する方が前回調査（2012年）の約14.6%から約2倍の31%に増加した。居住形態として、応急仮設扱い（みなし仮設）の「民間借り上げ住宅」の割合が、前回調査より約10%減少する一方

で、「自宅・親族・知人宅」が8.9%から15.7へと増加しており、自宅購入も進んでいることがうかがえる。

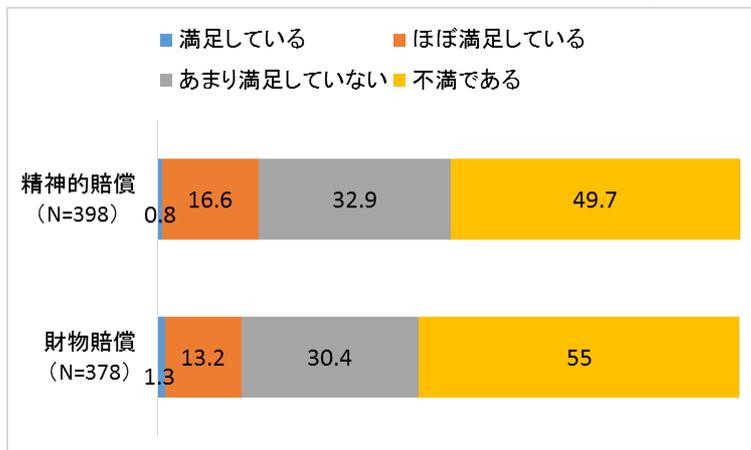
ただし、住民票の異動については、それほど大きな動きはなく、8割近い世帯が避難元に住民票を置いたままとなっている。住民票を移動された方も、被災者・避難者向けの交流会・イベントへの参加を希望されており、住民票の異動にかかわらず、情報提供の継続は必要とされている。

〈図8〉住民票の異動



3-4. 経済状況と損害賠償

〈図9〉精神的賠償・財物賠償への満足度 (%)



世帯主の無職率は全体で46%と依然として高率であり、震災前に比べ現在の経済状況も「厳しくなった」が58%など、経済的安定への道のりは厳しい状況が示されている。精

神的被害や財物損害への賠償が行われているが、満足度を聞いた問では「不満である」がもっとも多く、当事者にとっては納得のいく枠組み・手続きではないことが示された。

4. 今後の支援の在り方を考える

4-1. 分散避難と孤立化

福島第一原発事故による避難は、コミュニティの破壊にとどまらず、人々の生活基盤そのものである家族関係にも大きな影響を及ぼしている。避難を強いられた「家族」が別々の避難先に分かれることで、世帯の分離さえ生じている。ここでは、以下の2パターンについて取り上げる。①家族全員が避難したものの、さまざまな理由で、世代間（親子間）、あるいは夫婦間によって避難先が分かれてしまったケース、②稼ぎ手である夫が福島に残り、母子が遠方に避難するケースである。

被災当時、同居していた家族が原発避難したなかで、避難後も1か所にまとまって住んでいる割合は、全体で44.7%であり、家族が2か所以上に分かれて住んでいる分離世帯の合計は48.9%である（福島県，2014）。避難世帯のほぼ半分が、被災当時一緒に住んでいた家族より小さな単位で生活している。家族が2か所に分かれて住んでいる世帯は避難世帯全体で33.3%と3割を超え、合計3か所に分散居住が12.1%、合計4か所が2.9%、合計5か所が0.6%となっている（福島県避難者支援課，2014）。

平成25年度復興庁調査によると、避難指示区域の中で、もっとも世帯分離の割合が高いのが飯館村（50.5%）で5割を超えており、川俣町（47.9%）、楡葉町（43.0%）、浪江町（42.4%）、双葉町（41.9%）、大熊町（40.6%）では4割以上となっている。もっとも低い葛尾村では、36.2%と3割台である（復興庁，2014）。

避難指示区域からの世帯分離で多いのが、高齢世代と子育て世代が別の場所に避難先をもとめる場合に発生する世代間分離である。福島県の

同居率は、全国でも高い水準にある。総務省の国勢調査（2010年）によると（総務省「国勢調査」, 2010）、同居率の全国平均は15%であるが、福島県は28%と高水準である。震災以前には3世代あるいは4世代同居の大家族を構成していた世帯が、原発避難をきっかけにしてバラバラになり、2地域、3地域、ときには4地域に分かれて生活していることがうかがえる。

世代間分離が発生するのは、無償で提供されるみなし仮設の居住条件など物理的な条件からしても、避難先で大家族と一緒に生活できる環境を探すことは難しいことも関係している。また、福島に残りたい高齢世代が多い一方、子育て・就労世代は仕事関係での県外避難や、なるべく放射能汚染の低い土地をもとめる意識が働くことも一因である。避難を躊躇する中高生と祖父母が福島に残り、仕事の関係で転勤せざるを得ない就労世代が県外避難するというケースもある。

さて、子育て・就労世代にとって、原発避難にともなう大家族から夫婦関係を軸とする核家族への変化は、福島での伝統的な生活スタイルを離れ、夫婦関係を中心とする新しい家族関係や生活スタイルの導入を意味する。この変化のみをとらえれば、子育て・就労世代からは必ずしも否定的な受け止め方をされているわけではないかもしれない。

他方、子育て・就労世代と離れて生活する高齢世代にとっては、住み慣れた故郷から引き離され、さらに頼りとなる子育て・就労世代とも離れることで、孤立を招きかねない厳しい状況となる場合もある。避難先においても、否が応でも学校や職場とかかわりをもつことになる子育て・就労世代とは異なり、高齢世代はそもそも社会との接点が少ない。移動手段の問題も含めて新しい生活環境への適応に時間がかかる、見知らぬ場所で病院にかからなければならない不安など、高齢世代が抱える課題も多い。

世代間の分離は、避難生活のなかで高齢者の孤立を招くというだけでなく、避難生活から生活再建への段階に進む際にも影響を及ぼすこともある。生活再建時に、家族の形を被災時に戻すのか、世帯分離のままそれぞれに生活再建を進めるのかということも、世代間で意見の相違がみ

られるケースは少なくない。震災前には同居していた家族であっても、いったん世代間での世帯分離を経験すると、再度、2世代・3世代同居を選択することが子育て世代から受け入れられない場合も発生している。震災避難を機に、同居世帯から核家族への進展が進んでいく可能性もある。

震災から約5年が経過し、新しい住居確保の動きが加速している。みなし仮設である借り上げ住宅での生活に一区切りをつけ、避難から移住あるいは定住へと、生活再建が進んでいる。「ようやく家族が集まる場所ができました。今度のお盆には、久しぶりに家族・親族全員が集まることができます。」新居に移り住んだ方の言葉である。「普段の生活ならば、アパートでもどこでもできます。みんな、家族が集まる場所が欲しいんですよ。」新居の確保は、自分の生活を取り戻すためのステップというだけでなく、離れ離れになった家族の関係性を取り戻す場の確保でもある。

原発事故による避難が、家族関係にも大きな影響を及ぼしていることは、避難指示による避難も自主避難も同じである。

今回の原発避難において注目されるのは、働く父親を福島に残し、母子のみで避難する母子避難という形態である。母子避難は、仕事や家族の事情で福島県内に夫を残し、原発事故による放射線への不安から母親と子どもだけが避難するという背景から発生しており、仕事＝男性、育児＝女性という日本社会における家族内のジェンダー役割が原発災害をとおして浮かび上がったとも言える。有職者であった女性が避難のために仕事をやめた例もあり、原発災害を通じて、ジェンダー役割が強化されてしまった側面も否めない。

自主避難の場合、政府等から避難指示が出ていないなかでの避難となるため、少額の賠償金が支払われた以外は、避難生活への支援策は災害救助法に基づく借り上げ住宅の提供のみである。母子避難により二重生活を強いられている場合は、移動のための高速道路料金の無料措置が講じられている。家族に会うための移動費の補助は、家族関係を維持する

うえでも重要であり，北関東地域への避難者アンケートでも，もっとも必要とされる支援策となっている（注3）。

自主避難の場合，政府からの避難指示にもとづく避難ではないために，避難を選択した本人にとっても周囲からみても「自己決定による避難」と意識される。「自己決定」であるがゆえに，その責任も自分で背負わなければならないという「自己責任」感も強くなり，「自分で決めた事だから，他人に頼ってはいけない。自分で責任をもたなければいけない」という声が，自主避難の方からも聞こえてくる。

この「自己責任」という意識は，ときに孤立を強めることにもなる。母子避難の場合は，育児のパートナーである夫をあてにすることができないことで負担感が増し，そこに「自己責任」という意識を強く感じてしまえば，外部のサポートを受けることも躊躇してしまう。離れて暮らす配偶者から手段的なサポートを得られないだけでなく，情緒的サポートを得ることが難しいこともある。避難生活における不安や不満を配偶者や親族にぶつけてしまうと，「心配をかけてしまうから強がってしまう」という声も聞く。子育てを一人で背負い込み，さらに本心をパートナーに伝えることも難しく，弱音をはくこともできないなど，母親の孤立感を強めてしまう要素は多い。

母子避難による二重生活は，避難生活を送る母子のみだけでなく，福島に残る父親にとっても大きな負担となっている。そもそも，20代～40代前半までの男性の死因として一番多いのは，自殺である（注4）。男性は，弱音をはくことができない，他人に頼ることに慣れていない，SOSを社会に発信することができないなど，家庭内や社会における社会的責任を背負い孤立する傾向にある。

4-2. 長期的な視点に立った広域避難者の支援の枠組み

上記の通り，茨城県内で生活する広域避難者の多くが福島，とくに浜通り地域の帰還困難区域・居住制限区域・避難指示解除準備区域からの避難者である。避難生活が長期化するなか，様々な理由で住民票は福島

などの避難元においでいる方が約 8 割である。

長期的な支援枠組みを考える場合、住民票がないなかで避難生活が継続している点は重要である。生活で困っていることとしては、「先が見えないことへの不安」がもっとも高く、精神的な不調により通院・治療している家族がいる世帯も 4 割に上った。とくに高齢者にその傾向が強くあらわれていた。しかし、これらの方々の住民票が茨城にない場合、社会福祉協議会や民生委員など地域社会が通常の業務として行っている見守りネットワークからこぼれ落ちることが予想される。支援団体も各地で交流会を開催しているが、孤立傾向にある方、社会参加におっくうになりがちな高齢者の方の参加は、あまり見込まれない。

住民票がない場合でも、高齢者、障がい者など災害時要援護者となりうる方を、地域社会の見守りサポートネットワークに組み込ませることを提言したい。平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付けることが規定された（注 5）。現在、各市町村では避難行動要支援者名簿に名前が入れば、災害時のみではなく、通常時でも見守りサポートの対象に入ってくるため、長期にわたる恒常的なサポートの実現が可能となる。ただし、やはり住民票がない広域避難者の場合、この避難行動要支援者名簿からも漏れている可能性もある。いずれ期限終了となる復興支援の枠組みではなく、避難者支援を通常の見守りサポートネットワークに組み込むことに意味がある。本件について、H27 年度より水戸市との協働で広域避難を考える円卓会議を行っており、別途報告したい。

注

- (1) 本稿の第 3 章「茨城県内への避難者アンケート結果概要」については、筆者が調査責任者として執筆した、茨城大学人文学部市民共創教育研究センター（2015）の一部を抜粋・圧縮、第 4 章 1 節「分散避難と孤立化」は、『原

『原子力避難白書』のなかで筆者が担当した「分散避難・母子避難と家族」の一部を抜粋・圧縮し、再構成したものである。

- (2) 福島県いわき市に隣接する北茨城市で広域避難者の増加傾向にあるのは、福島県内での生活を希望しつつも、いわき市内での家賃や土地の高騰により住居の確保が難しくなっている状況が背景にある。いわき市内で住居の確保が難しいために、いわき市への通勤も可能で、比較的、土地・家屋の確保がしやすい北茨城市への流入が続いている。
- (3) 群馬大学社会情報学部・宇都宮大学国際学部附属多文化公共圏センター・茨城大学地域総合研究所，2012『北関東（茨城・栃木・群馬）への避難者の必要な支援に関するアンケートの結果概要』平成24年12月7日公表。
- (4) 総務省統計局，「平成22年国勢調査」。
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/cyousa/cyousa23/kanky/pdf/ref1-2.pdf>
- (5) 内閣府HP。
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/>

文献

- 茨城大学人文学部市民共創教育研究センター，2015『茨城県内への広域避難者（2014）結果報告書』2015年3月。
- 茨城大学地方政治論ゼミナール，2015『震災とコミュニティー力・限界・可能性』志學社。
- 群馬大学社会情報学部・宇都宮大学国際学部附属多文化公共圏センター・茨城大学地域総合研究所，2012『北関東（茨城・栃木・群馬）への避難者の必要な支援に関するアンケートの結果概要』平成24年12月7日公表。
- 総務省「国勢調査」（2010年）。
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/cyousa/cyousa23/kanky/pdf/ref1-2.pdf>
- 内閣府，『平成25年版 自殺対策白書』。
- 原口弥生，2015「分散避難・母子避難と家族」『原発避難白書』人文書院。
- 福島県避難者支援課，2014『福島県避難者意向調査 調査結果』平成26年4月28日発表。
- 復興庁，2014『平成25年度 原子力被災自治体における住民意向調査結果』平成26年6月発表。

謝辞

本研究において、アンケート調査に回答してくださった皆さま、茨城県、茨城県市町村、福島県避難者支援課の皆さまのご協力を頂きました。記して感謝申し上げます。

Chapter 3

ひきつづく課題、「支援」の困難と可能性—福島第一原発事故から東京への母子避難者の三年間

辰巳頼子

はじめに

東日本大震災による避難者は、災害および災害が関連して起こされた大規模な事故による国内避難民 IDP (Internally Displaced People) である。東日本大震災から5年近く経つ2016年1月29日の段階では、避難者の数は17.8万人となっている[復興庁 HP]。

本稿の目的は、東日本大震災の避難民のなかでも、福島第一原発事故による放射線被害を恐れて、東京都に避難してきた母子避難者に焦点を絞り、そのその福島第一原発事故による母子避難者とは、自然災害及び人的災害の影響の結果として、放射線による健康被害の危険性を判断した結果、住居もしくは常居所から逃れもしくは離れることを余儀なくされた人々であるので、国内避難民の定義に当てはまる。筆者は辰巳(2013)辰巳(2014)などで、避難当初の様子や避難後一年以上経ったのちの避難者の様子などを記録してきた。ここでは、2014年1月から6月に筆者および共同研究者が行った四組へのインタビュー記録ⁱをもとに、避難後三年余りたったのちの避難者の様子について紹介する。1章では、その前提として、彼女らのような「避難民」の経験の理解における前提について、日本語で読むことのできる人類学的難民研究のなかから、川上

(2001) 久保(2014)を参考にしてまとめる。そのうえで、第2章で、子を連れて避難している母親の語りを紹介しながら、福島第一原発事故からの母子避難者の抱えるひきつづく課題について明らかにし、避難者ではない人々がそれにどのように関わっていけばよいのかについて考えたい。

1. 国内避難民の経験を理解するために

本章では、避難の経験を理解するため、どのような点に留意すればよいのか、日本語で書かれた難民に関する民族誌をもとに考えたい。ここで挙げるのは国境を越えた難民の事例であるが、そこから、国内避難民である、福島第一原発事故からの避難者の理解のための参照点を探すこととする。

1-1. 難民体験の主観性

日本へのベトナム系難民（「ベトナム系住民」）を研究する川上は、難民発生のプロセスからして「常に難民の主観的世界の問題が中心になる」という。不利益や危険を被るグループがあっても、その構成員の全てが国民国家外部へと流出するわけではない。それは、危険や恐れへの主観的判断の差であり、客観的論証が極めて困難な部分を持つ。さらに、受け入れ国ではその判断の正しさを問いただされる[川上 2001:32]。主観的な経験について客観的な認証が介在することに難民体験の困難があり、その困難を理解することが点となる。

1-2. 時間の経過と難民性

また、時間の経過による変化をどのようにとらえるのかも重要な点である。川上は、故郷に戻ることを前提とする移動は移民で、そうでない移動が難民という区別を一部有効としながらも、難民として暮らす人々のなかには、時間を経て移民のあり方に近づいていく場合もある、として、時間の経過による状況の変化にも注意すべきであると指摘している

[川上 2001:40-41]。

では移民に近づけば難民研究の視程からはずれるのか。タイ・ミャンマー国境の難民キャンプの長期調査に基づいた民族誌を執筆した久保は、もとの生活から切り離される分離期、難民として生活する過渡期、なんらかの定住に向かう（再）統合期の区分を用いながらも、（再）統合＝安定と考えることはしない。元の生活から切り離され難民となり過渡の状態になることで、難民となった人々の生活はあきらかに不安定になる。しかし不安定であるからこそ支援を受けることができるという点は見逃せない。難民であることを自覚しそのいわばラベリングを利用しながら、支援を通して生存基盤や生活をよりよいものにする手段を確保しているという意味で生活の状態は安定しているともいえるという [久保 2014:30-31]。

避難の状態＝過渡期を緊急的で一時的であり、不安定な時期であり、時間を経て統合解消されていくと考えてしまうと、見誤ることが多くあるということを、この長期フィールドワークに基づいた民族誌は指摘する。避難を過渡や不安定と位置付けるのではなくむしろ不安定な状態の日常化や支援を通して安定するという側面も視野に入れたうえで、帰還や新しい場所でのくらしを安定と考えるのではなく、そのなかの過渡の状態を含めて避難民をとらえることにより、難民のいわば「難民性」を明らかにすることができる。

1-3. 支援と難民

久保は、難民と移民の違いに、現在本人が所在する国家またはその国内の支援機関などからの支援を求めているかどうかという点が基本的には重要とする。つまり滞在先の国家や国際機関などからの支援を求めるのが難民で、求めていないのが移民または不法滞在者という区別である。この分類でも多くのボーダーライン的ケースがあるし、久保が指摘するように、国家による庇護と生活状況への実質的な支援とは区別する必要があるが、難民を、政治的またはその他複合的な理由で国籍国の保

護を求めず居住地を他の国家に移した人々のなかでも「国家や国際機関の庇護を受ける者や、それが受けられない被支援者」であるとしてみると、難民は、支援を受けるプロセスによって実体化していくという点が、より明らかになってくる[久保 2015:25-26]。もし国家から十分な庇護がない場合に、難民は国家ではない第三者に支援を求め、支援提供者とのマッチングがうまくいくと、難民は被支援者となり、〇〇難民として出現する。これらをふまえると、国境を越える難民とは、危険の判断の主観性に常に向き合うことを余儀なくされるような存在であり、また越境先の受け入れ国による庇護を受ける者、生存のための支援を受ける権利可能性をもち被支援者となる者、となるだろう [久保 2015: 26]。

以上、近年の日本語で書かれた難民研究を引用し、本研究の参考にしたい点について3点指摘した。本稿が対象とする国内避難民の場合は、国境を越える移動と比べると、移動のリスクが少なく、国家の庇護を要求する必要性も少ないかもしれないし、国家がその避難について介入することも相対的に少ないであろう。そのため、国家及び第三者への庇護及び援助を求めるかどうかで国内移動民と国内避難民を区別すること、すなわち属する国家または第三者に支援を要求すれば国内避難民であり、そうでなければ国内移動民であると区別することは、より困難であるかもしれない。

さらに支援が難民を実体化するという側面から考えると、国内避難民は実体化されにくい。原発事故からの避難者の事例でも、避難指示を受けた住民や、受けていなくても避難所やみなし仮設などを用いて避難をしている避者は可視化され、実体として認識される。しかし親類の家や民間のアパートに避難した人びとは可視化されにくい。ここからは、国境を越える難民と比べ、第三者すなわち国際機関などが介入する際の困難も想定できる。

また、避難方法に加えて、避難理由が社会に受け入れられやすいかどうかも、避難民の存在を左右する。例えば被災三県以外の県からの避難については、放射線被害を恐れた避難であると周りにも認識されづらいという理由から、避難民自身が避難である旨を表明しないまま避難する

場合もある。その場合も避難民として認識されづらい。避難民が属している国や社会が、あるリスクに対する対処法としての「避難」をどうとらえているか、が国内避難民の可視化を左右する。

2. ひきつづく課題－避難を続ける人と帰る人

本章では、福島第一原発事故から東京都内への母子避難者が、震災後の約4年間をどのように過ごしてきたのか、4組の母子避難者に注目しながら記述する。このインタビューを行ったのは、避難から約3年経った2014年1月から6月で、この時点では1組は居住地に戻り、3組は都内での暮らしを続けていた（2015年3月の時点でも同様である）。これらの避難者の共通点は、震災時には福島県に居住しており、避難開始の時期は異なるが、2011年5月までに東京での避難生活を開始した点、政府から避難指示が出された地域ではない場所からの避難者であった点である。

また、4組のもう一つの大きな共通点は、避難生活において、避難者自身のネットワーキングに積極的であったり、「支援」者との関係を保っていたりする点にある。東京に避難している母子避難者の周囲の「支援」者とは、大きくは、自治体や社会福祉協議会などのイニシアティブによる支援、民間団体（宗教系、非宗教系）による支援、避難者自身の集まりの三つに分けることができる（この三つは厳密に分けられるわけではなく重なりがある）。時期によっても、震災後当初のバザーや物資の提供などの支援にはじまり、その後避難者自体を組織化するための支援、ADRや東京電力を相手取った民事裁判などの法的支援など、その内容は変化している。この3組は、かかわり方は異なるが、避難しているという事実を通じて得られる資源を自ら探し、それを受け入れたりまたは距離をとったりしながら、避難生活を送ってきた人々である。そのような人々だけをとりあげても、「母子避難者全体」の傾向を明らかにすることには到底ならないのではあるが、本稿が目的とするのは、東京都の母子避難者の全体の傾向を明らかにすることではなく、今後どのように避難者(ま

たは避難を終えて帰郷した人々)と避難者ではない人々が関わっていくのか、そのかわりの形を模索することであるので、そのためには、比較的「支援」にオープンである人々を対象とすることが有効であると考ええる。

2-1. 松田さん

松田さんは東京で一時働いた後、結婚して福島県南部地域に戻り、1歳の子どもと三人で市内に暮らしながら、自営の開業準備をしていた。自宅を改築している矢先に震災が起これ、2011年3月14日、3号機の爆発を受けて家を取りあえず出て、夫、子どもとともに東京近郊にある母の実家をめざした。車が渋滞で動かなかつたため、いったん引き返し、3月15日早朝に再度出発した。母の実家には、福島に在住していた夫の父母や兄弟など多くの親せきが次々と集まってきたため、知人のつてを使って親せき数人とともに東京のアパートにうつった。

4月になり、新学期がある甥や姪は福島に帰った。夫の会社は4月半ば以降ふたたび稼働をはじめた。夫は「長く勤めている会社のことがあるので一緒にいられないが二人は避難を続けてほしい。もっとすごい情報があれば仕事をやめて一緒に逃げられるのだけれど」と言って松田さんと子どもをあとに福島に戻った。子どもと二人になった松田さんはその後避難所へ移動した。避難所での避難中は、夫は2週間に一度くらい上京するペースが続いていた。

子どもが小さく就学が差し迫っているわけでもないのに、避難の時間の見通しはよく見えなかった。とりあえず費用がより少なく抑えられるように、避難所の閉鎖後は斡旋を受けたビジネスホテルでの避難生活をし、その後住宅の斡旋を受け、2011年10月から都営住宅に移り、子どもを保育園に入れ、仕事をはじめた。

避難所の頃から松田さんは支援団体が主催する集まりにはよく顔を出して、避難者の知り合いは増えており、避難所での生活について当時「今まで私は人を助ける方だったが、今回は本当に助けられている。だから

助けが届いていない人に連絡したり、声をかけたりしている」と言っていた。支援が集まりやすかった避難所を出た後も、支援のネットワークが松田さんの避難生活を助けた局面が数回あったし、新しく知り合った避難者とも支援ネットワークを共有し、ネットワークを広げていった。例えば松田さんの知り合いに家庭の問題で困っている人がいれば、支援者として知り合った人につなぎ、問題の解決を図った。松田さん自身の家族も避難の3年間で歳を取り、病気をしたこともある。そのときにも、避難生活の支援団体を通して知り合った医療関係のつてなどを頼りながら、できるだけよい医療が受けられるようにと奔走した。官・民・団体・個人・避難者自身のものなど、松田さんには複数の「知り合い」と呼べるようなネットワークが避難先の東京でできた。

松田さんにとって東京は、以前仕事をしていた場所であり、全く新しい街というわけではない。支援者や避難者のネットワークのなかにいて、なんとか生活をやりくりしていくこともできている。しかしときどき松田さんはこのままでは自分がダメになると感じる 때가あった。それは解決すべきことがらが自分の心の許容量を超えているという感覚だった。それは、いつもの同じ課題であった。いつまでここにいるのか、帰るのか帰らないのか決心したい、という気持ちである。

心が折れかかったとき、震災避難者向けの保養プログラムをみつけ、2014年に2ヶ月間海外に滞在した。海外に行くことへは周りの反対があった。夫は、松田さんの心の状態や子どもへの態度を見て、違う場所で気分を入れ替えることが必要だと理解はしながらも、複雑だったという。

いろいろなことが重なって、いっぱいいっぱいになって、日常生活からすこし脱出したいと思いました。全然自分たちを知らないところ、原発や放射能、震災などの心配が無いところに行きたいと思って。しばらくそういうところにおいて、自分の中でリセットしたいなって。それで、海外に行くことを考えたんですね。向こうの幼稚園に通って、ホームステイもしてという避難者用の保養プログラムがあるのを知ったんです。そのころ私はよっぽど追い詰められていたのかもしれないと思いますね。とりあえずこ

こではないどこかに行かないと壊れると思いました。

下に落ちているものが食べられるという話を聞いたことが大きかったですね。あと、映像とかを見て自然が豊かだなと思ったというのもあります。ハワイ島だったので自然が多いんですよ。飛行機代を準備さえすれば、向こうでは自炊を自費で、2ヶ月間の宿泊費はいらぬという保養だったんです。

2ヶ月間、ほとんどパパとは電話をしていないんです。パパは海外に出る条件として、電話をすると寂しくなるからするなというから、「メールはしても良いよね」って言ったら「メールは良いよ」みたいなの。「本当に電話しちゃいけないの」って聞いても「しないで」って。「自分が行きたくて行くんだから、むやみやたらに子どものことを怒らない。ヒステリックになるな。楽しんで来い」って。条件はこの3つだけ。ほとんど連絡はメールだけだったんですけど、震災の日は電話をして良いって言って、その日は話しました。パパの誕生日が3月の中旬だったので、その日も電話をしました。

自然の中でのびのびと生活する2ヶ月間を体験したことが、避難生活の今後について考え直すきっかけになったという。

帰国してからパパと色々な話がありました。私が行けたことは本当に大きかったと思います。避難をしてきた時って、子どもがまだ10ヶ月くらいで。まだ赤ちゃんだったのが、この間4歳になっちゃって。もう丸3年経つじゃないですか。後どれくらいこの生活をしているのかということと、あと3年経ったら小学校なんですよ。3年間、しょうがないみたいな感じでこのまま過ごして小学校どうするかとなった時に、ここで入れるのか他で入れるのか、その時家族の状況はどうなっているのか。そういうことを良く考えて、話をしたんです。

もちろんこのことはずっと課題になっていたんです。でも話し合っても、家族一緒に過ごしたい、だけど、福島に帰る状況ではない。帰れるとも思っていない。現地の友達にしろ、親戚にしろ、「何でまだ帰って来ないの。

もう全然大丈夫なのに」ってみんな言うんです。本当に大丈夫なのって思うけど、そんなことを言うと向こうの人は大丈夫だと信じたいから大丈夫だという。私たちは現実を見ているので、大丈夫だと思っていない。大きな差があるんです。家族とは一緒にいたいけど、今は無理だよねって言うてもう3年なんです。1年目は、避難しなくちゃみたいな気持ちで、2年目はとりあえずこうしておこうみたいな。そんな感じで2,3年過ごしてきて。4年目になったら、とりあえずじゃ済まなくなってきた、家族として今後どうして行くかっていうのをちゃんと考えていかなきゃいけないねって話をしました。

いままでは話し合いがずっと平行線で、ずっと「一緒にいたいけど無理だよね」って。「どうしたら一緒にいれる」って聞くと、「俺が仕事を辞めるしかないんだろう」ってパパは言うんですよ。私たちが帰らなければ一緒にはいられないし、中間地点っていても難しいしって。今、低線量って言われていますけど、自分たちで測ると、市の発表と大分違ったりするんです。売っている物でも安心できないし。原発からの距離は50キロ弱なので、もう1回何かがあったら、それこそ何があるかわからない。東京もそんなに安全な場所だと思っていないのですけれど。

松田さん自身には、帰郷するということはいまのところ選択肢にはのぼらない。しかしいつまで離れて暮らすのか。東京なのか、別の場所なのか。その答えを、松田さんは支援のネットワークを用いながら探し続けて暮らしている。

保養に行けたことは私の中では大きくて、安心できる環境ってすごく生きていくうえで大事だなって。なおかつ家族は一緒にいたいっていうことも絶対条件なんだと改めて思ったんですよ。私は虫が嫌いなんです。団子虫とかも触れない。できれば触りたくないんですけど、保養先では庭仕事を結構するんですね。必須条件ではないけれど。水撒きと草むしりはしてねって。そこに住んでいる人のお仕事みたいな感じだし、滞在した場所は誰も手入れを全然していなかったもので、すごい状態だったからやってい

たんです。そうしたらもちろん虫とかもたくさん出たんですけど、それに慣れることができたのもあって。やろうと思えばできるんだなって実感できたということがありました。

今まで避けていたようなことでも挑戦して新しい生活を模索したい-保養の経験から松田さんはそう考えている。

2-2. 沢村さん

沢村さんは、震災当時小学生、幼稚園、乳児の3人の子どもがいた。水が出ないなどライフラインの復旧が遅れたため、必要な薬がないなどの状況が続いたことによって、3月18日に避難を決意し、夫とともに家族5人で関東北部の祖父母の家に避難した。新学期が始まる4月にいったん居住していた福島県南部に戻ったが、4月11日に大きな余震が起き、住んでいる地域が震源に近かったため、大きな被害が出て、ライフラインの復旧がさらに遅れることを見越して、余震の翌日12日に再度家族全員で東京都に避難し、大規模避難所に入所した。その後夫は仕事を継続するために戻り、土日に避難所に通った。沢村さん自身は震災当時は無職であったが、東京での避難中は二重生活の金銭的負担を減らすため仕事先を探した。

被災前の沢村さんは、子育てと同時並行で、地域の活動にも積極的にかかわっていた。避難所での生活においても、つねに周りの人たちを気にかけて、声をかけていた。沢村さんから声をかけてもらった、情報をもらえてありがたかったという人は複数いた。自分や周りの人で困っている人がいればそれを解決するために、支援団体に要望を出すなどの労を惜しまなかった。

沢村さんは1年弱の避難生活の後、福島県の元の居住地に戻った。様々な理由を考えてのことだが、沢村さんの場合に最も大きかったのは、夫と離れている生活を長く続けることは、自分にとっても子供にとっても望ましくないと判断したことだった。現在は、もとの居住地に戻り、地

域でこつこつと活動している。沢村さんの住む地域、福島県南部は、県の放射線対策のプライオリティが比較的低い場所なのだが、県への要望などのやりとりや、地域に住むお母さんたちのネットワークづくりも地道に行っている。

しかし帰ってから1年ほどは体の調子が悪く、ふさぎ込みがちで、家に閉じこもりがちだったという。いま考えると、体調の悪さは、自分の考えや自分の知っている情報について、黙っていなければいけないというプレッシャーが大きかったことからきたかもしれないという。

実はこちらに帰ってすぐは、体調が悪くて寝てばかりで何もできませんでした。で、いろんなところを測り出したり、お母さんたちで動き出したりしたのが1年後、体調が回復してから1年ぐらいから動き出しています。だから、もうちょっと早くに気付いていればね、学校側も、私が帰ってきて時間が経っているのに言われてもねというのもあったかもしれません。私が帰ってきてすぐにだったら、「あ、避難していた人だから」って思っただろうけど。

体調が悪かったのは、何も言えなかったからだと思います。やっぱり私はここの一番ひどい時を知らないです。学校の校庭で遊べなかった時期とか、プールをやれなかった時期とか、お母さんに聞くと、登下校も毎日車で送り迎え、送り迎えできないお母さんは、家に子どもが帰ってきたらすぐに着替えさせたりしていたそうです。そういう苦労を私は知らないわけでしょう。そのころから比べたら、今の線量は何十分の一、何百分の一に下がっているからいいだろうって感じですけど、私は東京にいたでしょう。そのときにいろんなことがわかっているから、その感覚からしたら「えっ？」ってなってしまいます。健康被害になる、ならないに関わらず。それを全て健康被害があるかないかだけで判断されちゃうと、それは「健康に害はない」かもしれませんが、私は、避難先での放射線に対する基準や対応は東京の基準でやっていたから、「えっ！ どうして、何もしないの」となります。東京の保育園でも外遊びを控えたり、公園から帰った後は、セシウムを園内に入れないようにお着換えをしていました。東京では通学路も教育

委員会がくまなく測り、牛乳の放射能濃度も測ってHPに公表していたのに、より線量の高い福島は無策でした。被害が大きすぎて、対応しきれないようでした。

でもそういうことは、帰ってきた当初は言えなかったです。やっぱり、言っちゃだめだって。だって大規模避難所のあんな状況、鼻血を出している子どものことなんて、ここの人たちに言えないです。それに理系の知り合いの人がいたから、汚染濃度とか分かっていました。でもそんなこと言えないじゃないですか。ここの人たちは、避難したくてもできない人のほうが多かったから。言えない、言えないって。言えないから、黙っていて。でも、黙っていたのが一番、精神的につらかったのだと思う。帰ってきて体が動かなかったのは精神的なものだと思います。

時間の経過とともに、できることを探していくようになった。

それで、もう我慢をしていたら、もっと病気になっちゃうと思いました。だから、私は今はもう言っちゃいますよ。KY（空気よめないの略語）と言われようと言っちゃう。私は親戚にも教師が多かったし、子どもの頃から、先生とか学校には文句を言わないように育てられました。でもそんなこと言っていられないなど。今はもう言いますよ。でもヒステリックな母親と思われても困るので、ちゃんとした根拠があると思っても、言いたいことの10あっても1個ぐらいにして「先生、本当、お願いします」みたいなふうに、謙虚にお願いします。それから淡々とやる。淡々と子供達のまわりを掃除するっていうことですね。除染とは言わなければ問題ないので。

見学学習先なんか、全部、除染基準以上の所に連れて行かれるんですよ。信じられないんです。測って、測って大丈夫ならいいですよ。測りもしないで連れて行くんですよ。去年まで行っていましたとかって。誰もお母さんが言わないから誰かが言わないと変わらないの。でも、言ったらちょっと変わるんですよ、学校って。ちょっとずつ、ちょっとずつ、ちょっとずつ。

それからもう各ポイントごとに測って、子どもたちが行きそうな所を測

ってます。ここは何百ベクレルの地帯なんだから、私の中では分かっているじゃないですか。だから嫌だなどか思っちゃうんですよ。お母さんたちで集まって校長先生に意見書を出して、そのお母さんたちのおかげでかなり良くなっているから。もうちゃんとお母さんたちの意見は聞きましょうみたいなね。ちょっとずつ変わってきたんですよ。やっぱり測ってみるとあるっていうのは分かるから。

こうして沢村さんは他のお母さんたちと一緒に細かく線量を測る、手分けして掃除をする、先生にお願いする、そういう毎日を送っている。帰ってきた当初と比べると、いまの自分の状況に苦しさは感じなくなった。避難をもう一度するかと言えば、その選択は考えられない。それには、帰郷して暮らすことのもつ安心感がある。

避難は・・・経済的な面でね。だって、その避難費用あったら、子どもたちに習い事とか塾とかさせられるし。大学の費用とかもあるじゃないですか。何十年先のことより、やっぱり今を優先しちゃうんですよ。それに、パパがいる。パパがいるっていうのはやっぱり大きいんですよ。こういうのは非科学的だけどね、パパがいると免疫力が上がったら、それでいいかなって。ねえ、おじいちゃんとかおばあちゃんもいるでしょう。こっち帰ってくれば、習い事も少しはさせてあげられるかなとかね。

ただし、子育ての気がかかりはある。沢村さんは全体的に子どもたちの体力が落ちていると実感するという。また、自然を通じた教育が制限されているということも痛い。また、小学校自体や親、先生など大人たちの余裕のなさが、子どもたちに影響を及ぼしていることも気がかりである。

ここの子って制限されちゃっていることが慣れちゃっているじゃないですか。それを当たり前だと思って欲しくないんですよ。東京とかだと普

通の生活をしているでしょう。それが普通なんだよってね。震災が起きたのだからしょうがない、少しずつ復興していくってのはあるけど、でもやっぱり、全国とは違いますよっていうことはちゃんとわかっていないといけないと思うんです。

保養に行くと、そこでは普通の生活じゃないですか。九州に保養に行ったとき、子どもたちが猫を触って、「えっ」ってびっくりしちゃったんです。

「えっ、野良猫」って。馬とかも乗るっていうんで「えっ」って、最初は思ったんですよ。「ああ、でも、ここは九州だ、九州だ」って思って。それに私が一番びっくりした。「あ、これが普通の生活なんだ」って。

沢村さんによると、東京にいた頃と比べ、祖父母や近所付き合いの予定や、子どもそれぞれの活動で多くの予定が入り、保養に行くのは難しいという。しかし沢村さんはできるだけその機会を作ることを考えているという。それは子どもたちに安心な環境で遊ばせたいのはもちろんのこと、「福島での生活は制限されているんだよっていうことを子ども達にわかってほしいから」でもあるという。

また、大人たちが震災から立ち直ろうと余裕がないなか、子どもたちにそれが降りかかっていると感じる。

震災後、皆さんやっぱり不安定じゃないですか、やっと家を建てられたんですよ。だから、勉強なんてもういいからって。生活を立て直すことでいっぱい子ども宿題を見れない親が多いような気がするんです。もう宿題をやってこない子がいっぱい、今後どうなるのって思っちゃうんですよ。

今、ストレスチェックって毎年やっているでしょう、小学校で。やっぱり、引っ掛かる子がいるんですって、福島大の先生とかが来て、その子にカウンセリングとかしているでしょう。先生自体も被災しているんですよ。公務員だから、外に出られなかったから、余裕ないですよ。福島県内の教育現場、先生も余裕がないし、親も余裕がないし、子どもも余裕がないから。そこをなんとかね、なんとかしないと子どもたちが本当にかわいそう

だと思っています。

沢村さんには、子どもたちが本来あるべき姿で育っていないようにみえる。生活の立て直しで余裕がなくて、子どもに十分目が届かない。余裕も時間もないところで、以前に比べると不安は減っているからという理由で、放射能汚染に関する心配の優先順位が下がる。そのような状態全てが「ふつうの」状態である。東京で避難生活をしたのちに帰ってきた故郷の姿に違和感がある。しかし同時に、夫、祖父母も含めての子育てに安心感も感じている。

2-3. ひきつづく課題

松田さんは、支援者のネットワークのなかで、故郷にいた時とは全く別の不安定さがあるにせよ、種々の課題を社会関係のなかで解決できている。それが実現するかどうかは別としても、自らが新しいステージに立って生活を切り開く時期に来ているという実感を持っている。しかしそういった、いわば「不安定のなかの安定」に、つねに「いつこの生活を終わらせるのか」という逡巡がついてまわっている。

沢村さんは避難というあり方を手放した。その代わりに、「望ましい」生活を得た。そのことを、沢村さんは、「非科学的であるかもしれないが、パパといることで免疫力が上がる」と表現した。とはいえ、沢村さんの帰郷も、避難のゴールであるというようには読み取れない。沢村さんは、故郷の状態が普通の状態ではないと感じており、その認識を忘れないようにすることが日々の生活の支えであり、目的でもある。沢村さんの実感のなかでは、避難をめぐる逡巡とそれへの対応はまだ続く、というよりも新しく形を変えてはじまっているのである。

沢村さんの帰省後のスタンスは、自分の子どもが安全に、抽象的ではあるが「健やかに」成長してほしい、できるだけよい子育て環境がほしい、というものである。これは、それを気にする程度こそ大小あるだろうが、一般的な親が持つ思いでもあろう。しかしそのことによって、避

難の問題が終焉し子育て環境の問題へと移行するのだと捉えてしまうのは早計である。福島県の元の居住地に戻った沢村さんが抱えている心配は、避難先の東京との子育て格差とも無関係ではなく、その問題の少なくとも一部は震災以前から存在していた。むしろ、以前から存在した問題が、この避難をへて浮き彫りになったと考えられるのではないだろうか。

しかもこれは単なる子育ての地域格差の問題とはちがう。震災前の沢村さんは、避難先の東京の母親のなかにはうらやましいと考える人もいるかもしれないような、自然と共に暮らす子育てを手にしてきた。2011年避難当初、子を連れた避難者の母親がよく語ったのは、子どもを育てる場所がどうなるのか、という不安であった。「海があり山があった。カルガモの親子を育てて返してあげたこともある。そんな普通にあった財産は、これからどうなるのか」という不安が口にされていた。沢村さんは、子どものあまりの体力のなさに対して、「スイミングスクールに入れたほうがいいのではないかとまで考えてしまう」と語った。避難先である都内では、「体力がつくから」、「他の子が通っているから」、「小学校で取り残されてしまうから」スイミングスクールに通わせる例があるが、少なくとも沢村さんの周りは、スクールに通う必要のないような環境が、震災前にはあったということである。そのような当然にしていた子育てのかたちは、原発事故によって、人によってその程度は異なるにせよ、変更しなければならなくなったのである。

3. 支援の困難と可能性

3-1. 中村さん

福島県中部地域出身の中村さんは、小学生の子ども一人と3月19日に県外に出てビジネスホテル等に泊まって避難するが、3月末に一旦戻る。戻ったあとそれまではあまり使ったこともなかったインターネットを用いて情報を収集した結果、「テレビとインターネットの情報の内容が

あまりにも違っていた」ことに驚いたという。また回覧板や地域のニュースでは安全が強調されていたという。どの情報を信じるか、というときに、当初は週末避難をしていたが、東京で大規模避難所が開設されることを聞き、東京に避難後、避難所へ移った。その後避難を続けている。東京都内には、避難者が集住している地域が複数あるが、中村さんはその一つに住んでおり、近所付き合いとしても避難者の人たちと交流を持つなか、現在のまわりのひとたちの困難についてつぎのような印象を持っている。

私もそうだけど、皆さんあまり新しいお洋服とか買われたりしていないのは分かります。いつもだいたい似たような服を着ているので、これが普通の団地暮らしだったら、毎季節、違うお洋服にファッションが変わっているものなのに、だいたい去年と同じ服っていうのは、やはり、先が不安なので余計な出費はなるべくしないように。先が見えれば、もっと安心して色々なことができるのでしょけれど、先が見えないので。やっぱり、ちょっと縮めていかないとどうなるか分からないという不安が常に付きまとっているところが、そういうところに表れるのかなと思っています。

中村さんの地域では幾つかの民間の支援団体が子どもの支援に継続的に関わっている。

支援も続けていただいでいて、とくに子どもに対する支援をよくしていただいで、とても恵まれています。ありがたいです。でも東京全体でみると、支援イベントということで考えたりすると、やっぱり支援情報が多く集まる場所とそうでない場所ってありますよね。大きな都営住宅なんかでは、掲示板にいっぱい支援情報が貼られていて。それ以外の場所に避難している人たちがそれを知って、みんなびっくりするんですよ。支援はたくさんあるのに、その情報が一部の方にしか回ってなかったりとか、そこに問題があるとおっしゃってる方もいますよね。

宮城県などからの避難者とも、官民さまざまな交流の会などで出会うことがあるという。比べると、中村さんは、福島県からの避難者の場合はとくに住宅問題がストレスになっているという。復興住宅がどのような立地に建てられていくのか、そこで問題なく暮らしていただけるような状況になるのかどうかという不安だという。また、母子避難者特有のストレスもある。中村さんは「普通の団地でもあることだろうけど」といいながら説明する。

わたしも含めて避難している人たちはもともとストレスがすごくある。とくに母子避難だと、それまで大家族の中で安定した地域社会にいた方達だから、子どもと2人だけとか子どもたちと3人だけとか4人だけとかってというのは、お母さんがすごく不安定なんですね。だから、ちょっとしたことでバーっとネガティブなほうに流れちゃうっていうことが、もう過去に何回もありましたね。そういう人間関係がつらいです。お母さんと子供の避難の方達のグループだと、あたりまえですけど、歳を召したかたがまあまあとなだめたり、うまく全体をまとめていくとか、そういうことがないですからね。最近では、とくに2013年から東京電力に対する民事訴訟がはじまって、そのあと段々訴訟する人としらない人の間に溝ができてしまった気がします。みんなが平等な立場に立っていない感じがあるんですよ。

なんかね、知り合いになって暮らしていればいろいろな問題が起きるし、それこそどこかの団地で起きるようなことが凝縮されて起きているのだろうけれど、普通の団地生活だったら、家族が一緒に暮らしていて、ちょっとしたストレスは家族の中でおしゃべりすることによって発散できるのに、母子避難の場合はそれだけでストレスを抱えているから、そのへんでうまく回っていかないところがありますかね。おじいちゃん、おばあちゃんがお孫さんを連れて避難されているところは安定していますね。そういう意味では、感情的なイザコザに巻き込まれたりすることがなくて、静かに暮らされている感じがしますね。

中村さんの話からは緩衝がないなかストレスと向かい合っているような状況がみてとれる。

3-2. 前川さん

福島県中部地域出身の前川さんは、義理の父母と同居するくらしのなか、食べ分けの難しさ、苦しさから避難を決意した。震災当初は罹災証明の有無が避難所の選択を左右したが、義理の父母に罹災証明発行を頼むことができず、都内で個人が被災者用に開いた一室で避難生活を送ったが、その後別の都営住宅に移って暮らしている。東京では積極的にさまざまな団体に参加し、避難生活を送ってきた。「気軽に話せる仲間」を求めて、自ら避難者が集う団体を始めてもいる。そのなかで、避難後4年経って実感することがあるという。それは「あなたはどのような（種類の）避難者ですか」と、いままでは問われなかった「避難者としてのスタンス」を問われる部分がでてきたということである。

義理の父母には、行くたびに、いつ戻ってくるのって言われて。娘と同級生の子は、普通に住んでいて、普通に学校に行っているから。楽しいでしょう。だから、普通の中にいる異常な人なわけなんですよね、出て行っちゃった人って。なんかほら、だって、東京からだって避難する人がいっぱいいるじゃないですか。でも、彼女たちにしてみたら、残っている人たちは異常だと思うし。でも、残っている人からしたら、「東京から避難でしょう、笑っちゃうよね」ってなっちゃうじゃない。そこの温度差はやっぱりどこでもありますよね。

自主避難地域でも、区域外エリアでも自主避難っていう問題があるじゃないですか。あと、家族で自主避難したか母子避難で自主避難したかっていう違いもあるし。母子避難でもシングルマザーなのかどうかっていうちがいはあるし。あとは何でしょうね。あとはロビイングみたいな政治的な活動に関わるのか関わらないのかっていうスタン

スを問われたりすることもあるし。何のために避難しているのって。例えばですよ、例えば、私なんかは会の人を擁立して署名を集めたりとかはしていないんですよ。だから、それが、あなたはただ楽しいことをやっていけばいいのかっていう人もいます、同じ避難ママで。まあ、自分たちが正しいということを行うために、相手を攻撃して表現するんですよ。そういう表現の仕方しかみんなできなくなっている。表現の仕方がそういうふうに攻撃をすることで自分を正当化するようなふうにしかなんかのやっていることを正当化できなくなっているということなんだと思うんですよ。そうやって避難者自身が分断されつつあるなっていう感じがあります。

そのような苦しみの原因はどこにあるのか。

たぶん、そもそもは、全部に関わる大きな問題は、自分がやっていることに自信が持たなくて、自分のやっていることを正当化するために相手をおとしめて、自分は正しいんだというふうに相手に求めたり、自分を位置付けたりするところがたぶんあるんだと思いますね。お金の問題とかいろいろ出ても、たぶん、そこなんだと思う。私は。賠償金が出ているとか出ていないとか、そういうのが問題で分断でしょうとか言うけど、そういうことももちろんあると思うんですけど、いろんな分断を考えてみるとそこだと思いますね。自分を正当化できるかどうか。自分がやっていること、自分が避難してきたことが正しいと思えるか思えないか。でも、誰も正しいって言ってくれないし、正しいと言われたところで自分がそうは思えなかったら押し付けの正しさだから。だから、自分が正しいとどう表現するかということに、人を攻撃するしか、今はできない、精神状況とか社会状況があるということなんだと思うんですよ。

正しいか正しくないかと問われることがなぜそこまで問題になるのだろうか。

何のために（住んでいた場所を）出たのかというと、そこが汚染されていて子どものために良くないから出るっていう行為をしたわけですよ。でも、その行為すらも、国は出なくてもいいと指定したとされているところから出てきているわけだから、本当によりどころがないんですよ。私や自主避難してきたお母さんたちも、正義がどこにも証明できないんですよ。それは夫に対してもそうです。正義を証明できない。だから、そういうところがいろいろ気にしていて、いろいろなところにやっぱり起因して出ているんですよ。だから、何か一つ、正義を見いだせれば、子どもを守ったということは正義だけれども、そういう美徳の正義じゃなくて、根拠としての正義が出てくればいいのだけれども。それは、結局は福島で甲状腺がんの多発だったり、隣の避難しなかった人のうちはお母さんが自殺したとか、子どもさんががんでとか、そういうことがどんどん出てきてからじゃないと正義を見いだせないんですよ、極端に言えば。でも、それをだれも良しとはしていないわけですよ。でも、たぶんそうでない限りは、国も変わらないし、私たちの正義も保てない。

例えば、うちの夫なんかは、今、東京に避難していて、「ああ、これで甲状腺がんに子どもがならなくて済む」って思っているけど、「都会は光化学スモッグもあるし、排気ガスも多いし、がんにならないわけがない」って言っているんですよ。で、もしですよ、避難していたのがんになったりとかしたら「ほら見たことか」って言うわけですよ。「だったら、避難しなくたって良かったじゃない。無駄なことをしたんだ」ってなるのはもう一目瞭然でしょう。本当によりどころがないんですよ、みんな、お母さんたちも。

こういうふうに言うちょっと被害妄想みたいに聞こえるでしょう？でもこういうのを（避難者は）当たり前のようにみんな考えているんですよ。それに実際そういう歴史を踏んでいくんだと思うんですよ。だから、そういうものの縮図が、避難者の間でも分断として起こっていて、相手が負けないと自分がいいと思えないっていうふうにし

か思えないところなんですよ。

前川さん自身も言うように、相手を否定することによって自分をなんとか保っていく、という前川さんの説明は極端に聞こえるかもしれない。普段は母子避難者の人たちも、避難者という立場と関係なく日常生活を送られているのではないかと。確かにそういう部分もあろう。ずっと苦しんでいては生活できない。しかし、筆者もまた、調査者として母子避難者の方々と関わるなか、避難者の方が、同じ避難者や、ときには「支援者」などの立場を否定することによって精神的つらさを(とりあえず)解消しようとしているような場面に出くわすこともあった。筆者も、筆者のコミュニケーション能力の未熟さからであろう、避難者と「非」避難者という差異が、避難者の方にとって大きな意味があるものであることを痛感させられる経験をした。そのたびに、母子避難という選択をしてそれを続けている人々と、筆者も含めた「非」避難者との差異と共同性について考えさせられた。

3-3. 「支援」の困難と可能性

前川さんの語りからは、中村さんの「つきあい」とはまた異なった種類のストレスがみてとれる。避難をしているというそのこと自体で十分苦しさを味わうのに、その当事者たちが、集団の論理で対立の構図に巻き込まれ、単純に心を開いて集まり話すということが難しい状況がみえてくる。その理由を、前川さんは、自分たちに自信がないからだという。自信がない状況では、少しの差異でも、「なんでもないこと」でも、非常に大きく乗り越えられないような差異にみえてきて、その溝は深く、相手を否定せざるを得ない状況になってしあう。

もちろんそういった状況は辛いので、このようなことに「巻き込まれる」のがいやな避難者は多数いる。そういった人々はあらゆる「組織化」から距離を置くという対処法をとっている。前川さんや中村さんは、様々なストレスを感じながらもなお、できるだけ心地いい自分たちの空間を

模索している人たちである。避難者の方々と関わり、広い意味での支援を行う人たちはおそらく、避難者のなかの、そして避難者と非避難者という普段は顕在化しないけれどもときによって（必要以上に）拡大される差異を意識しながら、関わり続けていくということになるだろう。

4. まとめ

本稿で取り上げた母子避難者は、震災から4年を超え、故郷に戻った人も戻っていない人も、避難当初から比べればより安定した状態にある。であるからこそ、前川さんや中村さんのような、差異が際限なく自らを分断していくような経験をしたり、沢村さんのような新しい課題にぶつかっていく。これらの事例が私たちに問うているものは、一つ目には、「被災者支援」の今後の可能性であろう。過疎支援や子どもの教育格差の削減など、一見被災者支援とみえないものこそ、今後の支援可能性があるのではないか。ただしそこで重要なのは、避難をめぐる問題の終焉をそれが意味しているのではないということである。二つ目には、いわゆる「支援者」のスタンスである。避難者自身（の少なくとも一部）が差異のループに巻き込まれる困難を味わっているとき、いわゆる支援者はどのようにそれと向き合っていけるのか。いずれにせよ、福島第一原発事故に起因した「避難」をめぐる課題は続いていく。非避難者は、変化しながら続いていくこの問題に関与を続けていくということになるのだろう。

注

1 辰巳頼子と鷹咲子の共編の聞き書き集として近刊予定。インタビューの日時等は以下の通りである。名前は仮名である。

2014/1/20 中村さんへのインタビュー（実施者：鷹、辰巳）

2014/5/1 松田さんへのインタビュー（実施者：鷹）

2014/6/13 沢村さんへのインタビュー（実施者：辰巳）

2014/6/17 前川さんへのインタビュー（実施者：辰巳）

参考文献

復興庁 HP「全国の避難者等の数」、2016年2月20日最終アクセス

川上郁雄『越境する家族 在日ベトナム系住民の生活世界』、明石書店、2001年。

久保忠行『難民の人類学 タイ・ビルマ国境のカレンニー難民の移動と定住』、2014年。

辰巳頼子、辰巳慎太郎「「自主避難」のエスノグラフィー—東ティモールの独立紛争と福島原発事故をめぐる移動と定住の人類学」、赤嶺淳（編）『グローバル社会を歩く』、240～299頁、2013年。

辰巳頼子「避難が生み出す平和—原発事故からの母子避難者が形成する新たなつながり」、小田博志（編）『平和の人類学』法律文化社、187-209頁、2014年。

Chapter 4

東日本大震災の NGO 支援活動選択—地震・津波被災者か原発事故ディアスポラか—

鈴木直喜

はじめに

東日本大震災で被災した人々に対して、支援の手を差し伸べる市民運動や復興・援助活動を実践している国際協力 NGO がある。これは阪神・淡路大震災に呼応して活発になった市民運動の類似する側面もある。しかし阪神・淡路大震災と較べて東日本大震災が最も異なる事として、前者が地震の災害であったことに対し、後者は地震、津波、原発事故の3つの異なる種類の災害であったことである。地震と津波の甚大な被害を受けたのが宮城県と岩手県の沿岸部であるが、福島県の福島第一原発を中心とする周辺地域では、それに加え原発事故により住民たちが未曾有の被害を受けている。

この災害の種類の違いは、当然ながら被災者たちの抱える問題の性質の違いに反映されるため、東日本大震災の被災者に対する支援のあり方は、大きく地震・津波被災地と、それに加えて原発事故被災地に二分して考える必要がある。特に、福島原発事故により放射能が飛散した（している）ことで被ばくの可能性があるため、それが復興支援活動の妨げとなっている側面がある。

政治・経済・社会・環境等々、発展途上国と言われる諸外国の人々が抱える様々な問題に対して、国際協力 NGO は、それぞれの地域住民のニーズに応えるべく支援協力活動を実践してきている。しかし放射能汚染地域での活動は、活動主体自身が、被ばくによる影響を受ける可能性が

あるため、単純に地域住民の問題だけを考えて意思決定できない。NGOの放射能汚染地域での活動に対する意思決定は、他の場所での支援活動とは異なり、それが現地へ派遣されるスタッフにとってどのような影響を及ぼすのかも重要になる。一方、被災者も地震・津波だけでなく原発事故災害をも被った人たちでは、直面している問題も異なる。チェルノブイリ原発事故被災者を除き、この規模で原発事故災害を受けた被災者は他にいない。支援するNGOにとっても、支援を必要とする被災者にとっても、参考となる経験知がほとんどないところでの活動となり生活となった。

本稿では、海外の現場で国際協力の支援活動を担ってきたNGOによる、地震・津波・原発事故という3重災害被災者への支援の実状を踏まえて課題を明らかにする。それによりNGOが今まで関わってきた開発課題である貧困、教育、紛争解決等とは異なる問題を抱えている人たちに対する支援活動のあり方への一助になることが期待される。

まず初めに、福島原発被災者の声により、震災後の時間経過と問題の複雑化と深化を共有する。次に、福島、宮城、岩手の東北3県における避難者数とボランティア活動者数の推移から福島の非難者がどの程度、ボランティア活動から敬遠されているかを数的に示す。その後、東北3県の避難者数を国際協力NGOの活動との関係で比較することで、NGOの支援活動やその場所の決定に影響を与えたと考えられるものを提示する。結果として数的に見れば、震災後3年間のNGOの支援活動は一般ボランティア活動と類似して、福島での活動が他の2県に比べて手薄であることが明らかになった。そこで最後に、今後の福島における原発被災者の支援に対するNGO活動の可能性を考察する。

1. 福島被災者の声

1-1. 震災半年後の声

福島在住で、1986年のチェルノブイリ原子力発電所の事故と、同年の

姉の白血病をきっかけとして原発問題に関わり始めた武藤類子は、震災半年後の2011年9月19日に「さよなら原発・5万人集会」で、原発事故に直面した一般市民の声を代表して以下のように語った（武藤2012,14）。

真実は隠されるのだ。

国は国民を守らないのだ。

事故はいまだに終わらないのだ。

福島県民は核の実験材料にされるのだ。

ばくだいな放射能性のゴミは残るのだ。

大きな犠牲の上になお、原発を推進しようとする勢力があるのだ。

私たちは棄てられたのだ。

「さよなら原発・5万人集会」は、「さよなら原発1000万人アクション」の一環として明治公園で6万人が参加したデモ活動であり、多くの人が、武藤の声に共感した。朝日新聞（2011.9.20）を初めとする新聞各紙⁽¹⁾も、小さい紙面ながら、このデモを写真と共に記事として伝え、武藤の声は後に、「福島からあなたへ」という書籍を通してさらに多くの市民に読まれ共有されていく。では、この震災から半年後に発せられた共有された市民の声は、それからさらに3年が経過した2014年末、どのような声になったのだろうか。

1 - 2. 震災から3年半を過ぎた声

「さよなら原発1000万人アクション」は2014年末現在も継続されており、2011年9月19日の「さよなら原発・5万人集会」からほぼ3年後の2014年9月23日に「さよなら原発全国大集会」が亀戸中央公園⁽²⁾で開かれた。主催者によれば1万6千人が参加し、原発の再稼働反対を訴えた。福島からも「原発いらない福島の女たち」の橋本あきが、脱原発を訴えた。また、3年前同様、朝日新聞（2014.9.24）が記事としてと

りあげた。脱原発の市民運動が、下火になったとは考えられない。しかし、3年前と異なるのが、福島からの「距離」である。調度この時期に争点となった川内原発再稼働の反対を中心に、脱原発運動の継続と強化を限られた時間で訴えることで、福島で被災した一般生活者の声を共有することがより限定的となった。

福島の問題は、脱原発運動とは違う次元で長期化の様相を呈する。宮城や岩手が食糧配給や仮設住宅建設等の緊急支援から、高台移転や復興住宅建設を含めた復興支援への活動を移行させる中、未だに複雑な被害構造（藤川 2012）の中で、明確な被害への理解や問題の全容が把握すらできていない。しかし時間と共に風化する住民の問題意識や放射能汚染への「慣れ」もある。そのような状況下、解決の糸口を見出す活動が未だにはっきりしないのみならず、そのことを語ることもすらも困難になってきている。2011年6月に放射能汚染の不安に悩む子育て主婦6名が集まり結成した『3a!安全・安心・アクション in 郡山』の2014年12月27日のブログ⁽³⁾が、この重層的な被害を象徴する。

「若いママたちは今も孤独感の中にいます。放射能対策がきちんと進まないままで「大丈夫だ」「風評を煽るな」の大合唱で、何事もなかったかのような施策がどんどん進められています。家族からも『行政が、放射能が原因では大きな病気にはならないと言っているのに、神経質すぎる』と言われて悩んでいる方もいます。そのため、一人ひとりのお母さんでは声を上げづらくなってきています。そんな思いを語り合うとともに、学び合うことが、より重要になっています。」

福島の原発事故被災者は、協力して問題解決の道を探るよりは、住民間のみならず家族内にもいても距離的および精神的な分断が発生している。原発事故により被災者は住みなれない土地にバラバラに寄留するディアスポラと化している。

1 - 3 . 脱原発の声と孤独化していく上げずらい声

福島は、原発事故による甚大な被害により多くの住民が避難生活を余儀なくされている。被災直後は、日々の生活に必要な衣食住の供給が緊急に必要であり、そのニーズに呼応する支援活動が要求された。徐々に、避難所生活が長くなるにつれて、解決したわけでないが、日常生活での喫緊のニーズは減少する。そこで善良な市民からあがる声は、脱原発である。原発事故の根源を断つことを本質的な要求として市民運動が展開していくこと自体が、避難生活者たちにマイナスの影響を直接的にあたえることはない。しかし、一方で、彼らは自分たちの日常に埋没した構造的被害を、日々の生活の安定（少なくとも表面的には）を享受することで、表現できなくなっていく。孤立化し上げずらくなる声は、元気な脱原発の声と異なり、さらに周辺化への道をたどる。

2 . 福島避難者の概要

ここでは福島の避難者と市民活動の特徴を明らかにするため、東日本大震災以降の避難者数と県別市民支援活動の推移を、福島以外に最も被害の大きかったと考えられる2県、宮城と岩手、とを比較検討する。上記3県の避難者の推移とそれぞれの県でのボランティア活動に関わったのべ人数をまとめたものが表1である。避難者数に関しては四半期末の数字を使用し、ボランティア活動者数は4半期ごとに各3か月の合計をまとめたものである。尚、福島に関しては、県外避難者が他の2県に比べて突出して多いため⁽⁴⁾、避難者数およびボランティア活動数も、県内と県外に分けて表示した。

2 - 1 . 避難者数の推移

まずは、避難者数の推移を福島（県内、県外）、宮城県、岩手県で比較してみる。この表から一見して分ることが、福島の県外避難者が突出して多いことである。この数値は、原発事故のために自分たちの地域内で

の仮設住宅等への非難をすることが許されず、他都道府県の親戚や受入施設を求めて非難した人たちに起因するだろう。また単に多いだけでない。県外避難者数は2014年の前半までは減少してきたが、その次の四半期では増加しており、今後の県外避難者数の推移は予想することが困難な状態である。これは避難者が継続して減少している宮城と岩手及び福島の県内とは異なる。少なくとも、もうしばらくは様子を見ないと、今後の県外避難者数の増減に関しては明確なことが言えないが、少なくとも、原発事故に起因する複雑な構造的被害が、宮城や岩手の避難者と異なる行動を被害者に強いていることが明らかであろう。

また震災直後の混乱による実態把握の困難さから抜け出て、比較的確実に避難者数が収集・記録できるようになったと考えられる2011年後半から比較すれば、一貫して、福島県の県内と県外を合計した総避難者数は、宮城県の避難者数を凌いでいる。2012年6月末に総避難者数が16万3千人を超えた後、減少はしているが、その減り方は他県と比べて緩やかであり、宮城県の避難者数との差は拡大している。2014年末では、福島の総避難者数が約12万1千人であり、宮城の避難者数7万3千人と較べて5万人近く多い。

このような避難者数推移の比較概要は、避難者の生活の質に言及しておらず、避難者の特徴を示すことにおいて限定的である。それぞれの置かれている複雑な被害状況を理解することは、数量では不可能である。しかし、被害者の状況に対する言及はできないが、少なくとも、岩手や宮城と較べた場合、福島が抱えている問題は、原発問題があるため複雑であり、避難者たちの今後は不透明であり、復興への道は、遅々たるものであることが、この避難者数の推移比較から言えるのではないか。

2-2. ボランティア活動の推移

以上のような避難者の県別推移を踏まえた上で、それぞれの県でのボランティア活動数を外観してみる。これも具体的な活動事例に踏み込むわけではなく、各県のボランティアセンターが記録した、ボランティア活

動者数を四半期ごとに合計したものである。

ボランティア活動者数の顕著な特徴は、先ず一つがその規模であり、二つ目として震災直後からの6月末までの、福島、宮城、岩手、3県でのボランティア活動者数の違いである。一つ目の、震災直後のボランティア活動者数の推移は、阪神淡路大震災直後の時と同様にうなぎ登り⁽⁵⁾で、長くとも数カ月以内にはピークを向かえ、その後、事態が安定するに従ってボランティア活動者数も減少した。この推移の形は同様であるが、ボランティア活動者数からすれば、阪神淡路大震災の場合、震災後3か月の間にのべ120万人近くの人がボランティア活動に参加しているが、一方、東日本大震災の場合は福島、宮城、岩手の3県合計でも55万人である。

これは震災による被害が、東日本大震災の方が小さかったからということではない。内閣府による資本ストック被害額推計⁽⁶⁾によれば阪神・淡路大震災の被害総額がおおよそ10兆円であるのに対して、東日本大震災のそれは防災担当部局の試算では約17兆円、経済分析担当部局では場合により約25兆円としている。どちらも甚大な被害をもたらした災害ではあるが、死亡者数、避難者数、震災関連死者数等を比較してみても、その規模で東日本大震災は、阪神・淡路大震災を上回る。

東日本大震災でのボランティア活動者数が阪神・淡路大震災と較べて少なかった理由として考えられるのは、被災地が広範囲であったこと、現地へのアクセスが困難であったこと、そして広範囲におよぶ地震の影響で自らも被災した人が多かった事が考えられる。阪神・淡路大震災の場合と異なり、東日本大震災の場合、青森から千葉まで太平洋沿岸部は津波により被災しており、被災地域があまりにも広いため、具体的な支援場所や活動を特定することが困難であった。震災直後、ガソリンが不足し車での移動が困難となった。そして東日本全域で地震による被害を各家庭が大なり小なり被ったため、人々はまず自分の生活と安全の確保を優先した。

二つ目の、福島、宮城、岩手の3県におけるボランティア活動者数の違いであるが、福島でのボランティア活動者数が少ないのは明らかであ

る。表 1 から、最初の 3 か月を比較してみると、福島が県内と県外を合計して約 10 万人、岩手が 13 万 5 千人であるのに対し、宮城は 31 万人と群を抜いて多い。この理由として考えられるのは、福島は原発事故による放射能問題のためボランティアに敬遠され、岩手は関東から遠くアクセスが大変であるため、岩手より近く、放射能問題の心配がない宮城を多くのボランティアが支援活動地として選んだのではないだろうか。

3 か月が経過した後、2011 年 7 月から 9 月の四半期やそれ以降の四半期で、宮城と岩手でのボランティア活動者数が、同程度であり、推移も同様であることが、当初の両県の違いがガソリン不足から生じるアクセスの困難さに由来しているという仮説に対する裏付けとしてある程度の説得力を持つ。

一方、宮城、岩手に比べて、福島（県内と県外）でのボランティア活動者数は、残念ながら大変少ない。県外でのボランティア活動者数を含めた合計でも、宮城のそれに比べて 5 分の 1 以下である。県内でのボランティア活動者数にいたっては、宮城のその 10 から 20 分の 1 である。放射能問題がボランティア活動の大きな妨げになっていることは明白である。では、福島の避難者が生活している地域は、ボランティアが活動するのに適さない程の汚染地域か。それぞれの地域での放射能汚染レベルが明らかになったとしても、どのレベルをもって移住するほど深刻であるかと判断するのは個人や家族次第であり一概に言えないが、少なくとも多くの地域住民が継続的に生活している地域に多くの被災者は避難している。何の影響が、ボランティアたちをして、そのような地域での支援活動を抑制させているのか。風評か、ボランティアの人たちの偏見か、目に見えずはつきりとそのリスクを理解しづらい放射能の性質からくる不確かさや不安であろうか。福島県内でのボランティア活動は、3 年半以上を経過した今、四半期（3 か月）でのべ約 1500 人であり、1 日平均 20 人弱である。しかし、これは、福島県内でボランティア需要が低いわけではない。

2-3. 避難者数とボランティア活動者数の関係

表1. 3県の避難者数とボランティア数の推移

年	期間	福島（県内）			福島（県外）			宮城			岩手		
		避難者 （期末）	ボラン ティア のべ人 数	避難 者対 ボラ ンテ ィア 比									
2011	Mar-Jun	(23,979)	63,079	1.1	(38,896)	43,223	2.7	(25,489)	310,729	0.2	(25,747)	135,017	0.6
	Jul-Sep	3,834	10,953	1.1	54,896	18,332	9.0	2,853	136,500	0.1	1,801	131,069	0.0
	Oct-Dec	95,200	3,103	92	59,464	5,102	35	122,557	46,786	7.9	43,953	54,502	2
2012	Jan-Mar	97,946	1,492	197	62,831	2,865	66	127,792	31,726	12	42,789	26,911	5
	Apr-Jun	101,320	1,670	182	62,084	2,949	63	128,197	32,620	12	43,096	35,973	4
	Jul-Sep	99,521	1,320	226	60,047	3,907	46	115,856	32,599	11	42,263	39,316	3
	Oct-Dec	98,235	824	358	57,954	2,191	79	112,008	21,558	16	41,626	19,380	6
2013	Jan-Mar	97,072	785	371	56,920	1,569	109	108,357	12,271	26	40,304	9,247	13
	Apr-Jun	93,915	1,059	266	53,960	2,982	54	101,328	17,990	17	38,780	10,376	11
	Jul-Sep	91,392	1,486	185	51,251	3,855	40	96,330	17,394	17	37,370	14,198	8
	Oct-Dec	87,712	1,361	193	48,944	3,145	47	92,290	12,557	22	35,925	8,756	12
2014	Jan-Mar	84,221	1,018	248	47,683	2,136	67	88,575	7,763	34	34,494	5,282	20
	Apr-Jun	82,657	1,419	175	45,279	2,490	55	81,923	10,603	23	33,221	7,766	13
	Jul-Sep	78,577	2,199	107	46,645	2,906	48	77,836	11,551	20	31,714	9,687	10
平均		-	-	186	-	-	51	-	-	16	-	-	8

*2011年6月の、3県から3県への避難者のデータは把握できていない。

出典：復興庁、福島県生活復興ボランティアセンター、宮城県災害・被災地社協等復興支援ボランティアセンター、岩手県社協ボランティア・市民活動センター

表1では、避難者数に対するボランティア活動者数の比を、それぞれの推移に合わせて示した。この比は、それぞれの県（福島の場合は県内と県外も分けている）にいる避難者の数に対して、どれだけの数のボランティアが活動をしているかの比較を容易にするための指標であり、数字が小さいほど、ボランティア活動者数が避難者数に対して多いことを示す。もちろん実際にボランティア活動者が、避難者の支援を直接するとは限らないため、この比を過大に評価することには慎重を要するが、

県別ボランティアの配分が、どの程度偏りを持っているかを、大まかに把握するための指標として参考にはすることができるだろう。

この比較から、一目瞭然なのは、福島県内の避難者の数に対するボランティア活動者数が、他の2県と較べて避難者の数に対して、圧倒的に手薄であるということである。特に震災から1年後の2012年では、福島県内では200から300を超える避難者対ボランティア比になっている。宮城ではその20分の1の10から15前後、岩手は、その50分の1程度の3から6前後である。同じ避難者数に対して、岩手に50人のボランティア活動者が入るのに対して、福島には1人しか入っていない勘定になる。

福島では原発事故による放射能汚染は長期にわたり今後も深刻な問題であるが、県内避難所は、いわき市、二本松市、郡山市、福島市等、多くの地域住民が震災後も継続的に生活している地区への避難である。これらの地区での放射能汚染レベルは、住民が安心して生活できる程度であるのかに関しては、今までも議論されてきており、今後もされていくだろう。福島県における放射能汚染の実態に関しては他の論文で詳細な説明を期待するが、郡山市やいわき市より東京や他のより放射能汚染が低い地域へ避難している家族、または移住し家族がいることも事実である。それを一方で確認しつつも、大半の住民は、これらの地域で生活を続けている。そのような地域に福島県全避難者の約5分の3が生活している。福島県内でのボランティア活動は多くは、そのような人たちへの支援である。その人数が、避難者数比にして、岩手の50分の1であることをどのように理解するか。本章は、この事を明らかにすることを目的とはしないため、これ以上の推測は避けるが、この理解は、今後の市民活動の在り方を考える上で、重要であり、今後、より詳細な調査研究が望まれる領域である。

もう一つの特徴とし、福島県内での避難者対ボランティア比が、2013年度最高になりそれ以降は、下がっていることがあげられる。これは宮城や岩手で一貫して上がる傾向にあるのに対して反対の変化である。実際のボランティア活動者数は、2013年1月から3月の3か月が最低のの

べ 785 人であるが。翌年の 2014 年は、2013 年の同じ四半期を比べると、全て人数が増加している。絶対数は 2014 年 7 月から 9 月の四半期で宮城の約 11,600 人、岩手の約 9,700 人と比べて、約 2,200 人と、少ないが、前年同時期の約 1500 人から 700 人増である。福島放射能の実態が明らかになることで、市民の中に、ある一定の福島に対する理解が共有され、それが徐々に福島県内避難者へのボランティア活動として表れているのかもしれない。

2 - 4 . ブラックホール化の孤立避難者

福島原発事故による放射能からの避難者は政府による帰還困難区域、居住制限区域、避難解除準備地地域の 3 区分により異なる「待遇」が、そしてそれ以外の地域に住む放射能被災者は、自由避難民の扱われ方において、近隣住民および各家庭内での分断を経験してきている。この結果、最も放射能被害の影響を受けやすい多くの母子が孤立する傾向にある。子どもの放射能汚染を心配する幼い子どもを持つ親（特に母親）は、家族や地域の近隣住民との利害や考え方の違い等により、その声を上げづらい状況に陥っており、心配や問題意識を他の人たちと共有できず孤立していく。

この孤立は、外に彼女たちのような弱者の声を発信してくれる外部者が不足していることも、それを助長する要因となっている。そして、このような問題を抱えている母子を主にする弱者たちが、バラバラに生活をするに至っており、同様の問題を抱えているにも関わらず、それを共有できないことも、さらなる孤立への道を進めることとなる。弱者の声のブラックホール化である。

3 . 国際協力 NGO の活動概要

ここまで福島住民の声を通じた被害構造の一断片、そして福島、宮城、岩手における避難者数およびボランティア活動者数の比較を通して、

東日本大震災により福島が置かれた特殊な側面を外観した。では、そのような場所で、本稿の対象である国際協力 NGO は、どのような活動をしてきたか。この章では、日本国際 NGO センター (JANIC) が実施した NGO に対するアンケート結果を中心に、震災後の国際協力 NGO 活動の特徴をその開始時期、分野、数から概括する。

3 - 1 . 活動決定と開始時期

JANIC 正会員に対するアンケートによれば 97 団体中 54 団体 (55%) が被災地支援実施を実施した。その過半数は 1 週間以内に開始している。

表 2 活動決定 NGO 数と開始時期

震災後経過 日数	活動開始 NGO 数	計	(%)
3 日以内	18	18	33%
1 週間	11	29	54%
10 日	8	37	69%
2 週間	2	39	72%
3 週間	7	46	85%
1 カ月	3	49	91%
2 カ月	4	53	98%
3 か月	0	53	98%
半年	1	54	100%

出典 JANIC(2012)

この表 2 から、国際協力 NGO は、本務として関わる活動以外で発生した緊急時の初動開始においても意思決定が敏速である。どの地域にどのような形で関わるかを決定することは後にしても、とりあえず人を派遣し実態調査を多くの NGO が震災後数日以内に実施している。また、JANIC 正会員代替 97 団体中 54 団体が活動実施したということは、残りの 43 団体は活動しなかったということがわかる。ここでは、国際協力

NGO が活動する・しないの決定理由を組織の視点から明らかにする。

経験・教訓：以前に震災に関わった組織の大半は、東日本大震災にも関わっていることから、経験や教訓が意思決定に大きく貢献していることがわかる。新潟県中越地震や阪神・淡路大震災等で経験を支援物資の配布、医療支援、食料配布や炊き出しといった緊急支援に携わった組織にとって、東日本大震災は、その経験や教訓が活かせるということから、支援活動決定は自然の成り行きであっただろう。

被災した NGO スタッフ関係者の存在：東日本大震災がそれまでの震災と異なるのは、被災地が広範囲に及んだことである。そのため、国際協力 NGO に携わるスタッフの中にも、本人の家族、親戚、友人等が、被災したケースが多くみられた。支援活動を考えるための情報収集という側面も含めてスタッフの実家のある被災地を訪問し、そのまま、その場で支援活動を開始した NGO⁽⁷⁾ もある。広域に及ぶ被災地と情報の欠如・不確かな状況下で敏速に判断をする必要がある場合、周到に情報収集し分析をするゆとりはない。たまたまのきっかけや個人的な縁が、活動実施の後押しになる。

緊急活動実施能力：震災支援活動を開始するには、敏速に経験あるスタッフを現地派遣する必要がある。多くの日本の国際協力 NGO は、資金が潤沢にあるわけでないので必要最低限のスタッフで組織運営をしている。従って、スタッフを至急で現地に派遣することは、本務活動に支障が生じることを意味する。この様な、緊急時に、組織として、緊急対応のみならず本務業務の継続的实施をも含めた、組織運営能力が要求される。もっとも、これは「能力」というよりは「火事場の馬鹿力」的な、平常時には認識できない秘められた力かもしれない。

初動資金：多くの日本の国際協力 NGO は、その活動資金源として助成金や委託金に大きく依存しているのが現状である。プロジェクトベースで資金を受けることがほとんどであるから、その使い道に対しては大抵の場合縛りがある。結果として自由に使える自己資金を潤沢に蓄えている組織は少ない。東日本大震災のような未曾有の震災の場合、様々な助成金が用意されるであろうことは期待できるが、初動に関しては、その

ような助成金への申請や承認を待つ時間が許されない。現実的に考えれば初動時期の資金繰りが可能であることが条件であろう。

ミッション：組織としての活動に対する考え方によって、国際協力 NGO は国内での緊急支援活動に対して大きく二分される。東日本大震災に対して積極的に敏速な対応をした組織がある一方で、自分たちの本務に照らし合わせて関わらない立場をとる組織もある。JANIC 事務局長の山口誠史⁽⁸⁾によれば、積極的に支援活動を実施する NGO は、支援を必要とする人がいれば、国内外を問わず駆けつけるのが NGO であるという、言わば地球市民的な立場と、国際協力 NGO の本務は途上国の人々の支援であり、海外のさらに厳しい状況にある人々への支援を優先させるべきであるとする立場がある。従って、活動を実施しなかった NGO には、人材・資金・経験等の組織の資本を持ち合わせていなかったタイプ以外にも、本務に照らして実施を決定しなかったタイプがある。

組織体と運動体：組織としての体裁が整うほどに、そのミッションや、法人格があればその定款が、組織の行動や意思決定の規範となる。法人格をもたず、運動として活動を始めた個人の集まりでは、その中のメンバーが支援活動への意志を訴え、他のメンバーが同意すれば、それで支援活動（運動）が始まる。組織体は一般的に目的達成と同時に組織存続に対しても配慮するが、運動体の場合、そこで活動する人々は、基本的には組織を生活の糧にはしないため存続の配慮は不要である。それぞれの NGO は、この組織体—運動体軸のどこかに位置することになるだろう。組織体体質が強い組織では、ミッションと同時に組織運営・存続が重要なテーマになるであろうし、運動体体質が強い組織は、各メンバーの活動に対する情熱や意志が、活動や実践の原動力になる。国際協力 NGO が東日本大震災で支援活動をする場合、組織体—運動体軸は、活動に至る動機や意思決定に影響する。

活動様式とのマッチング：国際協力 NGO は、自分たちの本務での活動様式が、支援活動の様式に近い場合、関わるのが容易である。従って、緊急支援を国際協力の現場で実践した経験のある NGO にとって、東日本大震災での緊急支援は自然の成り行きであったであろう。一方農村開

発や教育等、中長期的なスパンで開発事業に携わっている組織にとっては、震災直後での緊急を要する支援に対しては積極的になりづらい。

3-2. 震災復興支援に関わった（関わる）国際協力 NGO の分野

では、それらの被災地支援を実施した NGO は、どのような分野で活動したのか。2011年6月時点で国際協力 NGO による被災者支援の分野別活動数は以下のとおりである。

1. 支援物資配布	131
2. 医療支援・心のケア	72
3. 食料配布・炊き出し	69
4. 避難所運営	61
5. 教育	55
6. ボランティア調整	43

出典 JANIC (2012)

山口は、これらの活動分野は、NGO の緊急援助の経験（支援物資配布や食糧配布・炊き出し）や保健医療の専門性を持つ NGO（医療支援・心のケア）、そして海外で実施してきた開発プロジェクト（教育）のノウハウや経験が活かした、とした。

3-3. 地域（県）別避難者数、活動 NGO 数、プロジェクト数の関係

前章では、避難者数とボランティア活動の推移を福島、宮城、岩手の3県で地域にわけて簡単な比較分析をおこなった。ここでは、各県（県内・県外）の避難者数に対する実施 NGO 数及び NGO によるプロジェクト数を比較検討する。JANIC(2012)によれば2011年11月当時74団体が552のプロジェクトを実施していたが、それは避難者の数との関係において比例関係にない。

表3は、NGO数とそのプロジェクト数の調査を実施したのが2011年11月のため、避難者数も、その時期の数である。NGOの数やプロジェクト数の推移を避難者数との関係で分析できないのが残念であるが、これか

らも、3 県に対する NGO 活動の特徴をある程度明らかにできる。この時期、宮城・岩手・福島における避難者数の割合は、福島が 68%と突出しており、地域における支援のニーズが他の県と比べて大きいことが容易に想像できる。一方、福島での NGO によるプロジェクト数は 60 で、全体の 11%にすぎない。プロジェクトの過半数は宮城県に集中しているのも特徴的である。

表 3

	避難者		計	(%)	NGO 数	(%)	プロジ ェク ト数	(%)	避難者対 プロジ ェク ト数比
	県内	県外							
宮城県	30,739	1,208	31,947	16%	40	37%	292	53%	109
岩手県	31,337	-	31,337	16%	33	31%	179	32%	175
福島県	99,506	34,743	134,249	68%	18	17%	60	11%	2,237
その他	-	-	-	-	17	16%	21	4%	-
計	161,582	35,951	197,533	100%	108	100%	552	100%	

データ：JANIC による

注：県別活動団体合計は 108 だが、複数県での活動団体もあり実際の団体数は 74

この表で最も注目すべき点は、福島の避難者数に対する NGO プロジェクト数の比が、宮城と岩手のそれに対して、15 倍から 20 倍大きいということである。これは福島での NGO 活動が他の 2 県に比べて、対避難者比で 15 から 20 分の 1 程度に留まっているということである。ボランティア活動者数と同様に、NGO のプロジェクトにおいても、福島での活動が極端に少ないことが明らかになった。尚、ボランティア活動者数においては岩手の方が宮城よりも積極的であったが、NGO プロジェクトにおいては、岩手よりや宮城に避難者比においてもより多くの活動が実施されたことになる。

2014 年現在、福島に関わっている NGO は、放射能に関する知見を活かした活動をする JIM-NET、途上国において子どもたちに対する支援をしてきた経験を活かすチャイルド・ファンド・ジャパン (CFJ)、途上国

の現場で地域組織を側面支援するノウハウを活かして活動する JVC 等々、それぞれ自分たちの経験知を活かした活動を継続している (JANIC, 2014)。加えて東日本大震災を機に支援の手を差し伸べる海外の国際協力 NGO もあった。しかし、福島での活動をその数や規模からみると、宮城や岩手と比べて限定的である。東日本大震災で支援活動を実施した (している) NGO は、国内・海外を問わず支援の必要がある場所に駆けつける地球市民としての立場であろう。しかし、プロジェクト数からみれば、支援が必要である場所に適度に散らばっているとは考えづらい。被災の深刻な東北 3 県の中でも、福島は原発事故による被害という意味では、最も深刻と考えられるが、3 県の中でのプロジェクト数からみた偏りは、丁度一般市民ボランティアが活動地を選ぶのと同様に岩手や宮城重視となっている。この偏りは放射能汚染だけに起因するだろうか。

3 - 4 . NGO の活動地、活動内容決定要因

前述したように東日本大震災は、地震、津波、原発事故の 3 つの災害をもたらした。現状では、この 3 つの災害を重層的に受けた福島での国際協力 NGO 活動が一番手薄になっている。また、それは丁度、活動地選択という視点からすれば、一般市民ボランティアが被災地に支援に行く時の選択と類似している。NGO と市民ボランティアは、同じ行動様式なのか。NGO の活動地および活動内容には、何が影響していると考えられるか。これに対する解答を得るには、3 県で活動する個々の NGO のキーパーソンに聞く必要があるが、それは今回の調査では時間的制約上困難であったため、ここではインフォーマントへのインタビューを基に、NGO 活動の意思決定に影響を与えたと考えられる視点を提示する。

放射能汚染：原発事故当初から暫くは、現地へ入ることを妨げる一番の要因がこれであることは間違えないだろう。海外での援助活動での知見を有する NGO でも、放射能汚染に対して専門的な知識をもっているところは、一握りの NGO⁽⁹⁾を除き皆無である。原発事故発生直後から暫くは、実態把握ができない状況が続いた。放射能被害の可能性がある

ところにスタッフを派遣することを躊躇するのは当然である。政府や東京電力から提供される情報に対して信頼することが困難な状況で、さらには事態がその後どのように展開していくかはっきりしない状況で、福島原発に近づくことは賢明ではない。

震災から4年になろうとする2015年1月、政府や東京電力が公表する情報が必ずしも信頼できるとは言えないが、福島の放射能汚染状況はある程度、理解できるようになった。放射能汚染が深刻な地区の被災者は基本的には、その場所から逃れて避難生活をしている。従って、多くの被災者対象の支援活動は、避難地区でのものとなる。その意味では、放射能汚染による活動への躊躇の度合いは大きく減少したと考えられる。

多数の活動地選択肢：前述した通り、支援を必要とする現場は、広範囲に及ぶ東北の太平洋側沿岸部であり、活動地に選択肢の幅があった。震災直後、道路が寸断されたり、ガソリン不足する中、支援団体は、とにかく入れる場所での活動をすることから始めた。放射能汚染状況がはっきりつかめない福島は、緊急の支援を要する他の多くの現場との比較において、結果として後回しになっていった。

最初の訪問現場：被災直後は、多くの国際協力NGOが、最初に訪問した被災地で支援活動を開始している。それだけ沿岸部はどこも深刻な状況であった。時間が経過するに従い、後から支援活動に入るNGOは、既に活動しているNGOから状況を把握して、支援活動の手薄な場所や分野をカバーするようになっていったが、それも宮城や岩手が殆どであった。そして、一度、支援活動を開始すると、それだけで精一杯となり、福島県での支援活動はますます遠のく結果となった。ある程度状態が落ち着いてくると、国際協力NGOは出口戦略を考えるのが一般的である。NGOは海外の現場ではいつも外部者として関わっており、地域の住民や組織自立のための支援が黄金律である。自治体や地域NPOによって支援活動が、機能し始めている場所では、海外での本務がある国際協力NGOが入る意味を見出しづらい。福島の問題は、福島のNPOや自治体に任せることが自然の成り行きとして出てきている。

被災地と避難者：福島の原発避難区域以外の地域では、被災者の避難

場所は被災した場所からさほど遠くない場であるため、被災地への支援が、被災者の顔の見えるところで実施できるため、活動の意味・意義がわかりやすい。宮城や岩手では、高台移転も、もともとの居住地からさほど遠くない場所への移転であり、かつての生業を復興させる取り組みがなされている。一方、福島の避難区域内住民及び自主的非難者は、居住していた被災地と物理的に距離のある場所へと避難しているため⁽¹⁰⁾、被災地における被災者の空洞化が生じ、被災地への支援活動の意味がなくなった。また、被災者支援は、避難所での支援となり、被災地の復興や帰還への道筋が立たないことも、福島での支援を困難にしている。

地震・津波被害と放射能汚染被害における真逆な時間の流れ：緊急支援の出口戦略を考える頃に、放射能汚染による問題は慢性化と同時に深刻化の様相を呈する。既に多くの論文が放射能汚染による被害が地域住民をどのように複雑な問題に直面させていくかを明らかにしている。事故を起こした福島第一原発がどれぐらいの期間でどのように終息するかに関しても、明確なイメージをできる人がいない状況である。放射能汚染が深刻な地域では、少なくとも数十年は、その地での居住・生活は困難であることがわかる。国の政策に視点を転じれば被災している弱者（母子等）を守るべき被災者支援政策が骨抜きになっているという詳細な報告もある（日野 2014）。

第二次世界大戦後最大の惨事だと知識人⁽¹¹⁾たちが訴える原発事故は、地震と津波と同様の復興には進んでいない。であるにもかかわらず、東京をはじめとして福島以外から距離のある地域では、原発事故の話題が、メディアを通して流れることが激減している。情報が減ることで、人々の意識からも風化していくが、それは原発問題と被害者たちが抱える問題の深化を意味する。

4. 新しい課題と新しい手法

4-1. 新たな市民問題「ディアスポラ」の「ブラックホール」

宮城や岩手では多くの命が失われたが、その一方で沿岸部の市町村の再建が進み、人々が元の生業を取り戻し、高台移転の実施計画が進行し、人々には新たな生活を始動する勢いと希望がある。しかし福島は被災者の状況は大きく異なり、未だに明確な解決の方向が見えない。元の生活に戻れる希望を失い、地元を捨て、新たな土地で新たな生活を始める人も多い。しかし、経済的な理由、そして仕事や家族の関係上、全員がそのような一歩が踏み出せる境遇にあるわけではない。多くの避難者は、今後の予定を計画できないままに、仮の生活を余儀なくされて4年近くになる。

放射能汚染は、半減期が30年近くにもなるセシウムが主であるとすれば、小さな子供をもつ親の健康被害に対する不安は、除染により解消できるほど短絡的に考えられない。実際に4年近く経過しても、放射能の線量はホットスポットでは、事故以前と比べて明らかに高い数値で推移しており、事故前の状態に戻るには数十年、場所によれば百年の単位で時間が必要となる。この深刻な状態でも、それが日常化することで人々はそれに慣れていく。

政府の対策は、地域住民の抱えている問題を結果としてないがしろにする方向へと進んでいることが日野（2014）の被災者支援政策からも明らかになってきている。一方、市民の意識は、放射能汚染がなくなったわけではないのに慣れることで、語られなくなり、風化していく。「大丈夫だ」「風評を煽るな」という声を前にして、放射能の影響を受けやすい小さな子供を育てる親は、自分たちの直面する問題であっても、ますます声を上げづらくなり、問題が深刻化する。地元で長年ご近所付き合いしていたコミュニティーの人たちがそれぞれ異なる避難所でバラバラになりディアスポラと化した生活では、住民による問題の共有や一致団結して声を上げることが困難となり、問題は声なき声へとさらなる深刻化の様相を呈する。

避難者と福島で支援活動に従事する人たちは、多くの人に福島に来てもらい少しでも実態を共有してもらいたいと訴える。それは福島の災害

が深刻であるにも拘わらず、市民に理解されていないという嘆きである。問題に解決の糸口が見つからず、未来への希望を見出すことができないほど深刻である場合、人々は語ることをはばかる。深刻さの重さによって、その深刻さが外に出なくなる被害のブラックホール化において、現地に足を運ぶことが実態把握の唯一の方法になっている。

4 - 2 . 新たな国際協力 NGO の役割

国際協力 NGO は、東日本大震災において、宮城・岩手への緊急支援活動を通して培ってきた敏速な対応を実践した。しかし、福島においては、震災当初、支援活動を躊躇した側面があった。震災後 4 年近くたち、多くの宮城・岩手で活動した NGO は、支援を切り上げ、自分たちの本務に戻っていく。宮城・岩手は、地域の自治体や N P O が活動を支援できる状態にあるため、もはや国際協力 NGO の必要ないという判断である。では、福島においても、地方自治体や N P O の活動は、他の 2 県同様に存在するので NGO の活動する意義はもはやないのか。国際協力 NGO だからこそ担える活動が残っていないか。

福島で支援活動に従事してきている人たち⁽¹²⁾は、皆、全く解決していない福島の原発事故や被災者問題が社会から忘れ去られることに対して危惧を強く抱き、今だからこそ、より多くの人たちに福島に来て実態を見てもらいたいと声を大にしている。

「これは、原発事故の話なんだということ。東京に居る人が、福島の人をどのように助けられるか、と言う以前に、まずどんな状況にあるのか自分の目で見に来ることは、当然すべきこと。国道 6 号線を走れば、まともな神経の持ち主ならば『これはまずいな』と必ず思う。自分の目を見て、『これはまずい』と感じてもらいたい。特に、東京に住んでいる人にはそれを見る義務がある。確かに、来るにあたり放射能の心配があるだろうが、確実に言えるのは、そこには若い人も住んでいるということ。」

この様に、カトリック仙台教区の小松神父⁽¹³⁾は訴える。人々の意識から忘れられることがまず一番深刻な問題であるという。市民ボランティアの数は、絶対数が少ないが微増しているのは、市民の意識の中に、放射能汚染に対する一定の理解が広まり福島を訪問することが情報と理解が欠けていた以前より入りやすくなっていることと、福島の避難者に対する問題意識が少しであっても広がりつつあることのあらわれかもしれない。

一方、国際協力 NGO は、少なくとも宮城や岩手からは撤退の方向で動いており、福島に関する方針は、各 NGO により様々であり、全体として撤退方向へ向かうのか、これからさらに新しい NGO が支援活動に入ることがあるのかわからない。明らかなことは東日本大震災に対する助成金は減っており、メディアが大騒ぎをするような事実が新たに明らかになったり、被災が新たに発生するようなことになったりしない限り、今から福島での支援に踏み切る正当な理由が無いため、組織として意思決定は困難ということである。また、NGO は組織としては本務に従事するが、それ自体が、NGO スタッフ個人の行動を妨げることでないのか、個人として脱原発運動に関わることが市民として重要ではないか、という意見もある。

国際協力 NGO は、今まで本務としてきた支援活動と異なる次元にある福島を現場とする「専門性」を持ちえていないのかもしれない。しかし、福島原発事故は福島のみならず、海水への汚染を考えれば明らかにグローバルな規模で多くの人に影響を与える出来事である。そのことが現在も発生している（原子炉が一定の安定状態にあるとしても、多量の冷却水を注入し続けており、今後どのように最終的な解決がありえるのか明確にすることが出来ていない）状況のまま、地域の住民の実態がブラックホールと化することはグローバル社会にとって、少なくとも情報の透明性の視点からだけ見ても、解消しなければならない深刻な問題である。福島の問題を東京を初めとした都市や、諸外国に発信していくことがますます重要になってきているが、地元 NPO に比べ、東京に拠点を置く国際協力 NGO はその発信力において遥かに勝っており、そこに

担うべき役割が NGO にあると、ふくしま地球市民発信所（福伝）の竹内は分析する⁽¹⁴⁾。

前述の小松神父は、外部者が住民のクッション役として関わるのが今後、避難者が復興住宅へ移り住む段階で重要であると指摘する。福島は被災者は、地元生活圏内での復興住宅移転をする宮城や岩手の被災者と異なり、郡山、福島、いわき、原町等、地元から遠く離れ場所の復興住宅へ居住することとなる。避難所生活での運命共同体的絆が、仮設住宅移住でバラバラになり、仮設住宅での生活で築いたきずなが復興移住でバラバラとなる。復興住宅地に入居する被災者は、その地域に基から生活している住民にとってはよそ者である。様々なストレスから荒れた生活になりがちな被災者と地域住民が友好的な関係で生活することは必ずしも容易ではない。NGO が、外部からのクッション役として関わり、それを通して被災者や地域住民の抱えてる問題を理解し、都市や諸外国に、その実態を発信していければ、被災者のディアスポラ化や福島のブラックホール化を軽減できる可能性がある。

この全く新しいタイプの問題に対して、NGO も新たな手法が要求される。1980年代、エチオピアでの干ばつが極端な食糧不足を生じさせ多くの被災者が出たが、民族紛争下のエチオピア政府は、被災地が反政府ゲリラの活動地であることから、事態を「静観」する態度をとり、その実態が国際社会に明らかになることを妨げた。その問題が初めて世界の注目を浴びるきっかけとなったのが、ジャーナリスト、マイケル・バークによる果敢な取材による深刻な状況の把握と発信であった。

福島原発事故をエチオピアの飢餓の深刻さを比較することは困難であるが、それが及ぼす影響の規模の巨大さ（空間的にも時間的にも）を考えれば、エチオピアの飢餓より深刻でないとは言えない。それにもかかわらず、原発事故の場合、事故そのものは世界的関心事となるが、その後続く地域の放射能汚染は、臭いも形もなく、低線量被ばくの場合は身体への影響がある年月の後に現れるので理解しづらい。従って、その重大さにも拘わらず可視性のない放射能汚染は、エチオピアの飢餓の事例のように世界の注目を浴びづらく、人々の意識の中から忘れ去られ

る。

深刻であるが人々に理解されづらい放射能被災の性質、避難によってバラバラになりディアスポラと化して問題の共有が物理的に困難になっている地域住民、そして、その問題の深刻さゆえに地域住民が声をあげられなくなるブラックホール化、これらの負の「三重奏効果」が地域住民を苦しめる。これだけの深刻な問題だからこそ、国際協力 NGO が担う役割がある。その役割は、エチオピアでの飢餓支援のきっかけとなった情報発信をヒントとするならば、その問題の深刻さを国際社会に届け、多くの市民と共有するところから始まる。その市民社会との共有は以下の二つの点が重要であろう。

まずは、放射能汚染による被災者の抱える特殊な状況に関する情報共有の困難さを克服する必要がある。原発事故のように、それを理解するためには専門性の高い知識が要求される場合、学者や意識の高い市民団体メンバーのみが集まり、専門的な話が多くなるにつれて視野もせまくなり、一般の人たちの理解や感覚から離れてしまう危険がある（東京新聞編集局編、2014）。そうなれば、エチオピアに世界各地から支援の手が差し伸べられたような市民社会としての問題共有ができない。NGO は、住民に寄り添い丁寧に彼らの声を拾うと同時に、放射能汚染状況や人々の声を代弁して発信する場合、受けて側の一般市民が容易に理解でき共感できるような方法で、伝えていくことが要求される。福伝の竹内⁽¹⁵⁾は、南相馬で会った神父の話として以下を説得力ある伝え方として提示する。

「人がメディアですよね。マスでは伝えきれない。あなたのお友達、あなたの、お姉さん、お兄さん、弟が、行って見てきたことを聞いた時に、嘘とは言わないでしょ。それは、マスメディアで情報を流すよりよっぽど伝わっているんだ。だから、来て話を聞くということですよ。」

日本の国際協力 NGO が直面するもう一つの挑戦は、海外の NGO との協働である。福島での放射能汚染は、前述の通りグローバル社会の問題

である。日本社会に働きかけるだけでなく、広くグローバル社会への働きかけが必要不可欠である。しかしマジルトン(2013)によれば、海外の NGO が支援の手を差し伸べようとしても、それを拒む体質が日本の行政や NGO にあることを指摘している。彼の指摘は、震災直後の緊急支援の文脈で自分たちの提供する物資を受け取らない日本の自治体や NGO を事例としている。マジルトンは、協働することで、自治体や NGO の中に新たな仕事と責任が生じるため、内と外を隔て、よそ者とは協力する義理がないのが理由であると分析した。これに関しては、震災直後の混沌の中、寝る時間もない緊急状態で、言語的な壁のある人と協働するだけのゆとりがなかったのではないかと推察される。ただ、時間が経過し支援活動の管理運営が落ち着いた後では、海外 NGO と積極的な協働をすることが、日本の NGO が国際社会へ発信する上で必要不可欠である。

5. 最後に

本稿では、まず、東日本大震災で特に原発事故の被災者・避難者の置かれている状況から、その深刻さを示した。そして日本の国際協力 NGO がどこで、どのような支援活動を実施してきたかを、県別に数量的に明らかにすることで、福島での支援活動が宮城や岩手に比べて極端に少ないことを明らかにした。その後、福島では原発事故被害という多くの NGO にとって新しい問題に対する活動の重要性や役割を示した。可視化できない放射能、ディアスポラ避難民、人々の声がのまれるブラックホールが福島原発事故として明らかになった。最後にこれを解決するための国際協力 NGO の役割は地域住民に寄り添い丁寧に声を聞くこと、一般市民が容易に理解できるような表現での情報発信、そして海外 NGO との協働であることを示した。本論文は、福島で活動する NGO への個別な聞き取りや避難者たちへの丁寧な聞き取りが十分でないため、実態と隔たりのある内容がありえる。しかし、福島の被災者や避難者の置かれている状況や NGO の担う役割についての示唆により、今後、原発事故により

生じる深刻な問題を解決するための一考となれば幸いである。

付録

避難者数

(単位：人)

年	月	福島県			宮城県			岩手県		
		県外	県内	合計	県外	県内	合計	県外	県内	合計
2011	6	(38,896)	(23,979)	(62,875)	(5,943)	(25,489)	(31,432)	(1,087)	(25,747)	(26,834)
	9	54,896	3,834	58,730	8,354	2,853	11,207	1,412	1,801	3,213
	12	59,464	95,200	154,664	8,603	122,557	131,160	1,536	43,953	45,489
2012	3	62,831	97,946	160,777	8,483	127,792	136,275	1,578	42,789	44,367
	6	62,084	101,320	163,404	8,330	128,197	136,527	1,563	43,096	44,659
	9	60,047	99,521	159,568	8,251	115,856	124,107	1,593	42,263	43,856
	12	57,954	98,235	156,189	8,079	112,008	120,087	1,674	41,626	43,300
2013	3	56,920	97,072	153,992	7,945	108,357	116,302	1,603	40,304	41,907
	6	53,960	93,915	147,875	7,644	101,328	108,972	1,555	38,780	40,335
	9	51,251	91,392	142,643	7,474	96,330	103,804	1,531	37,370	38,901
	12	48,944	87,712	136,656	7,159	92,290	99,449	1,501	35,925	37,426
2014	3	47,683	84,221	131,904	7,012	88,575	95,587	1,477	34,494	35,971
	6	45,279	82,657	127,936	6,813	81,923	88,736	1,441	33,221	34,662
	9	46,645	78,577	125,222	6,925	77,836	84,761	1,451	31,714	33,165
	12	45,934	75,440	121,374	6,810	73,796	80,606	1,453	30,289	31,742

出典 [復興庁 \(http://www.reconstructioNGO.jp/topics/main-cat2/sub-cat2-1/20140328_hinansha_suii.pdf\)](http://www.reconstructioNGO.jp/topics/main-cat2/sub-cat2-1/20140328_hinansha_suii.pdf)

*2011年6月の、3県から3県への避難者のデータは把握できていない。

参考文献

JANIC、2012、「震災発生！NGOはどう動いたか」『東日本大震災と国際協力 NGO—

国内での新たな可能性と課題、そして提言』国際協力 NGO センター。

JANIC、2014、『放射能と闘う人々と共に JANIC 福島事務所活動の記録 2011-2014』

国際協力 NGO センター。

- チャールズ・マクジルトン、2013、「支援を拒む人々—被災地支援の障壁と文化的背景」トム・ギル、ブリギッテ・シティーガ、デビッド・スレイター編『東日本大震災の人類学—津波、原発事故と被災者たちの「その後」』人文書院 31-62.
- 東京新聞編集局編、2014、『坂本龍一 X 東京新聞』東京新聞社.
- 藤川賢、2012、「福島原発事故における被害構造とその特徴」『環境社会学研究』18:45-59.
- 日野行介、2014、『福島原発事故 被災者支援政策の欺瞞』岩波新書.
- 武藤類子、2012、『福島からあなたへ』大月書店.

参照ホームページ

- 福島県生活復興ボランティアセンター (<http://www.pref-f-svc.org/>) 2014年1月11日最終アクセス.
- 宮城県災害・被災地社協等復興支援ボランティアセンター (<http://svc.miyagi.jp/fukkou/>) 2014年1月11日最終アクセス.
- 岩手県社協ボランティア・市民活動センター (<http://www.iwate-svc.jp/>) 2014年月1日最終アクセス.

- 1 毎日新聞、読売新聞、東京新聞等々
- 2 当初予定していた代々木公園はデング熱問題で使用できなくなったため。
(<http://sayonara-nukes.org/>)
- 3 <http://anzen-anshin.aaa3a.jp/?eid=405>
- 4 福島県の県外避難者は2014年12月末において45,934である。一方、宮城県の県外避難者数は同じ時期で6,810、岩手県では1,453人である。福島、宮城、岩手のそれぞれの県外、県内避難者の推移に関しては付録1を参考のこと。
- 5 阪神淡路大震災では、震災直後の1カ月で、のべ62万人の一般ボランティアが支援活動に従事し、2カ月目はのべ38万人、3か月目は17万人と減少した。その後も減少し続けたが半年後には毎月約2万人のボランティア活動者数となったところで安定し、3年以上に亘りこの人数のボランティア活動が継続した。詳しくは兵庫県のホームページ「阪神・淡路大震災一般ボランティア活動者数推移計」<http://web.pref.hyogo.jp/wd33/documents/000036198.pdf>を参照のこと。
- 6 詳しくは、内閣府が発表している震災の経済への影響を参照のこと。
<http://www5.cao.go.jp/j-j/cr/cr11/chr11020201.html>
- 7 SHARE=国際保健協力市民の会では海外現場に赴任していたスタッフが丁度一時帰国している時に、東日本大震災が発生し、そのスタッフの実家がある気仙沼に状況把握のため入り、そのまま支援プロジェクトを開始した。
- 8 2014年2月18日 JANIC 事務所にてインタビュー。
- 9 JIM-NET (日本イラク医療支援ネットワーク) は劣化ウラン弾による放射能汚染問題に取り組んできた。
- 10 飯館村、大熊町、富岡町、浪江町、双葉町、楡葉町の多くの住民は、福島県内でも、福島市、郡山市、いわき市、二本松市、会津若松市、本宮市、白河市、

三春町、桑折町等、車で1～2時間かかる場所での避難を余儀なくされている。

11 例えば大江健三郎

12 カトリック仙台教区の小松神父、CTVCカリタス原町ベースの栗村桂子、ふくしま地球市民発伝所の竹内俊之など。

13 2013年11月26日、仙台教区にてインタビュー。

14 竹内によれば、日本国際ボランティアやシャプラニールは、それぞれ、タイやバングラディッシュ（これから原発ができるという地域）のカウンターパートに来て福島の実態を見てもらい、原発のない社会を目指した活動を始めてもらうプログラムを実施している。

15 2013年11月26日、福伝事務所にてインタビュー。

Chapter 5

支援の現場を内側から見る—福島第一原子力発電所事故の避難者支援を事例に

福武慎太郎

1. はじめに

ここでは原発事故の被災者、そして支援者との筆者の個人的な関わりについて紹介したい。私が関わったのは震災の直後から1年ほどの短い期間にすぎない。当時出会った人々のストレスや問題は今なお続いているだろうし、支援者も辛抱強く被災者に寄り添い、活動を続けているにちがいない。私はさっさとその場から離れ、まるで対岸から火事を眺めるように、その後の経緯については他の研究者や報道などから知るのみである。

人道支援の現場を研究対象にするようになって以来、ある種の後ろめたさを感じ続けている。当初は避難者の境遇への強い関心から現場に関わり、調査だけでなく支援活動にも関わるようになった。しかしそうした研究と実践の両立は極めて困難だった。いや、たとえ困難であっても多くの研究者が、調査研究とともに支援活動という実践を継続している以上、けっしてできないことではない。研究者が調査だけをして、現場の問題に何ら関与しないというのは調査倫理にも反するように思われる。

とにかく私は支援の現場への関わりをやめてしまった。家族のことや、本務である大学での仕事の忙しさなど、言い訳を探せばいくらでもある。しかし、もっとも正直な理由は、支援の現場に関わるのが、とてつもなくストレスだったからだ。当時の私は、常に漠然とした不安を感じ、

憤り、そして誰かを憎んでいた。私の原動力は、怒りや憎悪の感情だった。そしてその怒りや憎悪に基づく行動は、何かを解決に導くどころか、みんなが対立し、憎しみあっていることを再確認しただけだった。私の行動や発言がむしろ事態を悪化させることもあった。

そういうわけで、私は支援の現場と距離をとることにした。距離をとる、といえは格好はつくが、要はすべて面倒になって放り出したのだ。

しかし、時間の経過とともに、自分自身が経験したことを客観視できるようになったいま、当時の経験を書くことにも意味があるのではないかと思えるようになった。なぜなら、そのとき私が感じていた怒りや不安、憎悪は、まさに支援の現場に関わる人々が体験していることだからだ。

支援の現場の実情は一般にはあまり知られることがない。多くのメディアの関心は、第一に被災者や被災地に向けられる。支援の現場というのは舞台裏であり、二次的な関心事に過ぎない。第二に、支援に関わる者にとって、支援の現場とは日常である。日々の活動や生活、仕事の場であり、ありふれたことで、あえて語る価値もない（と当人たちは考えている）。伝えるべきは被災地や被災者の現状だ。支援を受ける被災者、避難者にとって支援の現場を客観的に語る場はほとんどない。支援者に対し感謝の言葉は述べることはあっても、支援のあり方を客観的に批評するようなことはない。こうして支援の現場は世間には知られることがないブラックボックスとなる。

このブラックボックスには、どんな物語があるのだろうか。支援の現場について語ることは、何か意味があるのだろうか。単なる舞台裏の暴露話にすぎないのだろうか。

ここでは、震災直後の2011年4月から6月にかけて、のべ千人近い避難者が利用していた東京のある避難施設の支援の現場を紹介する。ひょんなことから私はこの避難施設の実態調査を指揮する立場となった。同時に、ゼミ学生とともに避難所でのボランティア活動に関わることになった。本来、私に期待されることは、アンケート調査の結果についての分析であろう。もしくはボランティア活動の内容紹介であるかもしれな

い。しかしそのどちらもここでの主題ではない。その代わりに、アンケート調査の準備や実施、そしてボランティア活動のなかで、避難所の管理者である東京都や区の社会福祉協議会、そして市民団体との関わりのなかで感じた困惑、不安、いらだちについて振り返ってみたい。もちろん、私自身の当時の心理と、被災者や支援者のそれはまったく別物である。それでも私自身が受けたストレスの延長線上に、いまなお避難者や避難者の支援を続けている方々が日常的に受けているストレスがあるものと考えている。そうした心理感情を基礎として、人々の日々の活動は形成されることになる。

まずはできる限りこの「感情」に寄り添うことから始めたい。この感情は、故郷や家族を失った喪失感とはまた別の感情である。それは、自分たちの置かれている境遇が他人にけっして理解されないことからの感情といえるかもしれない。

2. 東京避難所の概要

東京の千代田区にかつて存在したAホテル。世界的な建築家の設計による高層建築の新館は1980年代に開業、バブル時代には若者たちの間でも人気を呼んだ。しかし老朽化による競争力低下から、2011年3月末をもって閉鎖し、解体することが決まった。しかし東京都は3月24日、東日本大震災による多くの一時避難者の受入施設として、Aホテルを利用すると発表、4月9日から6月30日まで避難所として使用されることになった。

私たちは6月13日～27日にかけてこの避難所利用者339世帯に対する全世帯調査をおこなった。アンケートは298部配布し、得られた回答数は69であった。このアンケート調査と並行して、避難者への直接のインタビューも実施した。インタビューはホテルの1階ロビーでおこない、一人当たり1時間程度のインタビューを、10名に対しおこなった。はじめにこの調査結果の概要について紹介したい。

図1は、避難所の管理団体であった東京都より提供されたデータに基

づく、避難所利用者の出身市町村別世帯数および人数である。これによると、避難者のほとんどが福島県内からの避難者、すなわち福島第一原発事故に伴う放射線被ばくからの避難者であることがわかる。なかでも福島県いわき市からの避難者がもっとも多く、いわゆる「自主避難者」と呼ばれる30キロ圏外避難者が多いのが特徴だった。図2はアンケート調査で得られたデータに基づくが、ほぼ同様の結果が得られた。

図3は福島第一原子力発電所から居住地までの距離である1。これによると避難区域内の住民の割合が少なく、区域外からの避難者が多い。避難区域の避難者は、都営住宅などに優先的に入居したため、避難所に当時滞在していた避難者の多数派は区域外からの避難者であった。また自宅に戻れる可能性や家族の事情などからホテルでの仮住まいを希望する例も多くみられた。

圏外避難者の特徴は、放射線被ばくの影響が大きいとされる子どもを被ばくから守るために避難した母親が多い。この場合、夫は仕事のために地元に残る二重生活を送っている(図4)。

自由記述とインタビューから明らかになったのは、世帯収入のゆとりがないこと、夫の仕事もいつまであるかわからないことから、できる限り出費をおさえたいと考えている。また二重生活を送っている女性の場合、必ずしも家族の同意が得られているわけではないため、家族(夫や夫方親族)との問題を抱えている例が目立っていた。

自由記述の記載ではわずかながら、避難区域内からの避難者の回答もあり、東京都への感謝の言葉が顕著だった。同時に区域外からの避難者に対する、批判的なコメントが複数みられた。被災者どうしの対立は、インタビューでも何度も耳にすることになった。30キロ圏内避難者は、30キロ圏外避難者のことを「避難する必要がない」と考えており、行政に負担をかけていると認識している。ある区域外避難者の女性は、食堂で区域内避難者と出会った時に、罵倒されたことがあるとインタビューのなかで述べた。30キロ圏外避難者は、30キロ圏内避難者からの差別を日常的に感じていたようだった。子どもを連れている女性は、同じ避難者、家族、地元のコミュニティから疎外感を持っており、孤立している

傾向があることもインタビューから確認された。

このアンケート調査とインタビューから明らかになったことは、ある程度は事前に予測していたことだった。既に避難者と接触し、支援活動をおこなっていた市民団体から、区域外からの避難者、とくに子どもの被ばくを不安視して避難している母子避難者が困難な状況に直面しているという情報があったためだ。そのため、この調査もある程度、母子避難者の状況を把握するという目的が当初からあった。

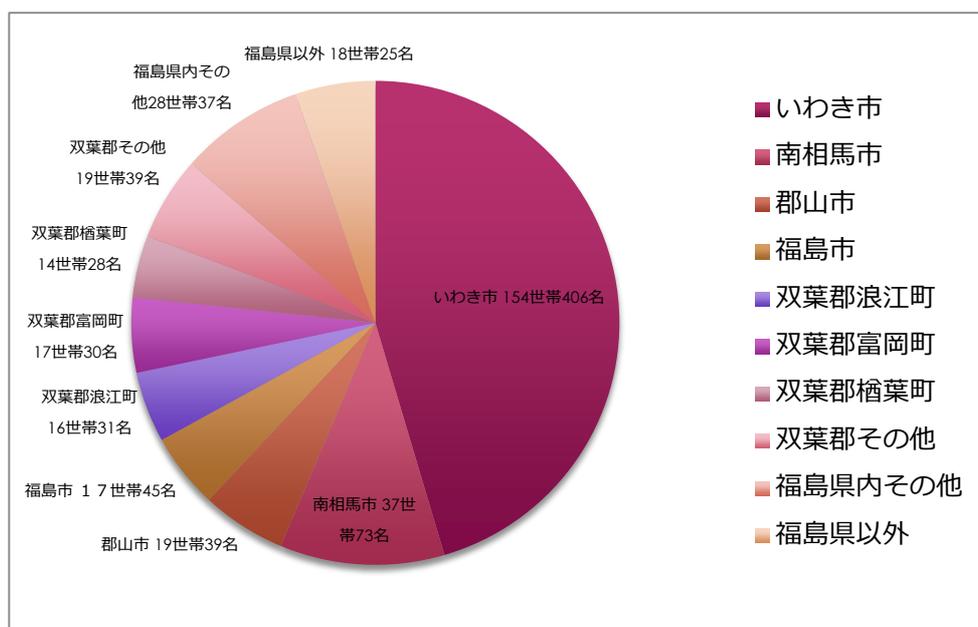


図1. 避難所利用者の出身市町村別世帯数および人数

(2011年6月17日当時,東京都より提供されたデータを基に報告者作成)

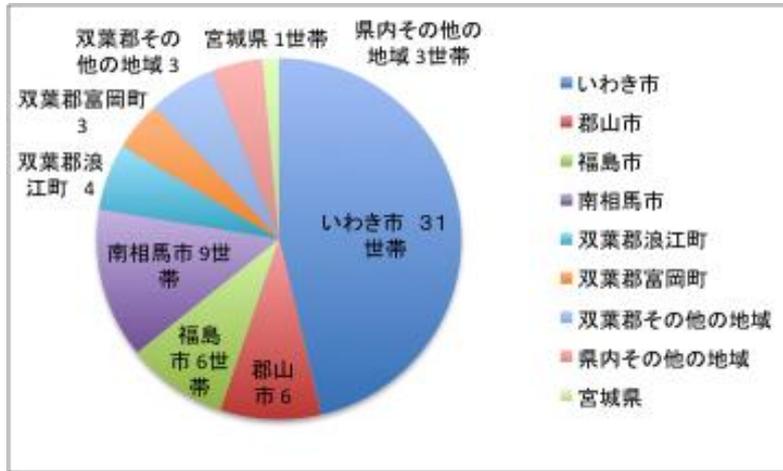


図2. アンケートに回答した東京避難所利用者の出身市町村別世帯数

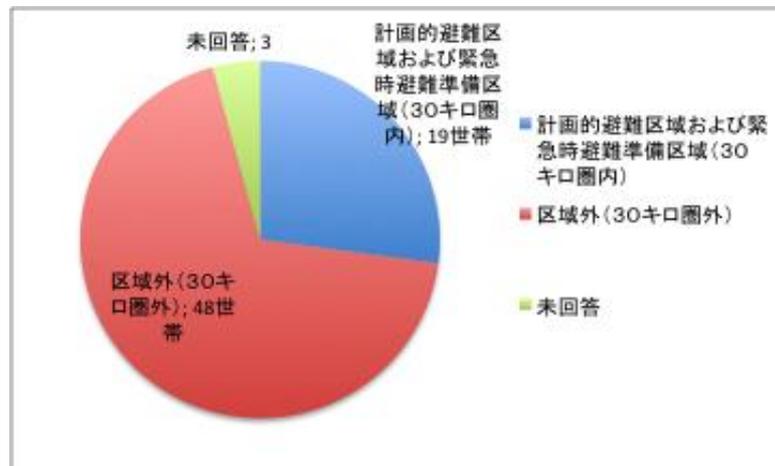


図3. 福島第一原子力発電所からの距離

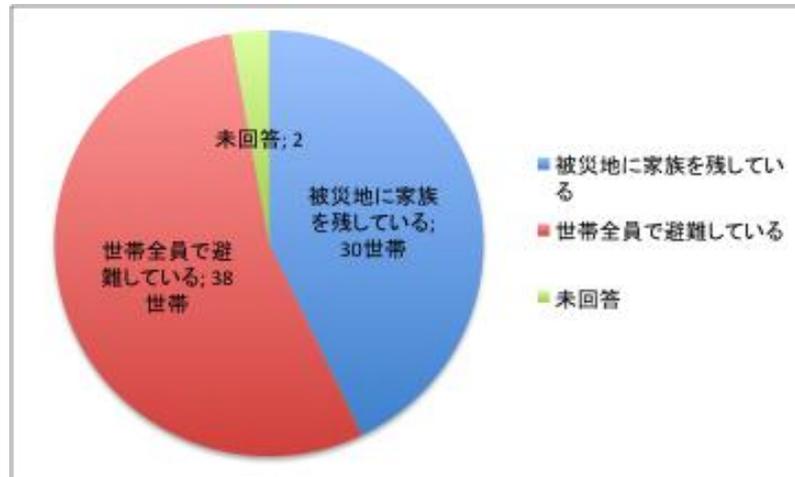


図4. 二重生活の割合

3. アンケート調査実施へ向けた東京都との交渉

以上が東京避難所で実施した調査結果の概要である。このように、最終的にはある程度まとまったかたちで調査結果を公表することができた。しかし、行政側の協力を得られず、その結果、有効回答数や調査の実施環境など、調査の精度にはかなりの不満が残った。また実施にあたっては行政側の非協力的な態度により、かなり不快な思いをすることになった。

通常業務に加え、大勢の避難者の受け入れという非常事態に多忙を極めていた行政職員の置かれた状況については理解しているつもりだった。そして大学の研究者による調査というものが、しばしば現場の人間にとってこのうえない迷惑な事であることも理解している²。だからこそ私たちは、自分たちが基本的に迷惑な存在であることを自覚し、調査に協力してくれる行政側職員に対しては最大限の敬意を払っていたつもりだ。

しかし、今回の行政側の非協力的な態度というのは、私たち調査者のみに向けられたのではなかった。それは調査者と協力関係にあった市民団体に対する、ある種の挑発行為であった。そして私たちが支援の対象

としていた母子避難者への嫌がらせであった。彼らはとても巧妙に、証拠が残らないような非協力的態度を、職務として忠実に実行していた。私たちの行政への憎悪を挑発するのが彼らの主たる職務であり、その意味において彼らは極めてプロフェッショナルだったのである。

このアンケート調査を実施することになったのは、市民団体Aの山下さん（仮名）からの相談がきっかけである。

相談の内容は、東京避難所に、避難者のひとたちへの支援物資を届けなくても、管理団体である東京都に受け取りを拒否されてしまうことについてだった。当時の避難所の管理と支援は、建物と敷地の所有者である企業と、東京都の管轄だった。ボランティア活動はホテルの立地である千代田区の社会福祉協議会を通じてのみおこなわれていた。そのほかの市民団体や個人によるボランティア活動は「原則お断り」とのことだった。

東京避難所は当時、メディアでも避難者へのホテルの従業員による「一流の心遣い」と、ホテルと東京都による支援について好意的に書かれた記事で知るのみだった³。ところが市民団体Aの山下さんによると、実情はそれほど好ましいものではなかった。確かに、避難者への食事はホテル内のレストランで1日3食提供された。しかし「一流ホテルのおもてなし」というのはいささかオーバーで、実際にはレトルトカレーのようなものが多く、乳幼児を抱える母親たちにとっては不向きな食事だったという。チャリティ・バザーで偶然知り合った避難者から、子どものミルクやおむつなどの入手で困っているとの情報を、山下さんはきいた。それで子ども向けのミルクやおむつなどの支援物資を避難所に届けに行ったのだが、東京都の職員によって追い返されてしまったのだという。

登録されている避難者以外の入館を、管理団体である東京都は禁止しており、事前に避難者と約束している場合に限り、1階ロビーでの面会を認めていた。避難者の中には、子どもの被ばくを不安に思い、仕事のある夫を残し、子どもだけを連れて避難している女性たちが大勢いた。

週末になると夫たちは家族に会うために高速バスでやってくる。しかし夫たちが客室フロアに立ち入ることを行政側は認めなかった。

ある女性は、夫なので部屋に泊めることを認めてくれませんかと東京都の男性職員に相談したところ、「ラブホテルにでも泊まればいいじゃないですか」といやらしい笑みを浮かべながら言われたという。

外部者の立ち入りを禁じているために、どんな状況かはわからないと市民団体Aの山下さんはいう。千代田区の住民もしくは千代田区で働いている者であれば、ボランティアが認められている。上智大学の教職員もしくは学生であれば、入館して活動できるのではと山下さんは考えていた。東京都によってどのような支援がおこなわれているのか知りたいため、上智大学として調査を行えないかという相談だった。

私は所属する研究所に相談し、そして私を代表者としてアンケート調査を実施することがきまった。さっそく管理団体である東京都の担当部局に電話をかけてみた。山下さんからの東京都の職員は相当手強いという情報から、簡単には許可しないだろうとは思っていたが、予想以上の冷淡な反応に驚かされることになる。

行政の窓口対応は何となく想像つく。いわゆる慇懃無礼である。「大変申し訳ないのですが・・・」と言葉使いは丁寧ながら、結局は「認めない」ということがいいたいのだ。しかしその時の電話の対応は予想をはるかに超えた不愉快なものだった。

呼び出し音が7、8回鳴った後、ようやく男が受話器をとった。

「なんですか？」と抑揚のない声が受話器から聞こえた。組織や部署を名乗ることもなかった。冷たいナイフを背中に突きつけられたような冷やりとした感覚を背中に感じた。言葉にひとの暖かみというものが感じられないのだ。間違ったところにかけたかと思い「Aホテル避難所を管理している・・・部局ですか」と尋ねたところ、「そうですけど」と男はこたえた。

その最初のやりとりですでにひるんでしまったが、大学で調査を行いたいので協力して頂きたいとなんとか説明した。

「ああ、そういうの、間に合っていますから」

男はまるで突然かかってきたセールスの電話をあしらうように言った。仕事がほしくて私は電話しているわけではない。前提として話がかみあっていない居心地の悪さを感じる。お忙しいことは重々承知しているし、現場の職員のみなさんには負担をかけないように実施するつもりなので、責任者への取次ぎと調査の概要について説明する機会をいただきたいと私は言った。

「あなただけじゃくてね、いろーんな大学の先生が、同じようなことを言ってくるんですよ。ほんと困ってるんですよ。一応、上には伝えておきますけど。でも期待しないでくださいね。調査については私たちでもやっていますから。必要ないです」

しばらく食い下がって見たが、とにかく文書にて願い書を送りますと言って私は電話を切った。文書を作成し、担当課長当てにFAXと郵送にて送ったが、読んでくれさえもしなさそうな様子だった。おそらく、直接都庁を訪問しても同じことだろう。それにしても、なぜ避難者支援とは無関係に思われる部局が（そしてそのような電話の応対をする部局が）、人道的な避難者支援を担当しているのだろうと奇妙に思った。

気を取り直し、当時の政権党であった民主党の衆議院議員の政策秘書をしていた友人に電話をかける。議員に仲介をしてもらって、なんとかならないかと考えたのだ。そしてその効果は想像以上だった。議員事務所から東京都の担当部局に再度電話をかけてもらおうと、その日のうちに担当課長が議員事務所に来ることになり、私にも立ち会うようにと連絡があった。

永田町の議員事務所で、東京都の松岡（仮名）という担当課長と議員、そして私の三者で面会した。議員は、党としても福島からの避難者の方々が置かれている状況を把握したいと思っている、上智大学による調査にぜひ協力してほしい、と述べた。

松岡課長の態度は、電話応対をした者のそれとはまったく違い、とても物腰が低かった。松岡は額の汗をハンカチでぬぐいながら（急いで走ってきたのをアピールしているつもりなのか）申し訳なさそうに言った。

「こちらの先生には電話で応対した者が大変失礼な態度をとったようで・・・大変申し訳ございませんでした。私としましては、ぜひとも協力させて頂きたいと思っております。しかし、他の大学に対しすべて断ってきたものを、なぜ上智大学にのみ認めたのかという話になると当方としても困ります・・・」

そこで、被災地でもある福島大学との共同調査ということであればどうかと私が提案したところ、それならば誰もが納得することでしょう、ということで合意した。そのときの印象は、東京都側としてもさまざまな避難者があり、その要望への対応に苦慮している実情が伝わってきて、この担当課長に対する同情する気持ちもうまれてきた。とにかくこれで調査はスムーズに進むのではないかと私は安心した。まだ最終的なものではないが、と質問票の見本を松岡課長に確認してもらおう。調査に使用する質問票の最終版ができたなら、一度持ってきてみせてきてくださいと、松岡課長は私に言った。それにしても国会議員というのはこういう時に力を発揮してくれる存在なのかと改めて感心した。

その翌週、質問票の最終版を持って私は避難所を訪れた。ホテルの正面入り口には、以前訪問した際にはいなかった警備員がたっていた。かなりものものしい雰囲気漂っている。関係者以外立ち入り禁止だと警備員は言う。大学からの調査実施担当者であり、許可も得ていると私は説明した。その警備員は無線機を使い、上智大学の教員を名乗る人物が中に入れてほしいと言っているがどうすべきかと誰かに確認をとっている。しばらくして、「どうぞ」と中に案内される。

ロビーにはいると正面には会議机で臨時に設置された受付がある。そこにはちょうど、議員事務所で話をした松岡課長がいて部下らしき人物と話をしている。先日はどうもと、私は笑みを浮かべあいさつをした。しかし彼は無表情のままちらっとこちらをみただけで何も言葉を発しなかった。議員事務所で穏やかに話をした時はまるで印象が異なり、悪い予感がした。部下との会話が一区切りするまでその場で私は立って待っていた。そして「いま、よろしいですか？」と声をかけた。

「今日、約束していました？」

松岡課長は感情のこもっていない声で言った。その声は、電話で対応した人物と同様に、やはり暖かみというものがなかった。今にいたるまで、そのようなしゃべり方をする人間は、私にとって彼らだけである。議員事務所で会った人物とはまるで別人のようで私はとても不安な気持ちになった。

質問票の最終版ができたなら事前に持ってくるようにといわれたので持ってきたのだと私は答えた。ではみせてもらいましょうかと、彼は質問票を一部とりあげパラパラとページをめくりはじめる。途中「こんな質問項目ありましたっけ？」とたずねてくる。まるで検閲をするかのような松岡の態度に私はむっとする。

一通り質問項目に目を通したあと、ではこちらで配っておくから置いていくようにと彼は言った。私は、これは全ての避難者の世帯代表者を対象とする悉皆調査なので、確実に全世界帯に配布する必要がある、そのためには私たち調査者が責任を持って直接配布するつもりである。また職員の方々に迷惑をかけたくないので、私たちに直接配布させてほしいとお願いした。

「客室フロアに立ち入るのは認められないので、それはできませんね。この受付で、帰宅した避難者に我々が渡します。でも強制はできませんよ」

結局、私はそのまま質問票用紙を松岡に手渡し、カウンターにアンケート回収ボックスを設置し、調査依頼のポスターを貼らせてもらって帰った。調査仲間である社会学者の濱本篤史さんに経緯について話すと、そんなやり方ではまともなデータ回収できませんよと怒られる。でも仕方なかったのだ。

その翌日、質問票をどの程度配布してもらえたか確認のために避難所を再度訪問した。予想はしていたが、質問票はほとんど配布された様子はなく、受付の中で放置されていた。設置していた回収ボックスはどこにも見当たらなかった。その場にいた職員にたずねると、アンケートのことは何もきいていないと言う。松岡課長が戻ってくるのを待って、そのことについて追求した。

「時々配っていますよ。こっちも忙しいのでそれ以上のことはできませんよ」

松岡課長は口元に笑みを浮かべながら言った。

4. 学生による保育ボランティア

以上がアンケート調査実施にいたるまでの経緯である。松岡課長はそもそもこちらの調査に協力するつもりなどさらさらなかったのである。国会議員に呼びつけられたところでその場で適当に話を合わせるだけでなんとも思っていなかったのだろう。

結局、東京都の職員にはほとんど協力をしてもらえなかったもので、すでに知り合っていた避難者の女性に相談し、レストランなどで配布してもらい、協力も呼びかけてもらった。そのようにして配布数と回収率をなんとか保つことができた。

そもそもアンケート調査で、全てが把握できるとは思っていなかった。むしろ私が期待していたのはインフォーマルな情報収集である。アンケート調査と並行して、私が担当するゼミの学生とともに保育ボランティアを開始した。学生たちは東南アジアもしくは国際協力に関心を持ち私のゼミをとっていた。しかし震災後の初年度のゼミで、東北の被災地やボランティア活動に関心を持つ学生が多かった。当初は陸前高田市への関わりを強めようとしていた私は、陸前高田の社会福祉協議会を支援するNPO団体にゼミ学生をひとり紹介し、彼女はインターンとして一ヶ月間ボランティアの調整をおこなうボランティアとして参加した。のちに彼女はこの時のボランティア体験をもとに卒業論文を執筆した。

上記の学生のように、インターンとしてボランティア活動に参加することで、被災地での社会福祉協議会とそれをサポートするさまざまなNGOの関係性がみえてくる。同様に、Aホテル避難所で学生たちがボランティア活動に従事することで、東京における避難者支援の仕組みと問題点がみえてくるかもしれない。そのように私は考え、学生たちに格好のフィールドワーク実習であることを伝え、2011年度春学期のゼミの活

動の中心に据えることにした。2011年度の4月～7月にかけて、私たちのゼミは、千代田区社会福祉協議会のボランティアイベントの手伝いに参加し、また独自のボランティア活動についても模索することになった。

最初に私はボランティア受付の窓口になっている千代田区社会福祉協議会（以下、社協）に電話をかけ、面会の約束をし、神田にあるオフィスを訪問した。社協の窓口となった男性職員は、東京都の職員とは違い丁寧な対応をしてくれた（本当に感じの良いひとだった）。上智の学生たちで、Aホテル避難所でのボランティアに参加したい旨を担当者に伝えた。まずはボランティア登録をしてください、と担当者は言った。いつでもボランティアの募集があるわけではなく、東京都からボランティア派遣の要望があった場合のみ、社協は対応しているとのことだった。社協がボランティア派遣と調整の中核を担っている東北被災地の状況とはかなり異なっていた。東北の被災地では、個人や団体問わず、ボランティアをしたい者は社協が運営するボランティアセンターを訪問し、希望するボランティア活動や企画を伝える。日頃から被災者のニーズ調査をおこなう社協は、ニーズとボランティアのマッチングをおこない、ボランティアの派遣先を決定する。

千代田区社協の場合は、自らニーズ調査を実施し主体的にボランティアを派遣しているのではなく、あくまでも東京都からのボランティア派遣要請があった場合にのみ対応していた。こちらからやりたいボランティアの企画を持ち込むというのは無理のようだった。まずは学生のボランティア登録をし、必要になったら連絡しますと社協の担当者は言った。

しばらくして、ホテル2階にある「ふれあいサロン」で、子どもたちの遊び相手になる学生ボランティアを募集しているとの連絡が入り、登録したゼミ生たちがさっそく派遣されることになった。

「ふれあいサロン」ができたきっかけは母子避難者からのリクエストだった。しかしこれは母親がその場にいることが前提だった。保育の資格を持たない学生なので、当然ではあったが、母親の立場からすると、短時間でもみてもらえると助かるとのことだった。そのあいだに、次の

避難先情報についてインターネットで調べたり、美容院にいたりする時間を必要としていた。

この要望にこたえるかたちで、ホテル1階ロビーにて子どもたちの遊び相手になる非公式なボランティア活動をはじめた。子どもをしばらくみてほしいお母さんから、電話で直接申込をしてもらった。学生はホテルの東京都職員受付で、面会希望を伝え、ロビーで会い、ロビーで子どもたちの遊び相手になる。長時間は無理だが、1～2時間単位でしばらくの間で続けた。

すでに述べたように東京都は千代田区社協を通じたボランティアしか認めていない。なので、私たちの活動は、表向きはボランティアではなく、個人的な友人関係で、しばらく子どもの面倒をみているという建前だった。しかし、これもしばらく続けているうちに、「ロビーでの保育ボランティアなど無断でボランティア活動をおこなった場合には、ただちに警察に通報します」という貼り紙が張り出された。これには学生たちも不安になった。学生たちのほとんどが大学4年生で、就職活動の最中であった。どちらかというとなら就活に有利に働くとおもってボランティアに参加する学生もいたのが正直なところだ。まさか善意のボランティア活動が警察に通報されるような行為であるという認識はなくとても傷ついている学生もいた。私としても残念ながらそれ以上、続けることはできなかった。

私たち自身が通報されることはなかったが、他の市民団体が東京都職員ともめて、警察に通報される現場を学生も何度か目撃していた。母子避難者のなかには「私たち避難者のために活動しているひとたちを、なぜまるで犯罪者のように扱うのか」と泣いて抗議する女性もいた。

5. 支援ネットワークからの追放

すでに述べたように、私は当初市民団体Aの協力依頼によりアンケート調査を実施し、その後のボランティア活動においても協力的な関係にあった。その後別の市民団体Bも加わり、いつのまにか全体の活動は市

民団体Bの主導権で進められるようになり、母子避難者を対象とした無料相談会などがロビーでおこなわれるようになった。この二つの市民団体は、当初は一緒に活動しているものと思っていたのだが、後からまったく別の思惑で動いていることがわかった。

母子避難者を対象とするボランティア活動がはじまったとき、二つの市民団体と私たち複数の大学教員、そして母子避難者が参加するメーリングリストがつくられ、相互の情報共有、イベントなどの告知などがこれにより配信された。ところが6月末に避難所が閉じると、このメーリングリストから、私たち大学教員と市民団体Aの関係者は事前の告知もなく突然リストから削除された。私自身は避難所が閉じたことで、ボランティア活動も一区切りついたという判断からメーリングリストも一度リセットされたのだと理解していた。ところが実際には避難所の閉鎖後も、市民団体Bと母子避難者との連絡手段として活用され続けていたことが、後で明らかになった。このメーリングリストから一方的に排除されたことに対して市民団体Aは、市民団体Bに対し相当腹を立てていたようである。

この二つの団体は、相互に連携して活動をしていたわけではなかった。そのため、母子避難者向けの様々なイベントを同じ日に別の場所で実施するなど、ちぐはぐなことがしばしばおこった。市民団体Aが企画するチャリティイベントの手伝いを続けていた調査メンバーのひとりである辰巳頼子によると、市民団体Bは意図的に日程をぶつけていると市民団体A側は受け止めているようだった。市民団体Bはイベントの日程を先に把握し、わざと同じ日に別の場所でイベントを開催し、母子避難者にどちらの団体と一緒に行動するのか、「踏み絵」をふませるようなことをしていたというのだ。

その後、私自身にも市民団体Bとのあいだに気分の良くない出来事がおこる。私は、ある外国籍のシングルマザーの家庭の息子の高校進学の際に、行きがかり上、個人的に経済的な支援をすることになった。この家族とはインタビューをきっかけに家族ぐるみでつきあうようになっており、また辰巳頼子の学生たちが学習支援ボランティアを、子どもたち

におこなっていたこともあり、家庭事情をよく知る事になった。長男が東京での高校受験に失敗し、市民団体Aの山下さんから、名古屋にある奨学金を得て無償で進学できる高校を紹介された。母親の心配は、親元から遠く離れて子どもを一人暮らしさせることと、それにかかる生活費だった。市民団体AもBもこの母親の相談を継続してのっていたためか、誤解もあったのかもしれないが、名古屋で一人暮らしにかかる経済的な支援をこれらの団体から受けられるものと母親は誤解していた。しかし実際にはどちらの団体も助言をただけで、経済的なサポートは考えていなかった。

私は市民団体Aの山下さんから、名古屋での部屋探しについて協力してもらえないかと相談を受けた。そして、名古屋の知人や友人と連絡をとり、部屋探しの協力をした。息子自身が名古屋への進学を強く希望している事実を確認した上で、辰巳と相談し、3年間、生活費の一部を個人的に支援することにした。

その直後に市民団体Bの坂上さん（仮名）という人物から私に直接電話がかかってきた。坂上さんは、市民団体Aの山下さんが勝手に名古屋への進学をすすめたけれど、私は子どもをいま親元から離れさせるべきではなかったと思うと言った。さらに私に対してはその家族に個人的な経済的な支援は不公平だからすべきではなかったと苦言を呈してきた。確かに私が特定の市民団体のメンバーとして活動しているなら、公平性を保つことの意味は理解できるが、あくまでこれは個人的な友人関係でやっていることだと説明した。坂上さんは、その母親は不安定な精神状態にあり、支援者がそれぞれ異なる助言をすることでますます混乱している。そのために窓口をひとつにしたほうがいい。つまり今後は市民団体Bが彼女の代理人になるので、本日以降、直接彼女と彼女の家族に合わないこと、そして家族に対する経済的な支援は市民団体Bを通じておこなうようにと坂上さんは言った。

まるで私は離婚協議中に妻子に弁護士の立会いなく直接会うことを許されない夫のような気分になる。私はこれ以上、この坂上さんという女

性に関わりたくないと思ったので、経済的な支援もやめるし彼女とその家族とも接触しませんと伝えた。

ところが驚くことに坂上さんは、一度支援をすると約束した以上、経済的な支援は続けるべきだ、今更やめるのは無責任だと再び私を非難した。私のしたことを非難したのにもかかわらず、ではやめるといってそれも駄目だという論理が私にはどうしてもよくわからなかった。坂上さんはまだ何かをしゃべり続けていたが、私は気持ち悪くなって電話をきった。

そのシングルマザーの女性と家族にはその後、当時の住まいである都営住宅を訪問し、市民団体Bとの関係悪化の経緯を説明し、経済的な支援については今後できなくなったこと、直接あなたがたにお会いすることもなくなるだろうということ、そして結果的に中途半端なことになってしまったことを申し訳なく思っていることを伝えた。彼女は泣きながら「坂上さんも山下さんも、いつも親身になって相談にのってくれているのでとても感謝しています。でも本当のところ何を考えているのかわからず不安で・・・私たちもどうしてよいのかわからない。福武さんに対しても面倒なことに巻き込んでしまってとても申し訳なく思っています」。

6. 支援の現場への関わりからわかったこと

以降、私は母子避難者のひとたちや支援団体との関わりをいっさいやめた。市民団体Bは、団体名こそ変えているがホームレス支援や立ち退きの問題で活動続ける人権派の弁護士や行政書士、そしてカトリック教会信徒から構成される専門家集団だ。避難所における避難者との接触の目的は、法的手段により東京都へ圧力をかけることだった。避難者が団体として訴え人となる必要があることから、避難者をいかに組織化するかが目的だった。市民団体Aと私が所属する研究所の共催の東日本大震災1周年シンポジウムの事前打ち合わせで、彼らと同席した際に、避難者をいかに意識化させるのかが話題となっていた。団体による支援を

頼るのではなく、避難者自身が組織をつくり、行政に向かって立ち向かわなければならない。にもかかわらず、母子避難者にはそういった意識が低いひとたちが多いということをも嘆いていた。

実際、その後、この市民団体Bは、団体の方針に賛同し、行政と闘う姿勢を示す母子避難者を中心に関わりを持つようになり、そういった運動に関心のない支援者とは距離をとるようになっていく。

そしてアプローチの違いなどにより、市民団体間で批判、排除、被支援者の囲い込みがおこなわれていた。市民団体の活動は、広域避難者にとって貴重な代弁者となる一方、避難者間の断絶を深める要因ともなっていた。市民団体Aも、東京都の対応に対し批判的ではあったが、法律の専門家集団ではなく、避難者向けのバザーや、子どもたちが楽しめるようなイベント開催などが主目的であった。市民団体Bも同様の企画を実施するが、同日に類似したイベントを実施するなど、避難者にどちらのイベントに参加するのか選択を迫るようなかたちをとった。

7. 支援の現場の何が問題なのか

7-1. 国際協力 NGO の非政治性と避難者支援の政治性

私は10数年前、東ティモールでのNGO活動に従事した経験から、国際協力活動の現場に関して記述を試みてきた（福武2007、辰巳2009）。そこで描こうとしてきたことは、本来「非政府」の立場から、政府がおこなう国際協力事業とは異なる支援を志向するはずのNGOが、ODA資金を使用することによって政府/非政府の区別が極めて曖昧になっている現状だった。これは日本的な現象なのかもしれないが、少なくとも日本の国際協力NGOのほとんどはJICAの受託事業を担っており、実質的に下請化している。日本のNGOのほとんどは「御用聞き」NGOとなっていると言っても過言ではない。理念（言説）上はいまだにNGOは社会変革を目指すグローバルな市民運動の文脈で位置づけられる一方、実践は運動というよりも開発事業の請負団体として脱政治化している。世

代間の認識のずれ（社会運動の言説と開発言説）もその要因としてある。

このように、これまで海外における国際協力活動の現場を考察してきた立場からみると、今回の東日本大震災後の支援の現場の状況は興味深い。東京における避難者支援の現場は、極めて「政治的」だった。チャリティ・バザーや子ども向けイベントの開催は表向きの活動で（市民団体Aの場合はそれが主目的であったが）、本来の目的は、東京都を法的に訴える市民運動であった。その訴えは、東京都における野宿者が置かれている現状や、理解されにくい広域避難者の境遇を知る立場としては、正当である。非人間的な東京都職員の対応は、私も経験した手前、市民団体と一部の避難者の対決姿勢は理解できる。一方で、その「闘争スタイル」は、本来協力すべき他の市民団体や個人ボランティアさえも非難、排除する行動がみられた。こうした市民運動の姿勢は、本来庇護されるべき避難者たちが、行政との距離がさらに広がると同時に、異なる市民団体のあいだで避難者が分断されるという問題もおきている。当初は、市民団体が区域外の母子避難者に特化して支援をおこなったことが、区域内避難者と区域外避難者の断絶をさらに悪化させていた。さらには市民団体AとBの対立が、母子避難者同士でも対立、疑念を生み出すようになった。市民団体による支援は、問題を解決するどころか、新たな問題を生み出し続けている。

7-2. なぜ津波被災地に NGO が終結し、東京の避難所は皆無だったのか？

他方、東北の被災地では、これまで海外での自然災害支援で経験を積んできた国際協力NGOが、被災者支援をおこなってきたことも興味深い現象だった。東京の状況とはうってかわって、東北被災地では、比較の問題ではあるが、NGOの関与は非政治的である。NGOはあくまで行政と社会福祉協議会の指揮下で、行政の方針を尊重しながら活動を続けるという方針がみられた。

他方、東京での避難者支援に、国際協力NGOが関与するという話は聞かれなかった。複数のNGO関係者にたずねたところ、「東京では行政が十分に対応しているから」というのが理由であった。実際に、そういう理解であったのかもしれないが、東北被災地における支援活動に対する資金提供のスキームがはっきりと存在していた一方で、東京では存在しなかったというのが本当のところだ。

8. おわりに 非暴力の運動は可能か

以上、私自身の調査と支援についての経験から、東京の避難所における行政、複数の市民団体、そして母子避難者を取りまく状況について振り返ってみた。ここまでを読み返してみて、相互の不満と怒りが交錯しあうあの特殊な環境を、乏しい私の筆力では十分に伝えられているとは思えない。私自身が当時抱いた感情も十分に伝えきれているとはいえない。私の復讐心は、東京都の担当課長に向けられようとしていた。正直なところ一時は、あらゆる政治的手段を講じて担当者を糾弾したいという感情にさえなっていた。結局そんなことは時間の無駄だと気づき、実行にはうつさなかった。しかし、たとえ私がそれを行動に移したとしても、彼らはそれをなんとも思わなかったにちがいない。彼らは議員や知事にけっして頭が上がらないのではなく、適当に相手をたてつつも、けっしていいなりにはならない、自らの職務を忠実に実行できるプロフェッショナルだった。私のような運動の素人には到底太刀打ちできない人達だった。

結局のところ、市民団体Bの法的行動が確実に勝利を獲得する手段であった。法的な知識を駆使し、文書にて要望書を東京都に提出し、それは確実に成果をもたらした。短期間のうちに、避難所には母子避難者向けの無料の託児施設が設置され、レストランの食事は栄養バランスのとれた食事へと改善された。彼らは対行政のケンカのプロフェッショナルだった。

しかしながら、市民団体と東京都のあいだにはけっして温かみのある関係性は生まれません。おそらくこれまでも、そしてこれからも彼らは同様の姿勢で行政と戦い続けるのだらう。そして市民団体Bは、ともに戦う闘士として母子避難者の意識改革を求めている。

政治的意識を持つことの大切さはよくわかっているつもりだ。しかし避難とは本来、安らぎ、平和を求める行為ではないだらうか。市民団体Bと関わりを持つ母子避難者は行政と戦う闘士をなることを求められる。そういうことをわずらわしいと思う人々は排除され、意識の低い人間として後ろ指をさされる。

子どもの被ばくを不安に思い、安心感を求めて東京へ避難してきた女性たちは、このような行政との闘いを求められる日々に身を置くことになった。「政治」に目覚めた女性たちは行政に対し怒り、政治に目覚めないほかの女性たちを非難する。

市民団体と避難者の要望は少しずつ行政に受け入れられる。しかしその立場はさらなる分断を呼ぶ。避難生活はストレスだ。それ以上に、戦い続けることもストレスだ。不安な状況から逃げるために東京に出てきた女性たちは、さらなる戦いに巻き込まれる。戦いに背を向けるものは、批判の対象になる。

私自身もそうした憎しみの連鎖に巻き込まれることになった。そのことに気づいたとき、どこかこのような市民運動のあり方はまちがっているのではないかと考えた。どうすれば、私たちは憎しみの連鎖を断ち切ることができるのだらうか。

そのとき、沖縄の反戦平和活動家、故阿波根昌鴻さんの言葉を思い出した。阿波根は「本土の平和運動からは学ぶべきことが何もない」と述べた。阿波根さんは故郷である沖縄の伊江島で、沖縄戦の際に息子の命を奪われ、そして土地も米軍に奪われた。戦後、土地の返還を求めて占領軍と粘り強く交渉を続けた。その際に、同じく土地を奪われた農民の仲間とともに取り決めた原則があった。けっして声を荒立ててはいけぬ。肩より上に手を挙げてはいけぬ。その姿勢は徹底した非暴力の姿勢であった。非暴力の運動とは、武力を用いないことを狭義では理解し

がちだが、阿波根さんの非暴力の姿勢は、単に実体的暴力を手段として用いないということだけでなく、言動や態度も含めている。人間として、心に訴えかける交渉姿勢を生涯貫いた。その阿波根さんが、「本土の平和運動からは学ぶべきことがない」と言った言葉はとてつもなく重い。東京における避難者支援の現場を内側から経験した後で、阿波根さんの言葉は胸にさらに深く突き刺さる。

東京避難所では、たくさんの福島出身のお母さんと知り合った。子どもを連れて、来月の生活がどうなるかわからない状況で、それでも少しでも東京での生活を楽しもうとしている女性たちは素敵だと思った。「東京に遊びにきたかっただけでしょ？」と東京都職員から嫌味をいわれても「そうなんですよー」と笑って言い返すことのできるお母さんはとても魅力的だ。そのようにしなやかに生きること、私にはなかなか難しそうだが、少しでもそのような生き方に近づけるよう、心がけたいと思っている。

参考文献

阿波根昌鴻

1973 『米軍と農民—沖縄県伊江島』岩波新書。

1992 『命こそ宝—沖縄反戦の心』岩波新書。

福武慎太郎

2007 「現地社会は NGO をどのようにみているのか—現地スタッフの雇用・管理に関する諸問題を事例に」金敬黙・福武慎太郎、多田透・山田裕史（編）『国際協力 NGO のフロンティア—次世代の研究と実践のために—』明石書店、98-123 頁。

辰巳慎太郎

2009 「開発を翻訳する—東ティモールにおける住民参加型プロジェクトを事例に」信田敏宏、真崎克彦編『東南アジア・南アジア 開発の人類学』（みんぱく実践人類学シリーズ6）、明石書店、157-184 頁。

2014 「東ティモールの非暴力思想<ナヘビティ>」小田博志・関雄二編『平

和の人類学』法律文化社、95-117頁。

辰巳頼子

2014 「避難が生み出す平和—原発事故からの母子避難者が形成する新たなつながり」小田博志・関雄二編『平和の人類学』法律文化社。

辰巳頼子、辰巳慎太郎

2013 「「自主避難」のエスノグラフィ:東ティモールの独立紛争と福島原発事故をめぐる移動と定住の人類学」赤嶺淳編『グローバル社会を歩く—かわりの人間文化学』新泉社、240-299頁。

宮本常一・安溪遊地

2008 『調査をされるという迷惑—フィールドに出る前に読んでおく本』みずのわ出版。

- 1 当時の避難区域は、その後の避難区域の設定への移行期であり、私たちの避難区域理解は同心円状のもので、そのことがアンケートの質問に反映されていた。
- 2 民俗学者の宮本常一はかつて「調査地被害」(1972)という文章のなかで、学者の調査というのが現場にとってしばしば迷惑な存在であることについて考察している。詳しくは宮本常一、安溪遊地『調査をされるという迷惑—フィールドに出る前に読んでおく本』(2008)を参照。
- 3 毎日新聞, 2011年5月13日東京版夕刊, 14頁社会面「東日本大震災:被災800人が暮らす「赤プリ」 通常通り、一流の心遣い」。宿泊、食事などは無料で、部屋ではホテル仕様の高級ベッド、冷蔵庫、テレビが使えること、食事は料理人が考えたメニューを食堂で提供と紹介されている。

Chapter 6

いわき市における幼い子供がいる市民の為の放射線測定の実り

布施雅彦

1. 活動の出発点

私はもともと、出身大学は理科教員養成課程で、物理、化学、生物、地学、理科教育と全て学びます。主に3年までは化学を専攻していましたが、疑問を感じ4年生から理科教育を専門にしました。放射線は、大学の物理実験で初めて扱った程度です。当時は特に興味はありませんでした。しかし、環境教育は20年前にブームで、酸性雨の問題があり、総合学習で環境教育を扱うことが多く、環境教育には非常に関心がありました。けれども、次第に気持ちはメディア教育やマルチメディア・インターネットなどコンピュータを使うICT教育に次第に興味が移っていきました。大学院も理科教育の専攻に入るのですが、コンピュータを使用した理科教育の分野の研究をしてきました。

大学院の修士課程の2年生の終業、期末テストの発表の時に神戸の震災がありました。時のそのショックは半端ではありませんでした。それが今回の震災において活動するきっかけになっています。友達の何人かは期末テストや修士論文の発表をすっぽかし、神戸へボランティアに行きました。実は私も行きたかった。だけど今の職場に就職が決まっていた。決まっていたときに、【テスト受けない、修論発表しない】のでは就職できません。神戸へ行った人は、【何も考えなかった】から行きました。私は誘ってくれなかった。私も誘われたら、九州人のノリなので、行ったかなと。後先考えると非常に難しいです。

卒業後、災害等があったら、何かしようと思っていました。阪神・淡路大震災時にインターネットが役立ったというのがありましたので、今後災害などがあったら、この分野で、人助けをしようと思っていました。今回の震災で、被災当事者になるとは考えてもいませんでした。今度何か災害があったら、置いてけぼりをくらののではなく、今度こそは何かするぞ、ずっと心のなかにありました。

2. 学校におけるソーシャルメディアを活用した安否確認

震災後はまず、ICT教育と学生指導を担当していた為、学校の学生の安否情報、被災状況確認、その後のケアを、学内SNSを通じて実施しました。放射線情報や避難情報、水道、JRの復旧情報に関する情報などを見て、本校の学生が戻ってきたりもしています。もともと福島高専の学生の7割が、いわき市内から通っています。双葉郡が1割。中通りは1割で寮生が200人ぐらいです。原発事故によって学生の7割ぐらいが避難しました。被災確認は学内ICTシステムを中心に連絡・確認が86%とれました。家が壊れたとか、誰が亡くなったとか全部です。それで、学校の震災対策室に100%確認しますか伝えると、「もういいです」と返事が帰ってきました。状況を文科省に伝え予算申請をするためだったそう。4月になり小中高学校が再開にむけて、テレビのテロップで情報を流すなか、福島高専は学内SNSで情報を伝えることができました。

実際、あの3月20日前後の3月の24、25日頃までに、学生の状況を調べてもらえませんか、と学校に言われました。なかなか他の先生が担えるような状況ではなかったです。

震災後は、震災時のICTやソーシャルメディアの活用についての講演活動が多かったです。今でもその当時のワンポイントの講演や特別講義を依頼されることがあります。

自分が福島高専に着任する前から福島には原発がありましたが、まさか事故が起こるとは考えていませんでした。学校の社会見学で、バスに乗って原発見学を行っていました。昔はバス代もお弁当も全部予算がつ

いて、私も引率して行ったことがありました。

だけこんなことが起こるとは思いもしません。とんでもないことが起きた、という感じです。チェルノブイリの時は16歳で何もできなかったし、そういう意味では、振り返ってみれば、何も考えていなかったと思います。世界は狭いのに、福島で起きたことを、しっかりと残すことが今後のために必要だと感じます。

3. 震災後の行動と活動

震災時は学校で会議中でした。地震のあと、すぐに安否確認ということになりました。私は、当時、高専の学生委員会の学生主事補という役職で、学校のSNSの運用管理担当者でもありました。SNSサーバーを確認し、すぐに学生の安否確認を開始しました。加えて、それから3日間は学生の安否確認の作業をしていました。SNS内にコミュニティを作り、震災の情報共有をおこないました。ライフライン情報、ガソリンスタンドの給油情報、避難の為に飛行機やバスの時間などを、情報共有していきましました。加えて、メンタルケアの部分への対応ということで、明るい話、みんなの良かった部分をSNSに載せようと思いました。もちろん私も避難をしました。実は2台所有している車の1台は、震災の前の週末にガソリンを満タンしていて、もう一台は震災直後の11日に学校を出て満タンにしている、いつでも避難の準備は万端でした。また、震災時の夜に風呂とかバケツに水入れて、食料とかも買ってあったので、避難しなくても一週間ぐらいは頑張るぞと思っていたのです。けど次の日12日の福島第一原発1号機が爆発があり、夫婦で相談し、子どもも当時2歳と5歳で幼く避難した方が良くという判断になりました。大学で物理を学んでいれば、放射能が良くないことや風向きや降雨が問題になることはわかりました。そこで、妻の実家がある栃木県足利市の方へ避難することにしました。

12日の夜に出発しましたが、車を走らせていると北茨城から停電で周辺が真っ暗で何も見えないのです。街灯も全て真っ暗です。電気がきて

いないから。本当に真っ暗で、震災で道が凸凹になっているし、津波がどこまで来ているのか見えないし、さすがに子どももいて、リスクが高い感じました。ラジオつけていたら枝野官房長官が「直ちに影響はありません」とひたすら繰り返しているような時でした。ガソリンメータをみて、「一度戻ろうか。まだガソリンあるし」と日立多賀まで行き戻りました。その晩、自宅でホンダによる通行実績情報マップが3月12日10時30分より公開されていることを、学内SNS情報からわかり、通行実績から詳細に明日の避難ルートを確認し、再トライすることにしました。

13日のお昼頃から、いわきを出発し、学校の安否確認はドコモ回線のWi-Fiルータは持っていましたので、それを利用して継続しました。学校にいても、通信インフラが不通ですから、作業もできないし電話も使えない状態でした。私のソフトバンク回線のiPhoneやドコモ回線のWi-Fiルータで、アンテナを見て通信圏内になったら車を止めて安否メールをチェックして、エクセルで名簿を確認して、学校に唯一通じるソフトバンク回線の携帯電話で持っている教員に、口頭やメールで連絡するというのを定期的に連絡を繰り返しながら避難しました。妻には「危ないから窓を閉めて」と怒られていました。

妻の実家には13日の夜遅くに到着しました。妻からは「いつになったら（いわきに）帰るの？今後どうするの？」と言われたので、妻には「空間線量が0.2マイクロシーベルト/h未満」（概算で年間追加被曝1mSv未満）になったら戻ってきなよ」と言いました。妻と話し合い、納得してもらいました。特に戻る／戻らないということでもめたという感じはありません。とはいえ、妻も不安だったのか、食品に関する本などを、早速自ら購入していました。

妻の実家に避難している時に、3月20日頃にいわき市医師会会長から電話があり、「助けてほしい、手伝って欲しい」というお願いがありました。緊急物資や医薬品などを名古屋の方から空輸したので、それについての記者会見の映像をホームページで流して欲しい、ということでした。医師会のサーバーの修正や管理などもおこなっていたので、避難先で対応していました。あと、避難所で医師が効率よく対応できるようなシス

テムづくりについてもお願いをされました。そのようなことがあり、いわきに戻ってきたのは3月20日から少し過ぎに、私だけが先にいわきに戻りました。具体的には、震災直後のいわき市内の避難所にはさまざまな問題がありました。私が知り得た内容で言えば、最初は1万5千人ぐらい避難していて、私が栃木からいわきへ戻ってきた時には1万人ぐらいの方が避難所にいました。避難所にはいわき市の方だけでなく、双葉郡の方もたくさんいて、そういった避難所に対して巡回診療を行います。他県の医師会が日本医師会災害医療チーム(JMAT)を組織し、被災地の避難所等の診療を支援するものです。多くの医療チームがいわきに支援に来たいとなります。だけど、いつお医者さんの手助けが必要なのか、そういったものが一目でわかるスケジュールシステムが必要だったので、WEBカレンダー機能を利用して、一目で医療チームの予約表を見えるような仕組みをつくり対応しました。医師会の案件が落ち着いてから、学校の被災状況を集計しながら、市内の津波被災地の記録を写真で撮ろうと歩いて回りました。あと4月頃まで毎日2回ほど、いわき市医師会ホームページ上に、現在開業している医療機関の情報を更新していました。

4. 様々な放射線測定開始

学校の新学期が5月になり、4月からは、学生と一緒に津波の瓦礫撤去のボランティア活動などをおこなっていました。他方で自分しかできないことって何だろうと考えるようになりました。その時、現在は定年退職されている元茨城高専物理の松澤教授から連絡がありました。放射線教育が専門で、退職後も放医研の研究者などもされており、私は過去に一年間だけ高専の教員交換プログラムで茨城高専に勤務した時があり、お知り合いになりました。その教授も何か放射線について地域に貢献したいということで、福島にいる私に放射線について何か取り組んでみないか？と背中を押していただきました。

私も家族が母子避難している状況や、同じ境遇の方などの話を聞き、

自分自身では放射線測定のコツも知識も持っていませんでしたが、私の高専の情報関係の知人を頼り、他の高専の先生に放射線測定器などはありませんかと問い合わせ、測定器を送って頂きました。測定器の使い方は、書籍を大量に買ったり頂いたりして学びました。わからない所は、専門家の先生に指導を頂き、間違えたらすぐ確認して修正し、その繰り返しでした。

4-1. 簡易型モニタリングポストの開発と公開

4月の中旬からいわき市の私の研究室の窓のところに簡易型モニタリングポストを設置し、ネット公開をしました。それがとても興味深く見ていただけました。当時、いわき市は安全なので、風評対策なのか、いわき市として測定を実施していませんでした。福島県のいわき合同庁舎前一地点の測定値しか公開されていませんでした。平成の大合併前には日本一広い自治体と言われた市です。到底放射線の値を心配している人達には、納得できませんでした。測定値も1時間毎でネット公開までにタイムラグがありました。また、政府や行政の情報を信用したくない人、信用できない人がいました。まだ事故を起こした原発は「予断を許さない」と言われてました。そんな状況のなかで、多くの方が不安を感じて

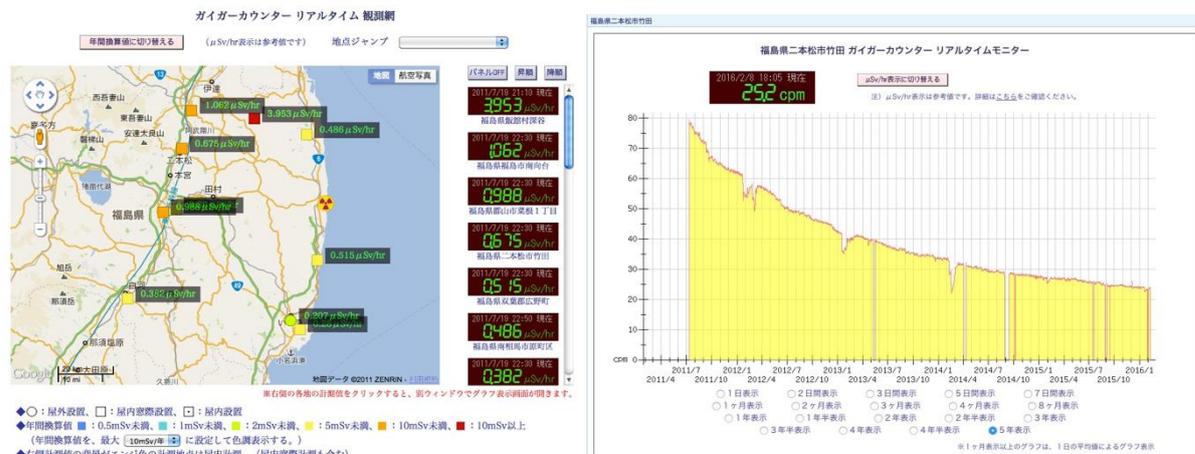


図 1 設置した簡易型モニタリングポストのマップと二本松に設置した放射線のトレンドグラフ

いたと思います。「本当に冷却されているのか」と、不安を煽る方もいました。そのため、人為的な修正がなく機械が自動で測定しリアルタイムで見ることができる機能を評価していただきました。

そこで、松澤元教授と防災関係の観測カメラをなど手掛けている「まえちゃんネット」とで、簡易型のモニタリングポスト観測網を準備することになりました。図1のように私は県内の設置を担当し、4月中旬から7月までに簡易型のモニタリングポストを設置し測定活動を始め、最終的に県内10地点に設置しました。

当然、測定を始めてからは、いろいろな所からクレームがありました。「それは正しい情報なのか」「測定器をどういうところにつけているのか」「信用できる数値なのか」「公の以外で数値を公開するべきでない」などとありました。簡易モニタリングポストと情報公開についてネットアンケート（2011年6月）を実施すると、365人中359人が「公開して続けて欲しい。」という意見で、下記のような意見が聞かれました。

- リアルタイムで機械が測定しているので安心できる。
- 毎日見て、子どもを送り出している。
- 毎日子供たちを学校に送っていく前にサイトをチェックしています。
- この数値を見て、いわきに戻ってきた。
- 大変心強い。
- 何かが起きたときに気づけるので重要な情報。
- 貴重な情報源です。
- 正しく放射能と向き合うことが出来た。
- 政府の公式発表が信用出来ない中、多くの人の目安になっている。
- いわきから我が家へ両親が避難してきています。リアルタイムの測定値がわかると、何かが起きたときに気づけるので重要な情報だと思う。毎日、チェックしている。
- いわきで生活する上で、こちらの情報は欠かせない。
- 気になったときにHPへアクセスしリアルタイムの測定値が見られることに感謝しています。
- 県外より地元いわきに残る家族を心配しながら貴サイトを見ている。

「必要がない」という意見は6名でした。いわき市に住んでいて心配している方や、現在避難先からいわき市の情報収集している方、県内外や海外から心配している方などから見ていただきました。

また、測定器の設置時には、周辺の地域の放射線量と比較し、著しく異なる値にならないように配慮しました。取り付け協力を申し出た方がいましたが、地形の関係で周辺地域の放射線量と異なり、お断りするケースもありました。国の設置したモニタリングポストは、震災時の9月になってからで、県内全域に取り付けられたのは翌年の2月になってからでした。また、公共施設が中心だった為、除染済みの場所も多く周辺地域と値がことなり騒がれました。私の場合は、除染などおこなった場合は、解説や写真などで補足しましたから、誤解などが起きないように配慮しました。

4-2. 出張空間線量測定

多くの幼い子供がいる保護者が放射線に対して心配しているのを目の当たりし、もともと理科教育でこの分野にしながら放射線教育を重要視していなかったことについて、反省しました。放射線を心配している方から測定依頼があれば、どこにでもお宅へ伺って測定する日々になりました。主に震災後の5月から約1年間ぐらいです。特にTV等で測定の様子で映し出され、後から環境省の除染の定番に採用された日立アロカメディカル社のシンチレーションサーベイメーターが、他高専から提供された機器にあり、正しい数値信頼できる値という意味で、同じ機械で測定して欲しいという要望がありました。特に夏頃までは、今住んでいるところの値を知りたい。今海外に住んでいるが故郷の両親が心配なので周辺を測定して欲しい。お盆、正月に帰省するので心配、年を明けてからは、幼稚園・小学校に就学させる関係で避難先からいわきに戻る所以放射線の値を知りたいとか、質問・相談が多くありました。その測定活動の様子が映画のワンシーンにも利用されました。

4-3. 市民と連携してのいわき市の放射線マップ作りの測定

震災後の4月に他高専から実験用の簡易測定器が9台借りられ、学校の課題学習の2年生の授業に、地域の放射線計測をテーマにしました。また、学生にも地域の現状や悩みについて共有できたらと思って組み入れました。しかし、放射線量の低い小名浜地区の計測に学生を引率するのにも、学校側が過敏に反応し事前確認や書類がたくさん必要で、とても実施できる状態ではありませんでした。津波の被害調査というと汚染の高いところでも何も問題はなかったようですが、学生に放射線を計測させるということに関して、学校もかなりデリケートな時期でした。また、5月頃にはNHKのETV特集『続報ネットワークでつくる放射能汚染地図』の番組でも紹介されるいわき市川前桶売の荻・志田名地区にホットスポットが見つかり、市民の不安は増していました。その地区に隣接する川内村の集落は特定避難勧奨地点に認定され、とても放射線量が高い地域でしたが、いわき市は素早い対応をしませんでした。後日わかったことですが、その地区に私が担任した在学中の学生の自宅がありました。学校再開時の対応で年間1mSv被曝しなければ再開OKとして、自宅での被曝を考慮しない当時の国の考えに非常に矛盾を感じた時期でありました。その為にも地域の放射能汚染マップの重要性をとても感じていました。

そして、学生が放射線を測定することが難しくなってきたところ、私が測定活動をしていることをどこからか卒業生が聞きつけ、その仲介で放射線を心配する幼い子どものお母さんたちの団体と連携し測定することになりました。お母さん方に簡易測定器(RADEX RD1503)を貸し出し、手分けして市内の通学路・地域などを測定し、私と学生達でグーグルマップに手作業で数値を入力しネット公開しました。それだけでなく、県や国が測定した数値も追加し5月ごろから8月頃まで続け、図2のように市内約2000地点の放射線を登録しました。当時でアクセス数は述べ約30万件を記録し、多くの人に関心を持っていただき利用してくれました。1日で5000件もアクセスがあった時もあります。もちろん「こんな安価な機械で測って・・・」と言った声もありました。しかし、

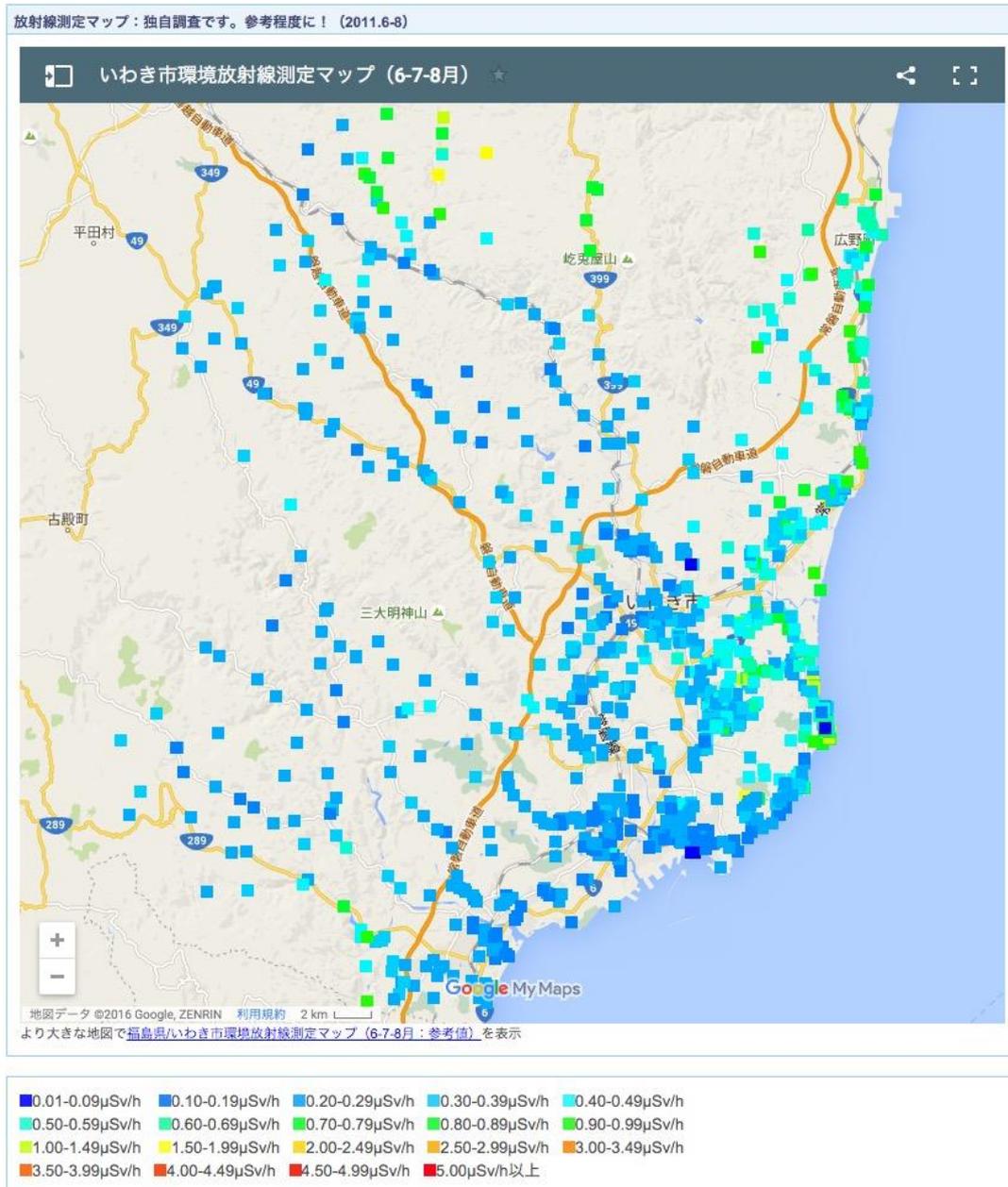


図 2 市民と連携して作成したいわき市放射線マップ（2011.6-8）

緊急時にはどんなものでも、あるものを活用して、力を合わせて行動することが大切だと私は思いました。何もしないで東電や行政の文句を言っている人もいましたけど、その当時は他に方法がない中で、とりあえず住めるか住めないかを知ることが重要だと考えていました。これで不安は解消され落ち着くかと思いましたが、残念ながら思いと裏腹に、測定の継続を望む声が多く、9月から12月頃までは、より高精度なシンチ

レーターだけを利用した測定に切り替え継続することになりました。HORIBA 社の環境放射線測定器 PA-1000 を 5 台購入、寄付 1 台の計 6 台を、市民へ自由に貸し出しました。自ら計測し納得することが大切だと感じていました。そして、計測した数値を提供して頂きました。貸出時には、適切に測り方も指導し高さ、時測定時間、回数を決めて、測定値の質も確保し、詳細にマップに記録しています。測定依頼がない小川・久之浜地区では、小川支所から小川地区のデータを提供していただき、久之浜地区では、同地区で震災後から測定して地域活動している（株）東北イノベーター社からデータ提供していただきました。マップの測定点をクリックすれば、そのデータを誰が測ったのかも出てきます。そして詳細な市内約 4500 地点の放射線マップを作ることができました。測定器自体が非常に入手しづらく、市民として身の回りの生活環境の放射線を測定し確認する方法がありませんでした。多くの方が、通学路、公園、自宅周辺を確認したり、避難先から戻ってきて自ら確認したり、新しくボランティアで測定していただける方などと知り合うことができました。

また、行政のいわき市が、市民にむけて市内の放射線マップに取り組みはじめたのは 2012 年になってからで、役所が放射線測定器の貸し出しを始めたのは 2012 年 2 月からで、放射線マップを正式に広報で公開したのは 2012 年 3 月で震災から約 1 年後でした。

4-4. 継続的に市内の放射線を測定する走行サーベ이의取り組み

2 年目になり多くの市民の方の興味が、震災直後より薄れてきました。役所の情報に懐疑的な方もいます。当面はなんとか継続したいと考えました。けれども、すでに緊急時は過ぎて継続するにもボランティアに期待することもできませんでした。そこで、車載に測定器を搭載して、高精度で測定する走行サーベいを検討しました。走行サーベいは、京都大学原子炉実験所の KURAMA (Kyoto University RAdiation MApping system) が福島県と連携し開発し、各自治体に測定キットを貸し出し、その結果

を原子力規制委員会のネットから閲覧できました。福島市、郡山市は KURMA を利用して詳細に調査を実施していましたが、いわき市はより原発に近く人口も多い自治体でしたが、参加していない状況で結果が空白地帯になり、他県・海外からみても特異に感じる状況でした。いわき市には、国際的な視点で、他市と連携し測定情報発信が必要ではないかと訴えましたが、いわき市が独自に公開する放射線マップがあるので必要ないという回答でした。そこで、測定器メーカーと連携し、私自身で独自に測定・公開できるシステムを開発しました。測定にはいわき市医師会の支援を受け 2012 年 8 月、2012 年 3 月、2014 年 9 月と実施し、定期的に市内全域や山間部まで測定し公開することができました。やはり、ネットからの関心は非常に高く、随時アクセスがありました。

4-5. 食品測定に対するこだわり

震災時の夏までに放射線の測定し、汚染マップを出しました。しかし、これで十分かと思いましたが、幼い子供をもつお母さんたちはそれで満足とはなりませんでした。「まだ続けたいね」という声もあり、「内部被曝はどうなの?」「食品の汚染は?」「次は食品を測りたいね」という声も上がりました。ただ、食品測定にはお金がかかります。「お金は集めません」と、ちょっと不安でした。(測定器は約 300-500 万円) まあ、いろいろな経緯のなかで、私が約 300 万円くらい立て替えて、購入しました。もちろん全額ではありません。後から購入資金の一部を出してもらいましたが、最終的には足りませんでした。そして今後のメンテナンス費用も考えなくてはなりませんでした。ただお母さんたちも一人いくらかわからないけどお金を出してくれているし、そういった気持ちを踏みにじりたくはなかった。期待に応えたかったというのもあるし、他方で乗りかかった船ということもあります。震災時の 8 月のネットアンケートで今後取り組んで欲しい事柄の一番に食品の測定でした。また、9 月のネットアンケートでは 1-10 ベクレル/kg 以下であれば食材を購入したい。という結果でした。当時、緊急時の食品出荷基準値は 500Bq/kg で測定下



図 3 走行サーバイで測定したいわき市放射線マップ 2012.8

限界は 50Bq/kg でした。そのため、精度が高く高性能な食品の放射能測定器を選ぶ為に悩みました。測定器の機種によって性能が全然違う。けれども情報が少ない。食品を心配するお母さん方に「一ヶ月下さい。」と言って、時間が経つにつれて納品まで時間が掛かるが、機種選定に失敗していけない。というジレンマのなか、高性能で安いもの猛勉強し選定しました。だからこそ測定の方法や測定に対するこだわりは人一倍あり、お母さんたちの期待に応えないといけないという気持ちから、数ベクレ

ル単位でより精度良く測る為に学びました。8月末に測定器を注文し、実際に食品の測定を開始したのは、半年後の2012年1月からになります。その間に食品測定の資料を読み、厚生労働省の食品中の放射性セシウムスクリーニング法の勉強会を開催し、頭の中でひたすら練習をしました。だから、行政の税金で買って、間違った測定値を出していることには、やっぱり納得できませんでした。

4-6. 課題だらけの行政の取り組み

本格的な食品の測定環境が整うまでは、いわき市では、アドバイザー指導のもと各支所で表面汚染計（GM管）によるスクリーニングを実施し、私もお手伝いしました。新基準の100ベクレル/kgは無理だけど、緊急時の500ベクレル/kgならばスクリーニングできていたと思います。緊急時ならばそれでもよいですが、心配なお母さん方には、納得してもらうことは難しかったと思います。

2012年4月からは食品の出荷基準が暫定基準値の500Bq/kgから新基準の100Bq/kg変更されました。緊急時では飲料水・食品からの内部被曝が年間5mSv以下になるように設定され、新基準は年間1mSv以下に設定されました。前年の11月頃には新基準の方針が出されていきました。けれども新基準の4月になっても、理解している方は少なく、行政の担当者でわかっていなかったケースがありました。特に基準値、測定下限値（検出限界値）などの数値の意味や、スクリーニングの全体の手順が理解されていなかったです。スクリーニング法というものをしっかり読みこなしていなかった。メーカーの方も対応に慌てていました。きちんと利用者に説明できていないケースや、測定器のソフトウェアの対応も、間に合っていなかったケースもあります。いわき市の学校給食食材の測定と支所や公民館で実施している自家消費作物の測定において、国の基準値に沿った測定になるのに1年以上の期間を要しました。

幼い子供を持つ保護者は、自宅では県外産を選択できますが、給食は選べない為とても心配しました。いわき市の学校給食食材測定に関して

は、何度も教育委員会に足を運び問題点を指摘しました。ですが半年以上かかって、やっと全給食センターの測定を強引に巡回視察し、いわき市の独自基準値どころか、国の基準も不透明な測定結果でした。最終的に全食品測定器9台を新機種の導入に切り替えさせ、その後の測定は、私の指導で、震災後5年目も続けております。旧機種はいわき市の独自基準値を測定できないのですが、使っていることになっているので塩漬けでした。保育所・保育園の給食食材測定は、当初から私と連携しているNPOに測定依頼があったので、最初からしっかりした測定を行うことができました。ですが、スクリーニングの取り決めや情報公開については、お役所仕事で情報共有がされなかったり、測定結果の有効性などもあまり意味をなすことができませんでした。例えば、保育所の給食の食材の測定は、前日に基準値を超えたもを利用しない規則です。ですが前日でなければよくて、他の保育所で食材を利用していても問題がない仕組みでした。保育所は毎日の測定でなく月1~2回の食材測定なので、測定がいかにもしっかりしていても、あまり意味がありませんでした。仕組みの改善をお願いしても最後まで変更していただけませんでした。そして、食材の産地にミスが何度もありました。九州の産地の食材でセシウムが検出され、こちらから調べてやっと正しい産地がわかるという始末で、大半が勘違いということで済まされて厳密な取り組みでなく、改善もありませんでした。

同様に、消費者庁の自家消費作物の測定においても、当初アドバイスを断れ、私が、いわき市の測定所の3/4の15箇所独自調査を行い、1/3程度の測定所に問題があり、基準値も厚生労働省の基準にあっていないことなど指摘しました。いわき市に伝え対応すると連絡を受けましたが、1年後に調査したらやはり何も対応していなかったことがわかり、さらに不適切な福島県の指導で、さらに問題が起っていました。そこで支所などの測定所に足を運び分析し、性能の悪い機種を県に返却し、メーカーが保証していない測定方法を中止させ、測定器の種類や数を再編させて、測定器の機種毎に講習会を開催しました。

学校給食ではきちんとした講習を受けておらず、知識も研修も不足し、

自家消費作物の測定では、専門家の講習が、現場の環境や測定員の知識レベルにあった研修が実施されておらず、チェック体制も不備で形だけになっていました。

同様の問題が他の自治体でも起きていないか調査しました。子供が心配だと言って、保護者に配慮した独自基準値など導入している自治体(伊達市、福島市、二本松市、本宮市、郡山市、須賀川市、広野町)では、実際には検証・確認も行われてないケースが多く、スクリーニング法さえあやふやで形だけになっていました。問題点を指摘し、素直に対応した自治体は少なく、また市民には伝えず黙って対応するケースも多く、専門家の方にも相談しましたが、やはり地元でないため、二の足を踏む方が多く古今奮闘でした。マスコミも東電の問題は口を大きく記事にしますが、自治体の問題を取り上げることはありませんでした。

これらの行政の形だけの取り組みの問題は、氷山の一角であらゆる部分で不適切な取り組みが多く、専門家のアドバイスを受けず、検証や確認もなく、形だけ済ますお役所仕事での取り組みがみてとれました。一部の事例ですが、特に市場で操作ミスなのか、セシウムを計測していない事例があり堂々と測定結果がでていたり、長期間にわたり定められたメンテナンスをしていない事例などもありました。億単位の内部被曝のWBCの検査においても、内部被曝がないのに被曝していると言われ精度の低い検査結果で、しかたがなく学生や市民に検査結果の提供をお願いし調べ、研修不足を指摘し改善を求めたりもしました。改善には一年近くかかりましたが、その頃には汚染や被曝はなく意味はない状態で残念でした。

4-7. 安心の為の食品の詳細測定

自ら食品測定器を入手し、学んだことで、実際に講習・指導を行い行政の改善につなげることができたことは、市民への安心にもつながりました。また、実際に持ち込まれた食材・食品を、詳細に測定することで汚染の実態把握ができました。また、心配なお母さん方のニーズに応じ

て対応が可能で、行政では対応できないスーパーなどの販売品や行政のスクリーニングの 1/20 以下の下限値で精密な測定で安心してもらうことでした。特に飲料水、牛乳や米、野菜などの詳細測定です。

学校給食の牛乳も計測して欲しいと、ずっと持ち込まれています。学校現場においても、口には出せないけど、不安に思っている方とかたくさんいます。牛乳を飲んでいて不安な保護者や、牛乳を飲まない児童・生徒が市内でも 1000 人ぐらいいました。2012 年 4 月から詳細に測定し続けてネット公開しています。測定結果を見て「牛乳飲めると信じて飲めるようになりました」また、「みんなと一緒に飲めた」と言ってニコニコ喜んで学校から帰ってきたとか、「安心して飲ませることができると連絡がありました。でもちょっと前までは、お母さんが「飲むな」というから我慢していたけど、お母さんが「いいよ」と言ってくれて「やっぱり飲んで良かった」という子どもがいたんです。やっぱり、そういった背中を押してあげる情報も必要だと思います。食の安全について何ベクレルまで大丈夫だとかの議論で、どこまで測る技術をもっていないといけないのか、この時期は精密な測定が求められる時期で、できるかぎりお母さんたちが望む基準に寄り添うようにしていました。国の基準を満たすで測定すればよいという気持ちはありませんでした。

お母さんたちを含めて、いろいろな人の想いを背負っているところもあります。また、こういった測定技術を公開していたら、多くの問い合わせがあり、様々な測定所で同じ機種が導入されたようです。その後、測定器メーカーとも情報交換を密に行うことができ、より充実したサポートをして頂き、なんとか測定を続けることができています。

ただ、機械なのでやっぱり測れる限界はあります。お母さんたちには「ここまでしか測れませんでした。」ときっぱりと言います。精度は当然で何が測れて何が測れてないかというのはちゃんと知ることが大事だと感じました。

5. 行政と狂信的な放射能嫌いの団体への対応

今回の原発の事故による放射線汚染では、反政府的な考え方や、反原発・反放射能の的々な方々が数多くいます。科学的でない放射能の危険情報を信じ、不安を押し付ける方々がいます。実際に、隣接する村で放射性物質を焼却する焼却場などが稼働する時に、心配なお母さん達の団体が大きな声で危険をアピールしていました。実際にいわき市の清掃センターでは、市内の震災瓦礫の焼却をしていました。宮城や岩手の震災瓦礫を広域処分する際には、他県では反対運動や放射能を拡散するなどして大きな話題になりましたが、放射能汚染のある福島は地元で処分しています。そのように不安をあるなかで、いわき市の清掃センターの試験焼却の結果や周辺モニタリングデータをみると間違いがあり、信頼性がなく、役所が発表している空からの放射性物質の降下物の測定も同様に信頼性がありませんでした。役所に問い合わせてみると、数値をPDFにして公開するだけで、実際に数値の意味や内容をグラフ化したり、検討したりはしていなかったそうです。また、測定を依頼された業者も、この測定ではよくないとわかっていたが、役所から言われた通り測定し

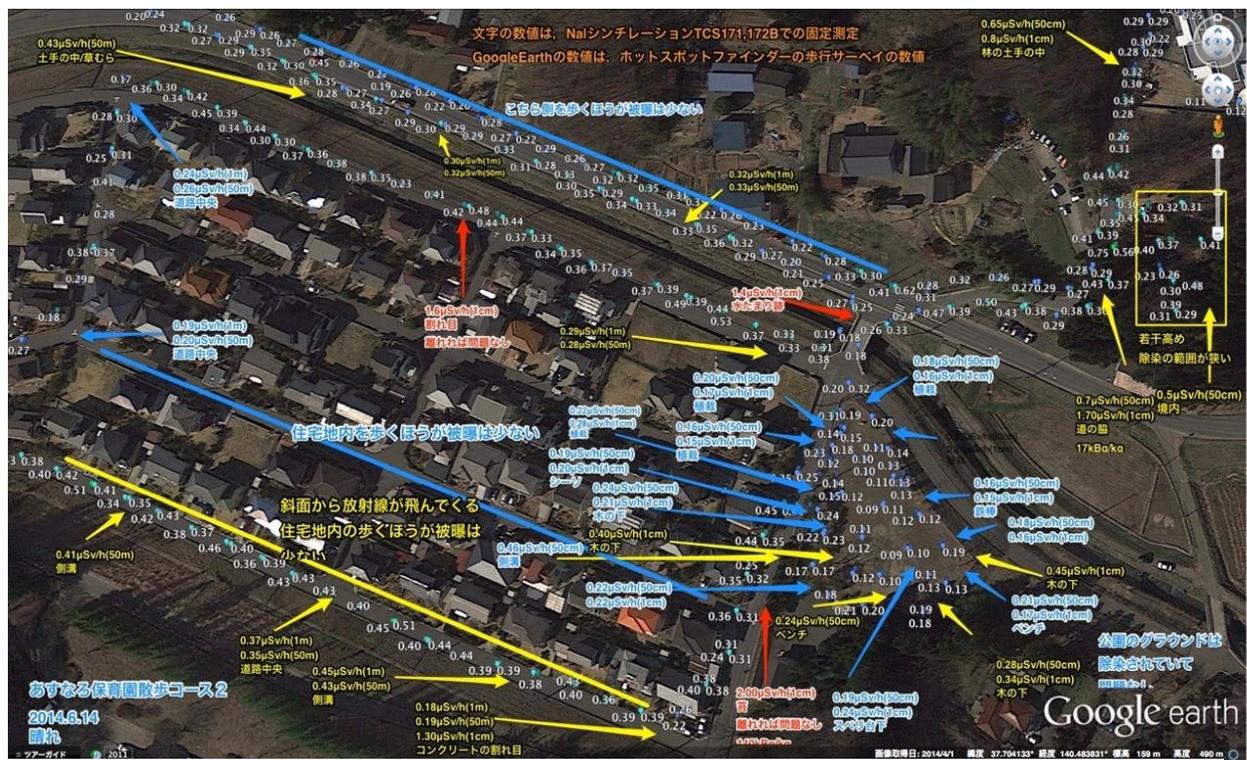


図 4 福島市の保育園の散歩コース・公園の詳細モニタリング 2014

たとのことでした。そのようなことから、2012年末ごろから降下物、2013年6月から空気中のダストの計測を開始し対応を始めて続けています。降下物の測定では水を蒸発させる為に乾燥機の購入から、乾燥させてくれるボランティアをお願いしたり、また、ダストを集める機材を貸していただき、集塵装置を動かす発電機を寄付していただいたり、専門の測定を助けて頂いたり、とても大変な活動になりました。

また、実際の幼稚園などの保育施設で、ある系列団体の方が土壌汚染や放射線量など測定し、園児が園庭の土を、誤飲したどうすのですか？など園長先生に迫り、止むに止まれず保護者会と園長先生とで相談し、

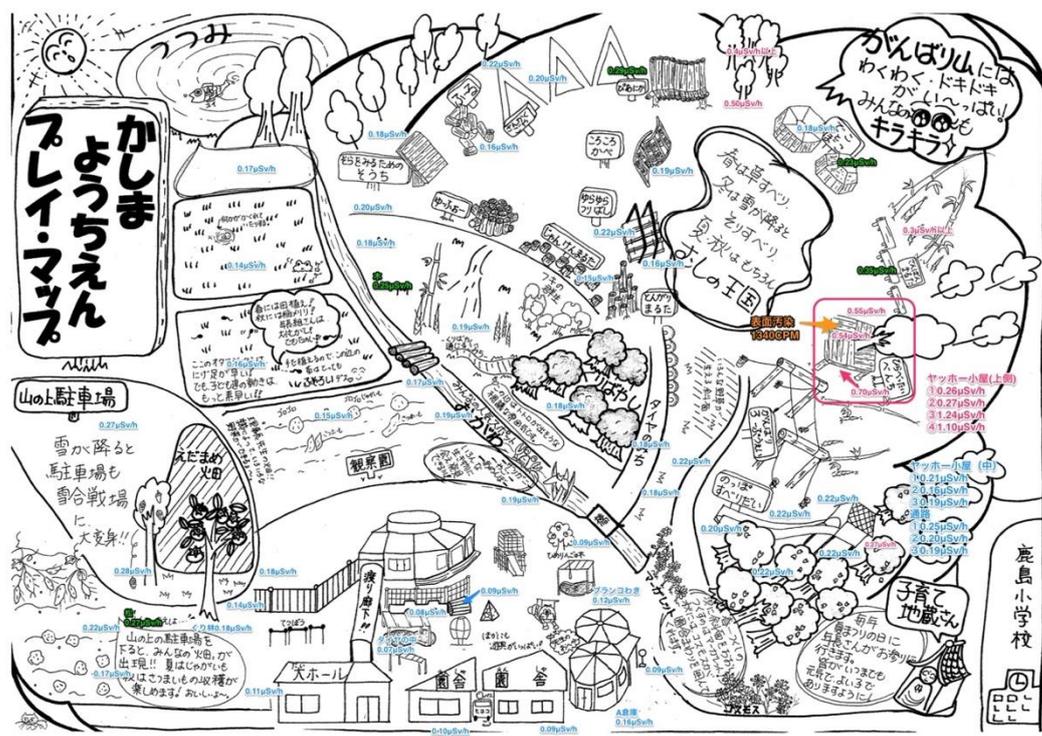


図 5 いわき市の幼稚園の園庭放射線測定マップ

私へ支援の依頼がありました。実際にその測定結果をみると知識不足で良く意味が分からない結果でした。緊急に保育施設を詳細に様々なモニタリング（空間・土壌・ダスト）を実施しました。そして、園外活動も心配な方がいて対応できずに困っていることを相談され、図 4 図 5 のように、学生たちとで保育施設の散歩コースや公園などのモニタリングを

実施し、ホットスポット・被曝調査を行いました。また、行政がモニタリングをしっかりと実施していない里山や登山コース、遠足コースなども調査し、将来の活動を支援しました。

同時期に、その幼稚園だけの騒ぎでなく、小中学校の校庭や公園などを、その心配なお母さん達の団体が独自に調べさせろと言って騒ぎ始めました。そこで、2013年6月頃に、専用の測定機を、地域の支援を得ながら私の方で100万で購入し、いわき市に貸し出しますと教育委員会に支援を申し出たのですが対応は鈍い状態でした。教育委員会の目を覚まさせる意味で、娘達の小学校の校庭には除染の失敗で、2度の除染をしても最高で約60万ベクレル/kgの土壌汚染が校庭に残っていること知らせ、図6のように、とりあえず児童が近寄らないで済むように対策をしてもらい、その団体が調査に来て大騒ぎにならないように防御しました。なぜならその団体は某大手新聞社や海外のTV局などに活動を売り込み、記者を引き連れて、活動していたからです。同様のことが公園等でもあり、いわき市原子力災害対策課から、除染未実施の市内のすべての公園や校庭の詳細モニタリングの指導を相談され、詳細モニタリングの指導とホットスポットの確認を行い、除染し対応しました。

除染実施済みの小中学校の校庭の再モニタリング・再除染については、市で予算措置がされず、原因究明の進まない状態でした。学校の教員は教育委員会へ私たちはわからない。除染業者は間違いなく除染したという、教育委員会は確認した。環境省は現場の報告で除染がおわって汚染がないと聞いている。責任のなすり合いが始まり、誰一人子供達のこと心配してすぐにどうしようという人はいませんでした。対応が進まない理由に、すでに除染し綺麗になっていると環境省に報告していることで、食い違い生じミスを認めないことから、簡単にはフォローアップ除染の実施に予算がつきませんでした。行政は子供の安全を優先と言いながら、実際は給食もそうですが、すべて外部からの予算でしか動かない状態でした。実際に小学校の除染時のモニタリングのデータの閲覧を申し出て、しぶしぶ探して持ってきた除染時のモニタリングデータを見ると、震災

後に4年間で3人も担当者が変更され、引き継ぎも十分でなく、市内小中で200校弱ある調査を一人に対応させる状況で役所の仕事のずさんさに身を切られる思いでした。2015年2月に除染実施済みの教育機関の詳細モニタリング&ホットスポット調査の予



図 6 最高 60 万 Bq/kg 以上の濃縮した土壤汚染があった小学校の校庭

算がつき、私に詳細なモニタリングの指導と監督の依頼があり実際することができました。そして、私の娘の小学校の校庭も3回目の除染が実施されたのは、土壤汚染を報告してから2年後、震災から4年と5ヶ月も経っていました。ですが、当初の目的である団体からの対応には成功はしました。

また、同様にいわき市が、2014年度産米を2014年11月から給食に使うことを打ち出し、その心配なお母さん達の団体は、地元産のお米を給食に利用すること拒み、市内の新聞の折り込みに反対のちらしを入れるなど、全国規模で反対署名などを展開し大騒ぎするという取り組みなっていました。そのため同年9月に、図7のように教育委員会から保護者宛に説明文と踏み絵に近い同意書が送られてきた。そして、一般的に心配なお母さん達から相談の連絡がたくさん舞い込みました。本当にまだ心配な方がこんなにいるのだなと実感しました。実際に教育委員会からの文章をみると、市の給食食材の独自基準値などを全く守っていない嘘だらけの検査の文章で、実際にどこからお米がどのようにして届くかも確認していないことがわかりました。資料は、ホームページから、コピ

ペして資料作って、それそのまま保護者に配っていました。そこに記載されている福島県学校給食会の食材測定の基準の数値にも疑惑があり、その測定器を作った会社に調査依頼し、検証してもらい、やはりその数値は計測できないことがわかり連絡しても対応しない状況でありました。福島県教育委員会に相談しても、別組織として対応はしなかった。結果として、いわき市の配布した資料は、信用できないことを証明し、赤線で添削し「間違ってます」「わざと間違えたんでしょ」ったら「いや、わざとじゃない」、多くの保護者が心配し、署名活動などして注目されているなか、踏み絵のような同意書を提出させ、説明文に間違いがあるので再度を調査してくださいといいました。それできないという回答だったので、「ちゃんと教育長や市長に確認して下さい」と伝えた「問題なし」という回答でした。市民に間違えた情報のまま食べる・食べないをさせた強引な導入でした。

実際に他の県内の自治体でも同様の取り組みでした。せめていわき市だけでもしっかりした測定結果で、安心して導入して欲しかったので残念でなりませんでした。最終的には、いわき市は、無理やり給食のお米100kg単位で届く全量（1%）を測定し対応することになりました。完全な力技です。実際、私が測定指導しているNPOの測定所は予想外の測定の上澄みで目がまわる忙しさになりました。お米を測定を始めて1年以上経ちますが、セシウムの検出はありません。測定後のお米めはすでに1トン以上山積みです。そのお米の代金が給食費から出ているのか？市の予算で出ているのかも不明です。検討もなく膨大な測定を継続するようです。始めるのはよいが、辞める基準を十分に説明もないまま、予算がつく間は黙って継続し、いつの間にかフェードアウトする繰り返しになっています。

6. 放射線測定を通じたオンオフでの市民の方との交流

震災後、1年間でお役所が実施する放射線に関するリスクミ的 な活動は、ご高名な方をお招きした安心安全の講演会が乱立しました。それで安心できる方もいたと思いますが、内容が一般的な事柄になりやすく、実際に地元地域にあった内容でなくなり、お役所が開催する講演会に、2年目の参加者が減少し、動員する電話連絡がある有様でした。2012年9月に開催のいわき市医師会主催の健康フォーラムの講演依頼があり、一般的な事柄でなく、「今ここはどうなの？」という身近な放射線の事柄についてお話ししてほしいと依頼があり、講演することになりました。今さら私が話しても人が集まらないのではと思ったのですが、会場に入りきれないほど多くの方に来場していただき、地元へ寄り添う取り組みに興味をいただけたのだと感じました。その後、2年間近く「いわき市はどうなの？」「この幼稚園のどうなの？」という感じの講演会や相談会が、市民団体や保育施設からありました。私のやっていることも同じリスクミだと思ふんですけど、まずは、お母さんたちの話を聞いて、手間はかかるけどその要望にあったできる限りの測定して、測定結果をもと

保護者の皆様へ

学校給食で使用する「いわき産米」の検査体制

学校給食における「いわき産米」の使用について

平成26年9月29日
いわき市教育委員会

日ごろより、本市の学校教育に対しまして、御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本市の学校給食で使用するお米につきましては、震災前までは、学校における食育の推進を図る観点から、「いわき産米」を使用しておりましたが、震災後は、放射線の影響等を把握しきれなかったことから、県外産米を使用して参りました。

このような中、震災から3年半が経過し、学校給食で使用するお米につきましては、県が全量全袋検査を実施していただき、学校給食の炊飯委託先である福島県学校給食会及び同会の玄米購入・精米加工委託先であるJAパールライン福島県におきましても、繰り返し検査が実施されております。

これらの検査体制が確立されていること、また、本市におきましても十分な検査体制が整っており、これまでの検査結果から安全が確認されていることから、平成26年産米が使用可能となる本年12月から順次、「いわき産米」を使用することといたしますので、お知らせいたします。

なお、「いわき産米」を食べることに不安を感じる場合につきましては、「学校給食等停止申出書」を提出いただけますと、ご家庭から弁当を持参していただくことも可能です。また、ご飯のみを食さない場合につきましては、当面、「学校給食用ご飯持参届」を提出いただけますと、ご家庭からご飯のみを持参していただくことも可能といたしました。

これらの場合は11月14日(金)までに学校へお申し出ください。

お問い合わせ
教育委員会事務局
学校教育推進課
学校支援課 食育給食係
電話 22-7645

- 福島県(実施はふくしまの恵み安全対策協議会)
いわき産米の玄米を全量全袋検査し、セシウム含量で1キログラムあたり25ベクレル未満の玄米について、給食用として倉庫を分けて保管します。
基準値100Bq/kg未満としが保証していません。正確には測定下限値25Bq/kg未満だった玄米を利用
- JAパールライン福島県(福島県学校給食会の玄米購入・精米加工委託先)
福島県の検査を通った玄米について、入荷時の玄米及び精米の一部を抽出して検査を行い、セシウム含量で1キログラムあたり20ベクレル以上の値が検出された場合は、その検出された米と同時に精米された米は全て除外します。
測定下限値20Bq/kgを測定していません。
- 福島県学校給食会(本市の炊飯委託先)
JAパールライン福島県の検査を通った精米について、100キログラムあたり10ベクレル以上の値が検出された場合は、その検査した米と同時に精米された米は全て除外します。
測定下限値100Bq/kgがあるが、スクリーニングレベル20Bq/kgを担保できていない。
- いわき市 学校給食会が買っている100Bq/kg未満は担保できていないと指摘される。
JAパールライン福島県で精米する際に、その中から検体を検査機関に依頼し、より詳細な検査を行うことができると半検体検出器で検査を行い、セシウム含量で1キログラムあたり20ベクレルを超えた値が検出された場合は、その検査した米と同時に精米された米は全て除外します。
唯一20Bq/kg未満を担保できる検査で、正確だとするが、10~16トンに5~10検体のガンダリ検査食品中の放射性物質の基準値(一般食品)
厚生労働省 100 Bq/kg (セシウム合計値)
いわき市(給食食料) 20 Bq/kg (セシウム合計値)

＜学校給食における放射性物質検査について＞
本市では、安全で安心な給食を提供することを目的として、平成23年度3学期から毎日、給食食料の放射性物質事前検査を実施しております。
また、平成24年度2学期からは、主食・主菜・副菜・汁物・デザート・牛乳を含めた学校給食一食全体の検査も実施しており、これまで放射性物質は不検出(測定下限値1Bq/kg)となっております。
なお、検査結果については、市ホームページに毎日掲載しているほか、2か月に1回、チラシでお知らせしています。

【これまでの検査結果】
○食料検査 平成24年1月から平成26年8月まで29,031件の検査を実施し、検査の結果、市の基準値を超えた3件及び詳細検査をする時間のなかった2件については、学校給食へは使用しませんでした。
○一食全検査 平成24年度2学期から平成26年5月まで412件の検査を実施しましたが、放射性物質は検出されていません。

図 7 地元産米を給食に使用する為に保護者に配布された資料

にお話をするようにしました。やはり私の取り巻く境遇（小さな娘がいることや、一時的であるが母子避難していたこと、妻が食品汚染を嫌っていたこと）が同じであることも重要だったと感じています。また、役所に対しても問題があれば、きちんと指摘し、必要があれば協力するところなども、同様にだと感じています。また、講演会で一番安心していただけるのが、最終的に難しい内容ではなく、「先生のご家族の方は、食べてますか？水道水は飲んでますか？屋外で遊んでますか？ここに住み続けられると思いますか？」という問いに対して、食べています。「私の家族は、飲んでいます。遊んでいます。住み続ける予定です。」とこの一言であったと思います。

実際に5年間の活動を通して、ウェブサイトには200万件以上のアクセスがありました。図8のようにWEBサイトを何百回も見て頂けているリピーターの方もいます。アンケートやアクセス内容から興味関心を分析し対応した時期から、ツイッターのリツイートの反応みて関心ごとを調べることで、震災当初はあまり普及していませんでしたが、フェイスブックになると興味のある内容や、住所、年齢、性別をみて、どのような人がどのような事柄に興味関心があるか知ることができるようになってきました。

時期により、測定の要望はすごい変化してきます。震災直後においては、空間放射線量をだまかでもとにかく早く知りたいということでした。ただ、情報がだんだん増えてくると、今度は精度を求めたり、絶対正しいのかという信頼性を求める時期がありました。そうして、数値に慣れてくると、今度は「だいたいこんなもんだよね！」とおおよそでも納得し満足してくれるようになってきます。空間線量だけでなく食品測定でも同様でした。ですから、放射線に対する市民の反応は、3つのフェーズがあり、各汚染の測定ごとに第1フェーズは緊急時にとにかく知りたい。第2フェーズは詳細・信頼・実態を知りたい。第3フェーズでは、安定期になり、だいたいいつもと変わらないよね。興味が薄れてくるか、また別ことを知りたいという時期になります。

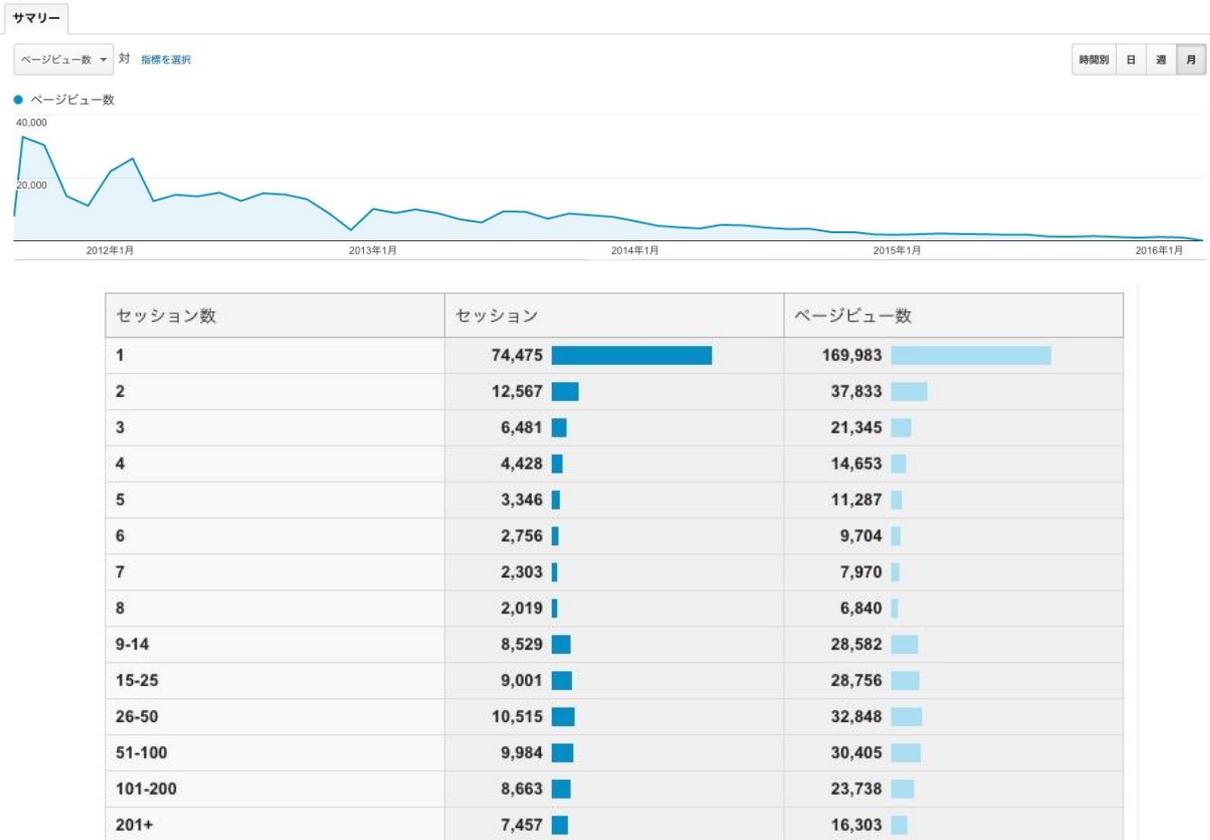


図 8 2011.9-2016.2 までのホームページの閲覧ページ数の推移とアクセス回数

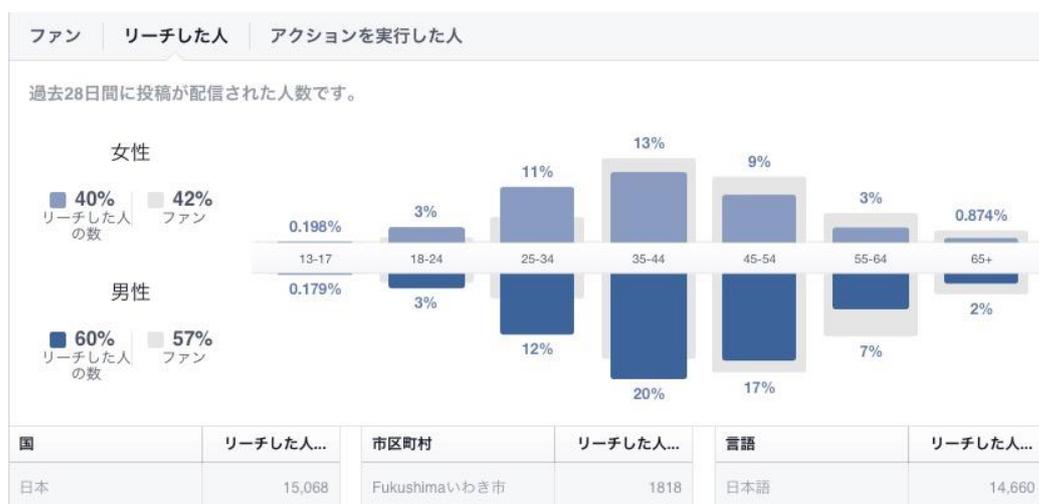


図 9 2016.2 の Facebook の閲覧者の年齢性別の割合

またインターネットでおつきあいのある方を見ると、最初からという人とは今はほとんどやりとりをしていません。半年か1年くらいで、納得して満足されるからです。やりとりする期間が半年の人もいれば、数ヶ月の人もあります。福島県外に避難していた人から、子どもが幼稚園・小学校にあがるタイミングで避難先から戻ろうと思っているけど、果たして戻っていいかどうかというので悩み始めるのです。最初の1、2年というのは、幼稚園の入園申し込みのシーズンの8月、9月で選択に迫られます。次の年に戻ろうとすると、もうそこで申し込まなきゃいけないからです。それを過ぎると、今度は小学校に上がるタイミングということで、年末から1月くらいにかけてもう戻っていいかという相談が来ます。市民の方からの相談を受けてみてわかるのは、人々が決断するタイミングには必然性があるということです。この前もいらっしゃった浪江町の方は東京に2年間避難していました。その方はいわきに戻られたのですが、それは子どもが高校受験で福島県内の高校に入ろうと思った瞬間にスイッチが入ったようです。その直前まではスイッチが入らなかったんだと思います。そこで戻るかどうか考えて、私のホームページサイトを見て、戻ろうと決めたようです。そのため、震災後からずっとつきあっている方はそんなにいないです。はやく放射線のことなど忘れて、生活することがよいと思います。変わったことでいえば、母子避難しているお父さんからの相談もありました。避難している母子や放射線を心配している母親がクローズアップされますが、お父さんも同様に多くの悩みを抱えていました。その相談には、「どうしたら母子が避難をやめて戻ってくるか?」「本当にここで母子を呼び戻して良いのか?」など様々でした。どのようにアドバイスしたかは?内緒です。

これまでの活動について WEB アンケート

2014年1~3月に、私の放射線のホームページとフェイスブックから視聴者にアンケートを実施し、115件の回答がありました。結果を末尾の資料に掲載しております。初期の方で見続けている方は少ないと思

ますが、また、アンケートの応えてくださった方は、好意的な気持ちが強い方が中心だと思います。少なからずですが視聴者の状況を知ることができました。そして、下記のように情報をみて、参考にして頂けたことがわかりました。

- ・不安が解消され安心していわきに住み続けようとした方
- ・避難先から見て安心して戻ってこられた方
- ・保護者の目線で、生活に密着した活動で安心して頂けた方
- ・食品汚染や空気、他の汚染の状況を知って安心してくれた方
- ・行政不信の方においては、第三者的な情報として見ていただけの方
- ・行政の問題に立ち向かっていく姿をみて安心してくれた方
- ・測定の疑問・放射能の疑問が払拭できた方
- ・詳細測定で食品の安全性に安心が持てた方

8. まとめ

幼い子どもを育てる保護者として、最初の1年目はここに住んでいいの？から始まり、空間放射線・外部被曝が気になる時期で、行政が動かない中で、市民自らが力をあわせて調査しました。私も目が回る忙しさと地域の汚染マップを作りました。2年目になり食品汚染に感心が移り、地元の食材は？内部被曝が気になる時期になりました。行政はWBCの導入から給食の食材、自家消費の食材、飲料水は？という時期で自ら食品汚染の測定に忙しくするなかで、行政の問題点の改善に取り組む時期でした。そして、3年目になり、放射能に負けずに、園庭で遊んでいいの？公園で遊んでいいの？散歩してもいいの？除染はしっかりできているの？水道水は？地元のお米は？地域の汚染は？と、震災後からずっとミネラルウォーターだった方や遠くからお米を食べていた方が、水道水やご両親が作ったお米を食べたい、近所で遊びたいなど身近な状況について興味移っていく時期になりました。最後は、集団検診が始まった甲状腺ガンは？というのが4年目でしょう。残念なながら私では何も手助けすることができない、見守るしかできない事柄でした。

インターネットでは、今回の災害時に非常に有効的に情報を共有できた事柄も多かったと思います。ただ、放射線に関して行政の発信する情報に関しては、信用ができないという方も少なくはありませんでした。その反対に放射線・放射能を危険とするデマに近いブログやサイト、非常に多く存在し、避難している方に不安にさせたり、混乱させる結果になりました。地域で地道に測定活動を通し、行政と異なるアプローチで情報発信し活動できたことは重要であったかもしれません。アンケートの記述にもありましたが、私の測定活動の後ろ姿を見て、信用していただき、安心して頂けた人が多かったのではないかと思います。このような災害の緊急時において、多くの方が、何かしなげ場と取り組んだと思います。私も、放射線に関しては全くの素人で、放射線という未知の取り組みでしたが、ガムシャラに取り組む姿が、同じ幼い子どもを持つ保護者の支えになれたのだと思います。今まで5年間活動を影から、支援して頂いた方々に対して、ご支援・ご協力に心より御礼申し上げます。

参考文献

- 1) 布施雅彦, 東日本震災時における福島高専の ICT の活用, pp53-58, Vol20 No.1, 2015, 日本高専教育学会誌
- 2) 布施雅彦, ICT 活用の学生の安否確認, pp30-39, 2014, 東日本大震災からの復興-福島高専の対応-
- 3) 東日本大震災でのインターナビによる取り組み「通行実績情報マップ」, <http://www.honda.co.jp/news/2011/4111109.html>
- 4) 布施雅彦 前嶋美紀 松澤孝男, 簡易放射線測定器による オンラインモニタリングシステムの構築 —福島第一原発事故による緊急時の対応—, p.13-20, Vol16, No1, 2012, 放射線教育
- 5) 映画『子どもたちの夏 チェルノブイリと福島』, 2011, 制作ティー・オーエンタテインメント, <http://www.toenta.co.jp/dvd/kodomotachi/index.html>
- 6) 布施雅彦, いわき市での緊急時におけるボランティアによる簡易環境放射線の測定について, p.214-221, 2012, Proceedings of the 13th Workshop on Environmental

Radioactivity

- 7) 布施雅彦, 地域情報としての環境放射線モニタリングの課題といわき市を中心とした走行サーベイによるモニタリングの試み, p.114-123, 2013, *Proceedings of the 14th Workshop on Environmental Radioactivity*
- 8) 布施雅彦, 福島県における放射性セシウムの食品測定における現状と課題, p.316-324, 2013, *Proceedings of the 14th Workshop on Environmental Radioactivity*
- 9) 布施雅彦 大友育也, 福島第一原発事故による福島の食品汚染の現状調査の取り組み, p.200-226, 2014, *Proceedings of the 15th Workshop on Environmental Radioactivity*
- 10) 布施雅彦, 福島県での放射線・放射性物質の測定活動とその課題, p. 119-124, Vol. 13 (2014) No. 2, 日本放射線安全管理学会誌

資料：2014年1-3月に実施したWEB&FACEBOOKでのネットアンケート結果より

震災後、本サイトのどのような情報が参考になりましたか？

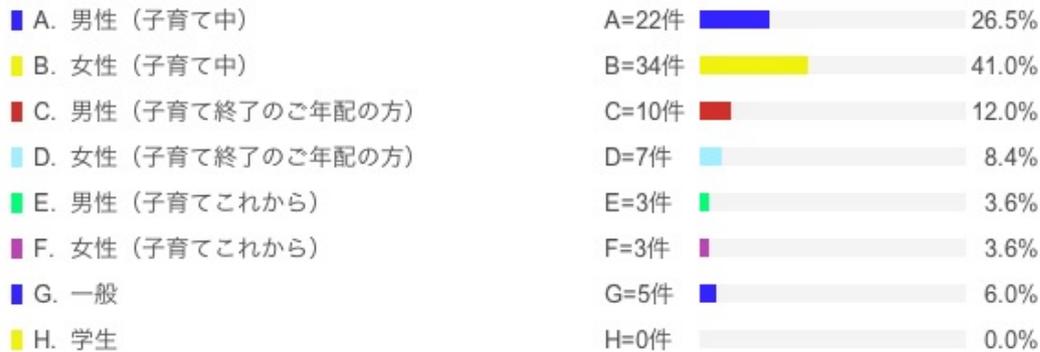
項目に該当箇所がない場合は、その他を選択し、次の質問で記述してください。



現在、どこに住んでいますか？どのような現状ですか？



性別等を教えてください。



質問：情報のどのようところが参考になりましたか？（一部抜粋）

不安の解消

- 漠然とした不安の解消や子供ができてから特に心配だった食べ物、水についてとても参考になった。
- 不安な気持ちが和らぎました。
- 役所でない誰かが測定をして情報発信してくれているという安心感
- 住み続けられると思えた。
- 測定限界に挑戦してより正確なデータを示すことで市民自ら考えて頂き、納得したうえで故郷に住み続ける道を選んで欲しいという活動は、安全だと繰り返すだけでは得られない本当の安心感を与えてくれたと思います。どうも有難う御座いました。
- マスコミ情報 仕事復帰して夜勤と育児の両立や妊娠での不調で原発や放射能に関する情報をチェックできない事がありましたが、先生が情報を出してくれた為凄く助かりました。その他に、震災当時から約2年間栃木のアパートを借りて週末避難していました。けれど、いわき市で住み続けられると判断し避難先のアパートを解約しました。
- 日常生活をする上で、今や気にし過ぎてはいけないものと思うようになりました。
- 避難先から戻ってきてから、生活していく上で必要な情報を得られました。ツイッターで原発関連の情報を闇雲に調べてみては悲観していましたが、リアルタイムモニタリングポストや、食品測定、降下物、空気中

のダストの測定、水道水や牛乳の測定のおかげで頭の中を整理することができました。 [いわきで暮らすことはこのサイトなしでは考えられなかった](#)です。講演会のビデオも子育て期間でなかなか会場へ行けなかったのでネットで自分の時間で拝見できたのはとてもありがたかったです。

- 具体的な数字をたくさん見ることによって、素人なりに相場観のようなものを持つことができるようになった。 [汚染マップ](#)により安心して活動できる場所が広がり、 [食品測定](#)により多くの地産品を安心して選択できるようになった。
- 様々なデータが、自治体の測定結果のように疑いを持たずに見ることができ、初期は避難先からいわきへ戻る基準に、戻ったあとは [食品](#)、[給食](#)の結果を参考にさせていただいています。
- こちらのHPで、さまざまな部分の [実際の測定値](#)を知ることができ、心から感謝しています。時に [不安感が薄らいだり](#)、また、時に予想外で汚染されている実態に気づかされたり・・・ [行政の値は](#)、ある時期から参考にもならず [見てもいない](#)のですが、こちらのサイトは、[生活に密着](#)しているのので、なにより参考になります。
- 県内産の食物は、なんとなく…と理由だけで避けていました。正直、測定済規定値以内と言われても信用していいのかわからなかったし。でも、[こちらを拝見](#)してから県内産の物も買うようにしました。先生の活動がなかったら、今も県内産、近県産避けていたと思います。
- [保護者の目線にたっ](#)てくれている活動。学校給食の牛乳測定は、とても安心できました。定時降下物も、福島市ではなく、いわき市の数値が知れて、とても勉強になりました。 [マスクへの執着心が和らいだ](#)気がします。
- 役所のように単なるデータを提供するのではなく、[どのように計測すれば](#)真実が見えてくるのかを突き詰め、役所や報道でただ「安全」とされているレベルはこれだと示し続けたことは、大変素晴らしいことだと思う。先生の活動のおかげで、本当のいわきの姿を知ることができました。先生は [市民が欲しがっていた情報](#)を3年間提供し続けました。ありがとうございました。
- 普段目に見えない汚染を測って教えてくださるので、[現状把握と不安を少しでも減らしたい](#)思いでみています。あと、事故のことを忘れないように。

- いわき市の **空気中のダスト調査**が、ここ以外ではわからないため安心材料になっています。サーベイメーターも職場近くの数値が高いことがわかり気を付けています。
- モニタリングポストの正確さ、汚染の状態、水道水、スーパーの野菜、牛乳、米、給食、洗濯物など **日々の生活の中の不安を解消して住み続ける希望を頂きました。**
- 測定器を持っていないので、**漠然とした不安があったので参考になった。**
- 実際に口にする **スーパーの食材が問題ないこと。** 再浮遊が気にするレベルではないこと。
- **いわきで生活する自信がついた**
- 住み続けられるかという不安に対して **客観的にデータを示して下さっている**ので役立っています。
- 役所のデータに疑問を持ち、いろいろ調べるようになった。 **不安をあおるblog** や **ニュース記事に慌てなくなった。**
- **避難した際 知らなければ避難出来なかった**
- 自分たちの **生活を確認する指標**になった。
- 信頼できる **専門家がいる**ということが、**心の支え**になった。
- 自分の今住んでいる地域が、どのような状態なのか？日々投稿されている情報に感謝申し上げます！怖がるばかりではいけない。自分の目と耳で正確な情報を見極めなければ・・・
- **この地で住み続けることに自信を持ってました。**

測定情報

- リアルタイムモニタリングポストは、ほぼ **毎日見た**。食品測定値により、野菜等の食料品をどんな **産地**を購入するかの判断材料とした。
- 測定の数値や情報が本当に **きちんとした値**なのか分かり参考になった。
 - ・食品測定に誤差があることを知った。
 - ・給食の測定現場が混乱していることを知った。(学校のお便りを鵜のみにしない)
 - ・牛乳、水道水に対する **疑念が払しょく**された。
 - ・役所の提示する **資料、データに疑問を持つアタマ**をわすれない。
- 現在進行形で、**避難先から自宅に戻るか否か悩んでいます**が、いつも参考に

させて頂いています。

- いわき市の汚染度合い
- 地元さんの野菜が食べられるか知りたかった。
- 気を付けなければならない食品、場所など参考になります。
- 公のデータの信憑性と読み方がわかったこと
 - ・汚染マップ 当時、線量計を持っておらず実家周辺の線量が高いのをマップで知りました。
 - ・食品測定 何を食べさせてよいのか不安でとにかく遠方の物を！と頑張っていました。けれどお米を測定して頂いたり、どの食品が高いのか知ることができ食品選びの参考になりました。(お米も測定して頂いた為安心して作った米を安心して食べられました)
 - ・降下物 どのくらいなのか分からず不安ばかりでした。情報を知る事は安心にも繋がりました。
 - ・空気中のダスト 結果を知り外で息子を外で思いっきり遊ばせることができました。
 - ・給食測定 測定の講習に参加させていただき本当に参考になりました。給食(保育園の給食)を食べさせることも不安でしたが、安心しました。
 - ・牛乳&水道水 「役所は嘘を公表している」とか「水道管を通して家に来るころにはセシウムがどこかで混入するのでは？」とか色々な事を考えてしまい水道水を使うことが怖く、ペットボトルばかり使用していました。水道水の結果を知り不安なく水道水を使うようになりました。
- モニタリングはどれを信用していいのかわからないとっていたので、本当によく参考にしていました。何か原発に不具合があったというニュースの度に確認をしました。
- 放射線測定で自分が不思議と思っていた部分に取り上げられ知識が深められたと感じています 線量もだいぶ低下してきましたが、この地に住み続ける為の測定・考え方・対応のアドバイスお願いします
- 給食時の牛乳を飲むようにしました。
- 給食の牛乳測定結果がとても安心材料になった。その他、身近なスーパーの野菜測定がとっても参考になりありがたい。降下物やダストの測定も「今

のいわきの量」をしっかりと理解して 安心材料&警戒の目安にできるので、本当に助かる。

- 余震の度に原発の様子が心配になり、リアルタイムモニタリングポストに上昇がないか見ていた。
- つい見過ごしてしまうような所でもやはり汚染されていたことを確認できた。
- 職場で食品測定をするので参考になりました。

放射線情報・放射線教育・活動

- 身近な事柄から放射能に対する知識を深めることができ、マスコミの過剰な反応などに対しても自分なりに判断できるようになった。
- 他では得られないデータがあり、とても参考になっています、ありがとうございます。
- 客観的なデータで主観的な判断材料になった。
- 震災から約3年経って、地元いわきの放射線がどのように変化しているか数字で知ることができるので。
- 他の情報との比較ができた
- 震災直後もいわきを離れず、ずっと居続けているので情報はとてもありがたかった。一時避難していた人たちにも情報を伝えることができ、いろいろアドバイスすることができて重宝でした。
- 住めるのか？もしくは避難すべきかの判断材料になった。
- 子供の生活を考える上で、食べ物や水、外遊びなど判断に迷った時に、とても参考になりました。
- いわき周辺での食品や環境の本当の汚染状況が確認でき、今後どうすべきかの判断材料になった。お役所の対応状況も参考になった。
- 現実を他の人に伝えること。信用できない自治体などと対比するにはとてもいいです。
- 今春、岩手に引っ越す予定があります。空間線量の計測手段は価格、扱い方など比較的手軽になり自分でも計測できますが、食品については自分でというわけにいかないなので、引っ越し先の付近で、持ち込みで食品測定をやって

くれるところを見つけて、公開結果などを見えています。福島に引っ越すわけではありませんが、食品測定のことを勉強しておきたく、測定ツールの種類や方法、注意すべき点などはメモして参考にしています。私は日常的にFBを見ているので、そちらがFBで情報発信されているというのも、見ている理由のひとつです。

- 布施先生の講演会に参加出来た事。信頼の出来る計測をされていると、納得出来た事。
- マスコミや公的機関の嘘の情報は全く信じられなかったのが、地道に測定して下さった正確な情報がとても参考になりました。いわきは危険という印象がだいぶ払拭できたのではないかと思います。
- 様々な情報が交錯する中、比較的信用できる情報源として活用させて頂いております、大変な作業とは思いますが引き続き貴グループの御活躍を陰ながら応援致します。
- 自分の身の回りの汚染について、このような場所は気をつけようとか、食品についても、汚染の傾向とかが理解でき、とても役立っています。特に、放射線の測定の難しさについては、理解が進みました。
- リアルタイムモニタリングポストは、震災直後の早い段階から公開してくださっていて、本当にありがたかったです。当時、線量計が手に入らず、ビクビクして暮らしていたので、常にあの数値をチェックしていました。
- 両親の住むいわき市の汚染状況と両親の認識がある程度一致しているのかわかるために役に立ちました。
- 自主避難中なので、戻るタイミングを判断するために、すべてとても役立っています。特に、モニタリングポスト、食品、給食、身近な汚染、降下物、空気中のダストは気になります。戻ったら、上荒川、中央台で生活するので、中央台はまだ高いなという印象です。下がってきてはいますが、現在の住まいと比べるとまだ何倍も高く、恐怖心があります。
- それまで放射能というものに全く興味が無くそこまで身近に感じなかったのが、この震災を経験し他人事じゃなく自分の身近に放射能があり、それが人体に影響する等の事が知れて大変為になりました。

その他

- 福島県から遠く離れて時間も経過した今も、精神的に苦しい状態が続いていることが良くわかった。
- 測定に関する情報、被曝に関する情報に信頼性があり、とても参考になっています。海外ですが、日本輸入商品に不安があり、どのように食の安全を確保するか試行錯誤しています。日本食はほぼ絶っています。それは検査がされていないから。情報がないから選択ができず、判断ができず、避けることしかできない状況です。
- ・SNS上の情報が断片化していることが再認識できる。「福島県民の総意」はないことが再認識できる。
 - ・放射能に向き合う意味が報道やSNSからは発信できないことが再認識できる。
 - ・原子力災害が差別問題へと発展していくことが読み取れる。
 - ・チェルノブイリ事故のデータと福島第一事故とのデータを単純比較することに意味をなさないことが理解できる。
 - ・福島第一事故の影響を福島県固有の問題として捉えなければならないことが読み取れる
 - ・放射線の専門知識を持った人間が、統計学や社会学の知識を有し、社会情勢に合わせて住民不安に応じていく必要性を感じた

感想

- 子供ができて、今迄以上に心配になってしまい、去年の初め頃から参考にさせていただいておりました。最初は出来るなら子供を連れて県外へ避難したかったのですが、経済的な問題等で、いわきで生活せざるをえない状況にあり、情報を集めていたところ Facebook のアカウントを知りフォローさせていただいておりました。勉強中で知識も乏しいためコメントを入れることも無かったのですが、情報を出していただけるのを大変ありがたく思っておりました。
- 細やかな、食料品等の測定値、モニタリングポストは続けて欲しい。
- いつも身近な事柄から放射能に関する情報が報告されていて非常に参考に

させていただきました。できれば今後も続けてもらえればと思っています。

- 出来得れば今後も活動を続けていただきたいです
- 食品の測定や身近な汚染の測定情報ありがとうございました。とても参考になりました
- 今までの活動に心から御礼申し上げます。「福島」←（実はこのくりに納得がいかず、なんとか自分の言葉で反論したいと考え続けているのも先生のサイトを拝見している大きな理由です。スケープゴートにされている気がしてならない。）に住み続けるものとして、知識をつけ胸を張って子どもに住み続けた理由を伝えたい。 もう一つ大切なことは、子ども本人が県外に出た時にしっかり自分の生い立ちに目を向け、必要ならば相手に正しい情報、知識を伝えられる人間に育てたい。そのためには先生のサイトは本当に情報、勉強材料の宝庫でした。 ・今後への希望は食品測定を継続してほしい。 ・汚染マップなどもこのままいけば値はどんどん下がっていくでしょうから、その経緯も見たい。 ・無理のない範囲で継続をお願いしたい。
- このような活動がなければ、風化した情報、間違っただ情報を信じて生活していたと思います。これからも、いろいろと大変だとは思いますが頑張ってください!!
- 最近の新聞記事等の紹介は参考になりました。また、役所仕事には期待も信頼もしていませんので誰かが測定をしてくれていることが安心感につながりました。
- 規模を縮小してでも構いませんので、出来れば今後も続けて頂ければ嬉しいです。まだまだ放射能はすぐ身近にあるものですし、年月が経つにつれ、溜まりやすい場所には溜まって行くかも知れません。分かっている気をつけられるし、何を気をつければ安心できるか分かるので、測定は大変ありがたく思っております。
- 質問 5 は失礼ではありませんか？年齢性別等で区別されたほうがいいのでは？子育て中？だからってそういった差別はいらないのでは？子供云々関わらずに今、いわき、福島に生きている人達に向けて考えて頂きたいと思います。
- いつも丁寧に情報収集&発信をしていただき、ありがとうございます。 今後

に希望することですが、食品&土壌等の測定をして頂いた際、詳細データを公表していただけたらとても嬉しいです。やはり子育て中の今、数 bq のものでも気になってしまうため、避けたいと思っているからです。ただそれが福島全体を否定したい訳ではありませんので、逆に、NDになったものも、具体的情報を示して頂けたら嬉しいです。本当は行政に期待しなければならないことですね。

- ご苦勞をお察しします。可能な限り計測を継続されることを祈念いたします。
- 息子も外で遊ぶことが楽しく、保育園以外でも週末は夫と近くの公園で思いっきり遊んでいます。布施先生の測定結果を見てなければきっと家の中に息子を閉じ込めていたと思います。「大丈夫」と言われるだけじゃなく、数値をみて判断できることがとても良かったです。
- 私としては一般に販売している食品や水道水は気にしておりません。季節や気候で変動する降下物や移動モニタリングが参考になります。
- この先、どんなことが起こるかわからないので、モニタリングポストを確認できないとか、汚染マップが確認できなくなったら正直不安ですが、長年の地道な作業、ご報告を本当にありがとうございました。モニタリングポストや汚染マップ、年に数回でも食品の計測などが残っていたらいいなと思います。
- 自分は放射能に関しては無知に近い。その点線性は、多角的な面で研究しておられ不足・不備な点を・間違いをずばり提言・改善を求める。このような活動が必要だと思います。今後も継続お願いします
- いつも精密な測定と中立の立場で情報をUPしてくださりありがとうございます。貴サイトに救われたことが何度もあります。震災直後は放射能の怖さでいっぱいでしたが、時がたつにつれ問題の風化はもとより、価値観の相違による人同士の争いがネット上で目に付くようになりました。どんな状況でも冷静に物事を判断し、見つめること、調べること、学ぶことの大切さを学びました。今後もお仕事との両立は大変かもしれませんが是非続けて頂きたい存じます。食品測定に関しては貴サイトの測定の右に出るものはないと思っています。
- 事故当初に比べ放射能への関心が薄れてきていますが、こちらのサイトをみるとホッとできました。

- 歩行サーベイは画期的な取り組みだと思います。今後も継続していただけたら有り難いです。食品等についても、詳細な測定があればこそ見えてくるものが大きいと感じています。今までの感想は「どれほど救われたかわかりません。
- 実家がいわきです。月1で帰省しております。行政発表の数値は全くあてにならないので、こちらの情報は貴重な記録だと思います。
- 先生のご活動のおかげで、いろいろなことを知ることができ、子育てをいわきで続けていいのか？という不安の中でも、自衛策を考え、家族と一緒にがんばることができました。県や東電、国、市、どれも信じられないと思うことも多々ありましたが、先生のお言葉は信じることができました。可能な範囲で、食品や給食の牛乳の測定、先生のご意見などを知ることができたらなあとは思いますが、先生やご家族のご苦勞や大変さを思うと、続けてくださるとは言えません。たくさんのお母さんたちが、先生のご活動に救われました。
- 言葉ではつくせないほど感謝しています。震災の年、恐怖の中で生活し続けていたころ、わざわざ自宅へきていただき測定していただいたものです。その節はありがとうございました。今でも、隣の空き地に山積みになったままの枯れ葉を見るにつけ、また側溝の取替え工事の粉塵や、お正月の神社のお焚き上げなど、被曝の影響はないものなのかどうか・・・毎日いまだに不安が消えることはありません。原発地区と行き来するトラックや、街の建築現場などの粉塵だらけの中での生活は、ストレス以外なものでもありません。漠然とした行政の空間線量ではあまり意味がなく、それぞれの場所やシーンでの実測値を知りたいものです。今後も、どうかいろいろなシーンでの測定を公表し続けていただきたいと、切に希望するばかりです。どうぞよろしくお願い致します。
- これからも情報発信を続けていただきたと思います。参考になる情報が満載で、本当に感謝しています。
- 危なそうな食材の測定を今後も続けていただけるととても助かります。また、福島第一原発の作業は続いていますので、ダストや降下物の測定も、頻度は多くなくても、引き続き公開していただけると大変助かります。
- 震災後、今の様にリアルタイムで線量を知る手段がなかったので、本当に頼

りにしていました。いわきから自主避難し、自宅に戻って不安でいっぱい
頃、こちらのサイトを見つけました。行政、東電が信頼を失った時、先生
のような方がいらっしゃって多くの方が救われたのではないかと思います。
本当は、国、自治体、東電がもっとしっかりして欲しいところですが……そ
の分先生の貴重な時間もお金も、相当費やされたのではないのでしょうか。先
生のような方の存在はすごく貴重です。

- 役所などよりも、先生の情報が一番、信頼できます。いままで、さけていた食
材も安心して食べられるようになりました。これからも先生の無理がない程
度でかまいませんので情報発信をお願いしたいです。
- 今後ともできれば変わらぬ情報発信をお願いできればしたいと思っておいま
す。
- 自宅や職場の線量を知り安心して生活をさせてもらうのに役立ちました。
- 細かな神経をつかうたいへんな作業ですが、測定することが人々に安心を与
えると思います。がんばってください。
- 先生の3年間の活動に感謝しております。市民の早急な情報要求がない現状
では、先生にも情報提供のプレッシャーという気苦労のない生活に戻って
いただきたい。ただひとつ。このサイトの情報は後世のためにもアクセス環境
を維持することは可能でしょうか？
- ずっと続けて頂ければ幸いです。
- 真面目に取り組んでいると感じられるサイトであり今後も続けてほしいと思
います。
- 学校給食の問題は知っていました。先生の活動をご存知ではないのでしょうか？子供を
思う気持ちはわかりますが…反対に「やはり福島は全てが危ない」と誤解されて
しまい将来子どもたちに違う被害が起こらないか心配です。先生には感謝の
気持ちで一杯です。ありがとうございます。ご苦労が多いと思いますが、先
生の活動がもっともっと広まり、少しでも安心して生活出来る
方が増えて欲しいです。
- 同じ地域に住んでいますので情報の全てが参考になります。正直、事故後は
中央台にもう住めないのではと思いましたが、幅広い各種のデータから問題
ないと判断出来るまで、そう時間はかかりませんでした。特に食品に関して

は自分で測定することなど無理ですから大変助かります。

- いまもかなり参考にさせてもらっています。すべての学校の通学路の定期的な測定と対処を市に働きかけてほしい。
- いつも、お忙しい中ありがとうございます。先生の活動のお陰で、客観的事実を知ることができて、精神的に随分楽になりました。
- 食品や環境の汚染に対する不安は当然有りますが、それ以上に国や自治体の対応への不信感が大きく、自主避難から帰す事が出来ない。
- あてになる、情報だとおもうので、いつまでも、計測し続けて欲しい。
- 先生のご活躍で、行政の方も動いてくれるようになり大変たすかっております。
- 私は、震災後すぐに埼玉県に母子避難しております。県外に避難しているといわきから逃げ出したという罪悪感となんとか早くいわきが汚染地帯ではないとはっきりしたデータが欲しいと思うようになりました。生まれ育ったいわきを悪く言われなくなかったのです。自分で避難していて矛盾していますが、本音はいわきが大好きで仕方がないのです。いわきにいる家族も友人もとても大切です。色々な情報を得ようとネット検索していましたが、こちらのHPやフェイスブックに出会えました。それからは、細かいデータと真実を追究するために労力を費やしているご苦勞にいつも感謝しながら拝見させていただいておりました。埼玉に避難している福島県民の皆様にも時折データを見せていました。皆さん、「国は信用できないけど、このHPはありがたいね」とおっしゃっておりました。本当にありがとうございました。
- 腰の重すぎる役所対応を含めて、生活者レベルから詳細な情報を長期にわたり発信して下さり、心より感謝します。危機意識が薄らぐ中でも不安は取り除けないので、もし可能でしたら（大変なご苦勞があるとは思いますが）、頻度は少なくとも定期的に情報発信していただければありがたく存じます。
- 現在いわき市を離れておりますが、事故直後に被曝した事実は消せるはずもなく、今後、それがどのように健康に影響するのかが、一番の感心事です。
- 本当のデータとして1番信用し、閲覧して参りました。
- 本当に生活に直結する情報がたくさんあり、更新されるのを心待ちにしております。

Chapter 7

公衆衛生学的リスクコミュニケーションアプローチによる移動選択の支援の可能性と限界

豊川智之

1. 健康リスクと移民

筆者らは、福島県いわき市に自主避難している保護者とグループインタビューをする機会を得ることができた。参加者は幼児を抱える母親が中心で、放射線あるいは放射能曝露による子どもの健康へのリスクを心配しての避難であった。元の居住地は、放射能の飛散量が避難勧告を受けた地域ではなかったが、報道等で局所点的に高い濃度が伝えられていた地域であった。ある家族は、仕事のために父親のみ単身残り、母親と子どもが自主避難していた。週末ごとに父親が車で自主避難先に駆けつける生活に終止符を打ち、元の居住地に戻るべきかどうかを悩んでいた。他の家族の母親は、さらに遠くに避難すべきかどうか悩んでいた。しかし収入をはじめ避難先で始まる新しい生活に対する不安もある。子供の甲状腺疾患検査で陽性反応がでて、精密検査をうけることになり不安を抱えている母親の話も伺った。そこには、放射線による健康リスクと向かい合い、移住について悩む人々がいた。人々の健康を守ることを謳う公衆衛生学からできるアプローチを考える発端となった。

東日本大震災に関する多くの公衆衛生学的研究では、被災者あるいは避難所暮らしを続けている人々における健康状態の評価が行われており、身体的あるいは精神的健康への影響や、医療へのアクセスの制約などが数多く報告されている。災害後の人の移動とアソシエーションの人類学・社会学的研究における公衆衛生学的アプローチとして、自主避難者が共

通して抱える健康へのリスクの理解と行動選択への支援が考えられた。

リスクの理解には、化学・物理学的な測定、疫学や毒性学による影響評価、法曹、行政などの支援や制限など、多様で理解困難な専門的知識が求められる。さらにリスクには不確実性という特徴がある。不確実性のあるリスクに対して、理解を深め行動を選択するためにリスクコミュニケーションというアプローチがとられる。本章では公衆衛生学におけるリスクを概説し、本研究課題対象者が抱える避難あるいは帰宅という問題に対して、リスクコミュニケーションの応用による支援の可能性について考察を加える。

2. 疫学における健康リスク

公衆衛生学において健康への有害事象を引き起こすリスクの評価に用いられる疫学について紹介し、リスクの不確実性について説明する。

2-1. 疫学におけるリスク指標

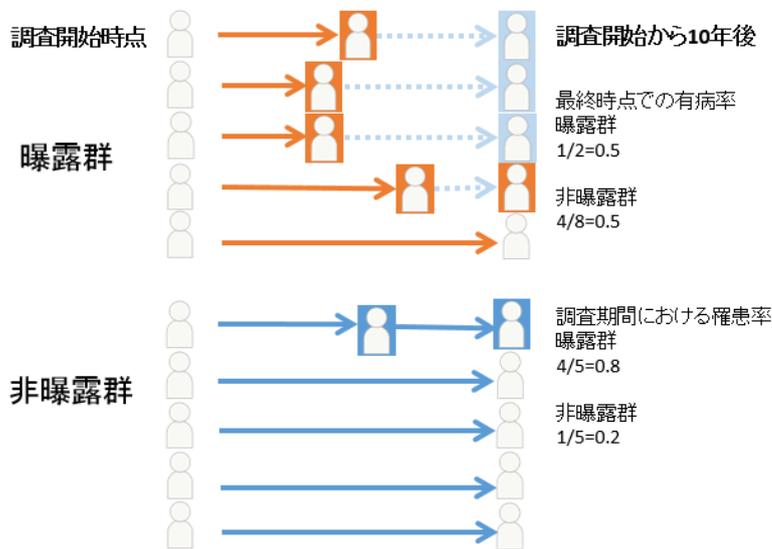
疫学とは、公衆衛生学研究のひとつで、人間集団を対象に行われ、どのような人達に病気が多いのかを示し、対策を講じる学問といわれる。例えば、感染症やがんの多い地域や職場などの病気が多く発生しているところに着目したり、化学物質への曝露やストレス過多など多い職種、喫煙や飲酒、食生活や運動習慣といった生活習慣などに着目する。疫学研究では病気を引き起こす可能性があるものの影響をうけることを曝露と呼ぶ。放射線を浴びることや、喫煙などの有害な生活習慣だけでなく、予防的な効果がある運動習慣なども曝露と呼ぶ。

特定の曝露を受けた者に病気が多いことを示すには、その曝露を受けていない対照者との比較が必要である。さらに、病気に罹っている人数を比較しただけでは不十分である。例えば、ある疾患Aの患者数だけを比較して病気の多少を議論するのは、分母となる人口が加味されていないため、片手落ちである。病気の多さを示すには割合で示すことが必要

である。

リスクを評価するには、患者の割合（有病率、有病割合）では不十分であり、新しく病気に罹った人の割合（罹患率、発症率）で評価しないとならない。病気で無かった者が病気になるという変化を評価する必要がある。例えば、喫煙の曝露によって引き起こされる発ガンへの影響評価を試みる場合を考える。説明を簡単にするため、喫煙者 5 人と非喫煙者 5 人を比較したとしよう（実際の研究ではもっと数が多い）。その後 10 年間のうちに喫煙者のうち 4 人、非喫煙者のうち 1 人が注目する疾患を発症したとしよう。喫煙者における 4 人の発症者のうち 3 人は発症後に禁煙したとする。10 年後の時点での情報だけで喫煙習慣別の病気の者の割合を求めると、喫煙者は 2 人に減っておりそのうち 1 人が病気を有している。他方、10 年後の時点での非喫煙者には、喫煙をやめた者が含まれて、8 人中 4 人が病気を有していることから、ともに罹患率は 0.5 となり喫煙と病気には関連がないことになる。ある一時点だけの調査で、途中の曝露の変化について調べていない研究では、喫煙により病気になったという因果関係だけでなく、病気により喫煙をやめたという逆の因果関係も入り込んでしまい、評価したい関係を打ち消すことがある。このように、病気と曝露の情報をある一時点の情報だけで評価することを横断研究とよび、そのような研究ではリスクを評価できないとされる。重要なことは、曝露の情報が先立ち、その後の発症を評価しなければならない。そのような研究を疫学では縦断研究と呼ぶ。福島事故以前に発症していないことを示すことができない場合は、縦断研究としての正確さを下げてしまうことになる。

これらのことを踏まえて、先ほどの例で疫学研究におけるリスク（罹患率）を求める。まず、分母は、観察開始時点での喫煙状況別の人数である。次に分子は観察期間内に新たに発症した人数である。先ほどの図でリスクを求めると、喫煙群のリスクは $4 \div 5 = 0.8$ 非喫煙群のリスクは $1 \div 5 = 0.2$ となる。リスク（罹患率）と有病率はともに曝露の状況別の人数で病気の人数を割るという比率の計算という意味でとても似ているが、



曝露群で発症した人が調査を継続しない人が多い場合も同様のバイアス

図 1 横断研究における有病率と縦断研究における罹患率

人数の数え方の違いにより、その示す内容には大きな隔たりがある。この違いを理解しないと、リスクを理解したことにはならない。また、リスクが小さいことは、影響が現れた人の障害度が小さいこととは一致しない。どんなに死亡リスクが小さくても、不運にもリスクの影響を受けてしまった者は指が無くなるなどの小さい影響ではなく、死亡してしまう。

2-2. 疫学研究におけるリスク指標の比較方法

曝露群と非曝露群のそれぞれのリスクを得たら、次にそれらと比較する。比較する方法には、比と差の2つがある。図1を例にとると、比をとる場合は $0.8 \div 0.2 = 4.0$ でリスク比（相対危険度）で4倍のリスクがあると表現し、差をとる場合は、 $0.8 - 0.2 = 0.6$ でリスク差（寄与危険度）で0.6のリスクが高まると表現する。そしてわれわれが日常生活でよく目にするのは前者である。

ここで、曝露群が500人中4人発症、非曝露群が500人中1人発症という発症しない人がたくさんいる（発症者が少ない）場合を考える。こ

のときのそれぞれのリスクは、0.008と0.002となる。リスク差は0.006になるが、リスク比は4のままである。リスク比の場合は対照群のリスクが小さければ、実際に影響を受けて発症する者の人数はわずかであっても大きな値となってしまう。宝くじを10枚買うことが多いと思うが、それは1枚買った場合の10倍あたる可能性があるわけだが、もともとの1枚のあたる確率が低ければ、あたることは少ないのである。倍という言葉で表現されるリスク比は、リスクの印象を高める恐れがある。また、放射線リスク評価では過剰リスクという言葉が使われるが、これはリスク比から、元々のリスク分を意味する1を引いた数である。この数値を得るまでに、リスクの計算で割り算、リスク比の計算で割り算、そして引き算と計算回数が多く、言葉も似ているので混乱してしまうが、小さなリスクを大きな数値に拡大できる点でリスク比と似ている。

疫学では、特定の曝露が原因で死亡あるいは発症する人数を推定することや、一人の効果を得るのに必要な総曝露人数を計算する。前者は、喫煙が原因で死亡の推定者数として用いられる。後者は、新しい治療法は従来の治療法より一人分だけ効果を出すのに必要な治療数を計算するとき求められる、その人数が小さいと効果が大きいことを意味する。これらを応用すると、体内に摂取した放射線エネルギーによる死亡数またはがん患者数の増加や、どの程度の基準値ならば1人も死亡者やがん患者を出さないのかをある程度予測することができる。

2-3. 疫学研究

疫学研究の特徴のひとつに人を対象とすることが挙げられる。疫学研究は動物実験と異なり、人における評価を試みる研究ともいえる。曝露の影響を評価するには人体実験ということも考えられるが、薬の開発などの一部の例外を除いて人体実験は行うことができない。特に人体に有害なものは倫理的に不可能である。そのため、疫学研究は、喫煙などのように自ら選択して曝露している者や、不運にも危険物質に曝露してしまった者における健康影響を観察することで、擬似的な実験を行おうとする。放射線の影響評価研究は、広島や長崎をはじめとする放射線曝露

者を長期追跡する研究があり、被爆時の状況から被ばく線量が予測され、その後の健康影響を継続的に記録している。このデータベースは放射線影響の科学的知見として非常に有用なものとなっており、上記のリスク計算に応用することが可能である。広島・長崎の研究から一度に被爆した放射線量によるがんの発症リスクが報告されており、成人が 200 mSv 以上の線量を被爆した場合に、がんにかかる者が増加したが、200mSv 以下の低線量域では明確な増加は確認されていない。

2 - 4 . 感度と特異度

自主避難家族の問題には甲状腺疾患の検診結果があった。検診の結果は検査の結果には陽性と陰性があるため、検査の正しさを評価するには、正しく陽性と判定できた割合（感度、敏感度とも言う）と、正しく陰性と判定できた場合（特異度）に分けて評価する。例えば、病気を有する 5 人のうち 4 人に正しく陽性判定が出た場合は、 $4 \div 5 = 0.8$ から、感度 0.8 と計算される。正しく陽性判定された者を真陽性、誤って陰性判定されたものを偽陰性と呼ぶ。他方、病気でない 5 人のうち 3 人を正しく陰性判定と下した場合は、 $3 \div 5 = 0.6$ から、特異度 0.6 と計算される。正しく陰性判定された者を真陰性、誤って陽性判定された者を偽陽性と呼ぶ。感度と特異度の式を式で表すと次のようになる：

（感度の式） 真陽性 / （真陽性+偽陰性）

（特異度の式） 真陰性 / （真陰性+偽陽性）

敏感度を高めるには病気の者の見落としを少なくすることである。同じ検査法のまま基準値を緩めて多くの病気の者に陽性判定を下すようにすることもできる。しかしその結果、病気でない者に誤った陽性判定を出してしまうようになる。感度と特異度は、一方を改善しようとする、他方が悪化する関係にある。病気のある者と無い者を誤ることなく判定できる検査が理想的だが、そのような精密検査は費用が高額であること

や、直接臓器からサンプルを取り出すなど身体を傷つけることになるなど侵襲性が高いことなどから多くの人々が受ける検査には向いていないことが多い。

2 - 5 . 陽性反応的中度と陰性反応的中度

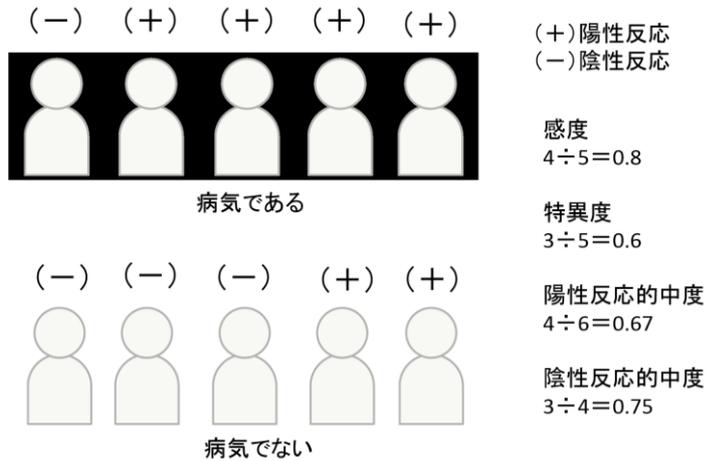
患者にとって検査は、判定された陽性あるいは陰性という結果の正しさが気になるところである。被検者に下された陽性あるいは陰性判定の正しさは、検査の精度指標である感度と特異度とは異なる。判定結果の正しさの指標は、陽性反応的中度と陰性反応的中度という別の指標で評価される。

(陽性反応的中度の式) 真陽性 / (真陽性+偽陽性)

(陰性反応的中度の式) 真陰性 / (真陰性+偽陰性)

陽性反応的中度の分母は病気の有無に関わらず陽性判定が出た者であり、図 2 の場合は、 $4 \div (4+2) = 0.67$ となる。陰性反応的中度の分母は病気の有無に関わらず陰性判定が出たものであり、 $3 \div (3+1) = 0.75$ となる。陽性反応的中度と陰性反応的中度は患者が多い（有病率の高い）地域とそうでない地域では結果が異なってしまう。例えば、図 3 のように病気でない人が 20 人に増え、病気にかかっている人が少ない集団で検査した場合を考える。同じ検査法では特異度は変わらないので、この 20 人から真陰性が 12 人、偽陽性が 8 人となることが期待される。この場合の陽性反応的中度は、病気の者 5 人における真陽性 4 人を含めて、 $4 \div (8+4) = 0.33$ となり、先ほどの 0.60 から低下している。病気の者が少ない（有病率が低い）と偽陽性が増加し、陽性反応的中度は低下する。この時、陰性反応的中度は、 $12 \div (12+1) = 0.92$ と高くなる。

有病率が高い場合（病気で無い人が少ない）



有病率が低い場合（病気でない人が多い）

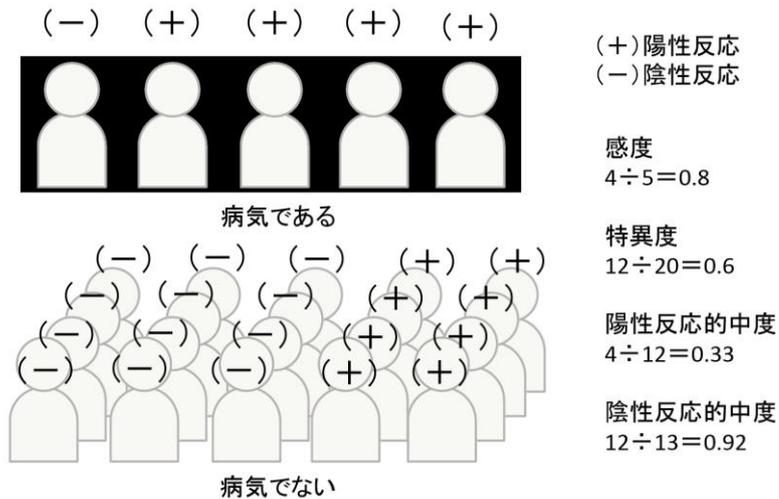
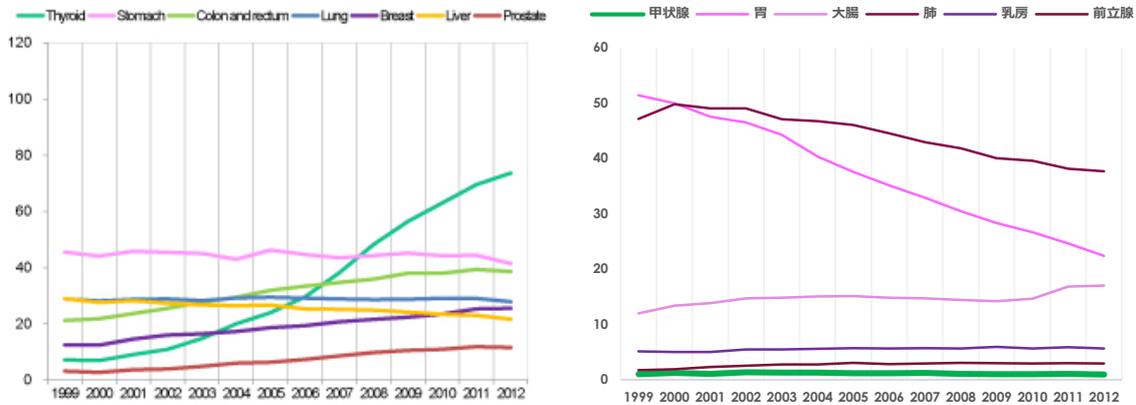


図 2 有病率の違いによる陽性反応的中度と陰性反応的中度

がん部位別の年齢調整罹患率（10万人対） がん部位別年齢調整死亡率（10万人対）



罹患率：National Cancer Center Korea: Annual report of cancer statistics korea より転載
基準年：2000年韓国人口

死亡数・人口：WHO Mortality Database (ICD-10) より著者作成
基準年：2000年韓国人口

図3 韓国の部位別罹患率と死亡率の年次

2-6. 有効ながん検診

がん検診の有効性の判断は、感度や特異度が高いだけではない。見つけたがんを治療する方法があること、そして治療の結果、死亡率を減少させることができたかが重要である。言い換えると、治療法がないがんや、治療しなくても治癒するがん、進行の遅く死に至らしめるがんではないがんなどは見つけても効果がない。現在、有効な検診法があるがんには、胃がん（胃X線）、子宮頸部（細胞診）、乳房（視触診と乳房X線の併用）、肺がん（胸部X線と喫煙者の喀痰検査の併用）、大腸がん（便潜血検査）であり、これ以外の検査法やがんについては、発見率が高かったとしても、死亡率を改善する効果は確認されていない。甲状腺がんには、残念ながら死亡率を減少させるほどの有効な検診法が無い。治療したとしても死亡率の低下が期待できない。さらに

は不要な治療による身体へのダメージもある。韓国では検診により甲状腺がんの発見数（罹患率）が飛躍的に増大したが、その後死亡率の低下が見られなかった。もともとの甲状腺がんによる死亡率が低いことを鑑みれば死亡にいたる甲状腺がんの陽性反応的中度は低い。子どもへの放射線影響を恐れる保護者にとって、少しでも発症リスクを軽減できるのであれば、検診を受診させたいと願う。また医療側も見落としとしてはいけないと丁寧に診ることで陽性判定がつきやすくなる。見落としは減るが、偽陽性が増えてしまい、陽性反応的中度は低下する。精密検査でも同様のことが起こり、治療がおこなわれると治療による放射線被曝や体にメスをいれることになる。慎重に行おうとする配慮が甲状腺がんを増やし、不要な治療を受けさせる結果を導く恐れがある。

3. リスクコミュニケーション

人体に危害を加える可能性のあるリスクに対してはリスクの制御を試みる。まず、リスクの制御にはいくつかのアプローチがあり、リスクを排除することが最も明確な制御である。しかし、排除できない場合は、リスクに曝される人たちの避難が手段の一つとなる。その他、影響範囲によってはフェンスなどの物理的障壁によって隔離する（近接できないようにする）、接触時間や摂取量など制限付きの許容、あるいは許容（対策なし）にわけることができる。福島原発事故の際も、行政による強制的な避難地域が敷かれ、自主避難勧告などのレベルわけが行われている。これらの制御を行政や民間、個人など行う主体によって分けることができる。

生活上の全ての行動や物事にはわずかではあるがリスクは存在する。

日常生活で欠かせない、歩行には転倒事故や交通事故の外傷のリスクがあり、飲食には喉に詰まらせる窒息のリスクのほか、食中毒などの感染のリスクがある。すべてのリスクを排除または隔離することは不可能である。そのためリスクを評価し選択的に対策を講じることになる。エボラ出血熱や狂犬病など一般に感染性が高く致死性の高い感染症などは、個人の自由より公衆の利益を優先して、法律により隔離が行われる。他方、感染リスクが低く致死性の無い感染症に対しては、医療機関の報告、予防接種の提供、あるいは普通の風邪症状を起こす程度の感染症であれば明確な個別対策は無いものまでである。自動車事故などリスクが小さくないものであっても、対策の困難さ、あるいはベネフィットとの比較から年齢や資格制度などを付して制限付で容認されるものがある。緩慢なリスクに対しては、法制度による制御の範疇に収めることがせず、各個人あるいは地域社会で総合的な判断が求められる。

リスク認知は個人間でばらつきがあることが知られている。その背景には、リスクに対して許容的な態度をとる者や拒絶的な態度をとる者などといった性格的なものや、職業的背景や教育レベルなどでリスクに対する知識や経験の差などが挙げられる。普段からリスクに囲まれて生活していることを認知しておらず、リスクが無い状態「リスクゼロ」が達成可能であるかの幻想を抱く者がいることや、目に見えない物質によるリスクに対して鋭敏になる者がいるなど、感覚的なものによりリスクの許容が異なることが知られている。そのため、リスク情報を伝達しリスクリテラシーにアプローチすることやリスク制御に対して共通認識を得ることが非常に困難である。

個人ごとにリスク認知が異なっても、各人が選択してリスク対策を講じればよいが、地域社会などの集合体でこの総合的な判断をす

る際に、集合体レベルでのリスク認知とリスク制御の判断を下さなければならない。リスク制御の民意とでも言えるこの概念は、リスクが高ければ行政が判断を下すものであるが、リスクが低い場合には、地域住民などの特定社会集団によってなされる。リスクコミュニケーションとは、リスク情報をもとにリスクマネジメントのための共通認識構築のためのプロセスをさす。今回の対象者は、家族単位でのリスクコミュニケーションが当てはまるであろう。

3-1. リスクランキング

単一のリスク情報の公開は偏ったリスク認知を生じやすく、適切なリスクマネジメントの妨げになる。リスクコミュニケーションにおいて重要なことは、リスク情報を多角的に集積し、他のリスクと照らし合わせることである。リスクが高いもののほか、低くても関心が引かれるものまで多様なリスクを含める。どのくらいのリスクがあるのか、高めに見積もった場合から低めに見積もった場合まで示すとともに、乳幼児や妊婦、高齢者や障害者などのハイリスク集団に限定した際のリスクなどについても示す。科学的確からしさやリスクを軽減する対策の実行可能性についてもその費用とともに示される必要がある。このような情報を元に行われるリスクコミュニケーションツールのひとつにリスクランキングがある。

リスクランキングでは、前述したような多様で多角的なリスクの説明やリスク値の表、リスク対策の具体的な描写などのリスク情報が記載されたパンフレットが渡される。できるだけ平易な表現で記載するようにしたものである。そこで得られたリスク情報を元に、対策すべきリスクについて順序（ランキング）を各個人でつけていく。

この各個人のリスクランキングの結果はばらばらである。次にグル

ープディスカッションを行う。その過程でランキング結果の集約化が期待される。グループディスカッションを多様なステークホルダーで反復すると、集約されたランキング結果は似通ったものになることから、ポピュレーションレベルにおけるリスクランキングを得ることができるアプローチと期待される。

リスクコミュニケーションというアプローチは東日本大震災後の公衆衛生学的活動として用いられている手法である。しかし、平易な文章であっても、リスク情報の理解が困難であるという根本的問題を解消しきれていないだけでなく、科学的アプローチの限界も含まれている。

3-2. リスクコミュニケーションによる支援アプローチの可能性と限界

ポピュレーションレベルにおけるリスクランキングは、個人のリスクランキングとの不一致は生じる。自主避難者も同様に、行政による指示と本人のリスク認識の乖離を抱えている。そのため、リスクコミュニケーションを行ったとしても、この乖離という問題は繰り返されてしまう。このように、科学的説明や行政による指導といった社会の知識と、自分の行動が矛盾するときに、認知的不協和を起こし、不快感を抱くようになる。これは例えば、喫煙者の認知的不協和では、認知を否定することで行動を正当化・強化することが知られている。

また、リスクコミュニケーションには数値を理解する能力が求められる。数学的表現や物理的表現は、リスクコミュニケーションに対する嫌悪感を抱かせる可能性もある。放射線・放射能のリスク表現ではそのような表現が行われることが多く、そのことも理解を妨げる要因になっている。自分で管理できないリスクは、メリットを受けるより

もデメリットを受けるイメージのみをもちがちで、最悪のシナリオを想定することが多くなる。例えば「事故が絶対に起きないことは確約できない」といった表現がなされると、「事故が発生することがある」と理解して、その事故の最悪のシナリオを想定することになる。このようにネガティブなものを過大評価することは行動経済学においてプロスペクト理論と呼ばれ、特に損失が意識される局面では、低確率のものの方がよいと評価されることが明らかになっている。

3-3. リスクコミュニケーションの研究者側の意図

研究者は住民が放射線リスクに対して不安になるのは正しい知識が無いからであり、不安を解消するに正しい知識を与えればよいと考える。これを欠如モデル(知識の補填モデル)という。しかし、科学的、技術的な話をわかりやすく伝えるような努力をしたとしても、不安は解消されない。プロスペクト理論からはむしろ余計に不満を高めてしまうことが考えられ、欠如モデルには限界がある。この不安の背景には、度重なる行政や科学に対する不満の蓄積があり、伝達のわかりにくさだけが原因ではない。行政に対しては、自分たちの声を聞いてもらえないことや、意思決定の場に参加することができず、その仕組みも機会も無いこと、科学に対しては不確実性に対する不安がある。科学ではリスクを完全には予測できない。不確実性は、科学者と異なり一般住民にとって無視できない点であり、科学者の不真面目さに映ってしまう。不確実性があるにもかかわらず、科学者は自信をもっている。科学が万能ではないことを一般市民はすでに気がついているが、そのことに科学者は気づいていない。いまだに科学者は科学が万能である可能のような言い方をする。科学者にとっては不確実性というのは当たり前である。ところが一般市民側は、不必要な不確実性あるいはリスクは受け入れたくない。特に不必要と思われるものや他者の行為による不本意な不確実

性は受け入れたくないという感覚が働くが、原発を含む科学技術もこれに当てはまる。

リスクコミュニケーションにおいて、ゼロリスクへの要求について例に考える。ゼロリスクという概念も科学者側の視点によって生じたものとも考えることもできる。ゼロリスクを求める者の多数はこれ以上無駄なリスクが増えるのは困るという主張であり、科学者は一般住民のゼロリスクを誤謬している可能性がある。ゼロリスクの問題は、住民が簡単な対策によってゼロリスクにできる方法があると考えているところという指摘がある。実現可能な対策は費用がかさむことなどの具体的な説明が進むと、リスクの受容へと態度が変容する。リスク対策の説明は、平時のリスクコミュニケーションの中で丁寧に行わなければならない。問題が生じてからでは後手になり、手抜きを隠す言い訳と解釈されかねない。リスクが、100万人に一人という低い確率だとしても、その一人が自分になってしまうこともある。もしそうなってしまったときには、何で自分なのだとは非常に不公平な感覚、運の悪さを感じてしまい、苦しんでしまうこともある。特に自分の子供に対しては特に少しでも無駄なリスクを減らしたい願うものである。

リスクコミュニケーションは進展度により3段階に分けることができる。第1段階は、リスク情報の開示のみで済ませてしまう状態。住民側の理解に変化は期待できない。第2段階とは、説明、教育、宣伝、説得などを交えたリスクコミュニケーションである。説得に効果的な心理学的テクニックやマーケティング手法の活用も含まれるが、対象住民に見透かされてしまい、信用を失いかねない。自分の考えと同じ意見以外は拒絶する状態になり、絶望感に対する共感を求めるようになる。第3段階では、ナラティブなアプローチを中心に据え、双方向的な意見交換を通じた信頼の醸成がみられるような段階である。ここ

ではリスク認識に関して、合意に至らなくてもよい。

信頼を醸成できるには、誰がどのように行うべきだろうか？その答えのひとつは、当事者自身が主体的にリスクを評価できる技能や知識を身につけ、情報を発信できるようになることである。実際には困難がお多く、パートナーとして、当事者に地理的あるいは社会的に近い存在で、知識を有する専門職が求められる。その専門性がリスクと関わっていると同時に、リスクに曝されている住民との信頼関係を既に構築できている場合や構築できる素因があることが望ましい。地理的あるいは社会的な結びつきの薄い外部者は、これらの者と関係性を構築し、技術、知識、資源などの点から高度で頻繁な支援を行うことが効果的であろう。

3 - 4 . 柏の事例紹介

放射線・放射能による汚染からの脱却に農家と消費者が一緒に取り組んだ興味深い事例が千葉県・柏市で行われている。当地では震災以前から地産地消をめざして地元農家と消費者を結ぶ地域活性化事業が進められていた。しかし福島原発事故以降、柏は高放射線線量に関する報道があり、消費者の客足が遠のき、地元農家は作物の放射能汚染に対する術を見出せずにいた。そのような中、前述の事業を進めていたグループは、農作物中の放射エネルギーを測定する機器を購入し個人測定サービスを開始した団体をはじめ、多様な消費者を交えた円卓会議を開いていた。

その会議は、初めこそ重苦しい雰囲気であったが、震災後に行われたアンケートにより、地元の農作物を買い控えしている層は安心感や信頼感といったものを求めていることがわかった。この結果を好意的に受け止めた地元農家は、自分たちの農地と農作物を積極的に測定して汚染が少ないことを明らかにしていく。しかし、地元農作物の地産地消が復調するまでには多難な道のりであり；安全基準値の自己決定、わかりやすい情報発信、測定方法の修正と専門家のバックアップ、専門的知識の無い消費者が納得する方法と説明を繰り返して、

障害を一つ一つ乗り越えるのに 1 年を要した。多くの関係者が巻き込まれることで、それぞれの専門性にばらつきがあっても、それぞれが役割を担うことができた。たとえば、ある主婦は、専門用語や結果のわかりにくさを代弁することで、わかりやすい情報発信に貢献した。

3 - 5 . まとめ

この事例からは、リスクの測定、測定方法と結果の理解、アンケート調査の肯定的な解釈、多様な関係者の巻き込みの重要性が示されており、リスクコミュニケーションとも解釈できる内容であった。そしてここで触れられている内容は、福島からの自主避難者が抱えている不安感・不信感とも一致している。しかし、参加者の多くは、農地やマイホームなど当該地域から離れられない特性を有している者が少なくなく、自主避難家族とは、地域との結びつきの希薄さという点で異なっている。そしてこの希薄さは、リスク認識に影響を与える自己効力感などにも負の影響を与えるだろう。しかし、同じリスクを共有する者として、避難地域から手を指し伸ばされれば、自主避難家族にも果たすべき役割がそこに見出されることを期待したい。

参考文献

- 国立がんセンターがん予防・検診研究センター：がん検診読本．東京法規出版，東京，2006
- ジョン・ロス：リスクセンス一身の回りの危険にどう対処するか．大日本印刷，東京，2001
- 中西準子：原発事故と放射線のリスク学．日本評論社，東京，2014
- 五十嵐泰正、「安全・安心の柏産柏消」円卓会議：みんなで決めた「安心」のかたち-ポスト 3.11 の「地産池消」を探した柏の一年．亜紀書房，東京，2012

National Cancer Center Korea: Annual report of cancer statistics korea.

<http://ncc.re.kr/english/infor/kccr.jsp> (Accessed on March 2.2015)

WHO Mortality Database (ICD-10).

<http://www.who.int/entity/healthinfo/statistics/morticed10.zip?ua=1> (Accessed on March 2.2015)

がん対策情報センターがん情報・統計部．放射線の発がん影響について，

<http://www.ncc.go.jp/jp/shinsai/pdf/shiryo3.pdf> (Accessed on March 2.2015)

Chapter 8

非自発的な移動現象としての避難行動——中国北京の SARS 感染拡大時における日本人留学生のケースから

浜本篤史

2003 年の春、私は北京にいた。大学院博士課程での調査研究のために中国に渡り、清華大学を拠点とする生活もすでに 1 年半が経過していた。8 月の帰国を控え、残りの数カ月間は主に西南地方において現地調査をおこなう計画であった。私にとっては、そうしたタイミングで遭遇したのが、当初は新型の急性肺炎といわれた、SARS (Severe Acute Respiratory Syndrome, 重症急性呼吸器症候群)⁽¹⁾ の流行であった。SARS は、最終的に世界中で 8000 名強の発症者と約 800 名弱の死者を出すことになる感染症であったが、もっとも感染が広がったのが北京であった。

さて、私の中国滞在最後に予定していた現地調査は、渡中前からの念願であった。幾つかのステップを踏んでようやく実施の準備が整い、充実した滞中生活の集大成と位置

付けたものだった。それゆえ私はこの機会を逃さないよう、できる限り中国に留まりたいという気持ちを持っていた。今にして思えば、現地調査は一時帰国した後、安全が確認されてから実施してもよかったかもしれない。博士論文の完成は先延ばしになったかもしれないが、リスクを過小評価していたのではないか。しかるに私は結局、清華大学にいた 118 名の日本人留学生のうち、最後まで残った若干名のうちの 1 人

国別 SARS 感染者数 (2002.11.1-03.7.3)

	発症者数	死者数
中国	5327	349
香港	1755	299
カナダ	251	43
台湾	346	37
シンガポール	238	33
ベトナム	63	5
フィリピン	14	2
タイ	9	2
マレーシア	5	2
その他	88	2
合計	8096	774

出典：世界保健機関 (2003.12.31 現在)

になった。冷静に状況判断した結果のつもりではあるが、他方で、「なんとかしても残りたい」、あるいは、「残らなければならない」という思いを強化していった側面も否定できない。この態度決定のメカニズムは、今でも自分で十分に説明できない。

SARS 感染の拡大という危機的状況下、とどまるのか帰国するののかの意思決定を迫られたのは私だけではない。むしろ、個人的状況は異なるにせよ、ほとんどの留学生がこのような経験をしたとあってよい。そしてそこには、懸命に状況判断しようとしていた留学生の姿が紛れもなくあった。しかし、早くに帰国した留学生もいれば、私のように最後まで残った者もいる。これらを分ける要因は何なのか。私は当時、この避難行動について状況把握をおこなうための質問紙調査を清華大学と中国人民大学の日本人留学生を対象に二度にわたっておこなった。その結果は、帰国後に実施したインタビュー調査⁽²⁾とあわせて『SARS 感染拡大状況下における北京在住日本人留学生の認識と対処行動に関する調査報告』(2007, 全 93 頁)として整理していたが、それをまとめ直す機会をもたないままであった。今回、本科研プロジェクトの活動に加わるなか、ここでの避難行動およびリスク認識は、非自発的な移動現象の一事例として東日本大震災における避難行動を考える上でもなんらかの示唆が得られるのではないだろうか———このような考えから本稿では、同報告書の一部を書き直すことにした。

ではまず、私自身の認識や行動も含めながら、問題経過⁽³⁾を確認していこう。

2. SARS 問題の経過と避難行動

2-1. 問題潜在期 (2003 年 4 月 5 日まで)

新種の感染症、SARS の罹患者がはじめて出たのは、2002 年 11 月広東省仏山市においてとされる⁽⁴⁾。もっとも、この最初の症例が特定されたのは後のことであり、SARS は当初、正体不明の非定型肺炎として、2002

年末から翌 2003 年にかけて広東省各地で感染が広がった。これも後に明らかになったことだが、SARS は特に、感染力の強い特定の患者、いわゆるスーパー・スプレッダーから集中的被害が生じた。そのスーパー・スプレッダーの一人が、非定型肺炎の治療にあたっていた広州市の医師である。同医師が 2 月 21 日にチェックインした香港のメトロポールホテル 9 階では、外国人を含む宿泊客と訪問客 12 人以上が感染し、ここから SARS はベトナム、シンガポール、カナダなど世界へ広がっていったのである。3 月中旬に発生した、プリンス・オブ・ウェールズ病院での院内感染および医療関係者家族への 2 次感染、3 月下旬には香港九龍島の淘大花園（アモイガーデン）での集団感染は、いずれもスーパー・スプレッダーを介在して局所的に感染が拡大したケースである。

北京への感染源の一人は、3 月中旬に SARS 患者の親戚をプリンス・オブ・ウェールズ病院に見舞った中国人男性とされる⁽⁵⁾。しかし、この段階では北京への感染ルートも実態も明らかになってはいなかった。よって、北京の人々のあいだでは（中国人、日本人にかかわらず）、このニュースについては知っていても、少なくとも 3 月中は、一般にそれほど注目度が高くなかった。どこか遠い世界で起きている出来事に過ぎなかったのである。

私自身は、広東省で何かの病気が流行していることをはじめて伝聞したのは、2003 年 2 月頃だった。研究活動のために 3 ヶ月ほど重慶に滞在していたときで、小さな新聞記事と周りの雑談のなかで接したと記憶している。しかし、大して気にはとめていなかった。2 月下旬に北京に戻った直後には、清華大学と北京大学の大学食堂で爆発事件が発生した。この事件では爆発に利用された缶が日本製であったことから、私を含む日本人留学生の多くが公安当局による任意の事情聴取を受けた。この一件はもちろん SARS とは無関係であるが、日頃の安全について意識を高める出来事であった。さらに 3 月上旬、広東省を旅行していた友人から、南方地方で風邪か何か（これが後の SARS である）が大流行しており、大変な事態になっていることを聞いた。こうした流れのなかで嫌な予感がした私は、このニュースに特に注意するようになっていた。

2-2. 問題認知期（4月6日から4月19日まで）

北京在住日本人にとって SARS 問題とは、4月6日に北京出張中の ILO 技能開発局長（フィンランド人）が亡くなったニュースが最初とっていいだろう。北京で SARS による死者が公表されたのは4例目であったが、中国全土で亡くなった外国人は初のケースだった。さらに4月9日、中関村の日系企業で中国人従業員の感染が判明した一件は、北京日本人コミュニティにとって身近で起きた出来事であり、10日に在中国日本商工会議所主催により開かれた SARS 説明会では、約350人の参加者が集まるほどであった。こうした状況のなか、4月12日に外務省は、北京市へ「渡航・滞在する場合には、安全対策に十分注意を払うよう」危険情報（レベル1）⁽⁶⁾を発出した。北京の街頭では、4月上旬にはまだマスクを着用する人は少なく、それほど緊張感もなかったが、中旬になると街頭にはマスク姿が珍しくなくなっていった。この間、4月16日には WHO の専門家チームによりコロナウイルスが病原体であることが断定され、SARS の感染ルートは空気感染が懸念されつつも飛沫感染が有力視されるなど感染源に関する解明も進んだ。

各大学では、対外経済貿易大学など一部の大学で入校制限がはじまったほか、北京大学ではキャンパス内で感染の疑いが生じるなど SARS はより身近に感じられる危険となっていた。しかしこの段階では、SARS が日常生活における最大の関心事項になってはいたものの、忍び寄る危機に不安を感じることもあれば、興味本位の笑い話として扱われることもあるなど、SARS への危機認識には濃淡があった。そして全体的には、日本人留学生の多くは帰国を決断するような具体的対応をとるには至っていなかった。

私自身は、衛生条件のよいところで生活しているはずの外国人も被害に遭ったというニュースに釘付けになった。そして、すでに危険が差し迫りつつあるのではないか、これは認識を改めなければならないか、と緊張が走った。しかし、これはおぼろげな不安であった。確証がないた

め、いや、確証がないことを理由として、問題を直視することから目を背けようとしていたのかもしれない。

2 - 3 . 問題顕在期 (4月20日から27日まで)

事態が一変したのは、4月20日日曜日の夕刻、中国政府衛生部が北京での感染者数を5日ぶりに発表したときである。感染者数339人(うち死者数18人、治癒者数33人)、疑い例402人は、既発表数の8倍を超える数字であった。

忘れもしない。この日、私はアルバイト先の新聞社にいた。重大発表がおこなわれることを把握していた記者とともに、このテレビニュースをリアルタイムで観たのだった。テレビを観た瞬間、これをどう受け止めてよいのか、すぐに呑み込めなかったが、中国政府が感染者数をこれまで過小に公表してきたことは明白であり、「今回の修正数も本当の数字ではなく、実際はさらに感染者がいるのではないか」といった疑念を払拭することはできなかった。「今日は早く帰ったほうがいい」という記者の声に促され、私は新聞社を出た。人気のない街頭はいつもと変わらないのだが、静寂に包まれた北京の街がやけに不気味に感じられた。そしてタクシーを拾い、清華大学への帰路、「今こうしているあいだも危ないのかもしれない」、「ここに来るのも今日が最後になるのだろうか」、「これからの状況判断は覚悟がいるだろう」といったことが、グルグルと頭のなかを駆け巡った。

翌朝になると、北京社会のさまざま混乱と対応がはじまっていた。街頭を歩く人々は一斉にマスク姿となるほど緊張の度合いが急変した。スーパーでは買い占めに走る客で混乱とのニュースも流れた。各大学では、SARS感染者の出た北方交通大学で21日にいち早く休校措置がとられ、24日からは学生宿舎が隔離封鎖された。清華大学でも21日、大学の出入りが身分証によってチェックされるようになり、部外者の構内立ち入りが禁止されるようになった。さらに22日には外務省より、北京市について「渡航の是非を検討するよう促し、不要不急の渡航を延期するよう

お勧めする」との危険情報（レベル2）⁽⁷⁾が出されるに至った。

こうした情勢のなか、北京における大学の対応処置は国家の指示により統一的になされていたのではなかった。大学ごとあるいは専攻学科ごとによっても異なり、休校措置をとる学科もあれば対応を決めかねている機関もあった。ただ、語学取得を目的とする留学生が在籍する漢語班（中国語語学コース）は、暫定的休校措置がとられたところが多かった。また、5月に予定されていた HSK（漢語水平考試）は、21日時点で延期が決まった。このような状況下、23日に韓国政府による帰国勧告が発出されたこともあり、各大学留学生のうち韓国人のほとんどが素早く帰国し、遅れて、日本人留学生の多くも帰国準備をはじめていった。

私はこの段階で、とにかく状況把握につとめていた。感染ルートや感染リスク、感染した場合の症状、各大学の対応や日本政府の動向、そして中国政府や WHO による情報の信憑性について、できるだけ客観的に判断しようとした。中国研究者の卵として、SARS を通して中国を理解したい、誕生したばかりの胡錦濤政権がどう反応するのか現地にいながら体験したい、といった使命感や怖いモノ見たさ、あるいは野次馬根性といったほうがよいかもしれないが、そうした気持ちもたしかにあった。しかし、生命のリスクを冒してまで執着する必要はないと自覚的ではあった。そして、帰国という選択肢を意識しながら、いざというきのための荷物の整理はおこなったが、得られる情報からは必ずしもその緊急性があるとは考えなかった。

2-4. 問題動態期（4月28日-5月上旬）

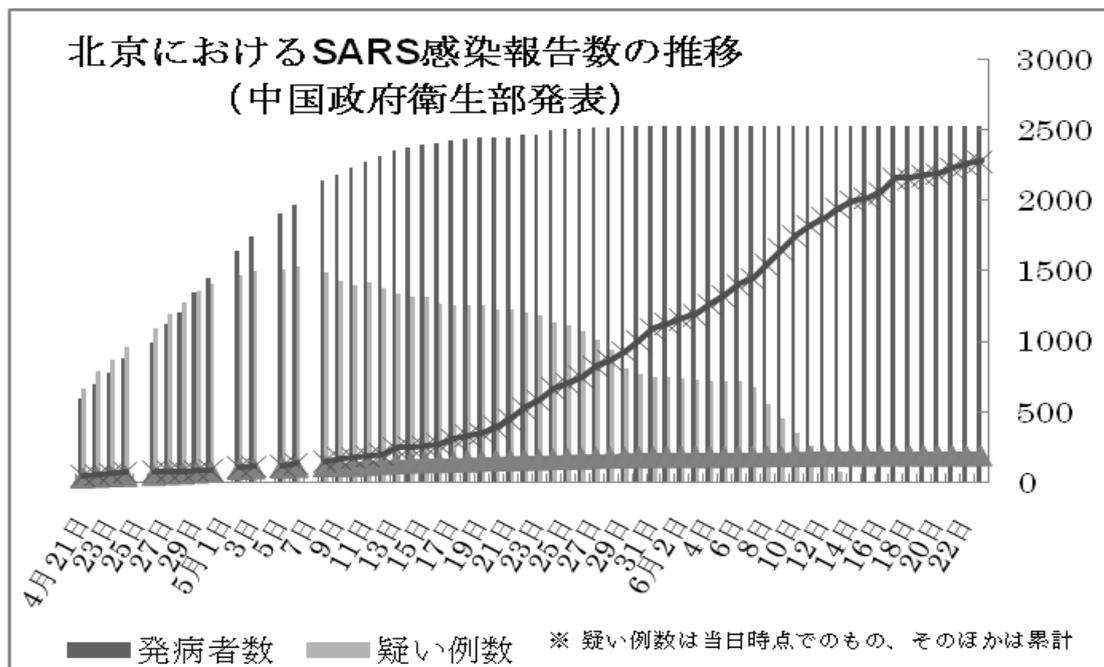
しかし、20日の感染者修正発表から1週間が経ち、公表されている感染者数だけをみても SARS の猛威は収まる気配をみせなかった。そして人々の不安は、公表値以上に感染が拡大しているのではないかという懸念を伴ったものであった。

こうした状況のなか、各大学は SARS 感染防止をさらに強化する措置をとった。中国人民大学では27日午後から、清華大学でも4月26日夕

刻の予告後、4月28日月曜日から大学封鎖がはじまった。学内居住者の外出を禁止すると同時に、外部者の入構を厳密に制限することで学内の安全確保をはかったのである。さらに、学内においても、居住する学生宿舍ごとに（〇号楼に住む学生は、第14食堂のみ利用可能といった具合に）利用できる食堂を限定する措置がとられ、学生宿舍間の移動も制限された。この措置は、万一、学内関係者から感染疑い者が生じたときに、当該学生が居住する宿舍や利用している食堂をただちに封鎖し、接触のあった関係者を特定して、感染拡大を防ぐ狙いがあった。

各大学における留学生への対応は帰国を勧めるといったようなことはなく、基本的に各自の判断に委ねられていた。一方、帰国を希望する学生に対してはその便宜的措置がとられていた。各留学生においてこの段階では、SARS感染がどの程度広がるのか、これからどういう状況が起こるのか、予測が付きにくい状態であったが、このようなタイミングで北京の日本大使館から出されたのが、「帰国が適当」との帰国の勧めである。これは、北京在住日本人の全体向けではなく、留学生に特化して出された勧告であった。

外務省は4月29日、従来出していた危険情報とは別に、北京在留邦人



向けに、「在留邦人で一時的に北京市を離れることが可能な方は、帰国の可能性を含め検討されることをおすすめします」との勧告を発出した。1989年の天安門事件以来のことである。こうした状況に前後して、帰国を決めるやいなや即座に帰国する留学生、あるいはリターンビザの手続きをとってからの者なども含め、5月上旬までに北京在住日本人留学生の多くが相次いで帰国していった。日本への帰国者は、万一の感染拡大を防止するために、SARS潜伏期間の10日間、自宅待機するように厚生労働省および各機関より要請された。

日本人留学生の帰国ラッシュが一段落した5月7日夕刻、清華大学では留学生の利用食堂として指定されていた食堂の厨房スタッフに感染の疑いが生じ、翌8日から食堂が入っていた建物全体が閉鎖された。

また、北京に残った清華大学の学生のうち、一部学生は大学敷地外の宿舎に居住していたが、キャンパス封鎖のために授業に出席できなくなっていた。そのため入構希望者若干名が7日より一定期間の隔離措置を受け、留学生宿舎に移っていった。このように、残った留学生は封鎖されたキャンパスのなかで、日常生活上の制約とともに生活していた。

このように刻々と状況が変わるなか、私も当然にキャンパス内に閉じ込められ、行動の自由が奪われた。そして状況判断をしつつ、身の危険を少しでも感じたときには、直ちに空港へ直行する決意は固めた。同時に、この状況が数日程度で解除されるとは思えず、長期戦になることを悟らざるを得なかった。いつ平常時の中国に戻るのか見通しは立たないなか、自分は冷静な判断をしているのか、留まることを正当化しようとしているだけなのか、自問自答することもあった。

2-5. 問題安定期（5月中旬-下旬）

5月も中旬になると、新たな感染者数がさほど伸びず、事態は安定してきた。私は、得られる情報を全面的に信用することはできないと、心のどこかで疑いつつも、大学封鎖措置がとられて以降、少なくとも大学キャンパス内では緊張感が緩和されたというのが肌では感じていた。こ

の頃になると新たに帰国する留学生はほとんどおらず、残留組も比較的落ち着いた取り戻しつつあった。しかし5月中は概ね、封鎖体制が維持されたまま時間が流れていった。

このように北京の感染状況が落ち着いたかにみえた頃、日本ではSARS感染の不安と動揺が広がった。5月17日、18日から3日にかけて関西方面を旅行していた台湾人医師がSARSに感染していたというのであった。報道に接する限りは、日本国内がある種のパニックに陥っているようにもみえた。また、他地域より感染伝播が遅かった台湾では、5月下旬をピークに感染が拡大していた。

北京はこのまま沈静化に向かうのか、それとも突発的に感染が増えることがあるのか私には判断できなかった。キャンパス内は落ち着いているが、キャンパス外の状況は知り得なかった。こうしたなか、感染リスクのある人ごみや飛行機を経て、日本に帰国することのほうが危険であるようにも思われた。封鎖解除の気配を感じることはなかったが、帰国リミットが8月に迫るなか、このまま中国にいれば現地調査ができる環境に戻ったときにすぐに行動に移すことができる。これが、私が残ろうとしたほとんど唯一の積極的な理由であった。

2-6. 問題収束期（6月-7月）

6月に入ると、各大学の封鎖措置も漸次緩和されていった。清華大学では6月1日、学外に帰省帰宅していた学生の入校が許可されるようになり、留学生の隔離期間も短くなった。学内スーパーや食堂の営業時間も通常通りに戻っていった。

前後して6月10日、外務省は北京在留邦人に発した「帰国を促す勧告」（4月29日）を削除した。6月24日には、WHOが北京への渡航延期勧告を解除、外務省も北京の危険情報（レベル1）を解除した。そして同日、各大学のなかで最も厳重な封鎖体制にあった清華大学（6月24日）と中国人民大学も2ヶ月におよぶ大学封鎖をついに解いたのであった。こうして、北京の緊張状態が緩和されるにつれ、一時帰国していた日本

人留学生も戻ってくるようになった。

以上が、私自身を含めた主に日本人留学生を取り巻く SARS 問題の経過であるが、では、質問紙調査の結果をみていくことにしよう。

3. SARS 質問紙調査の概要と結果

3-1. SARS 質問紙調査の概要

2002年10月における北京の長期滞在者は7120人（外務省領事部移住部政策課）である。この外務省統計は、在留届を大使館に提出している滞在者にに基づいているため必ずしも実像を反映していないが、SARS 感染拡大当時、北京には少なくとも1万人を超える日本人が生活していたと考えられる。そのうち、留学生は以下のデータからも2000人～3000人前後であろうと推測されている。

北京の各大学における日本人および韓国人留学生数
(2003年3月現在, 短期留学生は含まない)

	日本人 留学生数	韓国人 留学生数	留学生 総数
北京語言文化大学(海淀区)	500	560	2100
北京大学(海淀区)	320	340	920
北京外国語大学(海淀区)	300	310	720
北京師範大学(海淀区)	199	394	848
清華大学(海淀区)	104	260	646
中国人民大学(海淀区)	84	460	718
對外經濟貿易大学(朝陽区)	80	85	310
北京第二外国語大学(朝陽区)	78	294	465
北京理工大学(海淀区)	70	108	230
北京广播学院(朝陽区)	70	45	120
中央戲劇学院(東城区)	57	17	104
首都經濟貿易大学(朝陽区)	56	58	210
そのほか	347	1093	2423
合計	2265	4024	9814

出典：株式会社 日本アジア文化センターHP

<http://www.jacc.co.jp/asia/long/long_china3_index.htm>

北京では、駐在員らがオフィスビルの建ち並ぶ朝陽区東三環路沿いを主な生活居住圏にしているのに対して、留学生の生活圏は大学機関が集積する海淀区における場合が多い。本調査の対象とした清華大学と中国人民大学もまさに海淀区に位置する大規模大学である。清華大学は理工系の名門としてよく知られ、中国人民大学は社会科学分野で評価の高い大学である両大学は、日本人留学生のサイズも上表の通り同規模であり、SARS 拡大状況下においては、大学封鎖が最も徹底されていた点でも共通した特徴をもつ。

両大学を調査対象とした理由は、危機的状況下において調査実施が可能かどうかによる恣意的なものである。清華大学は調査者（筆者）自身が当時在籍しており、調査票の配布および回収が可能であると予測できた。また、他に一定程度の日本人留学生数があり、調査協力を依頼できそうな在籍者がいるかどうかの点から、中国人民大学を選定した。同じく日本人留学生の多い北京大学も調査対象として検討したが、同大学では調査計画時点ですでに学内に感染者が発生している状況にあり、留学生の動揺が大きように感じられた。また、帰国準備に入っている学生が多いと予想され、調査実施が困難であると判断した。

他の大学についても上記の観点から調査実施可能性が低く、最終的には清華大学および中国人民大学の二大学に絞ることにした。したがって

第 1 回調査（2003 年 4 月 23 日 - 25 日実施）

	男性	女性	計
清華大学	32	21	53
中国人民大学	10	13	23
計	42	34	76

第 2 回調査（2003 年 5 月 4 日 - 5 日実施）

	男性	女性	計
清華大学	13	8	21
中国人民大学	5	3	8
計	18	11	29

清華大学における日本人留学生の帰国者推移
(清華大学日本人会調べ⁽⁸⁾)

	4/24	4/30	5/8	5/16
帰国者	35	41	73	93
帰国予定者		45	22	2
確認された日本人留学生総数	---	117	117	118
帰国者の割合 (%)	---	35.0	62.4	78.8

以下に記述する本調査の結果は必ずしも、北京に留学する日本人留学生全体を説明するものではないとことをあらかじめ確認しておきたい。特に、清華大学において 2003 年 4 月入学生のほとんどは、学外住宅施設（キャンパスに隣接してはいるが）で生活していたために、本調査対象には含まれていないことにも留意されたい。

こうして、清華大学および中国人民大学の日本人留学生を対象に、2 回にわたって簡易質問紙調査を留置法により実施した。4 月 22 日に 3-4 名を対象としたプリテストを行った後、第 1 回調査は 4 月 23 日夜から 4 月 25 日午後のあいだに配布回収し、第 2 回調査は、第 1 回調査と同一の対象者に対して、5 月 4 日午前から 5 日午後にかけて行われた。

第 1 回と第 2 回の調査時点では、留学生をめぐる外的環境が大きく異なる。それは端的にいえば、第 1 回調査時は事態が急変していた時期であったのに対して、第 2 回調査時は予断を許さない状況には続いていたものの、問題が一段落する過程にあったことである。第 1 回調査時点では、両大学において学外者の入構チェックは行っていたものの学内封鎖は実施されていなかった。

しかし、第 2 回調査時点では、両大学は学内封鎖が完全実施されており、学内の留学生宿舎に居住する留学生は原則として帰国手続きおよび帰国以外は学外に出ることができなくなっていたのである（同時に学外居住者は学内に入ることができなくなったため、授業を受けるために一週間の隔離措置を受ける留学生もいた）。

こうした状況下、調査票の配布・回収にあたっては、筆者のほか日本人留学生数名の協力を得て、知りうる限りの日本人留学生の各部屋を訪問した。調査の趣旨を説明するとともに調査票を配布し、ほかの部屋を回りながら数十分から数時間後、あるいは翌日に再度回収にまわった（学外居住者の一部には、インターネットによる配布・回収を行った）。こうして第 1 回調査は 76 人、第 2 回調査は 29 人からの調査票が回収された。調査票を渡して回収できなかったケースは若干数であるから、厳密に算出したわけではないが、回収率は 90% 以上であると考えてよい。第 2 回調査のサンプルが少ないのは、第 1 回調査から第 2 回調

査実施までの約 10 日のあいだに、帰国した留学生が多かったことによる。なお、夏休みや春休みに数週間から数ヶ月のあいだ中国語を学習するケースは短期留学と呼ばれることもあるが、SARS 感染拡大時はこれらの短期留学生はおらず、本調査対象にも含まれていない。

3-2 SARS 調査結果の概要

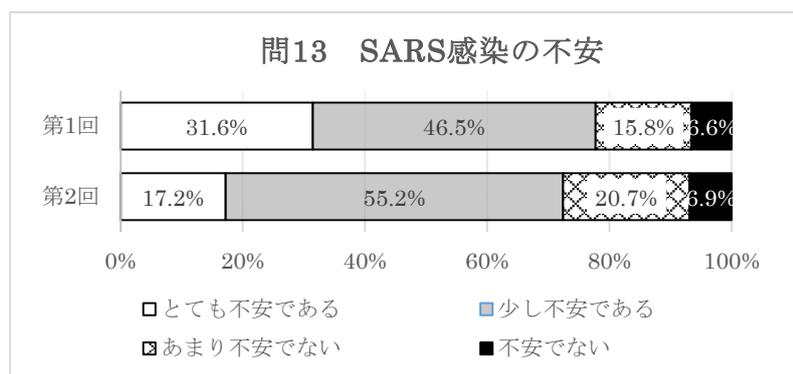
1) 調査対象者の属性

清華大学 53 名、中国人民大学 23 名をあわせた第 1 回調査対象者 76 名の属性として、私費留学 (72.0%) による漢語進修生 (49.3%) がそれぞれ最多である。性別は、男性 (55.3%)、女性 (44.7%) である。年齢層は最多が 22 歳以下 (51.3%) であり、平均年齢は 24.3 歳であった。

また、居住環境は、留学生 2 人部屋 (56.2%) が最も多い。なお滞在歴は分散しており、1 ヶ月以上 3 カ月未満 (23.7%)、6 カ月以上 1 年未満 (25.0%)、1 年以上 2 年未満 (22.4%)、2 年以上 (21.1%) という結果であった。

2) SARS についての認識

SARS が不安かどうかの質問 (問 13) について、「とても不安である」と「少し不安である」との回答者をあわせると、第 1 回 79.7% (59 人) と



第 2 回 72.4% (21 人) はその割合において大差ない。しかし、このうち、「とても不安である」だけをみていくと、第 1 回 32.4% (24 人)、第 2 回は 17.2% (5 人) と割合が減少している。一方で、「あまり不安でない」との回答割合は、第 1 回 16.2% (12 人) より第 2 回 20.7% (6 人) のほうが増加している。

問 14 SARS 感染に関する不安（複数回答，％）

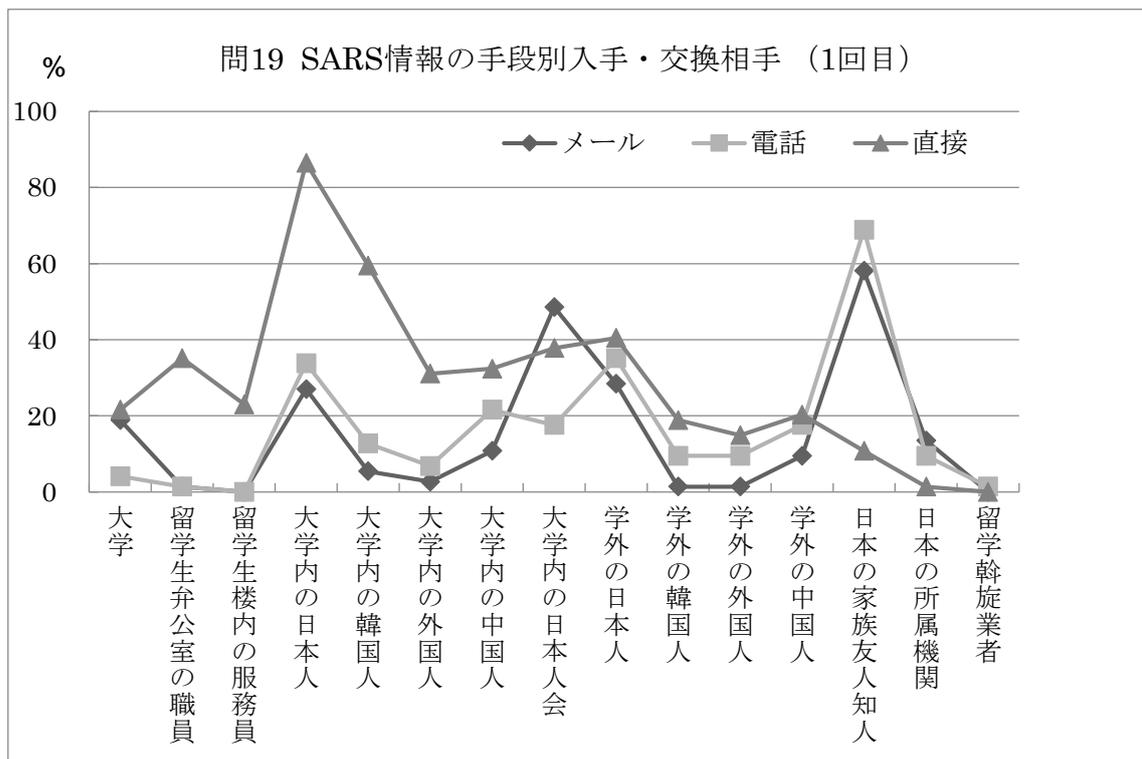
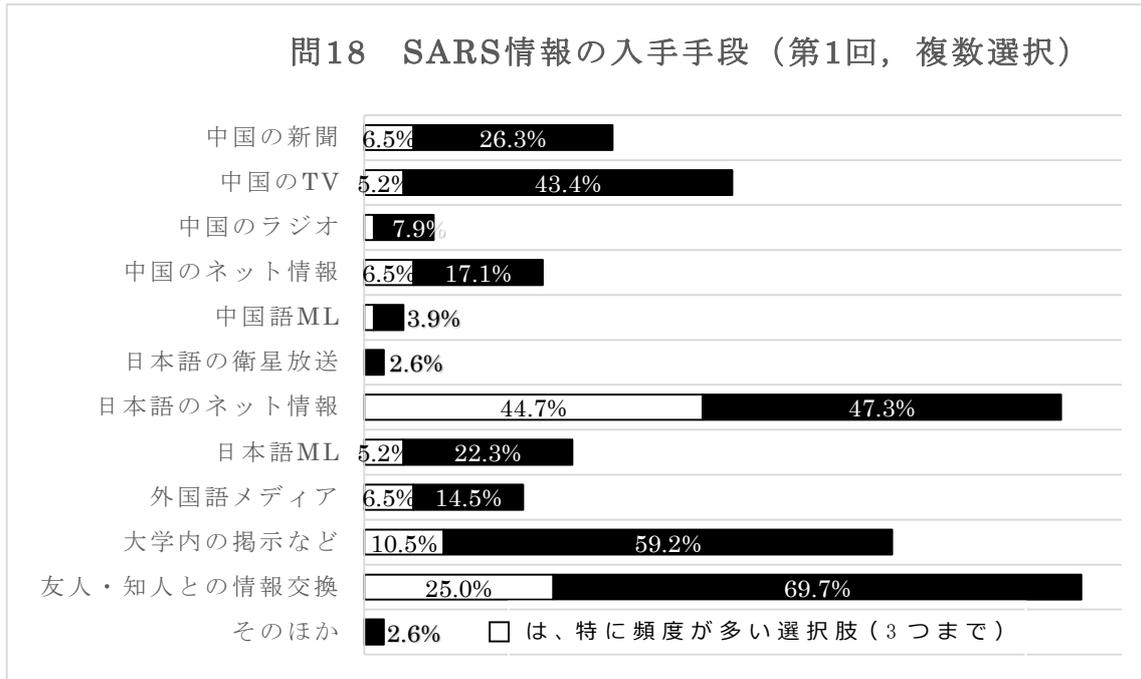
	第 1 回	第 2 回
1)すでに自分が感染しており、間もなく発症する可能性。	7.0	14.8
2)今は大丈夫だが、今後、自分が感染する可能性。	67.6	66.7
3)自分が感染すると思わないが、今後、日常生活にさまざまな制約が生じる可能性。	43.7	37.0
4)自分が感染すると思わないが、留学目的の達成へ支障が生じる可能性。	38.0	33.3
5)自分が感染すると思わないが、今後、帰国できなくなる可能性。	22.5	22.2
6)感染した際の、死の可能性。	26.8	7.4
7)感染した際の、中国で適切な治療が受けられない可能性。	49.3	59.3
8)感染した際の、治療・入院などの費用。	28.2	37.0
9)感染した際の、留学目的の達成へ支障が生じる可能性。	31.0	44.4
10)感染した際の、帰国できなくなる可能性。	28.2	40.7
11)感染した際の、偏見や差別を受ける可能性。	14.1	22.2
12)感染した際、自分が新たな感染源となって他人に迷惑をかける可能性。	56.3	70.4
13)感染した際、日本の家族・友人等へ心配をかけること。	53.5	59.3
14)自分でもよくわからないが、とにかく不安。	15.5	3.7
15)そのほか	0	7.4

不安の内容について（問 14）、自己の感染に関係するの（選択肢 1、2、6-13）、あるいは感染とは無関係のもの（選択肢 3-5）を区別するために、例えば「留学目的達成の支障」であっても、「感染による留学目的達成の支障」と「感染はしないが留学目的達成の支障」の二種類の選択肢を用意した。その結果は上表の通りである。

第 1 回調査で不安の内容として最も多く挙げられたのが、「今は大丈夫だが、今後、自分が感染する可能性」67.6%（48 人）であった。以下、「感染により他人への感染拡大」56.3%（40 人）、「感染により日本の家族・友人等へかける心配」53.5 n %（38 人）と続くなど、全体的傾向としては SARS に感染しないと断言できるほど楽観していないことがうかがえる。ただし、SARS に感染したとしても、生命の危機に晒されるほどの危険とは感じておらず、日本にいる家族や友人にかかる心配、そして自分と接触のあった友人らが隔離措置を受けることによって迷惑をかけるということを危惧している割合が高いことが示唆される。この傾向は、第 1 回より第 2 回でより強くなっている。

3) SARS についての情報入手手段

問 18 は、SARS 情報の入手手段についてやや細かく項目設定した、複数選択式の設問である。SARS 情報の入手手段として「友人・知人等との



情報交換」を選択した回答者は全体の 94.7% (72 人) にのぼり、そのうち、特に頻度が高いと記した回答者分が 25.0% (19 人) 含まれる。同様に、「日本語のインターネットサイト情報」も 92.0% (70 人) と高い選択率を示しているが、この 2 つが突出している。とりわけ、この「日本語のインターネット情報」は、うち特に頻度が高いとの回答者分が 44.7% (34 人) にも達しており、日本人留学生の最大の情報源になっているといえるだろう。

問 19 は、「メディア情報以外には誰からどのような手段で SARS 情報を得たり、交換しているのか」との設問であり、友人・知人等との情報交換について細かく把握するために設定した。手段別にみていくと、「直接会って」は「電話 (携帯含)」、「メール」と比して平均選択数が最も多いが、なかでも、「大学内の日本人」86.5% (64[40]人) が一番多く、「大学内の韓国人」59.5% (44[9]人) も多い。「メール」および「電話 (携帯含)」では、いずれも「日本にいる家族・友人・知人」がトップである。これらは数年前の留学状況と比べて、日本および中国におけるインターネット利用の普及、安価な国際電話料金によるところが大きいといえよう。また、メールで「大学内の日本人会」が多いのは、特に清華大学の日本人会役員によって毎日のようにメール配信がなされていた影響が多いと思われる。一方、留学先大学機関からは一部の留学生がメール受信していたが、留学生を管轄する留学生弁公室には清華大学・中国人民大学ともメール連絡の体制は構築されておらず、もっぱら掲示板での通知が主な連絡手段となっていた。

次いで、多種多様な SARS 情報のなかから、日本人留学生はどのような種類の情報を知っているのか (人づてに聞いたものも含む) について聞いたのが問 22 である。この設問は、第 1 回と第 2 回で異なる項目を設けた。これによれば、時系列的に調査時点と近い項目についてより認知度が高いわけではなく、情報の種類によって認知度は異なるという結果になった。病原体が特定されるような香港のニュースは、問 23 では知りたい情報の種類のトップにあがっているのにかかわらず、北京における感染状況についてのニュース (4 月 6 日および 4 月 9 日) と比較した

場合に、認知度が低かった。また北京大学図書館での感染状況は、マスメディアに取り上げられなかったニュースであるが、地理的に近い場所での出来事であっても認知度が低かった。

問 22 SARS について知っているニュース (%)

第 1 回

① 北京出張中の ILO (国際労働機関) 局長が死亡 (4/6)	56.6
② 北京・中関村の日系企業で中国人従業員の感染が判明 (4/9)	67.1
③ 香港政府、民間団地の SARS 集団感染は、浴室配水管の水蒸気が原因の可能性が高いと発表 (4/17)	50.0
④ 北京大学図書館の図書館員に感染の疑いが生じ、図書館利用が停止される (4/18)	34.2
⑤ 中国政府衛生部、従来を発表を大幅に上回り、北京での感染者数 339 人、死者数 18 人と発表 (4/20)	96.1

第 2 回

⑥ 在中国日本大使館、北京の日本人留学生に対して「帰国が適当」と帰国の勧めを出す (4/28)	96.6
⑦ 外務省、北京在住日本人に対して、帰国の検討を促す勧告を出す (4/29)	82.8
⑧ 北京の SARS 患者、広東省を初めて上回り 1440 人になる (4/30)	86.2
⑨ 北京市昌平区小湯山に建設された大型隔離施設に、SARS 患者の移送はじまる (5/1)	75.9
⑩ 厚生労働省、中国全土からの帰国者に対して、帰国後 10 日間他人との接触を控え、外出時にマスク着用する要請をはじめ (5/1)	82.8

ところが、第 2 回調査時にはこのようなバラツキは少なかった。この 5 つのニュースのなかでは、⑨といった留学生とは直接関係のない SARS 情報については認知度がやや低かったが、しかし第 1 調査時の各ニュースの認知度と比べると決して低い数値ではない。この理由として、帰国者層と残留者層とのあいだにそもそも情報収集の範囲に差異があったことが考えられる。一方で、第 1 回調査時には危険認知が高まる過程であったのに対し、第 2 回調査時には危険状況が継続していたという状況要因が影響しているのかもしれない。

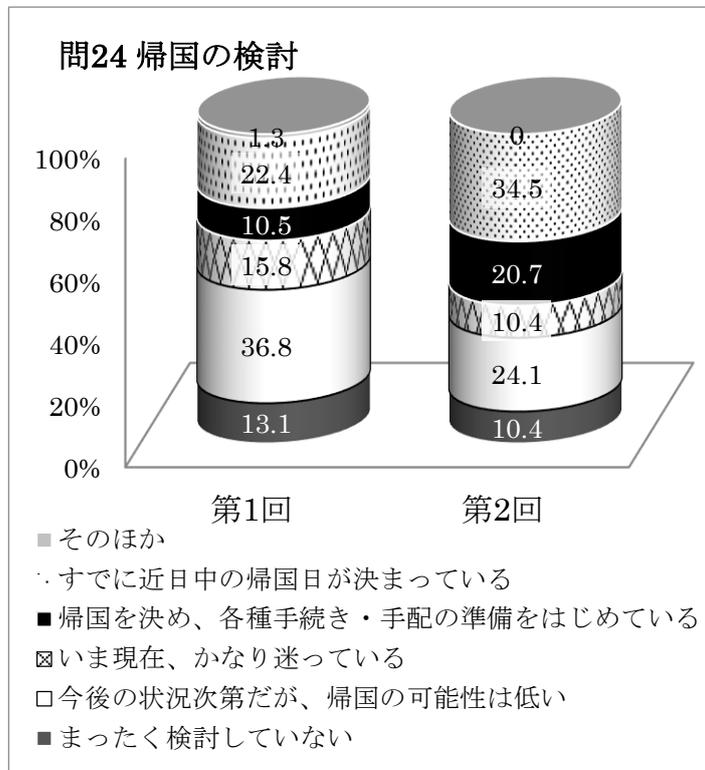
4) 今後の対応と対策

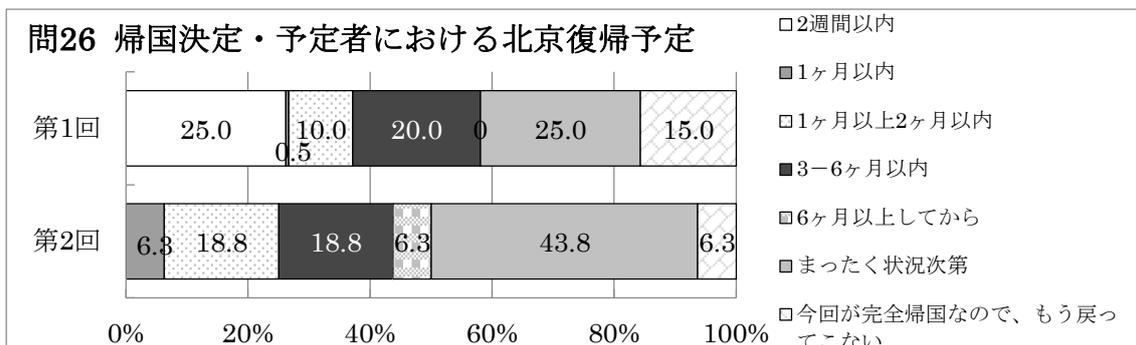
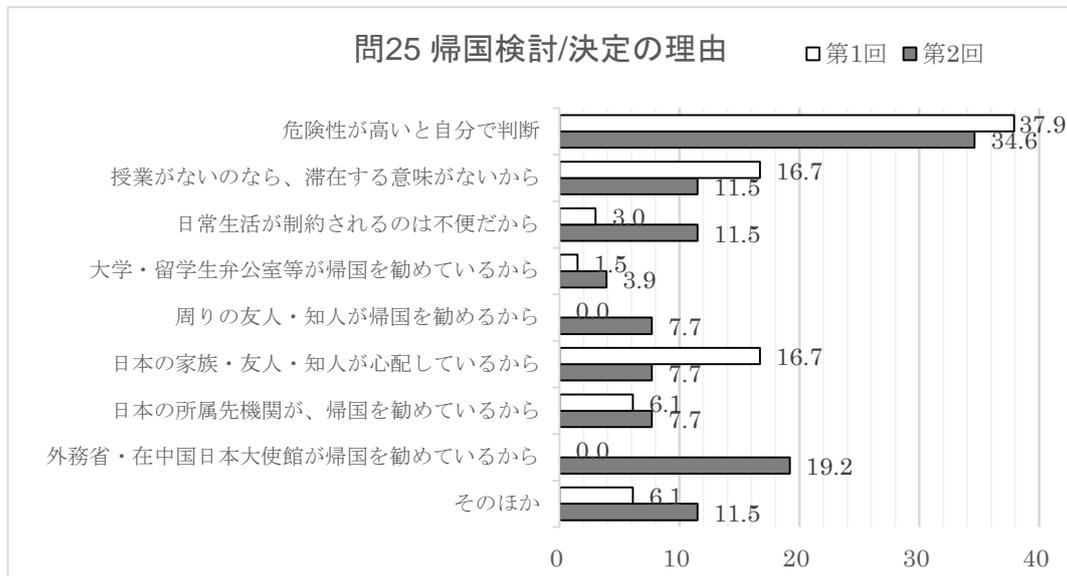
「いま現在、SARS が原因による帰国を検討されていますか」という設問 (問 24) について、第 1 回調査時点では帰国決定 32.9% (25 人, 選択肢 4・5)、検討中 15.8% (12 人, 選択肢 3)、残留 50.0% (38 人, 選択肢 1・2) と、態度決定はさまざまであった。これらを分ける要因の検討と

して、問 25 では、帰国について「まったく検討していない」とする回答者を除いた 66 人に聞いた。その結果、66 人のうち「危険性が高いと自分で判断」と答えたのが 37.9% (25 人)、以下同様に「授業がないのなら、滞在する意味がないから」16.7% (11 人)、「日本の家族・友人・知人が心配しているから」16.7% (11 人) との理由が多かった。

第 2 回調査時点では、帰国決定 75.9% (22 人, 選択肢 4・5)、検討中 10.4% (3 人, 選択肢 3)、残留 34.9% (10 人, 選択肢 1・2) であった。その判断基準として「危険性が高いと自分で判断」がトップであるのは第 1 回調査時点とかわらないが、2 番目にくるのは新たに選択肢が設けられた「外務省・在中国日本大使館が帰国を勧めているから」19.2% (5 人) であった。また、第 1 回では比較的回答率の高かった「授業がないのなら、滞在する意味がないから」、「日本の家族・友人・知人が心配しているから」は、第 2 回では上位にあがらなかった。

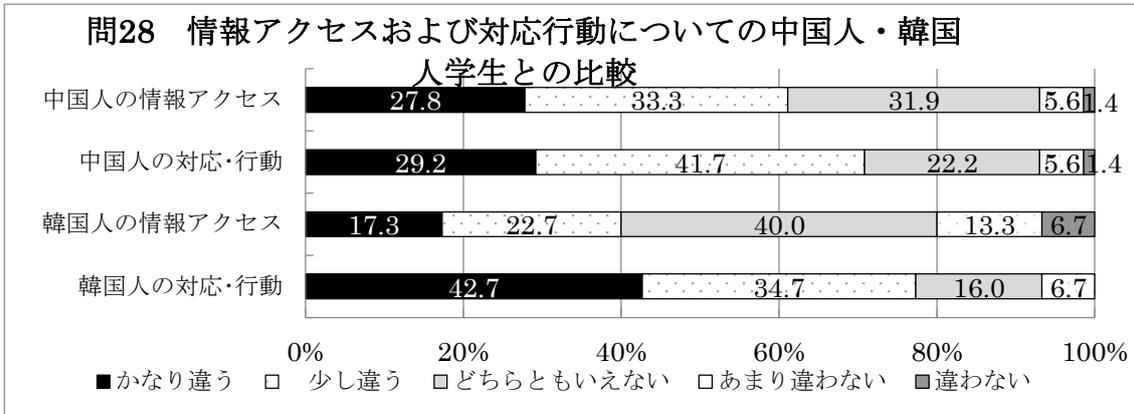
帰国決定者がどのくらいの期間で北京に戻る予定なのかについての問 26 では、第 1 回調査時の該当者 25 名のうち、「2 週間以内」および「まったく状況次第」の各 5 人 (25.0%) がトップで、状況次第であるがなるべく早く戻ってきたいと考えている留学生が多いことが示唆される。一方で「3-6 ヶ月以内」4 人 (20.0%) と、長期的に考えている留学生もいる。第 2 回調査時では、該当者 16 名のうち「まったく状況次第」7 人 (43.8%) がトップで、「1 ヶ月以上 2 ヶ月以内」3 人、「3-6 ヶ月以





内」3人（18.8%）が続くが、「2週間以内」と答えた留学生はいなかった。第2回調査時には外務省の退避勧告が出されている情勢下、2週間以内に戻ってくるのは現実的でないと考えられたとのだろう。

問28では、日本人留学生自身が、SARSに関連する情報アクセス状況および対応行動についてどのように考えているのかを、中国人学生や韓国人留学生との比較で間隔尺度により質問した。集計結果によれば、情報アクセス状況については、中国人学生との比較で平均スコア2.19、韓国人留学生との比較で平均スコア2.69と、中国人学生との差異が大きいと認識されていた。



次に、対応行動については、中国人学生との比較で平均 2.08、韓国人留学生との比較で平均 1.87 という結果であった。すなわち、日本人留学生は、情報アクセス状況では近いと考える韓国人留学生のほうが、対応行動においては中国人学生よりも違いが大きいと認識していることがはっきりした。

4. 帰国判断における規定要因

4-1. SARS のリスク特性と留学生の基本的性格

さて以下では、帰国判断における規定要因について検討するが、その前に、リスク問題としての SARS は一体いかなる特性をもっていたのか、まず確認しておこう。

すでに述べた通り、留学生のみならず北京の人々が SARS の深刻さに直面したのは、4月20日の中国政府衛生部の発表による。留学生は4月20日前後の一定期間、SARS を話題とした冗談をいいあっていることが多かった。しかし、冗談が多かったといっても、緊張感に欠ける悪ふざけばかりだったわけではない。冗談や笑いの延長線上にウワサ話が混じり、また同時に、忍び寄る不安を感じてもいたのである。自由回答欄にみられた「段々、SARS をネタにした笑いが困難になってきました」という記述は、まさにゆっくりやって来た SARS の特性を示したものである

ともいえる。

このように緩やかにやって来た SARS だったが、20 日の報道は衝撃的だった。そしてそれ以降、感染状況についての予測は可変的であり、刻々と現状認識と対処行動の判断に差し迫られることになった。しかしそれでもなお、それでも地震や津波などのようなケースと比べれば、SARS は段階的にやってきたリスクであるといえる。21 日以後の報道状況では、感染症源としてコロナウィルス、感染経路として飛沫感染、症状として発熱に咳であるということのほかに、致死率についても（すべての留学生がこれらを把握していたかどうかはともかく）比較的早い段階で明らかになった。もちろん、北京在住者にとって十分不安な状況ではあったが、それでも、リスクは突発的に訪れたのではなく、一定程度の時間的経過とともに到来したので、判断猶予の時間があった。こうした SARS のリスク特性をまずは確認しておきたい。

次に、留学生の基本的性格を取り上げたい。留学生という存在は、突発的出来事によって、一時帰国を余儀なくされるような状況に遭遇すると、なんとかしてそれを回避しようとする傾向を持っている。なぜなら、各留学生は、留学に至るまでの過程においてそれ相応のコストを払っているために、留学期間の中断という事態は、基本的にコスト損失を意味するからである。総じていえば、「残らなければならない理由」とは、明確な客観的理由のほかに、留学生がしがみついていた何かがあり、それは、「留学に費やしているコスト損失の回避」ということもできるだろう。留学とは、それぞれの人生設計上の重要イベントであることが多く、それにいたるまでには多大なコストをかけている。したがって留学生は、意識的にか無意識的にか、目前のリスクを過小評価する一方で、「残らなければならない理由」を正当化し、最大化する傾向をもっていったといえる。では次に、その「残らなければならない理由」について在籍身分ごとにみてみよう。

4-2. 在籍身分ごとの規定要因

日本人留学生が帰国か否かの判断をする場合、SARSの危険度だけが問題なのではない。むしろ、SARSそのものというより

在籍身分	帰国判断の焦点
漢語進修生	HSK 受験、授業料・寮費返還、問題 終息後の部屋確保、本科入学試験
普通進修生	
本科生・研究生	試験および単位認定
高級進修生	研究計画の遂行

は、中国社会が、大学および留学生弁公室が、SARSに対してどのような対応をとるのか（留学生生活を制約するのか）のほうが重要であった。以下では、それぞれ立場の異なる留学生の在籍身分ごとに、帰国判断の際の規定要因を検討しておこう。そしてその前提として、留学生の一部には、派遣元企業や所属大学の判断により帰国の強制力が働くものの、多くの留学生は基本的に自分自身で帰国か残留かの判断を決める状況にあったことは再度確認しておきたい。

4-3. 在籍身分に還元できない要因——外部者からの説得・諫言受け入れなど

以上、在籍身分に規定する要因をみてきた。では、留学生はみな、以上のような「残らなければならない理由」を正当化、最大化させると同時に、リスクを過小評価していき、最終的には残留していったのだろうか。事實は、そうでなかった。そこで重要な役割を担ったのが、日本にいる家族、所属機関といった第三者である。つまり、これら第三者が留学生自身の帰国判断に影響を与えることで、多くの留学生が帰国していったのである。

ここで重視したいのが、留学生本人と日本にいる家族や所属機関とのあいだでは、必ずしも危機意識が一致していないという点である。むしろ、両者のあいだにはリスク認識の点でギャップが大きかった。日本にいる家族は、マスメディアで報じられる内容によって SARS に対するイメージを基本的に形成する。一方、北京にいる留学生は、現地の生活環

境のなかで SARS を経験しているが、こうした経験はしばしば日本にいる家族とは共有されないのである。このことは外務省が発出する退避勧告等でも同じ傾向がみられた。私が知る限りでは、北京在住留学生のなかには、外務省が発出する退避勧告等は、状況後追的であると考える人が少なくなかった。しかし日本にいる家族にとって、退避勧告の発令は北京の危険度が一段と高まった、あるいは確定的になったことを意味するものであり、家族のリスク認識を媒介して、留学生の避難行動に影響をもったのではないかと考えられる。本調査の設問 25 では一定程度、そうした仮説が成り立ちうることを示しているが、このデータからだけでは十分に裏付けられているとはいえない結果でもあった。

在籍身分に還元されず、また家族や所属機関といった第三者を媒介とする帰国判断以外にも、関係すると思われる要因について言及しておこう。それは、「このあと中国がどうなっていくか見てみたい」⁽⁹⁾ といった興味本位的態度のほか、「どうせだから、残ってしまう」⁽¹⁰⁾ という状況依存的な判断の仕方もある。さらに、留学生の帰国判断基準には、客観的外部条件だけに依拠するのではなく、また論理的判断によって態度決定されていたわけではない。日本人留学生のあいだで集団圧力的心理が存在したことが、筆者の観察でみられた傾向である。こうした傾向は韓国人留学生のあいだでよくみられたが、日本人留学生のあいだでも確かに、「みんなが残っているから残る」「みんなが帰るから帰る」といった状況があった⁽¹¹⁾。また、日本人留学生の人数規模と日頃のつきあいの密度は、認識と対応行動に影響すると考えられる。日本人留学生同士の日頃の交流のなかでも、親しいつきあいのある数名が帰国すれば、友人がいなくなってしまうために、SARS の危険度やそのほかの諸条件に関係なく、自分も帰国するという行動をとるかもしれない。実際、筆者が知っている事例の範囲では、特に、中国滞在歴が短く、語学力も初歩レベルの学生にはそのような傾向があったように見受けられる。さらに、属性に還元できない要因として、例えば留学生宿舎に滞在しているのか、学外に居住しているのかといった居住条件も帰国するか否かの選択に影響を及ぼすだろう。

ところで、韓国人留学生の動向は、日本人留学生と対比的であった。韓国人留学生は、4月20日の発表直後、21日からの数日間のうちに、ほとんどが帰国していった。この韓国人の退避行動の背景として二要因をまずは指摘できる。第一は、韓国政府による迅速な帰国勧告によるもの、第二は、5月11日に予定されていた HSK 延期により、積極的な滞在理由を失ったためである。韓国人留学生が続々と帰国していった時期、清華大学の日本人留学生の多くが態度決定していなかったが、韓国人の危機管理意識の高さによるものであると捉えることも、あるいは逆接的に日本人留学生の危機管理意識の低さとしての説明も可能であろう。

しかしこのことは、韓国人に比べて、日本人は危機意識が足りないとは簡単に結論付けられない。この行動の背景には、韓国社会における資格重視のありよう、国家の判断、親子関係、留学生活におけるネットワークの濃淡などの諸要因が、日本人留学生とはかなりの程度異なっているからである。ここではこれらの点に深く立ち入らないが、一部の日本人留学生にとって、とりわけ漢語進修生にとって、普段、教室で机を並べている韓国人留学生の帰国によって、事態の深刻さを実感するというケースもみられたのは確かである。一方で、東南アジアからの留学生のなかには、大学封鎖期間中、緊張感がみられず、深夜まで友人と集まって楽しそうに過ごしている様子は、体調管理に気を配って過ごしていた日本人留学生にとっては、暢気にみえただろう。自由記入欄にみられた「日本人と一緒にいることがほっとできる」(清華大, 女性)との感覚もこのような背景を下にしているといえるだろう。

5. 知見のまとめ

5-1. リスク認知と避難行動

一般に、危機状況発生時における退避行動については、以下のような図式が成り立っていると考えられるだろう。すなわち、留学生は現在の危機状況が「残らなければならない理由」を凌駕するのなら帰国判断を

下すが、「残らなければならない理由」に比して危険認知度がそれほどでもないなら残留する、という説明である。

残らなければならない理由 < 危険認知度 = 帰国 残らなければならない理由 > 危険認知度 = 残留
--

この単純図式は **SARS** の場合でも一見、成り立っているようにみえるが、これだけでは十分ではないように思える。なぜなら、**SARS** というリスク認知はきわめて不確実なものにならざるを得なかったからである。確かに症状や感染ルート、致死率については比較的早い段階で明らかになったといえるかもしれない。しかしそれでも **SARS** によって死ぬ可能性が 50% ぐらいあると考える留学生もいれば、その可能性はゼロであると感じている留学生もいる（本稿では省略したが問 10 より）。また、罹患した場合の致死率が 5% 以下であるという医学的知見が仮に把握されたとしても、自身の周辺で感染者が出たというニュースに接すれば、すぐそこまで危険が迫ってきたと感ずるものである。

こうしたリスク認知は、地球温暖化に対する我々の態度とよく似ているように思える。CO₂ の排出量増大を主要因とする地球温暖化説が仮に事実だとしても、その影響をどの程度深刻に感じているかは人によって異なるのである。たまたまある夏が猛暑であれば、地球温暖化の影響がすぐ近くまで迫っているようにも考える。もちろん **SARS** が緩やかにやって来たりリスクといっても、地球温暖化の速度と比べるべくもないが、基本的にはまさにこれと同じだった。一方で、このような不確実性は「残らなければならない理由」を正当化、強化する作用をも果たしたのである。重要なのは、このような **SARS** のリスク認知が、人によって異なることを許容する程度に **SARS** は不確実だったのである。換言すれば、**SARS** はその結果において、各留学生にリスクの過小評価を許容するような感染症だったといえるだろう。

以下、日本人留学生における態度決定（危機的状況下における帰国か否かの判断）をまとめよう。

- (1) 日本人留学生という存在は、留学にそれなりのコストを払っているために、それを中断させるような出来事に対しては、そのリスクを過小評価する傾向を持っている。一方で、日本人留学生は「残らなければならない理由」を正当化、最大化する傾向も有している。
- (2) SARS は、地震や津波のようなリスクと比べると態度決定を迫られるまで一定程度の時間的猶予があった。また、上述のように、各留学生がそのリスクを過小評価することを許容するような不確実性をともなっていた。
- (3) 日本人留学生は、全体として SARS に対するリスク認識は高くなかったといえる。にもかかわらず、最終的に約 80% の日本人留学生が帰国した理由は、日本の所属機関からの決定、さらに心配している家族を安心させるためという要因が強かった。大使館や外務省の危険情報が直接、帰国か残留かの判断に影響したケースは多くないとみられる。
- (4) 正規の学部生や大学院生にとっては、SARS に対する危機認識や授業料および部屋代の返還問題よりも、授業が継続されるのかどうか、試験は延期されるのかどうかといった大学各学部の対応が、帰国するか否かの重要な判断要因であった。また、進学や就職を控えている留学生にとっては、HSK（漢語水平考試）が予定通り実施されるのか、延期されるのかも大きな要因となりえた。
- (5) 日本人留学生は、自分を含む日本人留学生がとった SARS への対応について、中国人学生および韓国人留学生とは異なっていると認識していた。特に、韓国人留学生はウワサが錯綜していた点、素早く帰国した点で、自分たち日本人留学生とは対応行動が大きく異なると認識していた。
- (6) SARS に関する情報入手において、日本人留学生のあいだでも情報格差があった。中国滞在期間の短い留学生は、SARS 関連情報の認知度が総じて低かった。

5 - 2 . 災害心理学における正常性バイアス

ここまでの記述で、災害研究あるいは心理学に通じている読者はすで

に気付いているだろう。本事例から得られた知見は、災害心理学における「正常性バイアス」および「同調バイアス」によって、一定程度以上、説明が可能である。筆者は本調査実施および報告書（2007）執筆時において、この概念に通じていなかったが、本章の結びとして補足することにした。

広瀬弘忠（2004）によれば、「ある範囲までの異常は、異常だと感じずに、正常の範囲内のものとして処理する」（広瀬弘忠, 2004:12）ようになっており、このような心のメカニズムを「正常性バイアス」と呼ぶ。そして、このバイアスによって、私たちは「身に迫る危険を危険としてとらえることをさまたげて、それを回避するタイミングを奪ってしまうことがある」（同上）。つまり、災害時にはパニック状態になりやすいとしばしばいわれるが、実際には、「多くの人びとはかなり理性的に行動し、パニックなどの異常行動や、略奪や暴力行為などの逸脱行動が実際に起こることは少ない」（広瀬弘忠, 2004:30）というのが災害心理学における常識になっているという。広瀬弘忠はさらにこう指摘する。

かりに危険を感じたからといって、直ちに避難行動を始めるわけではない。その次には、危険の大きさを評価する段階がくるのである。なかには危険を過大にとらえる人びともいるが、一般には、危険は、実際にも過小に評価される傾向がある。そのために、多くの災害では、避難勧告や避難指示がだされても、それに従って避難する人びとは少ない（広瀬弘忠, 2004:84）。

この指摘が SARS にも当てはまるだろうか。SARS は、広瀬（2006）が以下に論じるような、まさにゆっくりと迫る危険であるという点において、避難行動の遅れを説明する典型例といってよさそうである。

我々の注意は急激に変化するもの、すばやく動くものに、より多く向けられる。だが、少しずつ変化するものや、ジリッジリッと近づいてくるものには、あまり注意を払わないのである（広瀬, 2006:34）。

とすれば、この「正常性バイアス」は、4月20日段階ですぐに帰国を決めなかった日本人留学生の行動をまさに説明しているように思われる。しかし、ここに疑問が生じる。「正常性バイアス」は、基本的にすべての人間が普遍的に持っている心理的メカニズムの傾向であるが、同じ留学生でも、日本人留学生と韓国人留学生はなぜ異なっていたのだろうか。広瀬（2006）はこの点、「正常性バイアス」の現れ方は「個人や社会、文化、民族、歴史の違いなどによって異なる」（広瀬，2006:39）とした上で、特に日本人が陥りやすいと以下のように警鐘をならしている。

日本人は、突然振りかかってくるリスクに対しては、きわめて緩慢な対応しかできない。緊急事態での舵取りが下手なのである。リスク管理における経験不足が原因である（広瀬，2006:41）。

安全や安心が空気や水と同じように当たり前で、いくらでもふんだんにあると信じ込まされてきた日本人は、正常性バイアスのワナにおちいる危険性が特に高い（同上）。

安全に慣れすぎてしまった日本人にとって、危険を意識することの心的負担は大きい。我々は安心を求めようとする志向が強いために、自分たちを不安にするような不安喚起のしかけを、心の中に持ちたくないのだ。安全より安心を優先させるのである。そのため、リスク経験の豊富な欧米や他のアジアの人々に比べて、突然の大災害や大事故に巻き込まれたときに、凍りつき症候群にかかる人が特に多くなると危惧される（広瀬，2006:55）。

このような広瀬の指摘がどの程度妥当なのか、筆者は判断できない。ほかに、「みんなが残っているから残る」「みんなが帰るから帰る」といった行動パターンは、やはり災害心理学において「同調性バイアス」と呼ばれるものである。広瀬はこれを「同化性バイアス」とともに「正常性バイアス」の二つの下部バイアスとしている（広瀬，2006:35-37）。韓国人留学生がいち早く帰国していった際には、この要素も大きく関与して

いたと考えられる。

他方、広瀬は、「リスクに対する反応の四つの型」として、「過剰な自衛反応」（エイズ／大津波）、「合理的な反応」（食品添加物／ハシカワクチンの後遺症など）、「過剰関心と無関心の交互反復」（遺伝子組み換え食品／環境ホルモンなど）、「強い恐怖反応」（SARS／変異型クロイツフェルトヤコブ病）を提示している（広瀬，2006:130-136）。「強い恐怖反応」タイプである SARS は、マスメディアの情報が雪だるまのように肥大化して、強い恐怖反応が個人と社会を支配するのだという。SARS がこのようなリスク特性をもつのであれば、「正常化バイアス」は避難の遅れにつながるというよりは、冷静な判断をもたらす機能をもつということにもなる。その際、マスメディア報道によってのみ状況を知る外部者と、現地在住者との感覚のギャップが鍵になりそうであるが、リスク認知の違いはどこから生じて、いかなる反応が「正しい」といえるのだろうか。東日本大震災において、津波発生直後、あるいは福島第一原発の直後の反応においても、このような「正常化バイアス」が観察されたであろう。また、震災直後から1カ月、2カ月時点、さらに現在に至るまで避難生活を送っている人のなかに、リスク認知が自身と家族や周囲のあいだで異なることで軋轢やストレスを抱えてしまった被災者も少ないないだろう。これらの避難行動のメカニズムを考える上でも、災害研究の成果はいうまでもなく、非自発的な人の移動現象についての知見をつなぎ合わせて、学際的に検討していくことは重要であるように思われる。

注

- (1) 中国語では「非典型肺炎」、これを略して「非典」と呼ばれた。
- (2) 2006年12月～2007年5月のあいだに6名に対して実施した。うち3名分は研究協力者の井出千晶（早稲田大学大学院アジア太平洋研究科博士課程＝当時）が実施したものである。
- (3) ここでの記載は、当時の各種新聞報道、ウェブサイト、麻生幾（2004）、広瀬茂（2004）、伊藤裕美子（2003）、NHK報道局（2004）、「財経」雑誌編集部（2003）、岡部信彦（2003）、代田智明（2003a, 2003b）、世界保健機関（2003）、原琦・子衿編（2003）、などのほか、現地で直接知り得た情報を統合している。
- (4) 2003年5月7日付毎日新聞は、北京のニュースサイト「千竜ネット」の報道として、広州市呼吸病研究所の鐘南山所長が、SARS第一例は従来報告されている2002年11月より早い7月であると語ったと伝えている。この記事では、中国のSARS臨床研究第一人者の発言として注文しているが、患者が発見さ

- れた場所など不明である。
- (5) この男性が3月15日に乗った香港から北京への航空便では、同乗した乗客乗務員が24人感染したとされる。
 - (6) 外務省危険情報は以下の4レベルがある。「十分注意してください」(レベル1)、「渡航の是非を検討してください」(レベル2)、「渡航の延期をおすすめします」(レベル3)、「退避を勧告します」(レベル4)。
 - (7) 外務省のHPには以下のように注記された。「北京市での感染者が大幅に増加したことを踏まえ、同市が我が国と地理的に近く交流も盛んであること、同市の死亡者数が香港及び中国広東省に危険情報を発出した4月3日時点での香港における死亡者数を上回っていること、更には、同市における感染経路がベトナム等の他の域内感染地域とは異なり明らかになっていないこと等を勘案の上発出」。
 - (8) 本データは清華大学日本人会が日本人留学生の安全確認と帰国状況を把握するために収集されたものである。したがって、ここで帰国予定者とは、本人が帰国の意思を明確にもっているという一点に基づいていると考えてよいだろう。また、帰国予定者のほとんどは、リターンビザおよび航空券手続き中か、あるいはすべての準備が完了して帰国日を待っている状態であろう。なお、4月24日のデータは帰国者・帰国予定者をあわせた数のみ明らかである。
 - (9) 井出千晶による中国人民大学本科生(男性)へのインタビュー(2006.12.23)。
 - (10) 筆者による北京語言文化大学大学院生(女性)へのインタビュー(2006.12.21)。
 - (11) 同上。

参考文献

- 麻生幾『38℃－北京 SARS 医療チーム『生と死』の100日』新潮社(2004)。
- 広瀬弘忠『人はなぜ逃げおくれるのか——災害の心理学』集英社(2004)。
- 広瀬弘忠『無防備な日本人』筑摩書房(2006)。
- 広瀬茂『SARS その時』八月書館(2004)。
- 伊藤裕美子「重症急性呼吸器症候群(SARS)流行の教訓と今後の対応」『TRC EYE』Vol.40(2003.12.12)。
- NHK 報道局「カルロ・ウルバニ」取材班『世界を救った医師－SARS と闘い死んだカルロ・ウルバニの27日』NHK出版(2004)。
- 野水勉「重症急性呼吸器症候群(SARS)への名古屋大学への対応について」『名古屋大学留学生センター紀要』第2号:39-43(2003)。
- 岡部信彦「感染症の診断・治療ガイドライン(追補)－重症急性呼吸器症候群」『日医雑誌』第130巻第5号, 805-810頁(2003.9.1)。
- <<http://www.med.or.jp/kansen/guide/sars.pdf>>
- 代田智明「2003年4月北京『非典』日誌」『中国研究月報』(2003.5)。
- 代田智明「北京の憂鬱——『非典』後伝瑣記」『中国研究月報』(2003.10)。
- 世界保健機関,厚生労働省健康局結核感染症課監訳「重症急性呼吸器症候群

(SARS)」(2003.5.20) < <http://idsc.nih.gov/disease/sars/sars03w/03sars.body.pdf> >

原琦・子衿編『“非典”全記録』学林出版社(2003)。

「財経」雑誌編集部『SARS 調査—一場空前災難的全景実録』中国社会科学出版社
(2003)。

Chapter 9

コソボ出身国内避難民問題の恒久的解決と財産権の回復

斎藤一正

1. はじめに

1999年のコソボ紛争によって生じた国内避難民の大部分はセルビアに避難しているが、その数は2015年現在221,319人となっており、「長期化する難民状況」が継続している（UNCHR、2015）。この数はコソボ紛争が終結し、大量の避難民が流失した時に記録されたものからほとんど変わっていない。それでは、なぜ国内避難民の数はこの15年もの間変わってこなかったのだろうか。クロアチアやボスニア出身の難民の数は減っているにも拘わらず、コソボ出身国内避難民の数は一向に減らないのはなぜであろうか（UNHCR,2015）。

まず、一番大きな理由は、政治的な状況で、2008年にコソボは一方的独立宣言を行ったが、セルビアはこれを承認していないことである。すなわち、コソボ出身国内避難民は国境を渡っておらず、国内で移動しただけである。それが非自発的移動であったとしても、避難先の国（セルビア）の立場からは、国境を渡っていない限り避難民の法的地位に特別な変化はなく依然として彼らは国内避難民のままである。このような状況下でコソボ出身国内避難民は現在セルビアに居住しているが、常居所はコソボにあるため帰還しない限り避難状態は継続する。

また、2つ目の理由は、国内避難民は難民と比べ領域国に特別な国際法上の義務が生じないため、放置されやすいことである。難民の庇護国には、難民が避難問題の恒久的解決をすることができるまで手厚く支援をする義務がある。もしこの義務を怠れば、当該国は国際的な非難は免れない。しかし、国内避難民の領域国は、他の市民と区別して特別の保

護を与えなくとも、他の国から非難されることがない。国内避難民保護条約なるものがないからである。したがって、特に財源に限りのある場合には、緊急状態が終わってしまうと国内避難民は忘れ去られてしまい、避難民問題の恒久的解決が達成されないままになってしまうことがある。

さらに、3つ目の理由は、国内避難民はどのような状況になったらその問題が解決されたことになるのかについての基準が明確になっていないからである。これまでは「帰還の条件が満たされること」と「他の市民と同程度の生活を達成すること」が恒久的解決の条件であるとされてきた（The Brooking Institutions, 2010）。しかし、紛争が一段落すると、緊急援助も途絶え、国内避難民はその存在を忘れ去られてしまい、問題は自然消滅してきたのである。しかし、問題は決して終わってはいなかった。なぜならば、ほとんどの場合これらの基準を達成することは困難であるからである。

本研究では、1つ目と2つ目の理由である政治的・法律的問題が解決できていなくても、3つ目の理由である避難民問題の恒久的解決の基準が明確になれば、解決の方向性は見つかるという立場で研究を進めた。たとえば、従来の恒久的解決の基準を満たしていなくても恒久的解決を達成するための基準は何かについて研究した。研究方法としては、コソボ国内避難民の現状を把握し、彼らへの聞き取り調査を実施し、どうしたら避難民問題の恒久的解決を実現できるかを明確にした。その上で、恒久的解決を達成するための条件が満たされていない理由とそれを満たすための政策が進まない理由を特定し、今後の方策を考察した。

この結果、他の住民と同程度の生活水準を達成することができなくても、自らの空間を確保することができれば国内避難民問題の恒久的解決は可能であることが明らかになった。これは再び移動せずに安定した生活ができることが避難民にとって最も重要であることを示していると思われる。このためには、国内避難民の財産権の回復または補償が必要である。しかし、国内避難民の安全が確保されていないため帰還は進まず、コソボ国内機関による妨害があるため財産権回復訴訟において出された判決も執行されておらず、国内避難民の財産補償を請求するための訴訟も進んでいない。したがって、この問題は、国際機関の法的責任を問うことができるようにすれば解決が可能になるであろうと結論した。

本研究は、これまで進まなかった国内避難民問題の恒久的解決を達成

するための方策を避難民の視点から探すもので、避難民自身の言動によって国際的な基準にまで高めるための先例となる可能性を秘めている。以下の章では、長期化する難民状況にあるコソボ出身国内避難民の問題に光を当てることにより、避難民はどのような理由で生じたか、避難民の現状はどうか、避難民の現状についての現地調査、避難民の恒久的解決にとって重要な要素、財産権回復を実現するための制度、そして、財産権回復を阻む障害について考察をする。

本研究は、2011年に発生した東日本大震災によって生じた避難者問題の解決にも示唆を与えるものと考えられる。東日本大震災は激甚災害に指定され、被災地の復興が声高に論じられているが、生活基盤を失った避難者の問題を解決するためには何が必要なかが明確になっておらず、支援には自治体間で差があるため、共通の支援方針やシステムが求められている（田並、2012）。この震災による避難者は、住居や農地を破壊され、生活基盤を失って避難している人々や、原発事故の放射能漏れにより避難している人々であるが、震災から4年が経過した現在、未だに合わせて約22万人となっている（復興庁、2015）。この長期化している避難者の問題を解決するには、強制避難や自主避難が起り、帰還できる見込みのないまま長期間が経過して避難民問題が解決されていない事例を研究し、どのような状態に至れば避難状態から生じる問題を解決したと言えるのかについての示唆を得られるだろう。

2. コソボ出身国内避難民が生じた背景

2-1. ユーゴスラビアにおける民族主義の噴出

ユーゴスラビア連邦は、第二次大戦における枢軸国に対するパルチザンの勝利によって1945年に建設された、チトーを首相とする6つの共和国からなる連邦であった。チトーは以前から存在した民族間の緊張を緩和するため、「兄弟愛と統一」という標語を掲げ、ユーゴスラビア人の国家として、いかなる民族も支配的な立場を築くことはできない体制を目指した。しかし、ユーゴスラビア連邦はセルビア人主体のセルビア王

家の下での国家であったため、以前から存在したセルビア人に対するクロアチア人、アルバニア人の反発は消えることはなく、分離主義として燻っていた。これに対して、チトー（クロアチア出身）は民族主義による不満の訴えを受け入れず、厳しく弾圧したため、なんとか分離主義を抑えることができていた。

しかし、チトーは各民族からの圧力に押され、1974年に憲法を改正し、連邦を構成する共和国（マケドニア、セルビア、ボスニア・ヘルツコビナ、クロアチア、スロベニア、モンテネグロ）の権限を拡大せざるを得なくなった。これに伴い、セルビア共和国の一地方であったコソボに自治権が一部認められることになり、多くのセルビア人が暴力にさらされコソボから脱出した。1980年チトーが死去すると、コソボの経済悪化も相まって、自治権への主張はさらに高まった。1981年にはアルバニア人による暴動が発展し、コソボを7番目の共和国にするように要求する抗議運動がコソボ全土に拡大していった。そして、セルビア正教会の聖堂の破壊や、修道士に対する暴行なども頻繁に起こった。この時、多くの比較的裕福なセルビア人は財産を売却してコソボを去ったが、貧しい農民たちのほとんどは去ることができなかった（月村、2007）。

このような抗議の背景には、コソボの人口の大多数（9割）はアルバニア人であるにも拘わらず、政治はセルビア人が実権を握り、就職もセルビア語が話せないと要職に就けないなどの差別的な状況があった（柴田、1999）。このような状況が生じた理由としては、コソボは中世セルビア王国の中核的な領土を成し、この時に多くの聖堂が建設され、セルビア正教会の聖地となったため、多数派（9割以上）のセルビア人にとって宗教、文化「揺籃の地」となったことが背景にある。この時、セルビア人とアルバニア人の関係は極めて良好であった（中里、2000）。しかし、その後セルビアはオスマントルコに支配され、多くのセルビア人がコソボを脱出、アルバニア人がコソボに移住し1878年に自治を求めるプレズレン同盟を設立した。さらに、第二次大戦期に起こったアルバニア人による虐殺から逃れるためにコソボを脱出したセルビア人は、1945年3月16日に発効された「入植者の帰還を禁じる臨時法案」により帰還を許されなかった。その結果、セルビア人は少数派となってしまった。よって、

コソボにおけるセルビア人の地位を向上させる政策が取られることになったのである (MacShane,2012;百瀬、2008;Tawil,2009)。

2 - 2 . コソボにおけるアルバニア人とセルビア人の関係悪化

1989年3月23日、セルビア共産党議長スロボダン・ミロソビッチは、憲法を改正してコソボの自治権を取り消し、アルバニア人の官僚や共産党の指導者を一斉に解雇し、セルビア人を後任に充てた。1991年には財産権に関する一連の法律を制定し、コソボの人口の民族構成を変更したり、特定の民族が国を離れる結果を招くような財産の取引を禁じた。これは、主にセルビア人が所有している財産をアルバニア人に売却することを禁じた法律であって、差別的な内容であると考えられた。また、社会主義時代に国有化した土地（当時は社会有の住宅などになっており、主にアルバニア人が住んでいた）を元の所有者（殆どがセルビア人）に戻すための法律や民営化のための法律も制定され、土地の再私有化が行われた (Tawil,2009)。

これに対して、アルバニア人は自ら国家機関から退き、独自の非公式な並列機関を設立した。これによって対立はさらに激しくなり、セルビア警察は、コソボ解放軍 (KLA) の拠点地であるドレニツァ地方でアルバニア系住民を殺害した。これによって、セルビア警察は KLA と武力衝突するようになった。1998年3月31日、国連安全保障理事会は、決議 1160 を採択して、セルビア警察の過度の武力行使と KLA のテロリスト行為を厳しく非難して、ユーゴスラビア連邦の一体性を維持しながらコソボの自治権を拡大する解決案への支持を表明した。5月～6月にかけて 20,000 人のアルバニア人がアルバニアやモンテネグロや他の西洋諸国に避難した (Malcom,1999)。

2 - 3 . コソボからのアルバニア人避難民の流出

1998年3月28日～9月までに西欧諸国に庇護を求めて避難したアルバニア人の難民は約 350,000 人、国内避難民が 175,000 人となった。9月23日、国連安全保障理事会は、決議 1199 を採択して「コソボの状況の悪化が、この地域の平和と安全に対する脅威を構成する」ことを確認

した。この決議は、軍隊による攻撃の停止、難民と避難民の帰還、人道支援機関の活動の確保を遵守するようにユーゴスラビア連邦に要求した。10月13日、NATOは、国連安全保障理事会決議1199に規定されたコソボでの危機に関して、同盟国が武力の威嚇、必要であれば武力の行使を正当化する根拠があると見なすと発言した。これに対して、ミロソビッチは国連安全保障理事会決議1199に従うことに合意し、空爆の危機は回避された(UNHCR,2000)。

10月25日、停戦が実現し、アルバニア人の難民と避難民が自宅への帰還を開始した。しかし、12月には、KLAの動きによって戦闘が再開した。そして、1999年1月15日、セルビア治安部隊がラチャック村を襲撃し、45人のアルバニア人を殺害したことによって、コソボ情勢は一気に流動化した。コソボ検証使節団は、ラチャック事件を調査して虐殺の事実を認定し、これを契機として安全保障理事会と欧州安全保障協力機構(OSCE)が、事件を非難し、敵対行為の即時停止を要求し、ユーゴ連邦との交渉を開始することになった(Judah,2002)。

1999年2月6日、連絡調整グループが、ユーゴ連邦とセルビア人勢力の代表者、アルバニア人の代表者を招聘して、フランスのランブイエで和平交渉を開始した。コンタクトグループはコソボ和平案を紛争各派に提示した。内容はKLAの武装解除とセルビア軍の撤退、コソボでの自治権の回復である。OSCEがEUと協力して履行使節団を派遣して、選挙や法律の履行などの監視に当たり、NATOがコソボ展開軍(KFOR)を派兵して、国境地域の武装解除を促進し、ユーゴ連邦全土に展開するとした。アルバニア人の代表は、このコソボ和平案に署名したが、ユーゴ連邦とセルビア人の代表者はこれを拒絶して、3月18日、交渉は決裂した(Judah,2008)。

2-4. NATOによるセルビア武装勢力への武力攻撃

1999年3月24日、NATOが、国連安全保障理事会の武力行使容認決議を採択することなしに(一方的に)コソボ自治州のセルビア武装勢力の軍事基地に対する武力攻撃を開始した。この時アルバニア人の近隣諸国への難民は70,000人、西洋諸国への難民は100,000人、国内避難民は260,000人となっていた。しかし、この空爆開始を契機として、ユーゴ連

邦軍、ユーゴ警察、セルビア人武装勢力がコソボでのアルバニア人に対する組織的な強制追放を開始して、アルバニア人はアルバニアとマケドニアに大量避難した。これらの難民に対しては、NATO は本格的な人道支援を行った(Judah,2002)。

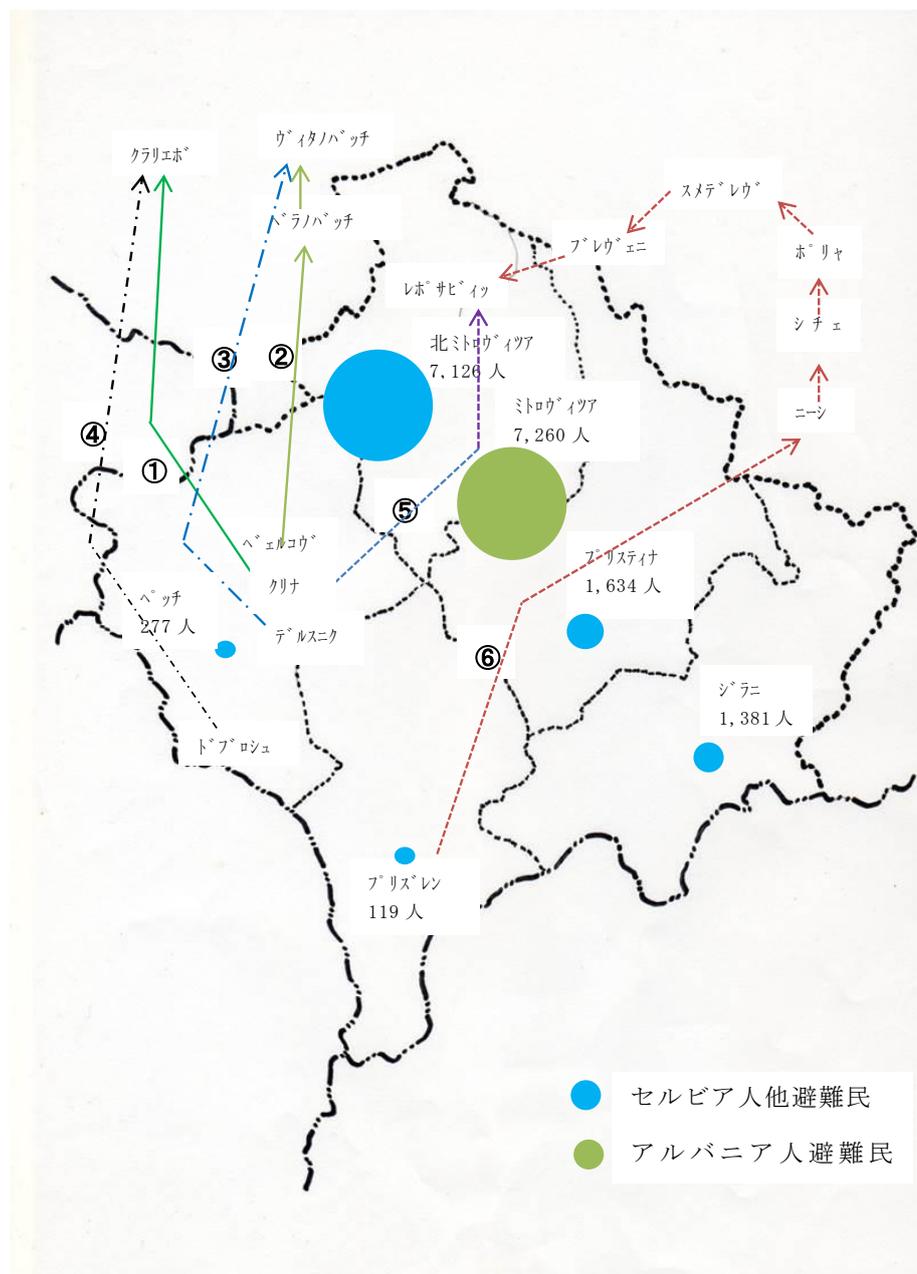
1999年4月以後、NATO は、ユーゴ連邦のベオグラードにも空爆を拡大して、テレビ局や発電施設などの民生施設にも攻撃を加えた。ユーゴ連邦に対する空爆では、爆撃機が35,219回出撃し、空爆の死者は約5,000人に達した。また、誤爆で2,000人の民間人が犠牲になったとしている(GPF,1999)。しかし、このような空爆は、コソボでのアルバニア人を強制的に排除しているユーゴ連邦軍やユーゴ警察、セルビア人武装勢力に直接的に危害を加えることには成功しなかった。それゆえ、アルバニア人の避難は継続し、紛争終結までに難民の総数は約842,000人にまで増大した。アルバニア人の難民は、アルバニアに445,000人、マケドニアに242,000人、モンテネグロに70,000人、ボスニア・ヘルツェゴヴィナに22,000人、セルビアに63,000人が避難し困難な生活を余儀なくされた(UNHCR,2000)。

6月10日、国連安全保障理事会は、決議1244を採択して、NATO が中心となるコソボ展開軍(KFOR)の派遣と、コソボの自立と自主政府の確立を促すための国連コソボ暫定行政ミッション(UNMIK)の設立を決定したが、コソボの地位は未定であるとした。当決議は「全ての難民と避難民が妨害されることなくコソボの自宅へ帰還できること」を確保するための国連の責任について言及しているが、これらの避難民はアルバニア人避難民でありセルビア人避難民のことではなかった。同日、ユーゴ連邦軍やユーゴ警察部隊がコソボからの撤退を開始して、12日、NATO がコソボでの軍事占領を開始した(Judah,2008)。

2-5. コソボからのセルビア人避難民の流出

セルビア軍の撤退とNATOの軍事占領の知らせを受けて、アルバニアやマケドニアに避難していたアルバニア人難民が、大規模かつ急速にコソボへの帰還を開始した。6月15日～20日の間に、アルバニア人100,000人が自主的に帰還した。初めの3週間で、500,000人が帰還して、1999

地図—1 コソボ滞在の国内避難民（2013年8月）

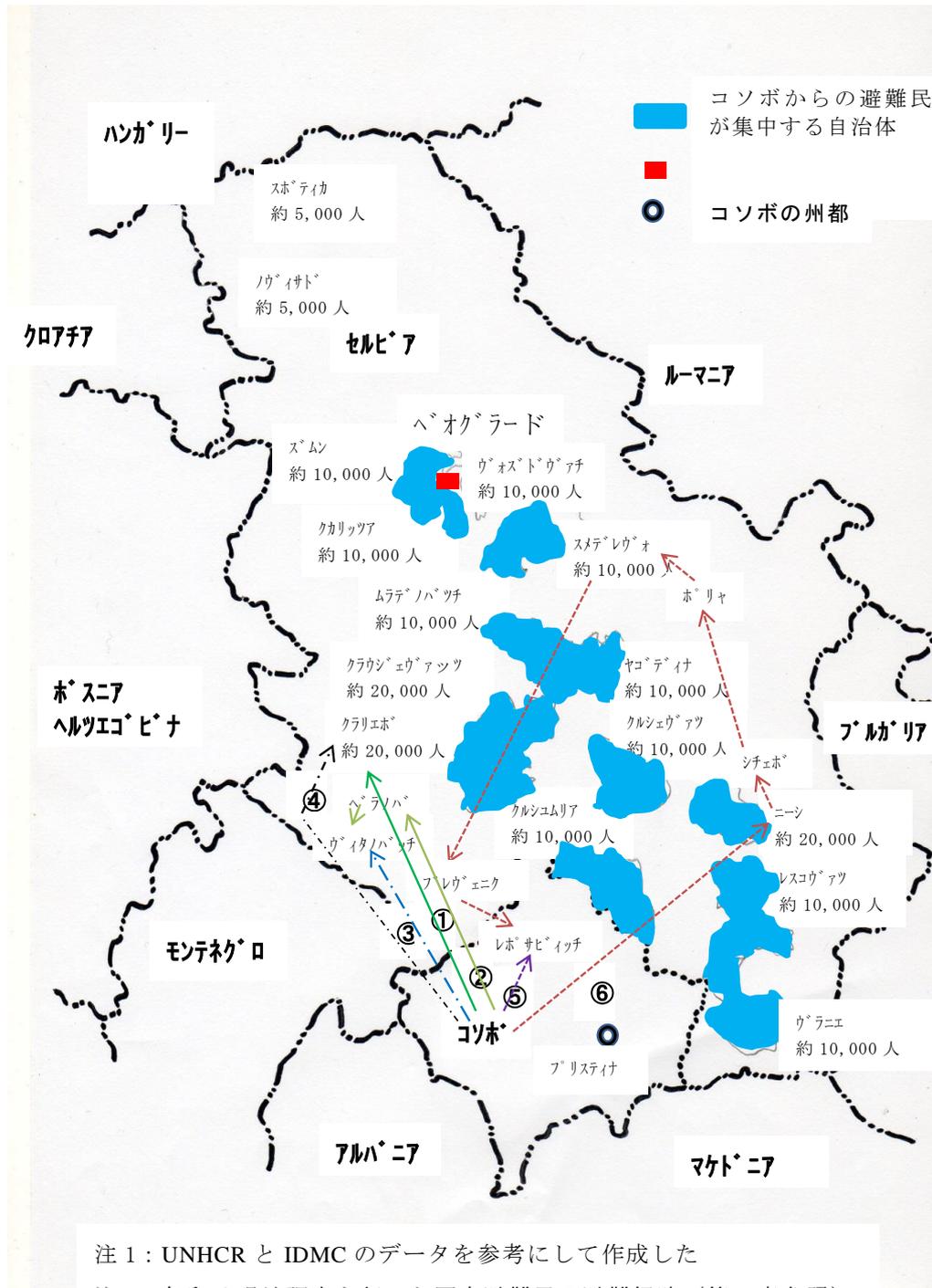


注 1： UNHCR と IDMC のデータを参考にして作成した

注 2： 矢印は現地調査を行った国内避難民の避難経路（1999年6月～2013年8月）

- | | |
|----------------|-------------------|
| ① マリア・ネデリコビッチ氏 | ④ ボイセビッチ・ブラティスラヴ氏 |
| ② スタンプア・ズービッチ氏 | ⑤ ラトミルカ・ヴチノビッチ氏 |
| ③ ラザー・カラジッチ氏 | ⑥ ミランカ・スラブコビッチ氏 |

地図一 2 セルビア滞在の国内避難民 (2013年8月)



年末、空爆以前の難民を含めて 820,000 人以上が帰還に成功した。しかし、アルバニア人が帰還する一方で、セルビア人と他の少数民族に対する強制退去事件が続発するようになった。これにより、セルビア人、ロマ人、エジプト人、アシュカリ人による大量移動が始まり、アルバニア人による彼らの財産に対する略奪、破壊や焼き払いが始まった(OSCE,2011)。しかし、6月10日に採択された国連安全保障理事会決議1244によるとNATOに略奪、破壊や焼き払いを防止する義務はなかったため、NATOはこの略奪、破壊や焼き払いを止めようとはしなかった(UN,1999)。

3. コソボ出身国内避難民の現状

3-1. コソボ出身国内避難民のセルビアでの定住

ユーゴ連邦軍とユーゴ警察部隊がコソボから撤退すると、避難先から帰還したアルバニア系住民はセルビア系住民とミロソビッチ政権への共犯者と見做されたロマ人他少数民族に対する復讐を開始した。彼らは焼き討ち、略奪、暴力などを広範に行い、新たな「民族浄化」と言える状態を作り出した。その結果、セルビア系住民と他の少数民族の大量難民を発生させた。これらの避難民はそのほとんどがセルビアとモンテネグロへと避難し、1999年の年末には230,000人となった。これら国内避難民はクロアチアとボスニアからの500,000人の難民と合流することになった(Tawil,2009)。

これらの国内避難民の多くはセルビア南部のクラリエボ、ニーシ、ベオグラードに避難をした。北部のノヴィサドやスポティカには比較的少数の国内避難民が避難をした。セルビア難民省は、2012年の時点でセルビア国内に避難している国内避難民の数は約225,000人(15,000人と推定される登録されていないロマ人を含めて)、コソボ国内のセルビア人居住区に避難をしている避難民は10,600人(ミトロヴィツァは北がセルビア人居住区、南がアルバニア人居住区となっており、南に避難しているアルバニア人避難民は7,300人)と推定した。しかし、セルビアでは2000年以来国内避難民の登録は行われていないし、コソボへの帰還した国内避難民の数も反映されてはいない。また、セルビア国内で地域統合を完

了したかもしれない避難民の数も考慮に入れられていないのである (IDMC,2012)。

3 - 2 . 支援を必要とする国内避難民の数

以上の視点から、国内避難民の人権に関する特別報告者は、国内避難民への適切な対応を計画するために、援助の必要性に基づいた登録をするように勧告を行った (UN Human Rights Council, 2009a)。これを受けて、セルビア難民省 (SCR) と国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) は、国内避難民の自立を促す活動を支援するために、全ての国内避難民の数を特定化するのではなく、彼らの経済的・社会的な状況を把握するために、彼らがどのような支援を必要としているかという観点から調査を行い、その数を割り出した。

この調査によると、働ける年齢層の国内避難民の 56% 程度が失業しており、国内避難民全体の 79% が貧困状態で生活している。にもかかわらず、彼らの 26% しか政府援助を受けていない。このような状況において、未だに避難に伴う支援を必要とすると認定された国内避難民は 97,286 人存在する。彼らの 86% は住宅で生活しているが、この内の 12% しか住宅を所有していない (国内避難民全体では 49% が所有)。残りの 14% は住宅としてはふさわしくない建物に居住している。支援を必要としている国内避難民の 49% (全体では 47%) はコソボに住宅を所有しており、13% (全体では 24%) は強制移動の後、すでに住宅を売却している。これらの住宅を売却した国内避難民の 24% (全体の 37%) は避難地 (セルビア) で住宅を所有しているが、これはコソボの住宅の売却が避難地での新たな住宅購入を可能にしたためである。また、コソボに所有する彼らの住宅の 61% は完全に破壊されており、18% が深刻な被害を受けている (10% は状況が分かっていない)。また、コソボに所有する彼らの住宅の 43% は不法占拠されており、30% は略奪されている (18% は状況が分かっていない)。コソボに財産を所有する国内避難民の 30% は再建築の申請を出したが、そのうちの 15% しか認められず、30% は財産の再占有の訴訟を提起したが、そのうちの 14% しか認められていない。このような状況で、支援を必要とする国内避難民の 94% (全体では 79%) が住宅関連の支援を必要としているという調査結果が出ている (UNHCR,2011)。

避難開始から15年経った今、まだ1,252名は公認避難民集団住宅に住んでいる（RS,2015）。彼ら避難民は限られた支援しか得ることができない。にもかかわらず、地域統合を進める意図からか、難民省とUNHCRは2005年以来集団住宅の閉鎖を行ってきた。閉鎖された後は、住民は社会住宅に移されたが、まだ特別の支援を必要としている（UNHCR,2008）。また、動くことのできなかつた避難民は閉鎖された集団住宅に残っている。ロマ人、アシュカリ人、エジプト人などの少数民族に属する人々は、住宅として認められていないプレハブやテントのような場所に居住しており、強制立ち退きの脅威にさらされている。実際に、2009年から2012年までに約2,500人がベオグラードの非公認居住区の住宅から強制立ち退きを執行された（ERRC,2012;Amnesty,2010）。

3-3. 国内避難民の個人文書を取得する権利

最初の避難から15年が経過しているにも拘わらず、多くの国内避難民は国内避難民の地位の証明書を所持しておらず、再発行することも困難となっている。このことによって、国内避難民は政治的、市民的、経済的、文化的な権利を享受する可能性を奪われている。紛争中に文書が破壊されたり、紛失したりした多くの国内避難民は市民権を証明しなければならない。しかし、これを証明するためには誕生地(コソボ)で出生証明書を手に入れなければならない。また、紛争中に市民権や財産権に関する登録所はセルビア南部のいくつかの市役所に移転された。したがって、以前は国内避難民が文書を入手するにはこれらの市役所まで足を運ぶ必要があった。しかし、現在では遠距離からコンピュータアクセスできるようになり多少問題は改善された（UNHCR,2007）。

さらに、文書を取得する権利は、セルビア当局がコソボ当局によって発行される文書を認めないことによって、さらに制限されることになる。これは国内避難民による年金などの権利の享受を制限することにつながる。特に、コソボでの労働年月を証明する文書が認められないため、多くの国内避難民は正当な額の年金を受け取ることができない。また、この文書の不承認は教育を受ける権利や労働を行う権利にも影響を与える。なぜなら、セルビア当局はコソボ発行の学業成績証明書を認めないからである（Praxis,2009）。

セルビア当局は、IDカードを含む多くの個人文書を発行するためには、所有権の権原によって証明される公式に登録された居住地を必要とする。よって、正式に登録されていない住居に居住している国内避難民は文書を取得できないことになる。なぜならば、彼らは公式の賃借契約を結んでおらず、以前のコソボでの住所を取り消すことができないからである。したがって、国内避難民は人道支援や社会給付を受けることができない。住居が登録されていないロマ人は特に影響を受けるが、非公認の集団住宅に居住する国内避難民も影響を受ける。ただし、2010年に健康保険の手法が修正され、固定された住所を保持していない人でも健康カードの発行を許されるようになったことによって、かなり改善した(IDMC,2010)。

3 - 4 . 国内避難民のコソボへの帰還の可能性

コソボ紛争が1999年に終結してちょうど15年目の2014年末までに、コソボに帰還した国内避難民の数はおよそ25,430人と算定されている。しかし、2004年3月の一連の暴動によって少数民族が攻撃されて以来、国内避難民の帰還率は減り続け、コソボが一方的に独立を宣言した2008年に底を着き、582人まで落ち込んだ。その後、少し回復し、2009年に1,153人となり、2010年には1,043人帰還した。ただし、これらの国内避難民が帰還した理由はセルビアでの統合が進んでいないためであり、帰還以外に選択肢がなかったためだと考えられている(IDMC,2010)。つまり、帰還したいと考える国内避難民はコソボが危険なため帰還を諦めていたのだが、セルビアでの統合も完了しておらず、統合も選べないというジレンマに直面しているのである。

帰還率が低い主な理由はコソボでの安全の欠如、移動の自由の欠如、社会給付受給権の制限、経済的な見込みの欠如と、財産の再占有の困難さである。しかし、これらの状況を引き起こしている根本的な理由は、帰還を調整する地元市役所の資金不足と調整不足のみならず、コソボ国内機関が国内避難民は特別の支援を必要としていることを認識せず、他の市民との間で彼らを差別的に扱ってきたからである。このような状況を把握した上で、国内避難民は帰還を選択しなかったためであると考えられる。それゆえに、援助資金供与者（ドナー）は帰還と再建プログラ

ムに出資したがる。なぜならば、支援がなされても長期間帰還しないで住宅が放置されたり、再建された住宅が売りに出されたりするからである (UN Human Rights Council, 2009b)。しかし、「国内強制移動に関する指導原則」(1998)が定めているように「差別することなし」(原則 4)に「移動と居住地を選ぶ自由」(原則 14)を尊重しなければならない (UN, 1998)。これは国際人権 A 規約 12 条と欧州人権条約第 4 議定書 2 条でも保障されている。よって、ドナーは国内避難民がコソボに所有する財産を補償するためにセルビアに住宅を建設すれば良いことになる。しかし、ドナーはこれにも積極的ではない。地域統合の先例を作ると、将来的に自らも難民を受け入れる義務を負うことになるからである。

2009 年にコソボ・メトヒヤ省と UNHCR は集団住宅に居住する国内避難民でコソボに帰還したい人を支援するための登録を行ったところ、約 1,200 家族が名乗りを挙げた。UNHCR が帰還民に対する支援を行い、UNDP が住宅の再建を行うというものであった。帰還を可能にするには、約 850 戸の住宅を建設し、240 戸の住宅の強制退去を行わなければならなかった。しかし、ほとんどの場合これらの家族は登録したにも拘わらず、最終的には帰還を断るのが常であった。しかも、国内避難民は自らが少数民族となる元住宅への帰還を拒否し、代わりにセルビア人居住区への帰還を優先することが明らかになった (IDMC, 2010)。この傾向は「難民と避難民の住宅・財産の回復に関する国連原則」(UN, 2005)が「財産権を回復することが不可能な場合のみ補償を認める」と定めている原則 21 を適用すると、財産権を回復できても帰還ができない避難民の問題は解決できないことになり、この原則の修正が必要であることを顕している。避難民は帰還の可能性の如何に拘わらず補償してもらえ権利を必要としているのである。

3-5. 国内避難民のセルビアへの統合の可能性

セルビア政府の公式な立場は主に避難民の帰還を促進することであったが、避難民が帰還より統合を選んだため地域統合を進める方向へと政策の転換を図ってきた。この一環として、「住宅の権利」を規定した国際人権 B 規約 11 条 1 と社会権規約委員会的一般的意思 4 に基づいて、集団住宅の閉鎖、クロアチアとボスニアからの難民を統合するためのプ

プログラムを延長することにより、代替住居を供給することに重点的に取り組んだ。住宅の建設や暮らしを立てるための支援として、元集団住宅の居住者は彼らが選んだ村に家を建てるための支援を得ることができたのである（Council of Europe,2009）。

セルビア政府は国連ハビタット、イタリア政府、EUと協力し、難民、国内避難民、及び社会的弱者のための社会住宅を建設した。このプロジェクトの受益者は最初の3年間は賃貸料の支払いを免除され、その後は収入に応じた社会的な賃貸料を支払う義務がある。また、セルビア政府はNGOや国際機関と連携をとり、特に老人や障害者などの社会的弱者である居住者に保護された社会的住宅を供給している。この住宅の供給においては、指定された家族が他の居住者の面倒を見て、公共サービス提供者との連絡を取る制度が取られている（IDMC,2012）。このプロジェクトの一環としてEUは2012年に国内避難民のために12フラットを建設し、46人が入居した（Grupa,2012）。

4. コソボ出身国内避難民の現地調査

以上のように、15年もの間セルビアで生活をしながら避難民問題の解決を待つ人々はどのような気持ちでいるのだろうか。国内避難民への聞き取り調査により彼らの恒久的解決には何が必要なのかを探っていく。以下では、筆者が2013年8月に2度（1週間ずつ）、セルビアのクラリエボとコソボ北部のレポサビッチ（セルビア人居住地）にて、国際ボランティア連絡協議会（JNIV）の協力を得て聞き取り調査を行った際に得た情報を基に、どのような状態に至ったら避難状態を終了したと言えるかについて考察を行う。聞き取り調査の対象として選んだのは貧しく困窮した生活を余儀なくされ、未だ恒久的解決に至っていないと思われるセルビアとコソボ国内の非公認の集団住宅に居住する避難民である。調査はセルビア語話者である避難民に対してセルビア語と英語の通訳者を介して行った。質問内容は、避難当時の状況、現在の生活状況、仕事の有無、身分証明書の有無、援助の有無、帰還の意思、財産権の回復、避難状態の終了の有無等である（避難経路は稿末地図参照）。

4 - 1 セルビアの非公認避難民集団住宅に居住する年配者

2013年8月4日、クラリエボの近郊の非公認の避難民集団住宅に住むマリア・ネデリコビッチさん（85）に聞き取り調査を行った。

1) 避難当時の状況

私には6人の子ども、16人の孫がいます。私たちは1999年6月17日に長年住んだコソボのクリナから脱出をすることになりました。NATOの爆撃が終わった後、国連安全保障理事会決議1244によってユーゴ連邦軍と警察部隊がコソボから撤退すると、すぐに私たちは誰からも保護されなくなりました。アルバニアから帰還したアルバニア人たちによるセルビア系住民に対する攻撃が始まりました。この時、兵士であった私の息子はアルバニアと接するコソボ国境を守るために戦い、命を落としました。私と一緒に暮らしたアルバニア人たちは、紛争後にアルバニアからセルビアに入国したアルバニア人よりもセルビア人と良い関係にありました。私はアルバニア系住民の隣人と良い関係にありました。

2) 現在の状況

しかし、私の家は破壊されました。しかも、私の家族は財産を売ることもできません。アルバニア人は紛争前には低い価格でセルビア人の住宅を購入することを申し出ていました。アルバニアから入国してきたアルバニア人たちはお金を持っていなかったにも拘わらずセルビア人から住宅を購入しました。誰かが彼らにお金を渡したに違いありません。しかし、紛争後は財産を購入する話は一切なくなりました。なぜならば、コソボは彼らの領土となったからです。私は今までに2度自分の家を見に帰りましたが、私の家財は全て盗まれてなくなっていました。私は今でもまだ以前一緒に住んでいたアルバニア人たちとは暮らせると思っています。私の家から物を盗んだのはきっとアルバニアから来たアルバニア人たちに違いないのです。彼等のせいで元隣人であったアルバニア人と一緒に暮らせなくなったのです。

3) 身分証明書と常居所

私はセルビアのIDカードを持っていますが、常居所はコソボのままです。このカードを取得するためには出生証明書が必要で、これを発行もらうためにコソボまで行かなければなりませんでした。加えて、私は国内避難民（IDP）カードも持っています。このカードによって、セルビ

アに来てから3年間人道的援助を受けることができました。しかし、その後は何も受け取ることができなくなりました。私の娘の夫は一時的居住地の証明書を持っています。これによって娘はIDPカードを取得することができます。このカードを援助団体などに見せると援助を受けることができますが、政府からは受けることはできません。このカードは単に国内避難民であることを証明するだけで、具体的には何にも役に立たないのです。

IDPカードを得るために一時的居住地を証明する必要があるのは、居住地を証明できないからこそIDカードでなくIDPカードを取得しようとしていることと矛盾するのではないかという疑問が生じる。

4) 帰還の意思、仕事の有無、避難状態の終了の有無

私は子どもと一緒にいたらコソボに帰還したいと思っています。しかし、私の子どもは帰還したいとは考えていません。最初、私は集団住宅の廊下で8年間暮らしましたが、今では自分だけの部屋で生活しています。私は文化センターでの仕事を持っており、ここの人々との関係もとても良く、この場所を自分の家だと考えています。常居所を避難地へと変更すると、国内避難民として援助を受けることができなくなります。私は自分のものではないですが部屋に住んでいるので、これを家(HOME)だと思っています。私の娘(45)は4人の子どもを持つ既婚者ですが、夫がトラックと土地を売って家を購入しました。彼女も夫も仕事を持っていないのですが、避難民状態からは脱出したと思っています(Nedeljkovic,2013)。

このことから、所有者となるかは別として、自分が占有することができる家を持つことは彼らの生活を安定するためには欠かせない要素であると言える。

4-2. セルビアの非公認避難民集団住宅に居住する主婦

2013年8月4日、クラリエボ近郊の非公認の避難民集団住宅を訪れ、ズビッチ家の主婦であるスタンプアさんに聞き取り調査を行った。

1) 避難当時の状況

私はスタンプア(57)で、夫はルビチャ・ズビッチ(60)と言います、

子どもたちはアレウサンダー（27）、ミロス（20）、アレウサンドラ（19）、スタニチャ（18）です。私たちは1999年7月にクリナ地方自治体のベルコヴォ村を脱出しました。紛争後にKFORが入ってきましたが、ユーゴ連邦軍とセルビア警察が撤退したため、私たちは危険を感じました。クリナに住む全てのセルビア系住民は一斉に避難を開始しました。避難をした全ての住民は1つの列をなして1つの方向へ向かって行進しました。私たちはまずベラノバッチへ向かい、4日間歩いて到着しました。そこで屋根のない学校の校舎に3ヶ月間滞在しましたが、学校が始まったので、そこを出てヴィタノバッチへと向かいました。最初の5日間はクラリエボのある公園で過ごし、その後ヴィタノバッチの避難民の集団住宅へと移動しました。

2) 生活状況

最初、この集団住宅では40家族が生活をしていました。そのうちの何家族かはクラリエボ自治体がベラノバッチに建てたアパートに移りました。そこでは、電気代とガス代だけを支払えば生活ができました。ただ、3年後には賃貸料を支払わなければならなくなると聞き、またアパートもとても狭かったため、私たちはそこへ引っ越しをしないことにしました。

3) コソボの住宅状況、アルバニア人に対する認識

私たちはコソボにある住宅がどうなっているか確認するために一度戻ったことがあります。私たちは住宅所有の証明書を持っていますが、住宅問題を解決するために連絡してきた人は今までに誰もいません。避難民の中でコソボに置いてきた財産を売却することができた人はほとんど都市出身です。村出身の人々は財産を売却することはできていません。私たちはイスラム教徒、キリスト教徒の如何を問わずコソボのアルバニア系隣人ととても良い関係を築いていた。一つの学校にどちらの民族に属する生徒も居て、仲良く勉強をしていました。しかし、1999年4月、セルビア系住民の子どもは学校へ行くのを止め、6月には脱出しなければならなくなりました。

4) 身分証明書

脱出の際、IDカードを置いて来た人もいました。クリナの登記所はセルビアのクラウジェヴァツに移されたので、IDカードの再発行は難し

くなりました。しかし、私たちはコソボを常居所とするセルビアの ID カードを持っています。しかし、IDP カードを得ることができるかはわかりません。

5) 財産権の回復、帰還の意思

私は現在滞在している集団住宅は誰が所有しているのかわかりません。最初にここに来たときは、空き家でしたが、現在はどうもクラリエボ自治体の所有となっているようです。最初の3年間は、赤十字から食料や衛生用品を受け取りました。私たちはクラリエボ自治体の支援によって与えられた資材を使って新しい家を建設し始めました。私の夫はセルビア森林で働いており、月200ユーロを受け取っています。しかし、これでは食料費しか賄えません。ただ、夫は働いており、子どもたちは学校に行っているため、私たちには他の市民と同じ社会給付の権利があり、医療保険など受給できます。私たちはコソボの故郷に帰還したいと思っていますが、子どもたちはそう思っていません。彼らはヴィタノバッチの人々に受け入れられている感覚を持っているため、ヴィタノバッチが第二の故郷だと思っています。

6) 統合の有無

どうなったら統合を達成したと言えるのかについては私にはわかりません。ただ、私たちにはセルビアでの自主定住以外の選択がないので、この方法しか考えられません。しかし、私は避難民が通常的生活を送れるようにするためにはお金が最も重要であると思います。子どもたちは学校で受け入れられており、問題を抱えていません。ですから、子どもたちはコソボを故郷と考えることはできません。なぜならば、ヴィタノバッチが彼らの故郷だからです (Zubic, 2013)。

4-3. セルビアの非公認避難民集団住宅に居住する元炭鉱労働者

2013年8月4日、クラリエボ近郊のヴィタノバッチを訪れる。非公認の避難民集団住宅在住のラザー・カラジッチさんに聞き取り調査を行った。

1) 出身地、アルバニア人とセルビア人の関係

私はクリナ自治体のデルスニク村の出身です。コソボにある私の住宅

はまだありますが、現在アルバニア人に占有されています（彼は損壊した家の写真を見せてくれた）。コソボでは、13世紀にオスマントルコ帝国の影響でイスラム教へ改宗させられたセルビア人は正教徒のセルビア人の財産を破壊しました。なぜなら、彼らはもともと正教徒でしたが、オスマントルコ帝国によってイスラム教に改宗させられたため、アルバニア人として信用されるようにする必要があり、セルビア人を憎んでいるふりをしたかったからです。

2) コソボにある住宅の状況

私は一度コソボの自分の家に戻りました。私の土地にはイスラム教に改宗したセルビア人の子どもが遊んでいました。彼らは私に「どこから来たの？」と聞いてきました。私はアルバニア語を流暢に話せるので、アルバニア語で「オラホバッチ出身だ」と答えました。私は情報を得るために、アルバニア人であるふりをしました。彼らは「どうしてここに来たのですか」と私に尋ねました。私は「何か盗むものは残っていないか知りたんだ！」と答えました。すると、彼らは「心配しなくても大丈夫です。私たちが全て盗みましたから」と答えました。彼らはイスラム教に改宗させられたセルビア人なので、アルバニア人であるふりをしているのです。子どもたちは私の土地で牛を飼っていました。そこにかつて私の父親が飼っていた牛である「ブレナ」がいることに気づき、私は思わず「ブレナ！」と呼ぶと、その牛は応えてくれました。

3) 帰還の意思

私が村を訪れたとき、カトリック教徒とイスラム教徒のアルバニア人がいました。私は彼らの家に行き、お茶やコーヒーと一緒に飲みましたが、全く問題は生じませんでした。その後、私はよくコソボを訪れるようになりましたが、問題はありません。通常、イスラム教徒へ改宗したセルビア人は彼ら同士の仲があまりよくなく、正教徒のセルビア人に帰ってきて欲しいと思っています。彼らは13年前と同じように生活したいと思っています。私は避難生活を始める前に石炭会社で32年間働きました。その会社には620人の従業員が働いていましたが、セルビア人はたった20人でした。しかし、私たちセルビア人はアルバニア人との間で問題を起こしませんでした。私は炭鉱で動かしていた機械の鍵を今でも持っています。コソボのカフェに行ったとき、皆が私と話しをし

たがりました。もしコソボに家があったら、私は帰ることができると思います。

私は常居所をコソボのクリナとするクラリエボ発行のセルビア ID カードを持っています。IDP カードは持っていません。しかし、私は年金を受給しています。息子は支援してくれませんが、娘は支援してくれています。また、あるパン屋が毎日パンを支給してくれます。しかし、私が所有しているコソボにある財産について問題にしようとした人は今までにいませんでした (Karazic,2013)。

4-4. セルビアの非公認避難民集団住宅に居住する元農業従事者

2013年8月4日、クラリエボ近郊に住むボイセビッチ・ブラティスラヴさん(59)に聞き取り調査を行った。

1) 避難当時の状況

1999年に行われた NATO による空爆によって多くの家屋が破壊されました。爆弾の着弾点から 500メートル以内の全ての家屋は破壊されました。当時投下された爆弾は不発弾としてそのまま残されており、子どもたちはいつも危険にさらされています。1999年の紛争が終結するとすぐにアルバニア人を守るために KFOR がコソボに派遣されました。紛争終結の2ヶ月後、私の息子であるジュゴスラヴ・ブラティスラヴはトラクターを盗まれないようにしたところ、これを盗みに来たセリフ・カストラティという人物に殺害されました。しかし、この犯罪に対しては何の処罰も行われませんでした。旧ユーゴスラビア国際戦犯法廷 (ICTY) は何が起こったのかを調査をするためにここに来ましたが、その後何も行動を起こしませんでした。

2) コソボに残した住宅の状況

KFOR の隊長として行動していたイタリア人のファビオ将軍は、私に「もしクリントンが全てのセルビア人を殺せというなら、私たちは実行する」と言いました。紛争終結の40日後、私はコソボにある自分の家を見に行きました。しかし、何人もの人々が待ち伏せをしていて、投石をされました。このため、KFOR のファビオ将軍は私を私の住宅がある場所まで連れて行くことはできませんでした。その15日後、私はドイツ軍

に頼み、装甲車を使って私の家まで連れて行ってもらいました。行ってみると、ドブロシュにある私の家はブルドーザーによって破壊されていました。そして、ドブロシュの市役所は私が自分の家に戻ることを二度と許してくれませんでした。私は困ったのでペッチの警察に行き、2013年5月13日と6月3日にこの問題について報告書を提出しました。しかし、これに対する対処は何もしてくれませんでした。

3) 身分証明書

私は本拠地をコソボとするセルビアの ID カードを持っています。私はコソボで生まれ 45 年間暮らしました。他の一般市民（アルバニア人）はセルビア人がコソボの先住民であることを認めています。にもかかわらず、2012 年にコソボの ID カードを取得しようとしたが、できませんでした。コソボの登記所は 1999 年以前に発行された誕生証明書を提示するように求めてきたのですが、私がこれを取得できなかったためです（これはコソボに行かないと取得できない）。しかも、私は IDP カードも取得していません。私はセルビア政府からは避難生活に対する援助を何も受けていません。セルビアでは仕事を得ることもできないため、月 130 ユーロの年金と医療保険をセルビア政府から受けて生活をしています。

4) 帰還の意思、仕事の有無、生活状況

私はコソボに帰還したいと考えています。しかし、私はセルビア人が多数派となるコソボ北部には帰りたいたとは思いません。かつて住んでいたコソボ南部の村に帰りたいたと思っているからです。私はアルバニア人とはとても良い関係を築いていました。しかし、紛争後、彼らはアメリカ人のテコ入れにより敵対的となってしまいました。私の兄はスイスに住んでいて、資金を出してクラリエボに私の家を建ててくれました。しかし、私には仕事がありません。ですが、私は農家としての自分の仕事をしたいと思っています。そして、そのためにはドブロシュは最高の土地なのです。セルビア人が仕事をするために海外に渡航することが難しくなっているため、私の子どもたちでさえも海外で仕事を得ることができません。セルビアに対する経済制裁（1991～2003 年）は電車、家具、ヒーターの 3 大産業を閉鎖に追い込みました。この期間に、セルビアはコソボの領土を諦めたら経済制裁は止めても良いと言われました。

(Bratislav,2013)。

4 - 5 . コソボ北部セルビア人居住地区の非公認避難民集団住宅に居住する年配者

2013年8月5日、コソボ北部のレポサビッチを訪れた。そして、非公認の避難民集団住宅に住むラトミルカ・ヴチノビッチさん(62)に聞き取り調査を行った。

1) 避難当時の状況

私はコソボのクリナ出身です。1999年6月18日、皆が同時にクリナを脱出したため、私も一緒に脱出しました。その後、私はかつて自分の家があった場所へ戻ってみましたが、家は破壊されていました。そして、そこには隣人が占拠していました。その土地は10㎡あたり5,000ユーロですが、そこに不法占拠している隣人は1,000ユーロしか払おうとしません。そして、彼は「この値段で買うか、それともそのままにするか(不法占拠を放置する)だ」と言っています。

2) 身分証明書、支援状況

私はIDPカードを所持しています。これによって、赤十字から冬には燃料となる木材、食料を受給しています。私の娘はかつて市役所に勤めていましたが、2008年(コソボが一方的独立宣言をした後)に解雇されてしまいました。一般市民は国内避難民を支援するべきであると思いますが、彼らはそのようなことは行っていません。国内避難民だというだけで、差別的な扱いをされることがあります。(Vucinovic,2013)。

4 - 6 . コソボ北部セルビア人居住地区の非公認避難民集団住宅に居住する男女

2013年8月6日、コソボ北部レポサビッチを訪れた。ここで、さらに別の非公認避難民集団住宅を訪れた。そして、ミランカ・スラブコビッチさんと(45)とスタンコビッチ・スベテンさん(60)に聞き取り調査を行った。

1) 避難当時の状況

私（ミランカさん）はかつてプリズレンに在住していました。紛争が終結すると、アルバニア人は武器を持って私たちを脅しに来ました。そこで、1999年6月13日、私は脱出しました。セルビア人が用意したバスに乗ってニーシのホテルまで移動しました。そこで、5日間滞在しました。その後、私はシチュェヴォに行き、そこで3日間を過ごしました。その後、さらにポリャナに移送され、そこである学校の校舎で5日間を過ごし、スメデレヴォにある避難民の集団住宅へ移動しました。

2) 住居、生活状況

私はそこで4×4 m²の部屋に8年間を過ごさなければならなかった。スペースがなかったため、私の子どもたちはそこに滞在することはできませんでした。2007年8月、私はブレヴェニクに行きました。そして、2013年5月にレポサビッチにたどり着きました。私はこの避難民のための集団住宅に住む人々と仲良く暮らしています。彼らの中には仕事を持っている人や、年金を受給している人もいます。私はコソボのIDカードとIDPカードを持っています。しかし、私は紛争以前に住宅を所有していなかったので、戻ることのできる住宅はありません。

3) 避難状況

私（スタンコビッチさん）はクロアチア出身の難民でレポサビッチに一時的居住地を得ました。私の元妻はクロアチアで住宅を所有しており、そこに私も一緒に住んでいましたが、1991年から1995年まで続いたクロアチアの独立戦争中に私はそこを追い出されました。したがって、私にも戻ることのできる住宅がありません。このことから、私の人生目標は子どもたち（15歳のダニツアと10歳のドラゴリブ）が路上で暮らさなくて済むように自分の空間を持てるようになることとなりました。そして、ミランカと一緒に生活することを希望しています。

4) 支援状況

UNHCRは私たちに「もし貴方たちがコソボに土地を購入したら、住宅を建設するための資材を提供する」と約束しました。しかし、私たちには土地を買うことができる財産はありません。ただ、私たちが職業紹介所へ行ったとき、スタッフは医療カードの期限の延長をしてくれました。この医療カードやIDPカードがあれば、薬代は支払う必要がありますが、無料で医療を受けることができます。このことで、大変助かっています

(Slavkovic,2013; Sveten,2013)。この住宅支援の約束は帰還を「住宅に住む権利」の享受の条件にしているので、「居住地を選ぶ自由」の侵害となるのではないかという疑問が生じる。

5. コソボ出身国内避難民問題の恒久的解決にとって重要な要素

以上の調査から分かることは、彼らはセルビアで仕事を得ることが非常に困難であり、自分の住宅を持つことを望んでいることである。たとえ法的に所有権を移転しなくとも、特定の住宅を排他的に占有することができることが重要なのである。それ故、集団住宅で生活をしていても、自分の空間を確保できれば恒久的解決は達成できると言える。生活水準が他の市民と同程度に到達しているかどうかはさほど重要ではない。最低限の生活水準に達していれば、排他的に占有できる住宅を得ることにより移動のない安定した生活が可能になり、住所を得ることにより仕事も得やすくなるからである。したがって、『IASC（機関間常設委員会）国内避難民の恒久的解決の枠組』（2010年）が恒久的解決の基準として定める「他の市民と同程度の生活」に達しなくても、「他の市民と差別されずに人権を享受」し、「自分の空間を確保」できることが重要である。そして、「国内避難民の自由意思を尊重」した上で、これを実現していく必要がある（Brooking,2010）。

5-1. 国内避難民の帰還を促す条件の未達成

コソボの自宅に帰還することができるのであれば、国内避難民の避難状態は終了したと言えるはずである。以前のように自分の空間を持てるようになるからである。したがって、まずはこの可能性について考察する必要がある。国際社会とセルビア政府による国内避難民問題の解決策における優先も帰還であった。2002年の「難民と国内避難民問題の解決に対する国家戦略」は帰還を最優先に置く政策を目指した。しかし、安全が確保されないために元の場所に戻れない場合を考慮して、暫定政府自治機構（PISG）、UNMIK、セルビア政府が2006年に発効した「国内避難民の自発的かつ持続可能な帰還のための議定書」は、元の自宅に戻る

だけではなく、 Kosovo の他の場所に戻ることも帰還に含めるとした (RS,2002;RS,2006)。このような変更が必要となったのは、NATO や KFOR がセルビア人を守らなかったためであり、このために避難民が発生したことを考えると、彼らの問題の恒久的解決を達成する責任は国際機関が担っていると考えられる。

しかし、当議定書は国内避難民の帰還を促すような影響力を持たなかった。なぜなら、Kosovo の地位が決定していないからである。2008 年の Kosovo の一方的独立宣言以来、Kosovo 政府はこの 2006 年の議定書に拘束されないと考えている。国家承認が不完全な状態では、Kosovo 政府は国内避難民の安全を確保する動機を見出せない。したがって、Kosovo の政府機関は帰還を促進する努力をしているように見せかけてはいるが、国内避難民の恒久的解決には関心を払おうとはせず、これを可能とするために必要な財源も当ててこなかった (OSCE,2010)。Kosovo がこのような姿勢を取っているのは、国内避難民は国境を超えてセルビアに滞在しているとみなし、その存在そのものを否定しているからである。セルビアからの独立を宣言した Kosovo はアルバニア人による国であり、この状態が正しいと考えているのである。したがって、この過程によって生じた国内避難民は不正義を正すために生じてしまったのであって、不正義な状態ではないというわけである。帰還できない避難民は、勝手に帰らないだけだと言う (Bucaj,2013)。

実際にセルビアが Kosovo の独立を認めていないという事実は、国内避難民の帰還に対する Kosovo の協力を阻んできた。そして、帰還を促さない不安定な雰囲気を作り出している。帰還者数は 2000 年の 1,906 人から 2003 年のピーク時の 3,801 人へと増え続けた。しかし、2004 年 3 月に 5 万人以上のアルバニア人によるセルビア人に対する暴動が起こって以来、帰還の数は減少し続けた。この暴動は新たに 4,200 人の国内避難民を発生させ、KFOR、UNMIK 警察、Kosovo 警察の目の前で何十もの教会、何百もの住宅を炎上させたことにより、帰還は不可能という重大な心理的影響を国内避難民に与えた (HRW,2004)。

これらの暴動によって、アルバニア人がセルビア系少数民族を Kosovo 社会に受け入れる準備ができていないのはいかという認識が広がり、暴力を鎮めるための国際社会の治安部隊の能力や意図についても信用が失われてしまった。KFOR や UNMIK は国内避難民の財産を保護するこ

とはできなかった、いや、しようとはしなかったのである。少数民族の彼らは直接暴力の影響を受けたかどうかにかかわりなく、不安と孤立の中に取り残されたのである。

帰還者数は 2005 年に 2,126 人、2006 年は 1,669、2007 年は 1,816 人、2008 年は 582 人、2009 年は 1,153、2012 年は 1,043 人であった。帰還の継続的な減少は低強度の嫌がらせが継続しているしるしであり、彼らに対する散発的な凶悪犯罪が続いている証拠である (OSCE,2012)。また、財産権の回復がなされていないことや、移動の自由がままならないため基本的なサービスを受けられないことは少数民族の持続可能な帰還の大きな障害となっている。2000 年～2014 年の間の帰還数は計 25,430 人(国内避難民全体の 11%)であるが、少数民族に属する人々は低強度の民族的動機による安全を損なう事件で苦しんでいる。たとえば、身体的または言葉による攻撃、放火、投石、脅迫、嫌がらせ、略奪である。また、銃撃や殺人などの強度の高い事件も起こっている (UNHCR,2006)。コソボ政府も国際機関も有効な対策を講じていない。

このような状況下では、国内避難民は彼らの意思に反して強制的にコソボに帰還させられるべきではないし、セルビアに送り返されるべきでもない (1998 年 IDP 指導原則 28)。コソボでは迫害の危険があるし、セルビアでは避難先での統合が上手くいかず、第二次移動の危険にさらされるかもしれないからである。このような状況が続いているにもかかわらず、国連事務総長特使であるエイデ大使は、2005 年 10 月にコソボの基準 (法の支配、民主主義、移動の自由、少数民族の帰還と保護) の実施について報告書を提出した。当報告書は、少数民族保護に問題があると判断したにも拘わらず、コソボの地位を決定する過程を始める時が来たと結論づけた (Lindsay, 2009)。2005 年 11 月に国連事務総長特使としてマルティ・アチサーリ氏が任命されてコソボの地位に関する交渉は開始した。しかし、交渉は上手くいかず、コソボは 2008 年に一方的独立宣言を行った (月村、2009)。このように、コソボが少数民族の権利保護を怠っているにもかかわらず国際社会がコソボを独立させようとしたことは、コソボの独立は NATO が介入したときから決定されていたことを示唆するものではないだろうか。

5 - 2 . 国内避難民の帰還の意思の低下

2007年の生活水準調査によると国内避難民の50%がコソボへの帰還の意思を示していたが、2011年のIDP必要性評価によるとこの数字は20%まで低下していた。コソボ国内での少数民族への差別と暴力、コソボ独立の可能性の高まりなどの理由で、国内避難民は帰還の希望を捨てしまったためである(UNHCR,2011)。セルビア難民省はセルビアのEU加盟のための基準を満たすために再編されており、2009年には「移民管理戦略」が採択され、2002年の「難民と国内避難民問題の解決に対する国家戦略」が修正された。これによって、セルビア政府と国際社会は国内避難民の帰還よりも地域統合を促進することを優先する政策に変更するようになった(RS,2009)。

5 - 3 . 国内避難民のセルビアへの統合の重要性

セルビア政府は「2011年～2014年までの難民と国内避難民の問題解決のための国家戦略」を發布した。これによって、国内避難民は常居所地を変更しても国内避難民に対する支援を失わず、住民としても社会的給付を得ることができるようになった。ただし、当該文書は難民を統合するための戦略については詳述しているが、国内避難民の統合については「統合」という言葉を避け「生活状況の改善」という言葉を使って述べているのみである(RS,2010)。この言葉はどんな状況でも帰還しそうな脆弱な国内避難民を恒久的に地域統合するための措置を意味するのか、国内避難民の自立性を高め将来的に帰還を可能とするための一時的な措置なのかは分からない。即ち、生活状況が改善しても、統合が完了したのかどうかは不明ということになる。

生活状況を改善するための支援をしていくと決定したことは評価できるが、具体的にはどのようにしたら地域統合を完了できるかを示さなければならない。国内避難民はセルビアに常居所を変更するとコソボでの賃金の補償としての金銭的援助を得ることができなくなるため、これを行おうとはしない。しかも、仕事を得ることが難しく、自立することが困難な国内避難民にとって自らの力のみで自主的定住を達成することは至難の業である。よって、生活の基盤となる住居の確保が先決となる。

特に強制移住以前に自らの空間を持てる住宅に居住していたのならば、この状態を回復しないと避難状況によって生じた困難から脱出できたとはいえない。しかし、肝心の国内避難民の住宅は破壊されていたり、別の住人が占有していたりするため使用することは不可能である場合が多い。したがって、住宅問題を解決することが国内避難民の問題を解決する上で最重要課題であることになる。

5 - 4 . 国内避難民の住宅を確保するための政策

この問題の解決を図るため、UNMIK はコソボ住宅・財産局 (HDP) を設立した。この機関はコソボの財産権回復問題を解決するために財産権問題の訴訟を受理し、判決を出した (UNMIK, 1999a)。しかし、たとえ国内避難民の財産権を認める判決を出し、不法占有者に強制退去命令を出しても、UNMIK 警察やコソボ警察がこれを執行しないため、占有者が戻ってきて再占有してしまうということが起こっている。しかも、たとえ判決が執行されても、国内避難民の多くは安全が確保されていないために帰還する意思を持たず、その権利を享受することができない。もし、帰還する意思がないのであれば、財産権の回復は補償によって行う他はない。市場価値に見合った補償額を与えれば、避難地のセルビアで適切な住宅を購入することが可能である。住宅が購入できれば、自分の空間を確保できるので、国内避難民問題の恒久的解決につながりやすい。

5 - 5 . 国内避難民の財産権回復のための国際的基準

財産権は世界人権宣言 17 条や欧州人権条約第一議定書 1 条で保障されている。国内避難民問題との関係においては、「国内強制移動に関する指導原則」(1998 年)の原則 29 が、所轄官庁は国内避難民が財産権を回復し再占有を可能にするように支援し、回復が不可能な場合は適切な補償を獲得するか、別の形態の正当な補償を得ることができるようになる義務を負うとしている (UN, 1998)。「難民と避難民の住宅・財産の回復に関する国連原則」(2005 年)の原則 2 も、財産権を紛争前の状態へ戻すこと (修正的正義) が国家の優先義務であるとし、原則 21 で財産権の回

復が不可能な場合にのみ補償が認められるとしている (UN,2005a)。しかし、この原則で使用している修正的正義 (restorative justice) は当事者間の和解を醸成するために当事者の意思を尊重する司法アプローチで使用される言葉である。したがって、原状回復が不可能なときのみ補償を認めるのではなく、国内避難民の意思を尊重し、彼らが希望すれば補償を認めなければならないと解釈すべきである。

人権侵害の被害者に対する救済については、世界人権宣言 8 条、人種差別撤廃条約 6 条、市民的・政治的権利に関する国際規約 2 条が約束している (UN,1948,1966a,1966b)。そして、国際司法裁判所は 2004 年にパレスティナ占領地の壁建設についての勧告的意見を出し、壁建設の結果によって生じた自然人や法人所有の財産損害は補償されるべきだとした (ICJ, 2004)。その際に、補償は違法状態をそれ以前の状態に戻すもの、またはそれと同価値の金銭賠償でなければならないとする常設国際司法裁判所のホルジョワ工場事件を引用している (PCIJ,1928)。さらに、欧州人権裁判所は、ゼニデス・アレスティス事件においてトルコ政府による補償は財産権回復措置としては十分ではないとし、欧州人権条約 13 条による効果的な救済は金銭賠償よりも原状回復をより重んじていることを示した (ECHR,2005)。しかし、人権侵害犠牲者に対する補償の原則を示した『ヤンボーレン・バシウーニ原則』では、「原状回復が不可能な場合のみ」という限定を取り払い、犠牲者は完全かつ効果的な補償を受ける権利があるとした (UN,2006a)。

6. コソボ出身国内避難民の財産権回復を実現するための制度

このように、国内避難民の恒久的解決のためには財産権を回復する必要がある。しかし、コソボ紛争後の復興に関して定めた安保理決議 1244 には、特に財産権回復に言及した箇所は含まれていない。したがって、UNMIK は 1999 年に最初の大規模請求制度としてコソボ住宅・財産局 (HPD) を設立した。当機関は、紛争後の正義を達成するために、避難民の財産回復の権利と故郷へ帰還する権利の実現を目標として掲げ、コソボ紛争に関連して起こった財産権問題に関する請求を受け付け、財産権の所在について判決を出した (UNMIK,1999a)。

6 - 1 . 大規模財産権回復制度への請求と判決

コソボ住宅・財産局（HPD）に提出された案件は3種類ある。1つは、1989年3月22日以降に制定された差別的な法律によって失った財産に対するアルバニア人による請求（A請求）で、所有権や使用权（占有権）を不当に失ったと認定された場合、財産の権原が認められ、財産権の回復または金銭賠償が行われる。2つ目は、非公式（契約書なし）取引のため登記ができなかった財産に対する請求（B請求）で、差別的な法律が禁止したセルビア人によるアルバニア人への土地売却の取引が認められれば、アルバニア人による権原証書の登録が認められる。3つ目は、1999年3月24日以前に所有または使用していたが、NATOの軍事介入以降に失ったセルビア人国内避難民の財産に対する訴訟（C請求）であるが、土地の登記簿がセルビアに移されたため、セルビア人国内避難民の財産の使用权に関してのみ判決が出される（UNMIK,2000a）。請求数は、A請求が1,212件、B請求が767件、C請求は27,182件であった（HPD,2008,p.40）。

C請求において、避難民がその財産を再占有する権利が認められれば、占有者（アルバニア人）は強制退去をさせられる。ただ、強制退去から14日以内に再占有にいたらない場合は、コソボ住宅・財産局（HPD）が当該財産を一時的に管理するとした（UNMIK,2000a, s12.2c）。しかし、セルビアに避難している国内避難民は、判決の14日以内に再占有を完了することは難しい。よって、2006年には、占有者がコソボ財産局（KPA）を通して国内避難民である財産所有者に賃貸料を支払う賃貸プログラムが設立された（UNMIK,2000a）。しかし、建物の状態が悪いため賃貸できなかったり、賃貸料不払いの場合に強制立ち退きが行われなかったりし、多くの国内避難民は財産を売却したいと考えるようになった。

A請求とC請求が重なる場合には以下のようなことになる。すなわちアルバニア人による公営財産の使用权が差別的に取り消された後に、当該財産が民営化されてセルビア人に所有権が移転していたなら、当該財産はセルビア人国内避難民の私的財産となる。この場合、勝訴した原告（A請求者）は、民営化を元に戻す代わりに、当該財産を購入する機会を与えられる（原状回復の一種）。一方、国内避難民（C請求者）は民営化の過程で財産の購入のために支払った金額を補償として受け取ることになる（補償の一種）（Cox,2000）。ただし、1989年3月22日以降の正当な法律

に従って社会主義時代に国家収用された財産が元所有者に返還された場合には、原告は当該財産を購入する機会を与えられない。

当初は、国内避難民の恒久的解決として帰還が政策の第一目標と考えられていた。ただし、避難民が恒久的解決を達成できることに重点を置くため、帰還を財産権の回復の条件とはしなかったのである。これはボスニア・ヘルツェゴビナの和平条約である Dayton 合意（1995）が避難民の帰還を政府の義務としたため、財産権の回復が進まなかったという教訓から学んだ結果であった（UN,1995）。避難民が帰還よりも補償を求めたことにより政策を変更せざるを得なくなり、財産権の回復は帰還を条件としないで請求できるようになり、占有権を法的に回復することを意味するようになったのである。これによって、その後起草された「難民と避難民の住宅・財産の回復に関する国連原則」（2005）では帰還と財産権回復を分けて実施することになった。これは国際的な基準が政策を形成するのではなく、避難民の意思が政策に影響を与え、それが国際的な基準を形成していく先例を示していると言える。この結果、コソボ住宅・財産局（HPD）は8年かけて28,716（98.5%）請求（住宅財産請求）を解決することができたのである（HPD,2008,p.31）。

6 - 2 . 財産権の所在における判決内容の不十分性

財産権回復請求の訴訟は国内避難民の帰還にはつながらなかった。なぜなら、4,418件の請求で請求者が途中で請求を取り下げたり、訴訟を終了させて財産を売却したりしたからである。また、解決した請求のうちごく僅かの4,183件の請求がHPDによる暫定的管理、その他の僅か5,706件が再占有を要求するにとどまり、さらにこの中で元の住宅に帰還したのはごく稀であったこともその理由である。したがって、再占有の要求はたいてい訴訟過程の最中で請求者が財産の購入者を見つけたことを意味した（UN,2006b）。このように国内避難民が財産の売却を選んだのは、コソボが独立へ向かっており、彼らが帰還できるような環境を整えようとはしなかったためであると考えられる。これは財産権の原状回復は避難民の最善の利益に叶うのかという疑問を投げかけることになった。もし、金銭的な補償の選択を与えられたなら、彼らはそれを選んだはずからである（Arraiza and Moratti,2009）。

しかし、AとC請求が競合する場合を除いては、補償は認められなかった。これはドナー（援助資金供与者）が財産に対する補償を行うことによって、強制移動を金銭的に固定してしまい、帰還に失敗し、自らが避難民を受け入れる慣行を作ってしまうことで、非難されなくなかったからである。また、ドナーは大規模な補償計画に必要な資金を出すことができず、紛争後の環境で財産価値を査定する難しさもあったと思われる。

また、1990年代のコソボはアルバニア人とセルビア人の二重統治下にあり、セルビア政府は登記簿をコソボからセルビアの南部に移したため、住宅・財産請求委員会（HPCC）のC請求への判決はセルビア人国内避難民の合法的占有権を確立することにとどまり、完全な法的権原における判断には至らなかった（UNMIK,2000a,s22.5）。この請求を通じて、10,041人の原告が住宅を破壊されたことが明確になり（HPD,2008）、特に、ロマ人、アシュカリー人、エジプト人の無認可の住宅が再開発のために破壊されたことが分かった（COHRE,2008）。彼らは再占有を許可する判決が出されても、それを実行することができない。したがって、財産権回復訴訟では、占有ではなく権原に関する判決を出し、非土地保有者の住宅に居住する権利（再建築か補償）を尊重すべきである。

6-3. 財産権の所在における判決の不執行

UNMIK警察とコソボ警察は不法占拠者の立ち退きを執行せず、判決の実施を妨げた。しかも、HPDのC請求における判決は占有権に関するもので権原にまでは及ばず、破壊された住宅に対する意味のある救済は与えられなかった。それ故、原状回復は行われず、政策としての帰還の強調は強制移動の犠牲者の利益に資することはなかった。その上、農地と商業財産の不法占拠や違法建築が帰還の妨げになっており、農業の衰退にも繋がっていた。この事から、農地と商業財産の回復に関する追加訴訟を担うため2006年にコソボ財産局（KPA）が設立され、HPDがそれまで管轄した住宅関連の訴訟も引き継いだ（UNMIK,2006a）。

当初は、国連安全保障理事会決議1244がコソボの自律と自主政府の確立を目的としていたため、KPAはHPDとは違って財産の占有権について事実を認定するのみで、権原についての最終判断はコソボ裁判所に

委ねることになった (UNMIK, 2006a)。この結果、KPA の判決がコソボ裁判所の判断と異なり、判決が覆される可能性を残してしまった。そこで、UNMIK は KPA のコソボ財産請求委員会 (KPCC) に財産権の権原について拘束力のある判決を出せる資格を与えた。これによって、KPA は強制立ち退きに加えて、新たに義務的賃借、オークション、取り壊しなど幅広い救済方法を実施できるようになり、コソボ警察と強制執行に関する標準作業手順の覚書を結んだ。しかし、コソボ警察は不法占拠者に対する執行を拒否することが多かったのみならず、この制度改革の過程で、「補償」という言葉が、KPCC の権限を定めた UNMIK 規則 2006/50 のセクション 15 から削除されてしまった (UNMIK, 2006b)。

コソボ財産局 (KPA) は 2015 年までに、コソボ出身セルビア人国内避難民による商業及び農業関連の私的財産に関する 42,749 件の請求を受け取っている。コソボ財産請求委員会 (KPCC) はこのうち 42,116 件の請求に対して判決を出した (KPA, 2015)。しかし、破壊された財産の補償は行われてないし、違法な建物の取り壊しなどの困難な執行 (非合法的なガソリンスタンドやモーターなどの建物建設の裏には犯罪組織の影があるため) は放置されたままになっている。このようなことが起こっているのは、コソボにおいては国家主義的エリートの下で民族的覇権の強化が行われているためであるが、KPCC の判決の不執行に関してはコソボ当局も国際機関も責任を問われたことはない。この状況に乗じて、コソボの国内裁判所が KPA の管轄権に属する訴訟に関して手続きを始め、偽造された文書の正当性を検証する努力をせずにその効力を認め、国内避難民の出廷なしに請求者 (アルバニア人) の選んだ証人の証言に基づいて請求者の請求を認めてしまっている (Tawil, 2009)。

6 - 4 . 補償請求をめぐる当事者適格と適用法規

国内避難民が破壊された財産の補償を請求するにあたって、当事者適格が問題となる。この点では、1999 年の紛争の後のコソボは軍事占領体制下であり武力紛争法 (ハーグ規則) と国際人道法 (ジュネーブ第 4 条約) が適用できる (EU, 2012a)。1907 年のハーグ第 5 条約 (2~4 条) によると、NATO は国連決議なしに一方的に武力行使を行い、KFOR は国連安全保障理事会決議 1244 が国連憲章 7 章に基づいて与えた権限を行使

し、コソボ領域内で戦闘員部隊を展開させたため、中立ではなく、軍事占領していたことになる（Hague V, 1907）。よって、KFORとUNMIKはコソボ領域内で完全な支配力を行使したことになり、国内避難民の財産の破壊を防止する義務を負う。UNMIKは国家と同じようには責任を負わないかもしれないが、KFOR参加国は派遣の合法性に拘わらず、ハーグ第4条約を遵守する義務を負う。そして、ジュネーブ条約（共通3条）の準備作業とその後の慣行によると、補償請求を提起できる権利は避難民個人が有すると言える（Kalshoven, 2005; UN, 2005b）。

ハーグ第4条約（1907）は軍事占領時に適用可能であり（42条）、ジュネーブ条約（1949）は武力抵抗がないときでも、占領事態において完全に適用可能である（共通2条）。なぜなら、ジュネーブ条約は占領の合法性を判断しないからである（Geneva, 1949）。ハーグ第4条約は、軍事的必要性によって絶対的に必要とされる場合を除いて、敵財産を破壊または没収することを禁止している（23条）。合法的権力の機関が占領者の手に渡った場合、占領者は全面的に防止されない限り当該国の効力ある法律を遵守し、公序と安全を回復または確保するためのできる限りの努力を払う義務を負うとしている（43条）。ジュネーブ第4条約は、財産の破壊を禁止しており（53条）、軍事的必要性によって正当化されない不法かつ恣意的な財産の広範な破壊と収用は、重大な違反となるとしている（147条）。そして、後者の条項（147条）は軍事作戦の終了後1年間継続するとし、前者の条項（53条）は占領者が当該領域で政府の機能行使する限り適用される（6条）。国内避難民の住宅が破壊された時期もこの期間内なので、これらの条項は適用可能である。

6 - 5 . 財産権の回復における国際機関の役割

以上のことから、大規模財産権請求は国際機関が一括して行うことが効果的であると言える。そして、財産権の回復に関する訴訟の潜在的な請求者は誰か、彼らが必要としていることは何か、資源の利用可能性や政治的状況を考慮に入れた上でどんな方法が実行可能かを考えると、財産の再占有は実行可能ではないことが明らかになる。国内避難民の大部分は帰還せず、市場価格を下回ってでも財産を売却することを選ぶからである。国内避難民の財産が市場価格で売られれば、多くの国内避難民

にとって直接的な問題解決になることを考慮に入れると、国際機関は不法占拠者に価格の一部を負担するなどの包括的なプログラムを策定、実施することが重要である。

7. コソボ出身国内避難民の財産権回復を阻む障害

財産が不法占拠されている場合は、当該財産を市場に出すことはできないため、財産権の回復を行うことはできない。たとえ、不法占拠者が当該財産を購入することに同意しても、市場価格を下回った価格でしか取引しないことが多い。さらに、破壊された財産の場合は、売却すること自体が難しい。したがって、破壊された財産の財産権を回復するためには、制度的に補償を行わなければならない。しかし、財産の補償を阻む状況があり、HPD (KPA) には補償の制度は存在しない。したがって、補償の制度を確立すべきである。

7-1. 国内避難民による国際機関に対する訴訟の提起

国内避難民は紛争後に破壊された財産の補償を求めて、時効が成立する前の2004年(1999年の紛争後に財産が破壊されてから5年目)に、UNMIK、KFOR、コソボ暫定自治政府諸機構(PISG)を相手取って、18,132件の請求をコソボの国内裁判所に提起した(OSCE,2007)。しかし、UNMIKはKFORとともにその設立憲章でコソボの国内裁判所からの特権免除を与えられていたため、コソボの国内裁判所はUNMIKとKFORに対する訴訟手続きを認めることができない。さらに、UNMIKの司法省は適切な解決策が出てくるまでそれらの請求を処理しないようという指示をコソボの国内裁判所に出した。しかし、そのような適切な解決法は出てくることはなく、これら原告の公正な裁判を受ける権利は侵害されることになった(UNMIK,2006b;KRAP,2011)。

このUNMIKの行為に関して、人権諮問委員会(KRAP)が審査を行った。しかし、財産の破壊はKRAPの設立前に発生したので、KRAPはそれらの破壊によって生じた実際の損害を審査することはできなかった。実際に避難民の財産を破壊した人の責任や、その行為を防ごうとしなかったKFORの責任を問うことはできなかったのである。KRAPはUNMIK

がコソボの国内裁判所に与えた指示によって避難民の提起した訴訟の手続きを中断させたことについての判断を出すにとどまった。つまり、効果的な司法アクセス権の侵害と訴訟手続きの遅延は、ヨーロッパ人権条約6条（公正な裁判を受ける権利）違反とであるとし、非金銭的損害については補償するように UNMIK に勧告した。しかし、補償は未だに行われていない。ただし、2004年に国内避難民が提起した訴訟は、財産権の回復が不可能な場合には補償を行うべきとする基準を盛り込んだ「難民と避難民の住宅・財産の回復に関する国連原則」（2005）の成立に寄与することになり、国際機関に対する国際法の適用と執行の可能性を発展させたといえることができる（KRAP,2010a;KRAP,2010b）。

7-2. コソボの民営化による国内避難民の財産権の喪失

国内避難民の財産権回復に関しては以下の規定が重要である。UNMIK 規則 1999/24 は、コソボにおける適用可能な法規は 1989年3月22日まで施行されていた法律と UNMIK 規則であるとした。そして、1989年3月22日以降に制定された法律は、前者と後者の間に法の欠缺があり、差別的性質がない場合にのみその適用が許されることとした（UNMIK,1999b）。そして、UNMIK 規則 1999/10 は、1989年3月22日以降の法律で差別的性質が認められる法律は「不動産移転の限界における修正と追加に関する法」（1991年）と「コソボとメトヒヤ自治州領域で労働を希望する市民への農地付与の条件、方法、手続きに関する法」（1991年）であるとした（RS,1991b,1991c）。

セルビアは 1990年代に制定した法（上記2つ以外の法）に基づいて社会主義時代に国有化した土地を元所有者に返還し、他の社会有の土地の民営化を行った（SFRY,1978; RS,1991a,1992）。しかし、UNMIK 規則 1999/24（後に 2000/59 に修正された）はこれらの法を全て無効にし、社会有の土地の所有者が誰だか分からなくしてしまった（USAID, 2001）。UNMIK は社会有の土地の返還を否定することによって「訂正の正義」（セルビア人に土地を返す）を否定し、「分配の正義」（セルビア人の土地をアルバニア人に与える）を実現しようとしたのではないかと思われる（Aristotle,2009; Rawls,1999）。これは財産権に変更を加えてはならないとする UNMIK 規則 2000/54 セクション 6-2 に反し、財産権の侵害である

(UNMIK,2000b,s6.2)。

さらに、社会主義時代に国有化された土地は元所有者に返還されるか民営化された後、土地所有者の知らないところでコソボの国有地としてコソボ信託機関によって売り出されている(OSCE,2008)。UNMIK 規則 2005/18 セクション 2.2C と 6.2 が「コソボ信託機関はコソボの復興または開発とコソボ住人の福祉を促進するために、企業財産の処分、売却、設立、再編成、譲渡などの適切な措置を取ることができる」と規定しているためである (UNMIK,2005)。この問題で、財産を奪取されたセルビア人が 2007 年にコソボ最高裁判所の特別法廷に訴訟を提起した。当法廷は UNMIK 規則 2005/18 は明確な条件なしに財産の処分を名目とした偽装収用による財産の奪取を可能にしているとし、「国家は公共の利益のため私有財産に介入する権利を有するが、他の財産の支給または同価値の金銭的な補償をしなければならない」と規定している欧州人権条約第一追加議定書の 1 条に違反するとした(SCSCK、2007)。

7-3. コソボ国内裁判所への司法アクセス権と少数民族の権利の否定

このように国内避難民の財産権は回復しても喪失してしまうことがあるため、国内避難民が恒久的解決を図るにはコソボに残してきた財産の補償を行う必要がある。紛争後の財産権回復に関する大量の訴訟は国内裁判所によって取り扱われている。しかし、紛争の結果避難を余儀なくされた人々は裁判所への効果的な訴訟提起が可能ではない。法と制度的慣習が、特定の住民グループ（特定の地位や民族的帰属によって定義される）に裁判所へのアクセス権の享受を制限するとき、当局による差別的取り扱いとなる可能性がある。

KPA は国内避難民が HPD に請求した 10,041 件の破壊された財産に対する財産権回復の訴訟を承継したが、HPD が管轄外であると判断した損害賠償や購入価格の紛争に関する訴訟については裁定することが不可能なため国内裁判所へ移転して来た。また、訴訟受付期限後（2007 年 12 月）に KPA へ提起された訴訟も国内裁判所の管轄下にある。しかし、これらの紛争関連の財産権請求は国内裁判所で未解決となっている。しかも、国内裁判所の判決によって財産が正当な所有者へ返還されても、不法占拠、略奪、破壊が広範に行われており、判決に基づく強制立ち退き

の執行は行われていない (EC,2014)。

これらの状況は、コソボ国内法が、紛争後の復興関連の請求において正義を追及する際に、強制移動から生じている国内避難民の特別な必要性を認識していないことや、国内裁判所が一貫性に欠けた法の適用を行っているために生じているものである (EU,2012b)。また、一見すると中立的な法律や制度的慣習であっても、それが特定の民族を他の民族と比較して特別に不利な立場に置いていけば、間接的な差別があることになる (EU,2000)。このような観点に照らして、コソボでは国内避難民に対する差別が存在すると言える。このような差別がある状況では、国内避難民の恒久的解決は達成できない。

7 - 4 . コソボ国内裁判所における言語の平等性と費用免除の不適用

財産権の回復に関する訴訟において司法アクセス権を有効に確保するためには言語上の平等も実現しなければならない。コソボではアルバニア語とセルビア語が公式言語となっており、言語を理由に差別をされない権利が憲法で保障されている (Kosovo,2008, Art5.1,24.1)。司法手続きは当事者の知っている言語で行われるべきであり、当事者と裁判所との通信は当事者の選択する言語で行われることになっている (Kosovo,2006, Art12.2,14)。しかし、民営化の過程から生じた請求を審理する機関である信託機関関連問題に関する最高裁判所特別法廷 (SCSC) は、法廷に訴訟を提起するための全ての文書に英語の翻訳をつけなければならないとしており、それがないと法的有効性が欠けているという理由で訴訟の受理が拒否される (UNMIK,2002)。

司法アクセス権を制限する実際の目的は、SCSC の効果的な機能を妨げる障害を軽減することにあると言う (UNMIK,2001,2003)。しかし、翻訳の未処理分を減らす意図は正当な目的と言えても、翻訳を当事者に負担させるのは、コソボの司法制度の適切な機能のために比例的、効果的かつ必要だとは言えない (EULEX,2010)。したがって、翻訳を当事者に負担させることは、効果的な司法アクセス権を制限していることになる。また、訴訟当事者はセルビア語しか話せないにも関わらず、コソボの裁判所が彼らに送った 434 文書のうち 11 パーセントはアルバニア語で書かれていた。この事例も司法アクセス権が否定されていることを示してい

る (Pravnapomoc,2012)。

しかも、2008年のコソボの一方的独立宣言後に制定されたコソボ市民法によると、国内避難民はコソボ市民とは見做されなくなった。したがって、社会給付や無料の法的援助を受けられなくなった。また、裁判所の費用を免除される資格を得るためには社会福祉支援の受益者である必要があるが、国内避難民のほとんどは住宅や農地などの資産を持っているため(それらの財産は不法占拠されているにもかかわらず)、社会給付受給の資格を満たさない。彼らは経済的または社会的な意味で社会の主流から除外されているが、その状態から脱するための財産権の回復訴訟を行うことのために、多額の裁判所費用を負担しなければならず、さらに貧しくされているのである。

さらに、このように費用が払えないために訴訟を提起できないと、避難民にとっては非常に不利なことが起こり得るようになった。なぜならば、2009年に財産権に関する新しい法が制定されたことにより、不法占拠をそのままほうっておくと時効が成立し、避難民は財産権を失う可能性が出てきたからである (Kosovo,2009)。

7-5. コソボにおける敵対的取得時効制度の成立と反差別法による差別

これまでの財産法によると、財産権の変更は書面による有効な契約とその登録が必要であった。ただし、この形式を満たしていない場合や、自らが所有者だと自然人が信じて特定の財産を占有している場合に、第三者に対する法的安定性を保つために例外的に財産権を取得できる制度(取得時効)を認めることにしていた。これが有効となるためには、財産の占有者は、10年間の良心的で法的な占有期間を全うする必要があった (SFRY,1980)。しかし、2009年に新たな財産法が発効すると(40条)、財産の不法占拠者(法的所有の要件の取り外し)は、他人が実際の所有者であることを知っていたかどうかに関わりなく(善意の要件の取り外し)、一定の期間を経過して財産の占有を継続しさえすれば、取得時効が成立することになった (EU,2012c)。

これは敵対的占有取得時効であると解せられる。つまり、所有者との関係における財産権の敵対的な使用と所有者の不活動によって、所有者

の権原が消滅することである。これは、所有者が訴訟を提起する権利に時効を設けることであり、所有者の同意や所有者に対する補償を行わずに占有者が一方的に財産権を取得できることを意味する。正当な所有者が強制移動による避難を強いられている場合、法的明確性の原理を守るために、想定される彼らの不注意が財産の権原喪失によって制裁を加えられるべきではない。これは、国内避難民の特別の必要性が認識されていないことを意味する(EU,2012c)。

さらに、2004年に発効した包括的な反差別法も1999年の紛争中に強制移動させられた人々の特別な地位を考慮に入れなかった。コソボ市民のみを平等に扱うとしたからである(Kosovo,2004)。コソボ市民とは見なされない国内避難民は、社会的疎外、不法占拠と裁判所の利用妨害などに直面している。この障害は一見中立的な法律が国内避難民を他の市民と比べて特に不利な立場へ置くという制度的な性質を持ち、間接的な差別につながると言え、国際人権法の直接適用を認めるコソボ憲法22条に違反する。よって、国連事務総長特別代表(SGRS)はUNMIK規則2004/32によって反差別法1条と2条(c)の文言「コソボ市民」を「コソボ在住者」に変更するように求めた(UNMIK,2004)。しかし、未だに変更されてはおらず、彼らの避難民問題から生じている特別の必要性は無視されたままになっている。

このように、少数民族である国内避難民に対する差別が存在するのは、コソボとセルビアが痛みを伴う過去に直面しないからであり、このままでは紛争後の正義を達成することはできない。したがって、2011年から行われているEU仲介のコソボとセルビアの交渉において、和解に至る努力を行う必要がある。そして、国内避難民問題の恒久的解決を図るため、国内避難民の意思を反映させ、財産補償の実施についての国際制度を制定していくことが望ましい。財産の補償が実現されなければ国内避難民問題の恒久的解決は難しいと言えるだろう。

8. 結び

コソボ出身国内避難民が彼らの問題を解決するに当たって最も重要だと見做していることは自分の空間を確保することである。それには、財産権の回復をすることが必要である。財産権の回復が行われれば、紛

争以前に居住していた住宅に戻る（帰還）、または避難先で最低限の安定した生活を確保すること（地域統合）が達成し易い。しかし、財産権の回復が行われなければ、帰還や統合ができて、強制移動によって生じた困難な状況から脱し、避難民問題の恒久的解決は達成できない。

しかし、国際社会とコソボ国内機関が少数民族の権利保護を行う姿勢を持っていないため、財産権回復を阻む障害を取り除く努力を怠ることになり、財産権の回復は進んでいない。このため、帰還や地域統合が達成されておらず、職がなく、貧困で、社会的弱者である国内避難民は、住宅もないまま、強制移動による困難を克服することができておらず、国内避難民問題の恒久的解決は達成されていない。

国内避難民の問題解決として帰還を第一目標とした政策はほとんど進んでいない。コソボ出身国内避難民問題は長年の民族的対立の結果生じた紛争による強制移動であった。この紛争は、中世のセルビア王国による支配、そしてオスマントルコ帝国による支配などを経て民族間の複雑な関係が作り上げられていった結果生じたものである。このような民族紛争によって生じた国内避難民の問題解決には帰還は適切であるかどうかという疑問が生じる。実際に、国連をはじめとする国際社会は、国内避難民の帰還の政策がほとんど進まない現状に直面し、徐々に帰還を諦め、地域統合へとその政策を転換していった。これは国際社会が帰還の努力を十分に行わなかったことの帰結か、それとも帰還は紛争によって生じた避難民の問題解決として適切でないことによる帰結かが問題として残る。

帰還政策が進まない理由は、国内避難民の安全や移動の自由が確保されていないこと、大規模財産権回復制度である HPD や KPA の判決によって法的には財産権の回復を約束されても、判決が執行されないため、不法占拠が継続していることである。さらに、コソボ国内での少数民族への暴力、コソボの一方的独立宣言やそれに続く差別的な法律の制定・執行などにより、帰還を希望する国内避難民の数は激減していった。

国内避難民が帰還をしないで財産権を享受するために賃貸プログラムなどが作られたが、建物の状態が悪いため賃貸できなかつたり、賃貸料不払いの場合も執行されなかつたりしたため、多くの避難民が財産を売却したいと考えるようになった。しかし、価格が市場価格より低くなってしまうため、国内避難民は財産を売却したくともできない場合が多

い。したがって、帰還ができず、避難民の財産を補償することが最も適切な財産権の回復の政策になってきたのである。なお、破壊された財産権を回復するためには補償を行うしか方法がない。

しかし、国際社会は帰還を完全に諦めていないため補償を支持してはいない。したがって、KPAにもその制度は設けられなかった。コソボの国内裁判所もこれを認めていない。たとえ国内避難民の財産の補償が認められた場合でも、誰が実施する義務を負うのかが問題である。不法占拠が続く財産の補償であれば、占有者に費用を負担させることも可能である。しかし、破壊されている財産については、破壊された当時コソボ政府はまだ設立されていなかったため、国際社会に責任を負わせるしかない。実際には、UNMIKが少数民族の安全や移動の自由を確保できなかったために財産権回復の判決の執行ができず、不法占拠が存続していること、またユーゴ連邦軍が撤退させられた後に、KFORが目前で国内避難民の財産が破壊されているにもかかわらず、止めようとしなかったことの責任を問う必要がある。

国内避難民が帰還できなかったことによって補償の必要性が出てきたので、帰還を進めてきた国際機関は財産の補償の責任を持って実現することが望ましい。コソボ領域において完全な支配力を行使したKFORとUNMIKにはコソボ領域における統治上の義務がある。これらの国際機関には財産の破壊防止と少数民族保護の義務があることを明確にして、補償の責任を持たせることが重要である。

現地調査では避難民が最も望むのは「財産権を回復し、自分の空間を確保する」ことであった。国際機関は、コソボ出身国内避難民22万1千人のうち、支援を必要とする避難民を9万7千人と認定した。これらの避難民は他の住民と同程度の生活水準を達成できていないため、避難民問題の恒久的解決を達成していないと認定されたと考えられる。しかし、必ずしも他の住民と同程度の生活水準を達成できなくとも、財産権の回復のための補償ができれば、国内避難民問題の恒久的解決を達成することが可能である。

帰還が成功しなかったからと言って、補償を行えば良いという姿勢では、国内避難民の問題解決の手段を選ぶ自由を奪うことになり、真の恒久的解決には至らない。帰還は紛争を再発させる要因ともなり得るが、和解を促進する手助けともなり得る。しかし、補償は地域統合を促進し

帰還を断念させるため、真の和解への機会を失う危険性を内包している。当面は帰還が難しい場合、これを可能にするための少数民族の権利を確保する政策と補償を実施する政策の両方を推し進めていくことが重要である。この両面のどちらが欠けても国内避難民問題の恒久的解決を達成することはできない。

以上のことから、コソボ出身国内避難民問題の恒久的解決を達成するには、国内避難民の意思を尊重し、財産の補償を認めていくことが重要である。国内避難民問題は、主に国際機関が担ってきたが、実際に政策を実施していく面においては、コソボの国家の自立性を育てるため、コソボ国内機関にかなりの権限を与えてきた。しかし、このため、国際機関は有効な政策が打てなかつたり、或いは責任を回避せざるを得なかつたりした。この問題は、国際機関が責任を持った対処ができるようにし、かつ国際社会が国際機関の活動を見守り、法的責任を追及出来るようにすることにより、解決が可能になるであろう。

東日本大災害の避難者の問題を解決する方法についても、当初は帰還が目標だったが現在は避難先での定住が注目されるようになってきた。未だに福島第一原子力発電所事故による放射線の危険性から帰還の目途が立たない状況であることや、避難先での生活が長期化していることから、多くの避難者が避難先での定住を望むようになったからである（福島県、2015a）。このような長期避難者を支援するために福島県知事は被災者生活再建支援法の適用の要請を行ったが、日本政府は、原子力災害は自然災害に含まれないという理由で適用を拒んできた。政府はこの法の欠缺を埋めるため、2012年に帰還や定住に関する避難民の自己決定権を認める「子ども・被災者支援法」を制定し、支援対象地域に居住していた避難者が公営住宅へ入居できるように地方自治体に受け入れを促すための技術的な助言を与えたが、政府に幅広い裁量が委ねられていたため、支援対象地域を縮小し、帰還を重視する基本方針が打ち出されるに至り、実施されてこなかった。

これは政府が原子力損害賠償法を適用し、事故の責任を原発事業者になすりつけたことの帰結であり、コソボ国内避難民の財産権回復を担っている KPA が補償の請求を解決する責任をコソボ国内裁判所に転嫁したと類似する。それ故、原発事故の自主避難者に対する基本的な住宅支援の法制度は存在しない。したがって、災害救助法によって福島県

が仮設住宅の無償提供を続けてきたが、その費用を立て替えた政府はこれを原発事業者に請求しないまま福島県が 36,000 人と言われる自主避難者に対しては 2017 年 3 月までに打ち切ると発表した(福島県、2015b)。この施策は、避難者に帰還させたいという政府・自治体の意向を根拠にしており、避難者の意向ではない。このことは避難者意識調査において、仮設住宅の入居期間の延長を求める声が増えたことから明らかである(福島県、2015a)。この点でも、コンボにおいて国際機関が避難民の意思を組み入れず、帰還を重視し、補償を認めない施策を実行してきたことと類似している。

以上のような類似点から、東日本大震災の避難者に対する支援に関しても、帰還のみならず避難先での定住も完了することができるような柔軟な住宅支援に関する法整備を行い、避難者の意思をくみ取った上で、最終的には政府が責任をもって実施していくべきであろう。

参考文献

- Amnesty (2010) *Serbia: Stop the Forced Evictions of Roma Settlement.***
- Aristotle (2009)** translated by W.D Ross, *Nicomachean Ethics.*
- Arraiza and Moratti (2009) *Getting the Property Right: Legal Policy Dilemmas in Post-Conflict Property Restitution in Kosovo (1999 to 2009),* International Journal of Refugee Law.**
- Bratislav, B. (2013) In. *Interview with Boicevic Bratislav. 4th August 2013.***
- Brooking (2010) *IASC Framework on Durable Solutions for Internally Displaced Persons,* the Brooking Institution.**
- Bucaj, D. (2013) In. *Interview with Dafina Bucaj, Assistant Negotiator, Mistry of Justice, Kosovo. 1st September 2013.***
- COHRE (2008) *Property Return and Restitution: Kosovo. Prepared for Review of Covenant Law Issues in Kosovo by the Committee on Economic, Social and Cultural Rights.***
- Council of Europe (2009) *Comments of the Governments of Serbia on the Second Opinion of the Advisory Committee on the Implementation of the Framework Convention for the Protection of National Minorities by Serbia. 26 October 2009.***
- Cox, M. (2000) *Resolving Residential Property: Principles of Law, Evidence and Procedure for the Housing and Property Directorate and Claims Commission.* UNMIK-United Nations Centre for Human Settlements.**
- EC (2014) *Kosovo 2014 Progress Report, European Commission, COM (2014)700,***

Brussel. 8 October 2014.

ECHR (2005) *Xenides-Arestis v, Turkey (admissibility), decision (Application No. 46347/99)*, 14 March 2005.

ERRC (2012) *Parallel Report Concerning Serbia to the Human Rights Council for Consideration at its 15 Session on 21 January to 1 February 2013*, European Roma Rights Centre and Minority Rights Centre.

EU (2000) *Article 2 para. 2 of the EU Directive, 200/43/EC*. 29 June 2000.

EU (2012a) *Right to Restitution and Compensation of Property Damaged or Destroyed During Displacement under International Human Rights Law and International Humanitarian Law*. Further Support to Refugees and IDPs in Serbia, EuropeAid/129208/C/SER/RS.

EU (2012b) *Access to Justice for Internally Displaced Persons from Kosovo*, Further Support to Refugees and IDPs in Serbia, EuropeAid/1290208/SER/RS.

EU (2012c) *Acquisition of Property Through Prescription and the Illegal Occupation of Immovable Property of IDPs from Kosovo*. Further Support to Refugees and IDPs in Serbia, EuropeAid/1290208/SER/RS.

EULEX (2010) *Annual Report for 2010 on the Judicial Activities of EULEX Judges*, p.66.

福島県 (2015a) 『福島県避難者意識調査』、平成 27 年 4 月 28 日. Available at <https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/75179.pdf>

(accessed: 4 February 2016)

福島県 (2015b) 『東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間の延長』、平成 27 年 6 月 15 日. Available at

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16055b/260528-kasetukyoyoencyou.html> (accessed: 4 February 2016)

復興庁 (2015) 『全国の避難者等の数』、平成 27 年 4 月 28 日. Available at

http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/sub-cat2-1/20150428_hinansha.pdf

(accessed: 4 February 2016)

Geneva (1949) *Geneva Conventions I to IV, Geneva, 12 August 1949.*

GPF (1999) *Destruction, Casualties, Cost and Other*. AP, June 10 1999. Available at: <https://www.globalpolicy.org/component/content/article/190/38861.html>

(accessed: 10 April 2015)

GRUPA484 (2012) *15 flats for internally displaced persons and socially vulnerable families in Kragujevac*. Available at <http://www.grupa484.org.rs/en/news/15-flats-internally-displaced-persons-and-socially-vulnerable-families-kragujevac> (accessed: 10 April 2015)

Hague IV (1907) *Convention (IV) respecting the Laws and Customs of War on Land and its annex: Regulations concerning the Laws and Customs of War on Land*. The Hague, 18 October 1907.

Hague V (1907) *Convention (V) respecting the Rights and Duties of Neutral Powers and Persons in Case of War on Land*. The Hague, 18 October 1907.

- HPD** (2008) *Housing and Property Claims Commission, Final Report*.
- HRW** (2004) *Failure to Protect: Anti-Minority Violence in Kosovo, March 2004*, Human Rights Watch, Volume 16, no. 6(d).
- ICJ** (2004) *Legal Consequences of the Construction of a Wall in the Occupied Palestinian Territory (Advisory Opinion)*, 9 July 2004.
- IDMC** (2010) *Ten Years after Displacement, Returns Remain Stalled but Integration Prospects Improving*.
- IDMC** (2012) *Kosovo: Durable Solutions still Elusive after 13 Years after Conflict*.
- Judah, T.** (2002) *War and Revenge*. 2nd edn. Yale University Press.
- Judah, T.** (2008) *Kosovo: What Everyone Needs to Know*. 1st edn. Oxford University Press.
- Kalshoven, F.** (2005) *Expert Opinion, Article 3 of the Convention IV Respecting the Laws and Customs of War on Land*, as cited at Carolin Alvermann, ICRC, Customary International Humanitarian Law: Practice, Volume 2, Part 1, Cambridge University Press, p.3591.
- Karazic, L.** (2013) *In. Interview with Lazar Karazic. 4th August 2013*.
- Ker-Lindsay, J.** (2009) *Kosovo: The Path to Contested Statehood in the Balkans*. I. B. Tauris.
- KPA** (2015) *Total Claimed Properties*. Available at: <http://www.kpaonline.org/claimProp.asp> (accessed: 10 April 2015)
- KRAP** (2010a) *Zivkovic and Others, cases nos. 28/08, 65/08, 68/08, 40/09, Opinion of 6 August 2010*.
- KRAP** (2010b) *Milogoric and Others, cases non. 38/08, 58/08, 61/08, 69/08, Opinion of 24 March 2010*.
- KRAP** (2011) *Opinions released on Esat Berisa Case no. 27/28 and others v UNMIK and Peko Milogoric Case no. 38/08 and others v UNMIK*.
- KOSOVO** (2004) *Anti-discrimination Law No. 2004/32 of 19 September 2004*.
- KOSOVO** (2006) *Law No. 02/L-37 on the use of language. 20 July 2006*.
- KOSOVO** (2008) *Article 31 para. 1 of the Constitution of Kosovo of 15 June 2008*.
- KOSOVO** (2009) *Law No.03/L-154 on Property and Other Related Rights of 25 June 2009*.
- MacShane, D.** (2012) *Why Kosovo Matters*. Haus Publishing.
- Malcolm, N.** (1999) *Kosovo: A Short History*. Harper Perennial.
- 百瀬亮司 (2008) 「コソヴォ研究における領域的重層性」『民族紛争の背景に関する地政学的研究』大阪大学世界言語研究センター、第8号, pp.198-208, 2008.
- 中里良二 (2000) 「セルビア人とアルバニア人—主に中世期を中心として—」『共立女子短期大学文科紀要』第43号, pp.35-48, 2000.
- Nedeljkovic, M.** (2013) *In. Interview with Maria Nedeljkovic. 4th August 2013*.
- OSCE** (2007) *Mission in Kosovo, Eight Years After: Minority Returns and Housing and*

Property Restitution in Kosovo, Department of Human Rights, Decentralization and Communities, p. 32.

OSCE (2008) *Privatization in Kosovo: Judicial Review of Kosovo Trust Agency Matters by the Special Chamber of the Supreme Court of Kosovo.*

OSCE (2011) *Challenges in the Resolution of Conflict-Related Property Claims in Kosovo.*

OSCE (2012) *An Assessment of the Voluntary Returns Process in Kosovo.*

PCIJ (1928) *Chorzów Factory Case, Germany v. Poland.* P.C.I.J., Ser. A, No. 17.

Praxis (2009) *Protection of Rights of Internally Displaced Persons in Anticipation of a Durable Solution.* March, 2009.

Pravnapomoc (2012) *Statistical Analysis.* Available at:

http://www.pravnapomoc.org/web/Statistical_Analysis.pdf (accessed: 10 April 2015)

Rawls, J. (1999) *A Theory of Justice, Rev. ed.* Cambridge. Harvard University Press.

R.S. (2002) *National Strategy for Resolving the Problems of Refugees and Internally Displaced Persons.*

R.S. (2006) *Protocol on Voluntary and Sustainable Return between United Nations Interim Administration Mission in Kosovo and Provisional Institution of Self-Government of Kosovo and Government of Serbia.*

R.S. (1991a) *Official Gazette of the Republic of Serbia, No.48/91. The Law on the Conditions and Procedures of Socially Owned Property Transformation into Other Forms of Property.*

R.S. (1991b) *Official Gazette RS No.22/91 Law on Amendments and Additions in the Limitations of Real Estate.*

R.S. (1991c) *Official Gazette RS No.43/91 Law on Conditions, Methods and Procedures of Giving the Agricultural Land to Citizens Who Wish to Work and Live in the Territory of Autonomous Province of Kosovo.*

R.S. (1992) *Official Gazette of the Republic of Serbia, No.49/92. The Law on Transformation of Socially Owned Agricultural Land into Other Types of Ownership.*

R.S. (2009) *Migration Management Strategy.* 23 July 2009.

R.S. (2010) *National Strategy for Resolving the Problems of Refugees and Internally Displaced Persons for the Period from 2011 to 2014.*

R.S. (2015) *Number of collective centers and accommodated persons from 2002.*

Available at: <http://www.kirs.gov.rs/articles/centers.php?lang=ENG> (accessed: 10 April 2015)

SCSCK (2007) *Alexander Hadzijevic and Vera Frtunic vs. Kosovo Trust Agency and SOE Trepca Hotels, SCC06-0010.* Special Chamber of the Supreme Court of Kosovo on Kosovo Trust Agency Related Matters. November 20, 2007.

SFRY (1978) *Official Gazette SFRJ No. 29/78 Law on Obligations.*

SFRY (1980) *Official Gazette SFRY No. 6/80 Law on Basic Property Relations.*

SFRY (1984) *Official Gazette SFRY. Law on Agriculture.*

柴田宜広(1999)「コソヴォ問題の歴史的背景」『歴史学研究』青木書店、第 719

号、pp.39-43,1999.

Slavkovic, M. (2013) *In. Interview with Milanka Slavkovic*. 6th August 2013.

Sveten, S. (2013) *In. Interview with Stankovic Sveten*. 6th August 2013.

田並尚恵 (2012) 「東日本大震災における県外避難者への支援—受入れ自治体調査結果から」『災害復興研究』第4号,pp.15-24,2012.

Tawil, E. (2009) *Property Rights in Kosovo: A Haunting Legacy of a Society in Transition*, Occasional Paper Series, International Centre for Transitional Justice.

UN (1948) *A/810*

UN (1966a) *A/6014*

UN (1966b) *A/6316*

UN (1995) *A/50/790/S/1995/999*

UN (1998) *E/CN.4/1998/53/Add.2*

UN (1999) *S/RES/1244*

UN (2005a) *E/CN.4/Sub.2/2005/17*

UN (2005b) *Basic Principles and Guidelines on the Right to a Remedy and Reparations for Victims of Gross Violations of International Human Rights Law and Serious Violations of International Humanitarian Law*, A/60/147

U.N. (2006a) *A/RES/60/147*

UN (2006b) *S/906/2006*

UNHCR (2000) *The State of the World's Refugees. Fifty Years of Humanitarian Action*. Oxford University Press.

UNHCR (2006) *The Balkans at a Crossroad: Progress and Challenges in Finding Durable Solutions for Refugees and Displaced Persons from the Wars in the Former Yugoslavia*.

UNHCR (2007) *Analysis of the Situation of Internally Displaced Persons from Kosovo in Serbia: Law and Practice*.

UNHCR (2008) *New Housing Helps Cut the Number of Collective Centres in Serbia*. 21 August 2008.

UNHCR (2011) *Assessment of the Needs of Internally Displaced Person in Serbia*.

UNHCR (2015) *2015 UNHCR Sub-regional Operations Profile – Serbia*. Available at: <http://www.unhcr.org/pages/49e48d9f6.html> (accessed:10 April 2015)

UN Human Rights Council (2009a) *Serious Obstacles Remain for Internally Displaced Persons in Balkans, Warns United Nations Special Representative*. 7 July 2009

UN Human Rights Council (2009b) *Report of the Representative of the Secretary-General on the Human Rights of IDPs, Follow Up Visit to Serbia and Montenegro (including Kosovo) in 2005*. 11 December 2009

UNMIK (1999a) *Regulation No. 1999/23*

UNMIK (1999b) *Regulation No. 1999/24 amended by Regulation No. 2000/59*

UNMIK (2000a) *Regulation No. 2000/60*

UNMIK (2000b) *Regulation No. 2000/54*

UNMIK (2002) *Regulation No. 2002/13*

UNMIK (2004) *Regulation No. 2004/32*

UNMIK (2005) *Regulation No. 2005/18*

UNMIK (2006a) *Regulation No. 2006/10*

UNMIK (2006b) *Regulation No. 2006/50*

USAID (2001) *On analysis of UNMIK Regulations and pre-existent Yugoslav laws related to agricultural and privatization / commercialization in Kosovo. 5TH July 2001.*

月村太郎 (2007) 「民族的少数派となる恐怖 -- 旧ユーゴ連邦解体過程におけるセルビア人を例として (周縁からの国際政治)」日本国際政治学会編『国際政治』第 149 号、pp.46-60、2007

月村太郎 (2009) 「コソヴォの独立と国家主権の行方 -- 『ユーゴ内戦』その後」『東京大学出版会』第 38 号 2 巻、pp.39-44、2009

Vickers, M. (1998) *Between Serb and Albanian: A History of Kosovo*. Columbia University Press.

Vucinovic, R. (2013) *In. Interview with Ratimirka Vucinovic.* 5th August 2013.

Zubic, S. (2013) *In. Interview with Stanvuir Zubic.* 4th August 2013.

執筆者紹介（執筆順。＊は編者）

高木竜輔（たかき・りょうすけ） *Chap.1*

いわき明星大学教養学部地域教養学科 准教授

専門分野：地域社会学

原口弥生（はらぐち・やよい） *Chap.2*

茨城大学人文学部社会科学科 教授

専門分野：環境社会学

＊辰巳頼子（たつみ・よりこ） *Chap.3*

清泉女子大学文学部地球市民学科 准教授

専門分野：人類学・地域研究（東南アジア）

鈴木直喜（すずき・なおき） *Chap.4*

清泉女子大学文学部地球市民学科 教授

専門分野：計画論・NGO論・地域協力

福武慎太郎（ふくたけ・しんたろう） *Chap.5*

上智大学総合グローバル学部総合グローバル学科 准教授

専門分野：人類学・地域研究（東南アジア）

布施雅彦（ふせ・まさひこ） *Chap.6*

福島工業高等専門学校 一般教科情報 准教授

専門分野：情報教育・教育工学・メディア教育

豊川智之（とよかわ・さとし） *Chap.7*

東京大学大学院医学系研究科 准教授

専門分野：社会疫学・健康医療政策学

浜本篤史（はまもと・あつし） *Chap.8*

名古屋市立大学大学院人間文化研究科 准教授

専門分野：開発社会学・環境社会学・中国社会論

斎藤一正（さいとう・かずまさ） *Chap.9*

ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス（LSE）法学研究科博士課程

単位取得中退

専門分野：国際法・国際人権法・難民法

災害後の人々の移動とアソシエーションの
人類学・社会学的研究

辰巳頼子編

2016年3月発行